【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】令和3年3月31日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)

S.A.)

【代表者の役職氏名】 デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小林 央明 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通

リ 287 - 289番

(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of

Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

 同
 大西
 信治

 同
 大田
 友羽佳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

MUGC GSケイマン・ファンド - GS バンク・キャピタル証

券ファンド(マルチ・カレンシー型)

(MUGC GS Cayman Fund - GS Financial Institutions Capital

Securities FX Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

ブラジルレアルクラス受益証券:

30億米ドル(約3,134億円)を上限とする。

中国元クラス受益証券:

30億米ドル(約3,134億円)を上限とする。

米ドルクラス受益証券:

30億米ドル(約3,134億円)を上限とする。

豪ドルクラス受益証券:

30億豪ドル(約2,402億円)を上限とする。

円クラス受益証券:

3,000億円を上限とする。

ユーロクラス受益証券:

30億ユーロ(約3,794億円)を上限とする。

英ポンドクラス受益証券:

30億英ポンド(約4,297億円)を上限とする。

メキシコペソクラス受益証券:

30億米ドル(約3,134億円)を上限とする。

- (注1)各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨 (以下「クラス通貨」という。)とするが、表示通貨については、ブラジルレアルクラス受益証券、中国元クラス受益証券、米ドルクラス受益証券およびメキシコペソクラス 受益証券は米ドルとし、豪ドルクラス受益証券については 豪ドル、円クラス受益証券については日本円、ユーロクラス受益証券についてはユーロ、英ポンドクラス受益証券については英ポンド(以下、個別にまたは総称して「表示通貨」という。)とする。
- (注2)特段の記載がない限り、各外国通貨の円貨換算は、2021年 1月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買 相場の仲値である、1米ドル=104.48円、1豪ドル= 80.08円、1ユーロ=126.48円および1英ポンド=143.24 円による。
- (注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MUGC GSケイマン・ファンド -

GS バンク・キャピタル証券ファンド(マルチ・カレンシー型)

(MUGC GS Cayman Fund - GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund)

(注) MUGC GSケイマン・ファンド - GS バンク・キャピタル証券ファンド(マルチ・カレンシー型)(MUGC GS Cayman Fund - GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund)(以下「本サブ・ファンド」または「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるMUGC GS ケイマン・ファンド(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

サブ・ファンドの受益証券は記名式無額面受益証券であり、本書の日付現在、ブラジルレアルクラス受益証券、中国元クラス受益証券、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券、円クラス受益証券、正券、ユーロクラス受益証券、英ポンドクラス受益証券およびメキシコペソクラス受益証券(以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。)の8種類がある。

受益証券について、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

サブ・ファンドは、追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

ブラジルレアルクラス受益証券:30億米ドル(約3,134億円)を上限とする。

中国元クラス受益証券:30億米ドル(約3,134億円)を上限とする。

米ドルクラス受益証券:30億米ドル(約3,134億円)を上限とする。

豪ドルクラス受益証券:30億豪ドル(約2,402億円)を上限とする。

円クラス受益証券:3,000億円を上限とする。

ユーロクラス受益証券:30億ユーロ(約3,794億円)を上限とする。

英ポンドクラス受益証券:30億英ポンド(約4,297億円)を上限とする。

メキシコペソクラス受益証券:30億米ドル(約3,134億円)を上限とする。

(4)【発行(売出)価格】

管理事務代行会社が申込みを受け付けた取引日における受益証券1口当たり純資産価格

- (注1)「ファンド営業日」とは、(1)ロンドン、ニューヨークおよび東京において銀行が営業している日で、かつ(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社および受託会社が随時定める日をいい、「国内営業日」とは、東京において銀行が営業している日をいう。また、「取引日」とは、米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラス、ユーロクラス、英ポンドクラスおよびメキシコペソクラスについては、ファンド営業日、ブラジルレアルクラスについては、ファンド営業日で、かつサンパウロ証券取引所が取引を行っている日、中国元クラスについては、ファンド営業日で、かつ上海証券取引所が取引を行っている日をそれぞれいう。その他の用語の定義については、後記「別紙定義集」を参照のこと。
- (注2)ファンド証券1口当たり純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に照会することができる。

(5)【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.85%(税抜3.50%)を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算される。

(6)【申込単位】

ブラジルレアルクラス受益証券:100米ドル以上1米セント単位

中国元クラス受益証券:100米ドル以上1米セント単位 米ドルクラス受益証券:100米ドル以上1米セント単位

豪ドルクラス受益証券:100豪ドル以上1豪セント単位

円クラス受益証券:1万円以上1円単位

ユーロクラス受益証券:100ユーロ以上1ユーロセント単位 英ポンドクラス受益証券:100英ポンド以上1英ペンス単位 メキシコペソクラス受益証券:100米ドル以上1米セント単位

ただし、管理会社または日本における販売会社は、管理会社または日本における販売会社の裁量により、これと異なる申込単位または申込金額を定めることができる。具体的な申込単位または申込金額については、日本における販売会社に照会のこと。

(7)【申込期間】

2021年4月1日(木曜日)から2022年3月31日(木曜日)まで

(注1)申込期間における申込みは取引日に限り取り扱われる。

(注2) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

(8)【申込取扱場所】

サブ・ファンドの申込取扱場所については、下記に照会のこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

電話番号:03-6437-6000

(9)【払込期日】

投資者による払込みの方法については下記「(12)その他 (八)申込みの方法」を参照のこと。 日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(Brown Brothers Harriman & Co.)(以下「保管会社」という。)のサブ・ファンド口座に、適用される取引日から起算して4ファンド営業日目の日(以下「払込期日」という。)までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

(10)【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(11)【振替機関に関する事項】 該当事項なし。

(12)【その他】

- (イ)申込証拠金はない。
- (ロ)引受等の概要

管理会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券販売契約を締結している。 日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社(以下「販売取扱会社」という。日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、日本における販売会社も含むものとする。)を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注)販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をサブ・ファンドに 関して日本における代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当た りの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の 書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいう。

(八)申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う日本における投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または各クラスの表示通貨で支払われる。円貨で支払われた場合における表示通貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「国内約定日」という。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。申込金額は、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)販売取扱会社に対して支払われ、日本における販売会社は払込期日に保管会社のサブ・ファンドの口座に各クラスの表示通貨で払い込む。

取得申込みについては、申込単位が金額の場合、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

(二)日本以外の地域における発行 該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

MUGC GSケイマン・ファンド - GS バンク・キャピタル証券ファンド (マルチ・カレンシー型) (MUGC GS Cayman Fund - GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund) (以下「本サブ・ファンド」または「サブ・ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、2010年 2 月10日付信託証書(以下「信託証書」という。)に従って同日付で設定されたアンブレラ・ファンドであるMUGC GS ケイマン・ファンド (MUGC GS Cayman Fund) (以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

サブ・ファンドは、ブラジルレアルクラス(BRL Class)、中国元クラス(CNY Class)、米ドルクラス(USD Class)、豪ドルクラス(AUD Class)、円クラス(JPY Class)、ユーロクラス(EUR Class)、英ポンドクラス(GBP Class)およびメキシコペソクラス(MXN Class)で構成される。各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨とするが、各クラスの表示通貨は、ブラジルレアルクラス、中国元クラス、米ドルクラスおよびメキシコペソクラスは米ドルとし、豪ドルクラスについては豪ドル、円クラスについては日本円、ユーロクラス受益証券についてはユーロ、英ポンドクラス受益証券については英ポンドとする。

信託金の限度額は、定められていない。

サブ・ファンドの投資目的は、主に金融機関により発行される、優先証券、永久劣後債、期限付劣後債および普通社債で構成される分散されたポートフォリオへの投資を通じて、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを受益者に提供することを追求することである。詳しくは、後記「2 投資方針(1)投資方針」を参照のこと。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、適用される評価日において計算される、関連するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格(適用がある限りにおいて手数料および税金控除後)である。

管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議の上、信託期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2025年9月30日をもって終了する。

(2)【ファンドの沿革】

1974年 4 月11日 管理会社設立

2010年2月10日 信託証書および補遺信託証書締結

2010年3月1日 日本におけるファンド証券(ブラジルレアルクラス受益証券、中国元クラス受益

証券、米ドルクラス受益証券、豪ドルクラス受益証券および円クラス受益証券)

の募集開始

2010年3月15日 サブ・ファンド(ブラジルレアルクラス、中国元クラス、米ドルクラス、豪ドル

クラスおよび円クラス)の運用開始

2010年9月28日 補遺信託証書締結

2010年10月1日 サブ・ファンドの英語名称を「MUGC GS Cayman Fund - GS Bank Capital Securities

FX Fund」から「MUGC GS Cayman Fund - GS Financial Institutions Capital

Securities FX Fund」に変更

2010年10月18日 ユーロクラス受益証券および英ポンドクラス受益証券の日本における募集開始

2010年10月25日 サブ・ファンド (ユーロクラスおよび英ポンドクラス)の運用開始

2013年9月17日 メキシコペソクラス受益証券の日本における募集開始

2013年9月27日 サブ・ファンド(メキシコペソクラス)の運用開始

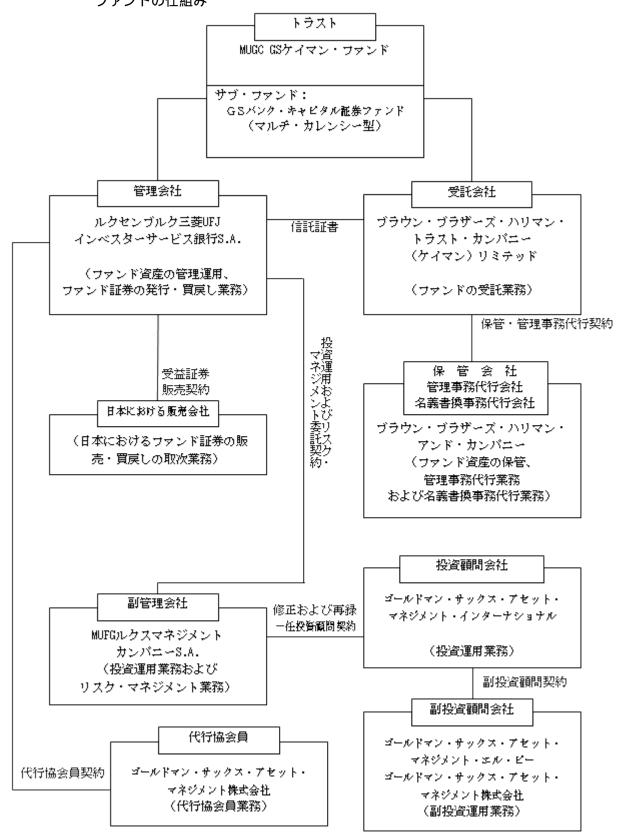
2015年7月27日 補遺信託証書締結

2016年6月10日 補遺信託証書締結

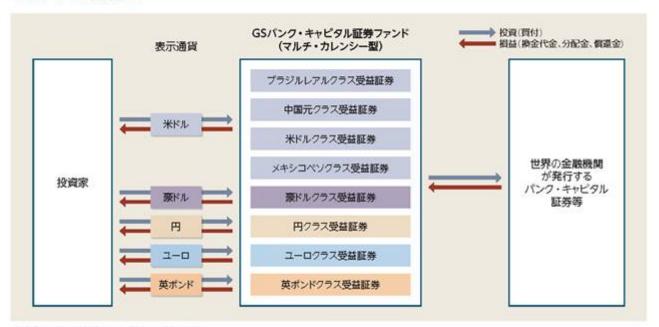
2018年5月31日 サブ・ファンドの信託期間を2025年9月30日に延長

(当初は2020年9月30日)

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの什組み



ファンドの仕組み



*掲益はすべて投資家である受益者に帰属します。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJイ	管理会社	2010年2月10日付で信託証書および補遺信託
ンベスターサービス銀行		証書ならびに2010年9月28日付、2015年7月
S.A.		27日付および2016年 6 月10日付で補遺信託証
(Mitsubishi UFJ		書を受託会社と締結。信託証書は、サブ・
Investor Services &		ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の
Banking (Luxembourg)		発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等
S.A.)		について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハ	受託会社	2010年2月10日付で信託証書および補遺信託
リマン・トラスト・カンパ		証書ならびに2010年9月28日付、2015年7月
ニー(ケイマン)リミテッ		27日付および2016年 6 月10日付で補遺信託証
ド		書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・
(Brown Brothers		ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券
Harriman Trust Company		┃の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了 ┃
(Cayman) Limited)		等について規定している。
MUFGルクスマネジメントカ	副管理会社	2014年 3 月31日付で投資運用およびリスク・
ンパニーS.A.		マネジメント委託契約(随時改訂または追補
(MUFG Lux Management		される) ^(注1) を管理会社と締結。同契約は
Company S.A.)		直近において2020年2月10日付で改訂されて
		いる。同契約は、投資運用業務およびリス
		ク・マネジメント業務について規定してい
		る 。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラウン・ブラザーズ・ハ	保管会社	2008年11月3日付で保管・管理事務代行契約
リマン・アンド・カンパ	管理事務代行会社	(随時改訂される) (注2) を受託会社と締
=-	名義書換事務代行会社	結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業
(Brown Brothers Harriman		務、管理事務代行業務および名義書換事務代
& Co.)		行業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・	投資顧問会社	2017年1月10日付で修正および再録一任投資
アセット・マネジメント・		顧問契約(2017年1月14日効力発生)(随時
インターナショナル		改訂される)(以下「一任投資顧問契約」と
(Goldman Sachs Asset		いう。) ^(注3) を副管理会社と締結。同契約
Management		は、投資運用業務について規定している。
International)		
ゴールドマン・サックス・	副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジ
アセット・マネジメント・	(GSAMLP)	メント・エル・ピーは2007年6月29日付で副
エル・ピー	副投資顧問会社	投資顧問契約(随時改訂される)(以下「副
(Goldman Sachs Asset	(GSAMC)	投資顧問契約(GSAMLP)」という。)
Management L.P.)		│ ^(注4) を、ゴールドマン・サックス・アセッ │
ゴールドマン・サックス・		ト・マネジメント株式会社は2003年8月28日
アセット・マネジメント株		付で副投資顧問契約(随時改訂される)(以
式会社		下「副投資顧問契約(GSAMC)」とい
		い、副投資顧問契約(GSAMLP)と併せ
		て「副投資顧問契約」と総称する。)を投資
		顧問会社と締結。同契約は、副投資運用業務
		について規定している。
ゴールドマン・サックス・	代行協会員	2010年2月9日付で管理会社との間で代行協
アセット・マネジメント		会員契約(2016年3月1日付代行協会員契約
株式会社		の変更契約により修正済) (随時改訂され
		る) ^(注5) を締結。代行協会員契約は、代行
		協会員業務について規定している。

- (注1)投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、ファンドに対し、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供し、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為することを約する契約である。
- (注2)保管・管理事務代行契約とは、サブ・ファンドの資産保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の提供を約する契約である。
- (注3) 一任投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、副管理会社に対し、投資 運用サービスを提供することを約する契約である。
- (注4)副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された各副投資顧問会社が副投資運用業務を提供 することを約する契約である。
- (注5)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

()設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

()事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

()資本金の額(2021年1月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約196億円)

発行済株式総数 5.051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

()会社の沿革

1974年 4 月11日 設立

2006年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)

エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルク

センブルグ)エス・エイに変更

2007年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブ

ルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エ

ス・エイに変更

2016年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからル

クセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

()大株主の状況

(2021年1月末日現在)

		(- , , ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(改訂済)(以下「信託法」という。)に基づき登録されている。トラストは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

準拠法の内容

()信託法

信託法は、基本的に英国の信託法を踏襲し、英国の信託法および判例法の大部分を採用している。さらに、信託法は1925年英国受託会社法に概ね基づいている。投資者は受託会社に資金を拠出し、これらの資金は投資者のために投資運用者によって運用される一方、通常、受託会社は保管者としてこれらの資金を保有する。各受益者は、信託資産の按分割合について権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受

益者としない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官 に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産がケイマン諸島において50年間 課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定されたケイマン諸島の信託は、150年まで存続できる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2025年 9 月30日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

()ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5)【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

()ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c)会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- (e) 関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。 サブ・ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース

(PricewaterhouseCoopers) ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、前年9月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にCIMAに提出する。

() 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年9月30日である。会計書類は、米国で一般に公正と認められる会計基準(USGAAP)または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内で、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

日本における開示

- () 監督官庁に対する開示
- (a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を、関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

()日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて 日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に販売取扱会社を通じて交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社のホームページにおいて提供される。

(6)【監督官庁の概要】

サブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行権を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する所定の詳細事項および監査済会計書類を年1回提出することを規定している。規制された投資信託として、CIMAは、いつでもサブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にサブ・ファンドの解散を請求することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。

しかしながら、CIMAは一定の場合にトラストまたはトラストのサブ・ファンドの活動について調査する権限を持たないものの、トラストは投資行為またはサブ・ファンドの設立について、CIMAまたはケイマン諸島におけるその他の政府関係機関による監督に服す。CIMAおよびケイマン諸島の政府関係機関はいずれも、英文目論見書の条項または実質的内容について批評または承認していない。ケイマン諸島には、投資者が利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、または、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託の運用者の地位にある者が、その任務にあたる適任かつ適正な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストに助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託として許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、主に金融機関により発行される、優先証券、永久劣後債、期限付劣後債および普通社債で構成される分散されたポートフォリオへの投資を通じて、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを受益者に提供することを追求することである。なお、かかる有価証券に関して、優先証券、永久劣後債および期限付劣後債を総称して「キャピタル証券」といい、金融機関が発行するキャピタル証券を総称して「バンク・キャピタル証券」という。

サブ・ファンドは、金融機関以外の法人が発行する優先証券、劣後債または社債に投資することができる。なお、投資環境またはその他の要因により、サブ・ファンドによるバンク・キャピタル証券への投資水準が低下する可能性がある。

サブ・ファンドの投資対象は、主に米ドル(以下「基準通貨」という。)建てであるかまたは 米ドルにヘッジされる見込みである。各クラスの投資者がそれぞれのクラスのクラス通貨による リターンが享受できるよう、投資顧問会社は、その単独裁量により、投資顧問会社がその単独裁 量で決定する先物為替予約および通貨オプションを含む特定の取引手法および手段を利用し、基 準通貨に対し各クラス通貨の為替エクスポージャーを得るための為替取引(以下、総称して「外 国為替取引」という。)に努めるが、かかる義務を負うものではない。

なお、投資顧問会社が、為替取引を行う、または、実施される為替取引が有効であるという保証はない。また、受益者が、受益者の法域における自国通貨以外のクラス通貨に対して為替取引が行われる各クラスの受益証券に投資する場合、かかる受益者は、かかる自国通貨に対する当該クラス通貨の価値の低下という重大なリスクにさらされる。

サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、サブ・ファンドのポートフォリオ 設計およびリスク管理または為替取引が成功するという保証もない。

ファンドの特色

- 1. 主に世界の金融機関が発行するバンク・キャピタル証券(優先証券、永久劣後債および期限付劣後債などを総称して「キャピタル証券」といい、金融機関が発行するキャピタル証券を総称して「バンク・キャピタル証券」といいます。)に投資を行い、普通社債など一般の債券よりも高い利回りの獲得と値上がり益を追求します。
- 2.8つの通貨クラスからお選びいただけます。

通貨クラス	ブラジル レアルクラス	中国元クラス	米ドルクラス	豪ドルクラス	円クラス	ユーロクラス	英ポンド クラス	メキシコベソ クラス
続資産価格の 表示適貨	米ドル	米ドル	米ドル	豪ドル	円	2-0	英ポンド	米ドル

- ■原則として、各通貨クラスは為替取引(円クラスについては為替ヘッジ。以下同様です。)を行い、実質的にそれぞれの通貨での運用が行われます。高金利通貨の場合には、上乗せ金利(金利差相当のプレミアム)を享受することができます。金利の低い通貨の場合には、金利差がマイナスとなりコストとなる場合があります。
- ■ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスは表示通貨が米ドルのため、純資産価格は対米ドルの為替レートの影響を受けます。
- 原則として、毎月10日(ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日。以下「分配日」といいます。)に収益の分配が行われます。
 - ■分配金は分配日から起算して6ファンド営業日目に(関係する市場において銀行が決済を行っていない場合等においては以後可及的速やかに)支払われます。
 - ■ファンド営業日とは、ロンドン、ニューヨークおよび東京において銀行が営業している日ならびにニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社および受託会社が随時定める日をいいます。
- *市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。投資環境やその他の要因等によっては、バンク・キャピタル証券の投資比率を引き下げる場合があります。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

投資戦略

サブ・ファンドが投資する可能性のある証券および商品は、以下およびその他英文目論見書に 記載される商品を含むがこれらに限られない。

- (1)トラスト型優先証券を含むがこれに限られないキャピタル証券および優先株式
- (2) 政府、政府機関および下部機関、国際組織ならびにその他の法主体が発行するソブリン債券 および債務証券(ブレディ債および米国債を含むがこれらに限られない。)
- (3) 法人債券および債務証券
- (4) 転換可能なキャピタル証券またはその他の転換社債の保有分に由来する金融機関またはその 他の法人の株式
- (5)数ある戦略の中でもとりわけ様々な通貨に関する先渡契約(ノン・デリバラブル・フォワー ドを含むがこれに限られない。)のロング・ポジションおよび/またはショート・ポジション を含む外貨取引
- (6) 非米国発行体の支店および代理機関により米国で発行される債券(ヤンキー債)ならびに米 国外で発行される債券(ユーロ債)
- (7) レポ取引、逆レポ取引、クレジットリンク商品、トータル・リターン・スワップおよび金利 スワップを含むがこれらに限られない債務証券関連デリバティブおよび仕組み証券
- (8) 米国および非米国の定期預金、政府または政府機関もしくは下部機関により発行される短期 国債、中期国債、長期国債および債券、地方債、コマーシャル・ペーパー、預金証書、銀行引 受手形、およびマネー・マーケット商品およびその他の短期債務証券、マネー・マーケット・ ファンドの利益ならびに銀行およびブローカー・ディーラーとのレポ取引を含むがこれらに限 られない現金等価物(以下「現金等価物」という。)
- (9)米国における販売のために登録されていないが1933年米国証券法(改正済)(以下「米国証 券法」という。)の規則144Aに基づいて適格機関投資家間で取引される証券またはかかる証券 の登録を要求する権利を含む証券を含むがこれらに限られない私募証券

サブ・ファンドが投資する債券は、固定金利または変動金利となる。

サブ・ファンドは、デリバティブ商品および仕組み証券に投資することができる。これには、 直接投資の目的の場合で、かつ通貨および金利の管理活動を行うため、またはサブ・ファンドの ポートフォリオのデュレーション、イールド・カーブ、通貨、ボラティリティもしくはセクター もしくは安全性のリスクを管理するため、または収益を生み出すために行われる場合を含むがこ れらに限られない。サブ・ファンドが利用するデリバティブ商品および仕組み証券は、クレジッ トリンク商品、スワップ(金利スワップ、通貨スワップ、クレジット・スワップおよびトータ ル・リターン・スワップを含む。)、スワップション、金利キャップ、フロア、カラーおよび同 様の商品、証券および証券指数のオプション(取引所で取引されるオプションおよび店頭市場の オプションを含むがこれらに限られない。)、先物(金融先物契約を含むがこれに限られな い。)ならびに先物、通貨直物および先渡契約(ノン・デリバラブル・フォワードを含むがこれ に限られない。)のオプションが含まれる可能性がある。また、サブ・ファンドは、レポ取引 (三者間レポ取引を含むがこれに限られない。)および逆レポ取引を締結することができ、「先 渡し」または「発行日基準」で証券を購入することができ、組入れ証券の貸付けおよび借入れを 行うことができ、かつ「つなぎ売り」であるかオプションおよび先物を利用した空売りであるか を問わず、空売り(TBA取引の空売りを含むがこれに限られない。)を行うことができる。

サブ・ファンドの特定の投資実務(およびこれに付随する特定のリスク)を以下に記載する。

キャッシュ運用

サブ・ファンドは、予想される買戻し、費用もしくはその他サブ・ファンドの運営上必要な場 合に資金を供給するため、または、一時的な防衛目的によりもしくはその他投資顧問会社の単独 裁量により、その資産の100%を現金にて保有することができ、または、その現金残高を、投資顧

問会社がその単独裁量により適切とみなす時期および商品(現金等価物およびその他の短期投資対象(サブ・ファンドの投資方針に従った投資対象に限る。)を含むがこれらに限られない。)に投資することができる。サブ・ファンドは、その現金残高をゴールドマン・サックス・グループ・インク、投資顧問会社およびこれらの関係会社、取締役、パートナー、受託者、マネージャー、メンバー、役員および従業員(以下「ゴールドマン・サックス」と総称する。)がスポンサーとなりまたは管理するファンドを含むマネー・マーケット・ファンドまたは同様のファンドにも投資することができ、かかる投資に関してもゴールドマン・サックスに対して生じる報酬はサブ・ファンドに返金されない(すなわち、ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドおよびかかるマネー・マーケット・ファンドの両方の運用に関して報酬を受け取るため、当該投資には、受益者によるかかるマネー・マーケット・ファンドへの直接投資に関しては生じない「報酬の二重負担」が生じる可能性がある。)。

為替エクスポージャー: 為替取引

投資顧問会社は、サブ・ファンドの資産のうち米ドル建てではない資産のほぼ全てを米ドルに ヘッジすることを企図している(ただし、そうすべき義務はない。)。また、サブ・ファンド は、その他の通貨に対し為替取引が行われる受益証券のクラスを募集している。為替取引は、投 資顧問会社の単独裁量による。いかなる為替取引も有効であるという保証はない。投資顧問会社 は、その単独裁量により、一または複数の投資顧問会社の関係会社に外国為替取引の全部または 一部の運用を委託することができる。

為替取引対象クラス受益証券および外国為替取引

サブ・ファンドは、現在、為替取引対象クラス受益証券を募集しており、また投資顧問会社と協議した上で受託会社および管理会社の単独裁量により、また受益者に対して通知を行うことなく、米ドル建てではなく、かつ米ドルを機能通貨としないクラスを含む追加の受益証券のクラスを発行することができる。ただし、サブ・ファンドの投資対象は、主に米ドル建てであるかまたは米ドルにヘッジされる予定である。

いずれの為替取引対象クラス受益証券の投資者もそれぞれのクラスのクラス通貨でリターンを受 け取れるよう、投資顧問会社は、その単独裁量により、外国為替取引を利用することにより、各ク ラス通貨に対する為替取引対象クラス受益証券の通貨エクスポージャーのヘッジに努めるが、その ような義務を負うものではない。投資顧問会社が外国為替取引を実施するという保証も、実施され るいずれかの外国為替取引が有効であるという保証もない。例えば、外国為替取引では、月の途中 において為替取引対象クラス受益証券に配分されるサブ・ファンドの値上がりまたは値下がりの結 果による外国為替エクスポージャーの変動を考慮することは予定されていない。また、ブラジルレ アルおよび中国元を含むがこれらに限られない特定のクラス通貨は、自由に転換することができ ず、または通貨転換について制限を受ける。サブ・ファンドは、かかる通貨に関してサブ・ファン ドの外国為替取引のためのノン・デリバラブル・フォワード通貨契約を利用することを予定してい るが、サブ・ファンドがこれを効果的に行えるという保証も、サブ・ファンドがノン・デリバラブ ル・フォワード契約を締結できるという保証もない。また、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが クラス通貨への為替取引または転換を行えない日に為替取引対象クラス受益証券の申込みまたは買 戻しの請求を受領する可能性がある。そのような場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが該当 するクラス通貨の為替取引もしくは転換が行える日または申込みもしくは買戻しを受諾できる日ま で当該申込みまたは買戻しを延期することができ、また該当する日の前後に為替取引を実行または 終了することができる。したがって、いずれの為替取引対象クラス受益証券にも過度の為替取引が 行われたり、為替取引が不足する可能性がある。また、ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよ びメキシコペソクラスのパフォーマンスは該当するクラス通貨のパフォーマンスとは大きく異なる 可能性がある。これは米ドルおよびそれぞれのクラス通貨の為替レートの変動が、ブラジルレアル クラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスの受益証券のパフォーマンスに影響し得るからで ある。また、受益者が受益者の法域における自国通貨以外のクラス通貨に対して為替取引が行われ

る為替取引対象クラス受益証券に投資する場合、かかる受益者は、かかるクラス通貨がかかる自国 通貨に対して価値が下がるという著しいリスクにさらされる。

外国為替取引が、関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から受益者を完全には保護 するという保証はない。なぜなら、これは、特に、外国為替取引に関連して使用されるサブ・ ファンドの原資産の評価が、外国為替取引が実行された時点でのかかる資産の実際の評価と大き く異なる可能性があるため、またはサブ・ファンドの資産の主な部分が直ちに確認可能な市場価 格を欠いている可能性があるためである。また、保有する為替取引対象クラス受益証券が関連す るクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から投資者を保護するとしても、外国為替取引が利用 される場合、為替取引対象クラス受益証券の投資者は、一般に、関連するクラス通貨に対して米 ドルが値上がりする場合に利益を受けられない。いずれかの為替取引対象クラス受益証券の価値 は、外国為替取引に関する損益およびコストを反映する変動にさらされる。

サブ・ファンドが利用するいずれの外国為替取引も、該当する為替取引対象クラス受益証券の クラスの利益のみのために行われ、これに関する収益、損失およびコストは、かかるクラスのみ の勘定となる。ただし、上記にかかわらず、何らかの外国為替取引を実行するために使用される 手法および手段は、サブ・ファンドの資産および負債を構成する。投資顧問会社は、為替取引対 象クラス受益証券の為替エクスポージャーの範囲において外国為替取引の制限に努めるものであ り、投機目的で外国為替取引を利用することを意図していない。投資顧問会社は、上記のとお り、外国為替取引の制限に努めるが、サブ・ファンドが利用する何らかの外国為替取引から生じ る負債が、かかる為替取引が行われるクラスの該当する資産を超過する場合、サブ・ファンドの その他の受益証券のクラスの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、一般に、外国為替取引をする場合、証拠金もしくは決済の支払いまたはその他の目的の ために、サブ・ファンドの適用ある資産の一部の使用を要する場合がある。例えば、サブ・ファ ンドは、特定の為替取引商品の利用に関連して、証拠金、決済またはその他の支払いが随時(月 中を含む。)要求される場合がある。また、外国為替取引の取引相手方により、即日を含む、短 期の通知をもって支払いを要求される場合がある。その結果、サブ・ファンドは、現時点または 将来の追加証拠金請求、決済もしくはその他の支払いに応じるかまたはその他の目的のために利 用可能な現金を保有するため、資産をより早く清算し、および/または、サブ・ファンドのより 多くの割合の資産を現金およびその他の流動性の高い証券(その割合は時として大きなものとな る可能性がある。)により保持する場合がある。サブ・ファンドが保有する現金資産には、通 常、金利が付される見込みであるが、かかる現金資産については、サブ・ファンドの投資方針に 従った投資が行われないこととなり、サブ・ファンド(当該外国為替取引の対象ではないクラス を含む。)のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、通貨市場のボラティ リティおよび変化する市況に起因して、投資顧問会社は、将来の証拠金の要求の正確な予測がで きない可能性があり、これにより、サブ・ファンドがかかる目的のための保有する現金および流 動証券が過剰となりまたは不足する可能性がある。サブ・ファンドがかかる目的のために利用可 能な現金または資産を有しない場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの契約上の義務を遵守 することができない可能性(追加証拠金請求もしくは決済またはその他の支払いの義務に応じら れないことを含むがこれに限られない。)がある。サブ・ファンドがその契約上の義務の履行を 怠る場合、サブ・ファンドおよびその受益者(当該外国為替取引の対象ではないクラスの保有者 を含む。)は重大な悪影響を被る可能性がある。

投資顧問会社は、投資顧問会社がその単独裁量により、外国為替取引が実行不可能もしくは不 可能であるか、その他の受益証券のクラスの保有者を含むサブ・ファンドに重大な影響を及ぼす 可能性があると判断する場合に(またはその他の理由を含むがこれらに限られない。)、一定期 間外国為替取引の全部または一部を行わないことを決定する可能性がある。その結果、当該一定

期間、外国為替エクスポージャーが全体的または部分的に為替取引が行われない可能性がある。 受益者は、外国為替エクスポージャーがヘッジされない一定の期間について、必ずしも通知を受 けるものではない。

投資顧問会社が為替取引対象クラス受益証券の通貨エクスポージャーの全部または一部について為替取引を行い、またはかかる為替取引に成功するという保証はない。また、サブ・ファンドについてその資産の清算またはサブ・ファンドの解散が行われている期間中に外国為替取引を利用することは予定されていないが、投資顧問会社の単独裁量によりこれが行われる可能性もある。投資顧問会社は、その単独裁量により、また適用法に従い、外国為替取引の運用の全部または一部を投資顧問会社の一または複数の関係会社に委託することができる。

投資顧問会社は、外国為替取引の実行または外国為替取引に関連して、受益者に通知を行うことなく、投資顧問会社がその単独裁量で必要または適切とみなす取引、取決めおよび行為をし、かつ投資顧問会社がその単独裁量で必要または適切とみなす決定および調整を行うことができ、いずれの場合も、投資顧問会社がその単独裁量により必要または望ましいと判断する方法で行われる。これには、()外国為替エクスポージャーの為替取引に利用する手法および手段を適宜変更すること、()利息の有無を問わずローンを行うこと、分配を行うことまたはその他の取引を行うこと、()現時点または将来の追加証拠金請求に応じるためもしくはその他の目的のための現金を調達するために、直接または間接的な投資を清算すること、ならびに()外国為替取引(短期証券を含む。)に伴うまたはそれから生じる現金を投資することが含まれるが、これらに限られない。

外国為替取引の実行に関連して投資顧問会社が必要または適切と判断する場合、管理会社は、 投資顧問会社と協議の上、サブ・ファンドの投資戦略に適切な修正を加えることができる。

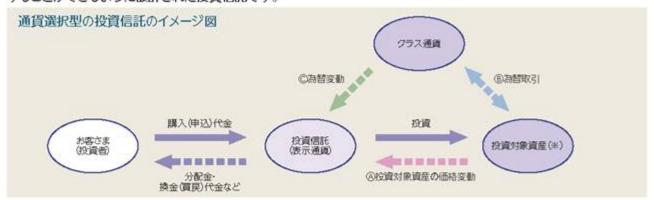
受益証券の購入者は、外国為替取引に伴う様々なリスクがあることに留意すべきである。

サブ・ファンドの投資目的、投資戦略、投資方針または投資制限は、サブ・ファンドの受益者 の承認を得ることなく変更されることがある。

サブ・ファンドの投資方針は、投機的なものであり、重大なリスクを伴う。サブ・ファンドのリスク管理、為替取引および分散の目標を含むサブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、その成果は時間の経過と共に大幅に変動する可能性がある。投資顧問会社は、適用される規則に従い、サブ・ファンドの投資方針における先渡および先物契約、オプション、スワップ、その他のデリバティブ商品、空売り、証拠金およびレバレッジの利用が適切であると判断することができる。かかる投資手法は、サブ・ファンドの投資ポートフォリオが被り得る不利な影響を大幅に増大させる可能性がある。

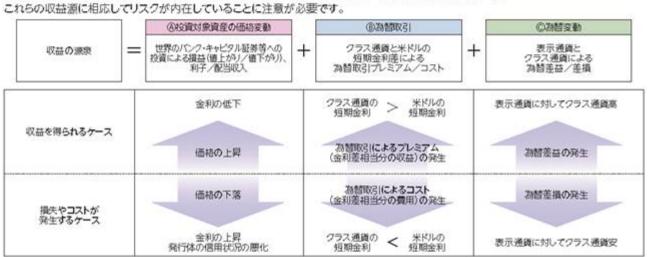
通貨選択型ファンドの収益のイメージ

通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となるクラス通貨も選択 することができるように設計された投資信託です。



[※] ファンドは、金融機関により発行されるパンク・キャピタル証券(優先証券、永久劣後債、期限付劣後債)および普通社債を主たる投資対象として分散投資を行い ます。投資対象は、米ドル建て債券であるか、または米ドル建て以外の債券を投資対象とする場合には米ドルに対して為替取引が行われる予定です。

通貨選択型の投資信託であるファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。



各クラスにおいて期待される収益は、以下の○で示される各収益源となります。

クラス	④投資対象資産のA面格変動	⑥為替取引	©海普安斯
プラジルレアルクラス	0	0	O _{#3}
中国元クラス	0	0	O ⁿ³
米ドルクラス	0	_81	-81
豪ドルクラス	0	0	_32
円クラス	0 0		_22
ユーロクラス	0	0	_:x2
英ポンドクラス	0	0	_22
メキシコペソクラス	0	0	Oxa

^{※1} 米ドルクラスでは、海替取引は行わないため、⑧および②の収益を得る、または損失が発生することはありません。

円クラス以外の各クラスについては、円換算ベースではさらに表示通貨(米ドル、豪ドル、ユーロまたは英ポンド)の 対日本円為替レートの影響を受けますので、ご留意ください。

^{※2} 豪ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび英ポンドクラスでは、為替取引により、表示通貨(豪ドル/円/ユーロ/英ポンド)と基準通貨である米ドルとの為替金 動リスクを低減することができます。これにより、◎の為替差益/差損は、原則として発生しないことが予定されていますが、為替取引の効果が十分に得られない 場合には、©の海替差益/差損が発生することがあります。

^{※3} ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスについては、対米ドルでの為替リスクが発生することにご留意ください。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

(3)【運用体制】

副管理会社は、投資顧問会社にポートフォリオの投資運用を委託している。また、投資顧問会社は、副投資顧問会社(GSAMLP)および副投資顧問会社(GSAMC)にポートフォリオの投資運用を再委託している。

サブ・ファンドは世界の金融機関が発行するキャピタル証券を主な投資対象とし、それらの運用は、投資顧問会社ならびに副投資顧問会社(GSAMLP)および副投資顧問会社(GSAMC)に属する「グローバル債券・通貨運用グループ」が担当している。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っている。

また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がサブ・ファンドのリスク管理を行う。

グローバル債券・通貨運用グループ

豊富な実務経験を有する人材で構成されています。 メンパーの中には、エコノミスト経験者、中央銀行出 身者、銀行のディーラーなどの出身者もいます。



監視·報告

リスク管理専任部門

リスク管理専任部門では、運用チームと独立した 立場で、運用チームにより構築されたポジションの リスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告 します。

- (注1)リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざし たものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではない。
- (注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合がある。

(4)【分配方針】

管理会社は、その裁量により、分配を行うことができる。ブラジルレアルクラス、中国元クラス、米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラス、ユーロクラス、英ポンドクラスおよびメキシコペソクラスに関して、分配は、毎月10日(当該日がファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。以下それぞれ「分配日」という。)に宣言される。

分配は、受益者が追加の受益証券への再投資を選択しない限り、現金で行われる。分配金は、分配日から起算して6ファンド営業日目に(関係する市場において銀行が決済を行っていない場合等においては以後可及的速やかに)支払われる。なお、日本においては、投資者による分配金の再投資は行わない。

上記の記載は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。



*上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証または示唆するものではありません。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。



分配金は、分配期間(型)中に発生した収益(投資対象資産から生じる利息および配当による純利益ならびに純実現キャピタル収益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配日の1口当たり純資産価格は前月分配日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- (注)分配期間とは、分配日の翌日から次の分配日までの期間を指します。
- ファンドは以下の収益を分配対象とすることができます。
- ①原基券の利子および/または配当等収益(インカム収益)②ファンドのポートフォリオの売買益(キャピタル収益)③評価益(キャピタル収益)③分配期間よりも前から累積したインカム収益○分配期間よりも前から累積したキャピタル収益



- * 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり鋳資産価格を示唆するものではありませんのでご留置ください。
- 上記は、便宜上米ドルによる表示を行っていますが、実際の分配金額や1口当たり鈍資産価格は、各クラスの表示通貨(米ドル、豪ドル、日本円、ユーロまたは 英ポンド)により表示されます。
- 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、ファンドの1口当たり純資産価格が減価することに十分ご留意ください。

投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。



(注)分配金に対する課税については、後記の「4 手数料及び税金、(5課税上の取扱い」をご参照ください。

数年間にわたって純資産価格が下落した場合

①インカム収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

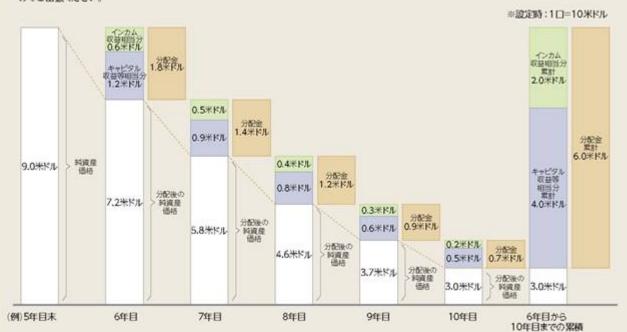
※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご留資ください。

※設定時:10=10米ドル



②インカム収益に加え、キャピタル収益等も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご留賞ください。



(注)上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上図は①インカム収益を中心に分配した場合と、②インカム収益に加えてキャピタル収益等も分配した場合の純資産価格の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得たインカム収益を中心に分配を支払ったため、その分純資産価格が下落しています。一方、②では、インカム収益に加えてキャピタル収益等相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに純資産価格が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は含計で6.0米ドル(インカム収益相当分2.0米ドル+キャピタル収益等相当分4.0米ドル)の収益分配を受領し、純資産価格は3.0米ドルになっています。

上図の②において、キャピタル収益等を支払わなかった場合、累計でみた分配落を後の純資産価格は7.0米ドル(3.0米ドル+4.0米ドル)になります。

インカム収益相当分 キャピタル収益等相当分 分配金 分配後の純資産価格

(5)【投資制限】

投資制限

投資顧問会社は、日本証券業協会規則および金融商品取引法を遵守するため、サブ・ファンドが以下の投資制限に従うことを確約する。

- ()サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額がサブ・ファンドの純資産価額の合計を超えないものとする。
- ()未払いの借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁じられる。ただし、吸収合併または合併等の特別緊急事態の場合は、一時的に当該10%の制限を超える可能性がある。
- ()サブ・ファンドは、ある会社の株式取得の結果、サブ・ファンドおよび管理会社が管理するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する株式の議決権の総数が、かかる会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる会社の株式を取得しない。かかる制限は、その他の投資ファンドに対する投資には適用されない。上記パーセンテージは、買付時に計算されるかまたは時価により計算される。
- ()サブ・ファンドは、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(その後の改正 および改訂を含む。)により要求される、価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合を除き、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性 に欠ける資産に、サブ・ファンドの純資産の15%を超えて投資を行わない。上記パーセン テージは、買付時に計算されるかまたは時価により計算される。
- ()サブ・ファンドは、投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産価額 の50%超が、日本の金融商品取引法 第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当し ない資産を構成する場合は、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- ()管理会社により行われる、管理会社またはその他第三者の利益を目的とした、受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための取引は、禁止されるものとする。
- ()サブ・ファンドは、マネー・マーケット・ファンドにサブ・ファンドの純資産価額の10% を超えて投資しない。
- ()サブ・ファンドは、サブ・ファンドの英文補遺目論見書に別段の記載がある場合を除き、日本の一般社団法人投資信託協会が発行した規則の第17条の2(以下「規則」という。)の要件を満たす「分散型」ファンドに分類されるものとする。一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのサブ・ファンドの純資産総額に対する比率は、規則に記載される制限に従うものとする。当該制限を超えることとなった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行う。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資顧問会社または受託会社の決定に従い、日本証券業協会の規則に基づく信用リスク(サブ・ファンドが保有する有価証券その他の資産について債務不履行その他のカウンター・パーティ・リスクとして定義される。)の妥当かつ適切な管理のための指定枠組みに適合しない取引を行わない。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

3【投資リスク】

(1)リスク要因

投資信託は預貯金と異なる。サブ・ファンドへの投資はリスクを伴う。サブ・ファンドへの投資により金銭(投資額全額の場合を含む。)を失う可能性がある。サブ・ファンドへの投資は、銀行預金ではなく、米国またはその他の国の政府機関による付保または保証は行われない。サブ・ファンドへの投資リスクは、サブ・ファンドの投資先に伴うリスクおよびサブ・ファンドの投資目的達成の能力に関連するリスクの両者から生じる。投資予定者はそれぞれサブ・ファンドへの投資が当該投資予定者に適した投資であるかどうかの決定に際し、かかるリスクを注意深く検討すべきである。かかるリスクには、以下のものが含まれるが、これに限定されない。

信用リスク

サブ・ファンドが投資することができる債務証券は、原資産の信用リスクにさらされるおそれがあり、かかる資産の債務不履行および投資先のクレジット・サポートの消滅に際し、サブ・ファンドは、投資全額を回収できないことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する債券の発行体がサブ・ファンドが保有する債務証券につき要求される支払いを実施できない可能性もある。債務証券は、発行体の認識される信用度に基づき価値が変動することがある。政府関連機関により発行されたモーゲージ・プールについての元本および利息の支払いは、該当する政府により保証されているわけではない。よって、サブ・ファンドが保有する投資対象に関する債務不履行により、受益者のサブ・ファンドにおける投資対象の価値が下落することがある。ソブリン債またはその他のソブリン政府が保証する債務への投資は、政府による元本の払戻しおよび利息支払いの能力および意欲に関連するリスクを伴う。さらに、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預金証書およびレポ取引等の短期の現金等価の投資対象は、政府による保証はなく、債務不履行のリスクにさらされている。

流動性リスク

流動性リスクとは、市場で、需要または供給が乏しいために、所定の資産を、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないというリスクである。比較的流動性の低いキャピタル証券は、市況によっては著しく低い価格で売却される可能性がある。その影響を受けポートフォリオの純資産価額が下落する可能性がある。

金利変動リスク

金利変動により債務証券価格は変動する。一般に金利が上昇した場合には債務証券の価格は下落する可能性があり、それによりサブ・ファンドの純資産価額が下落する。

キャピタル証券の投資リスク

1. 劣後リスク

キャピタル証券は破産の際の清算の場合には発行体のその他の社債に劣後する。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、その他すべての負債および債務が全額支払われた後に分配資産がある場合に限り、株主の直前の順位で元利金の支払いを受けることになる。またキャピタル証券は一般に普通社債と比較して低い信用格付けが格付機関により付与されているが、その格付けがさらに下落する場合には、キャピタル証券の価格が大きく下落する可能性がある。さらに、一部のキャピタル証券については、一定の状況下において、普通株式への転換や元本の全額削減が行われる可能性、元金および利息の支払いにおいては実質的に普通株よりも優先順位が劣後する可能性がある。

2.繰上償還延期リスク

キャピタル証券は、通常、コール可能であるという特徴を有する。コールの延期の場合または延期が市況によって見込まれる場合には、キャピタル証券の価格が下落する可能性がある。

3. 利払予定変更リスク

キャピタル証券には、利払予定変更の特徴を有する証券がある。この場合、発行体の財務状況によって、利息または配当の支払いが繰延べられまたは停止される可能性がある。

4.規制変更に関するリスク

キャピタル証券は、金融規制機関および格付機関による格付基準に依存している。規制、格付けの方法および基準が変更されて、キャピタル証券市場に著しい影響を及ぼす可能性がある。

為替変動リスク

ポートフォリオの各通貨クラスは、各関連通貨に対して為替取引を試みる。ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスの実績は、米ドルとそれぞれのクラス通貨との間の為替レートの変動がブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスの受益証券の実績に影響を及ぼす可能性があるため、関連するクラス通貨の実績と著しく異なることがある。また、受益者が受益者自身の法域の自国通貨以外のクラス通貨に対して為替取引が行われる各クラスの受益証券に投資する場合、かかる受益者はかかる自国通貨に対する当該クラス通貨の値下がりという重大なリスクにさらされる。

関連するクラス通貨による為替取引は必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、その投資対象が発行された通貨の為替変動の影響を受ける場合がある。

外貨建てクラスの場合、各表示通貨では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、 円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがある。ブラジルレアルクラス、中 国元クラスおよびメキシコペソクラスは、表示通貨が米ドル建てのため、純資産価格は対米ドルの為 替レートの影響を受ける。

また、サブ・ファンドでは原則として各ファンド証券のクラス通貨に為替取引を行うが、対象通貨によって完全に為替取引を行うことができないため、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合がある。

カントリー・リスク

様々な国の発行体の証券および様々な通貨建の証券への投資には、特定のリスクがある。かかるリスクには、それぞれの通貨の為替レートの変動、政治的および経済的発展、為替コントロールの実施、没収、ならびにその他政府による制限を含む。新興市場および新興国の危険にさらされるサブ・ファンドの投資はまた、より先進的な国への投資よりもリスクが高い。特に、新興市場は、限られた数の産業に関わる少数の発行体に時価総額および取引量が非常に集中しており、同様に、限られた投資者が非常に集中的に当該証券を保有するという特徴を示す。「新興市場」の項を参照のこと。様々な国の発行体の有価証券への投資は、一つの国の発行体の有価証券にのみ投資することからは得られない潜在的利益をもたらすが、一般的に一つの国の発行体の有価証券への投資には伴わない特定の重大なリスクも含む。

発行体は、通常、世界中のそれぞれの国により、様々な会計、監査および財務報告基準、慣習ならびに要件に従っている。取引量、価格の変動および有価証券の流動性は、それぞれの国の市場ごとに異なる。さらに、証券取引所、証券会社ならびに上場および非上場企業の政府の監督および規制のレベルは世界中で異なる。国によっては、法律が、サブ・ファンドが当該国々の特定の発行体の有価証券に投資する可能性を制限する場合がある。

市場が異なれば、清算・受渡手続きも異なる。決済の遅延により、サブ・ファンドの資産の一部が 投資されない期間が一時的に生じるおそれがあり、その期間に対してはリターンが獲得できない。サ ブ・ファンドが、決済の問題により意図していた投資対象を購入することができなかったことで、サ ブ・ファンドが魅力的な投資機会を逃してしまうこともある。サブ・ファンドが、決済の問題により ポートフォリオの投資対象を処分することができなかったことで、そのポートフォリオの投資対象の

価値がその後下落し、サブ・ファンドに損失をもたらしたり、サブ・ファンドが投資対象を売却する 契約を締結していた場合は、購入者に対する責任を生じさせる可能性がある。個々の市場の決済シス テムの運用が不確実なため、サブ・ファンドが保有するか、サブ・ファンドに譲渡される有価証券に 関し、競合する要求が生じる可能性もある。

特定の国については、収用、没収課税、サブ・ファンドの資金またはその他の資産の移動に関する制限、政治的または社会的不安定または外交上の進展により、当該国への投資に影響を与える可能性がある。有価証券の発行体が、当該有価証券の通貨国以外の国に所在していることもある。

相関リスク

サブ・ファンドのポートフォリオのキャピタル証券の価格および各通貨クラスにおける為替レートは、同時に下落する場合があり、その際にはサブ・ファンドの純資産価額はより急激に下落する可能性がある。例えば、市場の混乱、変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避を強めた場合において、このような状況が生じる傾向がある。

外国為替取引

サブ・ファンドは、為替取引対象クラス受益証券を募集しており、また投資顧問会社と協議した上で受託会社および管理会社の単独裁量により、また受益者に対して通知を行うことなく、米ドル建てではなく、かつ米ドルを機能通貨としないクラスを含む追加の受益証券のクラスを発行することができる。ただし、サブ・ファンドの投資対象は、主に米ドル建てであるかまたは米ドルにヘッジされる予定である。

いずれの為替取引対象クラス受益証券の投資者もそれぞれのクラスのクラス通貨でリターンを受け 取れるよう、投資顧問会社は、その単独裁量により、外国為替取引を利用することにより、各クラス 通貨に対する為替取引対象クラス受益証券それぞれのクラスの通貨エクスポージャーのヘッジに努め るが、そのような義務を負うものではない。外国為替取引が有効であるという保証はない。例えば、 外国為替取引では、月の途中において為替取引対象クラス受益証券に配分されるサブ・ファンドの資 産の値上がりまたは値下がりの結果による外国為替エクスポージャーの変動を考慮することは予定さ れていない。また、ブラジルレアルおよび中国元を含むがこれらに限られない特定のクラス通貨は、 自由に転換することができず、または通貨転換について制限を受ける。サブ・ファンドは、かかる通 貨に関してサブ・ファンドの外国為替取引のためのノン・デリバラブル・フォワード通貨契約を利用 することを予定しているが、サブ・ファンドがこれを効果的に行えるという保証も、サブ・ファンド がノン・デリバラブル・フォワード契約を締結できるという保証もない。また、サブ・ファンドは、 サブ・ファンドがクラス通貨への為替取引または転換を行えない日に為替取引対象クラス受益証券の 申込みまたは買戻しの請求を受領する可能性がある。そのような場合、サブ・ファンドは、サブ・ ファンドが該当するクラス通貨の為替取引もしくは転換が行える日または申込みもしくは買戻しを受 諾できる日まで当該申込みまたは買戻しを延期することができ、また該当する日の前後に為替取引を 実行または終了することができる。したがって、いずれの為替取引対象クラス受益証券にも過度の為 替取引が行われたり、為替取引が不足する可能性がある。また、ブラジルレアルクラス、中国元クラ スおよびメキシコペソクラスのパフォーマンスは該当するクラス通貨のパフォーマンスとは大きく異 なる可能性がある。これは米ドルおよびそれぞれのクラス通貨の為替レートの変動が、ブラジルレア ルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスの受益証券のパフォーマンスに影響し得るからで ある。

外国為替取引は、関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から受益者を完全には保護できず、これは、特に、外国為替取引に関連して使用されるサブ・ファンドの原資産の評価が、外国為替取引が実行された時点でのかかる資産の実際の評価と大きく異なる可能性があるため、またはサブ・ファンドの資産の主な部分が直ちに確認可能な市場価格を欠いている可能性があるためである。ま

た、保有する為替取引対象クラス受益証券が関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から投資者を保護するとしても、為替取引対象クラス受益証券の投資者は、一般に、関連するクラス通貨に対して米ドルが値上がりする場合に利益を受けられない。為替取引対象クラス受益証券の価値は、外国為替取引に関する損益およびコストを反映する変動にさらされる。また、受益者が受益者自身の法域の自国通貨以外のクラス通貨に対して為替取引が行われる為替取引対象クラス受益証券に投資する場合、かかる受益者はかかる自国通貨に対する当該クラス通貨の値下がりという重大なリスクにさらされる。

投資顧問会社は、「投資戦略」の項のところで記載されているとおり、外国為替取引の制限に努めるが、サブ・ファンドが利用する外国為替取引から生じる負債が、為替取引が行われる受益証券のクラスの資産を超過する場合、サブ・ファンドのその他の受益証券のクラスの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、一般に、外国為替取引をする場合、証拠金もしくは決済の支払いまたはその他の目的のため に、サブ・ファンドの資産の一部の使用を要する場合がある。例えば、サブ・ファンドには、特定の 為替取引商品の利用に関連して、証拠金、決済またはその他の支払いが随時(月中を含む。)要求さ れる場合がある。また、外国為替取引の取引相手方により、即日を含む、短期の通知をもって支払い を要求される場合がある。その結果、サブ・ファンドは、現時点または将来の追加証拠金請求、決済 もしくはその他の支払いに応じるかまたはその他の目的のために利用可能な現金を保有するため、資 産をより早く清算し、および/または、サブ・ファンドのより多くの割合の資産を現金およびその他 の流動性の高い証券(その割合は時として大きなものとなる可能性がある。)により保持する場合が ある。サブ・ファンドが保有する現金資産には、通常、金利が付される見込みであるが、かかる現金 資産については、該当するサブ・ファンドの投資方針に従った投資が行われないこととなり、サブ・ ファンド(当該外国為替取引の対象ではないクラスの保有者を含む。)のパフォーマンスに重大な悪 影響を及ぼす可能性がある。また、通貨市場のボラティリティおよび変化する市況に起因して、投資 顧問会社は、将来の証拠金の要求の正確な予測ができない可能性があり、これにより、サブ・ファン ドがかかる目的のために保有する現金および流動証券が過剰となりまたは不足する可能性がある。サ ブ・ファンドがかかる目的のために利用可能な現金または資産を有しない場合、サブ・ファンドは、 サブ・ファンドの契約上の義務を遵守することができない可能性(追加証拠金請求もしくは決済また はその他の支払いの義務に応じられないことを含むがこれに限られない。)がある。サブ・ファンド がその契約上の義務の履行を怠る場合、サブ・ファンドおよびその受益者(当該外国為替取引の対象 ではないクラスを含む。)は重大な悪影響を被る可能性がある。

投資顧問会社は、投資顧問会社がその裁量により、外国為替取引が実行不可能もしくは不可能であるか、その他の受益証券のクラスの保有者を含むサブ・ファンドまたはその直接もしくは間接の投資者に重大な影響を及ぼす可能性があると判断する場合に(この場合を含むがこの場合に限られない。)、一定期間外国為替取引の全部または一部を行わないことを決定する可能性がある。その結果、当該一定期間、外国為替エクスポージャーが全体的または部分的にヘッジされない可能性がある。受益者は、外国為替エクスポージャーがヘッジされない一定の期間について、必ずしも通知を受けるものではない。

投資顧問会社が為替取引対象クラス受益証券の通貨エクスポージャーの全部または一部について為替取引を行い、またはかかる為替取引に成功するという保証はない。また、サブ・ファンドについてその資産の清算またはサブ・ファンドの解散が行われている期間中に外国為替取引を利用することは予定されていないが、投資顧問会社の単独裁量によりこれが行われる可能性もある。投資顧問会社は、その裁量により、また適用法に従い、外国為替取引の運用の全部または一部を投資顧問会社の一または複数の関係会社に委託することができる。

投資顧問会社は、外国為替取引の実行に関連して、投資顧問会社が必要または望ましいと判断する 適切な修正をその規律文書に対して加えることができる。

また、外国為替取引の取引相手方により、即日を含む、短期の通知をもって支払いを要求される場 合がある。かかる事由により、サブ・ファンドは、現時点または将来の追加証拠金請求、決済もしく はその他の支払いに応じるかまたはその他の目的のために利用可能な現金を保有するため、資産をよ リ早く清算し、および/または、サブ・ファンドのより多くの割合の資産を現金およびその他の流動 性の高い証券(その割合は時として大きなものとなる可能性がある。)により保持する場合がある。 サブ・ファンドが保有する現金資産には、通常、金利が付される見込みであるが、かかる現金資産に ついては、該当するサブ・ファンドの投資方針に従った投資が行われないこととなり、このことがサ ブ・ファンド(その他の受益証券のクラスを含む。)のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能 性がある。通貨市場のボラティリティおよび変化する市況に起因して、投資顧問会社は、将来の証拠 金の要求の正確な見積りができない可能性があり、これにより、サブ・ファンドがかかる目的のため に保有する現金および流動証券が過剰となりまたは不足する可能性がある。サブ・ファンドがかかる 目的のために利用可能な十分な現金もしくは資産を有しない場合、サブ・ファンドは、サブ・ファン ドの契約上の義務を遵守することができない可能性(追加証拠金請求もしくは決済またはその他の支 払いの義務に応じられないことを含むがこれに限られない。)がある。サブ・ファンドがその契約上 の義務の履行を怠る場合、ならびに/またはかかる不履行を避ける目的で追加証拠金請求に応じるた めに資産の強制的な換金があった場合、サブ・ファンドおよびその受益者(その他の受益証券のクラ スを含む。)は重大な悪影響を被る可能性がある。

新興市場

サブ・ファンドは、新興市場の有価証券に投資することができる。「非米国投資」および「カントリー・リスク」に記載のリスクに加えて、当該政府の有価証券への投資には、政治的および経済的考察、資金の本国送金の潜在的困難、一般的な社会的、政治的および経済的不安定さならびに悪影響を及ぼす外交事情、当該投資に関する適時かつ/または正確な情報の入手の潜在的困難さ、潜在的な流動性の欠如や価格変動を招く当該国の証券市場の規模の小ささおよび取引量の少なさ、さらに、サブ・ファンドの投資機会を制限する可能性のある政策を含むが、これに限定されない、通常は先進国市場の企業または先進国の有価証券への投資には伴わない特定の考察が求められる。新興市場国の有価証券市場は、先進国市場よりも、通常、規制が少ない。様々な国の有価証券市場への投資の価値および相対的な利回り、さらにそれに伴うリスクは、それぞれ個別に変動すると予想される。

途上国の証券市場は、著しく流動性に欠け、先進国の証券市場よりもボラティリティが高く、通貨間の為替レートの変動が大きく、通貨変換にかかる費用も高い。

前段に記載のリスクに加え、特定の新興市場で取引される有価証券は、とりわけ金融仲介業の経験 不足、近代技術の不足、取引が一時的または永久に停止する可能性、ならびに社会的、政治的および 経済的な不安定さ全般による、追加リスクにさらされている。予期しない政治的または社会的発展 が、サブ・ファンドの当該国における投資対象の価格、およびサブ・ファンドの当該国での追加投資 対象の入手可能性に影響を与えることがある。サブ・ファンドの投資対象の価格に影響を与える可能 性のある追加要因は、金利、インフレ、輸出入の伸び、商品価格、海外への利払能力、対国内総生産 の対外債務の規模、国際通貨基金または世界銀行からの支援レベルである。よって、国有化または収 用の可能性を含む、前述した有価証券に対する投資に関連するリスクが高まる可能性がある。さら に、特定の国では、国益にとって重要とみなされる発行体や産業への投資機会が制限または禁止され ていることがあり、これは、サブ・ファンドが購入できる有価証券の市場価格、流動性および権利に 影響を与えることがある。新興証券市場の決済システムは、より進んだ市場よりも効率が悪く、信頼 性に欠け、新興国で保管会社または証券会社に有価証券を委託することも相当のリスクを伴うことが ある。多くの新興国は、長年、相当なインフレを経験しており、極端な高インフレを経験した時期も ある。インフレとインフレ率の急速な変動とそれに伴う通貨価値の切り下げ、通貨間の為替レートの 変動、および通貨変換に伴う費用が、特定の新興市場国の経済および証券市場に悪影響を与えてきて おり、かつ与え続ける可能性がある。

新興市場の発行体のソブリン債は、通常、質の点では、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびS&Pグローバル・レーティングによる投資適格に満たない有価証券と同等の格付けであるとみなされる。サブ・ファンドは、特定のソブリン債務は、当該証券の取引市場が制限されている可能性があるため、売却が難しい場合がある。

非米国投資

サブ・ファンドはその資本の一部を、米国で取引されている非米国証券に直接または間接的に、または非米国市場に直接投資することができる。サブ・ファンドは、米国、欧州、および国際預託証書を購入することができる。預託証書は、銀行または信託会社が発行する、証書の保有者に()米国の銀行または信託会社に預託している非米国発行体の証券(米国預託証書)、または()非米国の銀行または信託会社に預託している非米国または米国の発行体の証券(国際預託証書または欧州預託証書)を受領する権利が付与されている証書である。

サブ・ファンドは、スポンサー付きまたはスポンサーなし預託証書に投資することができる。スポンサー付きプログラムでは、発行体は、当該有価証券を預託証書の形式で取引する取決めを行う。スポンサーなしプログラムでは、発行体はかかるプログラムの設定に関わらないこともある。スポンサー付きまたはスポンサーなしプログラムに関する規制上の要件は、通常、似通っているが、スポンサー付きプログラムの設定に参加している発行体からの方が財務情報を得やすい場合がある。よっ

て、スポンサーなしプログラムを対象とした有価証券の発行体に関する情報は入手しにくいことがあ

り、かかる情報と当該預託証書の市場価格に相関性がない場合もある。

さらに、非米国発行体への投資が、米ドル以外の通貨を含み、サブ・ファンドが、投資戦略を実施している期間中一時的に資金を当該通貨で銀行預金で保有する可能性があるため、サブ・ファンドは、通貨レートの変動(外国通貨の切り下げの結果生じたものを含む。)および為替コントロール規制の変更により、望ましい影響を受けることも、望ましくない影響を受けることもあり、様々な通貨間の変換に関わる取引費用が発生することがある。さらに、非米国企業は、米国企業に適用されるものと同等の統一会計、監査および財務報告基準、慣習および要件に従っているわけではないため、非米国企業に関する入手可能な情報は、米国企業とは異なる種類のものであったり、米国企業よりも質の劣るものである可能性がある。非米国各国の証券取引所では、通常、米国よりも規制も緩く、当該市場は、米国で利用可能なものと同様の保護を提供していないことがある。

その上、個々の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資率、資源自給率、および支払 残高などに関し、米国経済とは、良くも悪くも、異なることがある。

国際証券市場への投資に関するブローカー手数料、保管業務およびその他の費用は、通常、米国内よりも高額である。さらに、清算受渡手続きは、非米国各国では、異なることがあり、特定の市場では、かかる手続きが証券取引高に追い付かず、当該取引の実施が困難になったこともある。

債務の払戻しを管理するソブリン債の発行体または政府当局が、支払期日が到来した際に、元本の 払戻しまたは利息の支払いができないか、または行う意思がないこともあり、サブ・ファンドは、債 務不履行に際し限定された回収しか行えないこともある。ソブリン債発行体が、元本の払戻しおよび 利息の支払いを適時に行う意思、または能力は、とりわけ、キャッシュ・フローの状況、外貨準備高 のレベル、支払期日に充分な外国為替の利用ができること、経済全体に対する元利未払額の相対的割 合、国際的な貸し手に対するソブリン債発行体の方針、およびソブリン債発行体が従う政治的規制に 影響を受ける。非米国証券市場は、米国証券市場よりも、大幅に流動性が低く、変動が激しく、通貨 間の為替レートの変動も大きく、通貨変換に伴う費用も高い。

政府による投資制限

政府による規則および制限が、サブ・ファンドが購入できる有価証券の金額および種類、または既に購入済みの有価証券の売却につき制限を行う国もある。かかる制限は、また、サブ・ファンドが購入できる有価証券の市場価格、流動性および権利に影響を与えたり、サブ・ファンドの費用を増加させる可能性もある。さらに、投資収益および資本の両者の本国送金が、政府による一定の同意を求めるなどの規制に従わなければならないことがよくあり、明白な規制がない場合でも、本国送金のシステムまたは、特定の国では、非政府機関が利用できる米ドル通貨が十分でないため、サブ・ファンドの運営の一部に影響を与えることがある。米ドルの供給が不足している国では、サブ・ファンドに米ドル建の支払義務がある発行体は、自国通貨を米ドルに変換することが困難であったり、遅れを生じたりすることがあり、サブ・ファンドの投資収益および資本の本国送金を滞らせることがある。さらに、当該国の政府機関に不足する通貨の獲得につき優先権がある場合、このような困難はさらに悪化する可能性がある。その上、外国投資を規制する法律により、様々な度合いで、サブ・ファンドが数カ国の証券市場に投資することができる可能性を制限または規制し、かかる規制により、一定の状況において、サブ・ファンドは直接投資を行うことができないこともある。

レバレッジ

サブ・ファンドは、ガイドラインに従い、投資顧問会社が単独の裁量により、投資戦略を実行する ため、運用の必要上、またはサブ・ファンドの予想される買戻または費用の支払資金を得るためを含

むが、これに限定されない目的のため適切とみなした場合、借入またはレバレッジを活用することができる。

サブ・ファンドが活用するレバレッジの実際の金額は、サブ・ファンドの純資産価額が下落し、その後借入金額が減少していない場合、長期にわたり、前記「2 投資方針 (5)投資制限」に記載の借入れ制限を上回ることがある。このような場合、投資顧問会社は、サブ・ファンドの実際のレバレッジを規定の借入れ限度内まで調整または戻すよう努めるが、かかる調整が実施されるまでには相当の時間を要する可能性がある。さらに、サブ・ファンドが活用するレバレッジ額は、サブ・ファンドの購入および買戻の金額および時期、ならびにサブ・ファンドの投資対象の実績ならびにノン・デリバラブル・フォワードの通貨契約などのデリバティブの活用によるものを含む外国為替取引の実施などの様々な要因により、随時、変動する。

サブ・ファンドは、特定の状況において、受益証券に関する申込金の受領を予想して、取引を開始するための資金を活用することもあり、これにより、サブ・ファンドが当該取引に関連して被った損失を増加させる可能性がある。サブ・ファンドによるレバレッジの活用は、サブ・ファンドのポートフォリオのボラティリティを高め、追加費用を生じ、サブ・ファンドの投資ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性もある。さらに、サブ・ファンドに対する貸付人の利払いおよび元本払戻金の受領権は、受益者の権利に優先し、借入の条件には、分配の実施の可能性を含め、サブ・ファンドの一定の活動を制限する条項が含まれることがある。

サブ・ファンドは、利用するレバレッジに関連して、利払手数料およびコミットメント料を含むが、これに限定されない費用を生じ、かかる費用が相当な金額になる可能性もある。さらに、サブ・ファンドに対する貸付人の利払いまたは元本払戻金の受領権は、通常、受益者を含むサブ・ファンドの投資者の権利に優先し、かかる借入の条件により、分配の実施の可能性を含め、サブ・ファンドの一定の活動を制限することがある。

適用法に認められる場合、サブ・ファンドは、裁量により、ゴールドマン・サックスまたは投資顧問会社が適切とみなすその他の関係者から、運用の必要上、費用の支払い、買戻しに関する投資および分配を行うことを目的とした場合を含むが、これに限定されない目的のために、借入を行うことができる。サブ・ファンドが、市場で当該時に利用可能な条件を含む、投資顧問会社およびその関係会社が管理するその他のファンドまたは勘定、もしくは、競合者に利用可能な条件で融資を得られる保証はなく、またサブ・ファンドがいつでも融資を受けられる保証もなく、融資が受けられる場合でも、かかる融資が、金利レートを含めサブ・ファンドにとって望ましい条件で行われる保証はない。レバレッジの利用は、サブ・ファンドのポートフォリオが被る悪影響をかなり増大させることがある。「潜在的利益相反」の項を参照のこと。

リボルビング・クレジット枠の獲得に替えて、またはそれに加えて、サブ・ファンドは、随時、必要な場合、限定付き与信枠を頼るのではなく、全てまたは一部の借入必要額について資金の借入れに努めるよう決定することができる。適用法に従い、サブ・ファンドは、かかる方法でゴールドマン・サックスから借入を行うことができる。よって、かかる借入は、通常、コミットメント料の支払いはないが、限定つき与信枠がある場合よりも、借入時の利息は高くなり、サブ・ファンドが、かかる融資が入手できない状況か、または高金利でしか入手できない状況に陥る危険性もある。さらに、当該借入の条項では、かかる借入が貸付人の要求に応じて、いつでも、払戻しに応じなければならない旨規定されていることがあり、これにより、かかる要求に従う場合は、サブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。

サブ・ファンドの投資運用

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資目的の達成を追求するにあたり、様々なモデルおよび投資 戦略を活用することができる。サブ・ファンドの投資活動が成功するかどうかは、とりわけ、どれも 不確実性が高いが、投資顧問会社がかかるモデルを適切に活用し、適切な投資機会を見出し、サブ・ ファンドの投資戦略を上手く実施する能力に左右される。投資顧問会社は、有価証券の評価、取引機 会の発掘につき、客観的な判断を下す。かかる判断は、投資顧問会社の仮定、調査および見積に基づ くため、誤りも生じる。

サブ・ファンドが資本を投資するに適切な投資機会を見出すことができるかどうかの保証はない。 様々な要因により、サブ・ファンドが入手可能な投資機会の数および範囲が狭められることがある。 サブ・ファンドの投資プロセスが成功するか、サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証は ない。

サブ・ファンドの投資対象の流動性の制限

サブ・ファンドは、流動性がなく、および/または一般に取引されていない有価証券、デリバティブおよびその他の金融商品または金融資産に、その資産の一部を投資することができる。かかる一般に取引されていない有価証券および投資対象は、直ちに処分ができないことがあり、契約上、法律上または規制上、特定の期間の売却が禁止されている場合もある。サブ・ファンドの投資対象の市場価格は、とりわけ、実勢金利の変動、一般経済の状況、金融市場の状況、特定の産業の発展または傾向、およびサブ・ファンドが投資している有価証券の発行体の財務状況により変動する可能性がある。流動性が制限され、より価格変動が大きい期間は、サブ・ファンドが、投資顧問会社が有利とみなす価格や時点で、投資対象を取得または処分する可能性が損なわれる可能性もある。その結果、市場価格が上昇している間は、サブ・ファンドが、希望するポジションの取得が直ちに行えないために価格の上昇を十分に享受できない可能性もあり、逆に、下降相場でサブ・ファンドが全額を直ちに売却できないことで、売却できないポジションの価格が下落するにつれ、純資産価額の下落を招く。このような状況により、サブ・ファンドが買戻しを求める受益者に適時に分配金を支払うことができなくなる可能性もある。後記「受益証券の流動性の制限」の項参照のこと。

投資の集中

投資顧問会社は、通常、(投資顧問会社が単独の裁量で決定し)サブ・ファンドが分散されたポートフォリオを保有するよう努める。ただし、サブ・ファンドは、価格が下落した単独の発行体または特定のタイプの投資対象に相対的に大量のポジションを有している場合、多大な損失を被ることがあり、市況の悪化がなくても、投資対象を現金化できない場合、またはその他市況もしくは環境の変化による悪影響を受ける場合は、さらに損失が膨らむ場合がある。サブ・ファンドは産業または市場の分散につき、確固たるガイドラインを持たず、その投資対象は、潜在的にいくつかの産業または市場に集中する可能性がある。

ボラティリティの高い市場

エクイティ証券および先物やオプションを含むデリバティブ商品を含むがこれに限定されない、サブ・ファンドの投資対象の価格は、ボラティリティが高い。サブ・ファンドの資産を投資することができる普通株式、先渡契約、先物契約およびその他の商品は、とりわけ、金利、需給関係の変動、取引、財務、金融および為替管理プログラムおよび政府の方針、ならびに国内および国際的な政治的および経済的事由および方針により影響を受ける可能性がある。さらに、政府は、随時、特定の市場、特に通貨、金融商品、先物およびオプション市場に直接および規制により介入する。かかる介入は、通常、価格に直接影響することを意図しており、さらに、その他の要因と併せて、とりわけ金利変動により、当該市場すべてを急速に同一の方向へ誘導する可能性がある。サブ・ファンドは、そのポジションが取引されている取引所やその決済機関の不履行リスクにもさらされている。

サブ・ファンドは、最近の全世界的な金融市場および経済状況の悪化により悪影響を受ける可能性 があり、そのいくつかは、本書に記載のリスクを増大させ、その他の悪影響を及ぼすこともある。経 済状況および金融市況は、2008年全般を通じて悪化を続け、全世界の信用、債券および株式市場全体 のボラティリティを上昇させ、流動性を悪化させた。市場参加者の当初の懸念は、主にサブプライ ム・モーゲージ市場の信用および評価の問題、ならびにモーゲージ・バック証券市場のサブプライム 部門に結果として生ずるボラティリティと非流動性であったが、かかる懸念は、世界的な信用および 銀行間短期市場全体、さらに広範な金融機関および金融市場、資産クラスおよびセクターへと広が り、投資者のリスク許容度を引き下げ、信用供与につき著しく厳しい状況に追い込んだ。その結果、 特定の有価証券は、流動性が低下し、評価がさらに困難になり売却も難しくなった。とりわけモー ゲージ産業における問題の程度、および金融機関およびその他の市場参加者のエクスポージャーの程 度に関わる懸念、リスク回避姿勢の強まり、インフレ懸念、不安定なエネルギーコスト、複雑な地政 学的問題、信用供与の欠乏およびコストの上昇、さらに米国およびその他の地域における不動産およ びモーゲージ市場の下落により、こうした悪化がさらに進んでいった。このような要因が、不安定な 商品価格設定、企業および消費者の信頼感の低下、失業率の上昇、およびグローバル金融市場の見通 しへの期待低下と相まって、世界経済を悪化させ、グローバルな景気後退不安へと導いて行った。現 在の市況がどれほど継続し、最終的な影響がどうなるのかは予想できず、かかる状況がさらに悪化す るのか、また、それはどの程度なのかについてもわかっていない。現在の市況の継続やさらなる悪 化、および経済市場全体につき懸念が続いており、潜在的な投資対象の市場価格のさらなる下落また は市場価値の下落の可能性がある。かかる下落は、サブ・ファンドの損失および投資機会の減少を導 く可能性があり、サブ・ファンドが、その投資目的を上手く達成できない可能性があり、またはサ ブ・ファンドが望ましくない市況の中、損失を抱えた投資対象を売却しなければならない可能性もあ る。現在の市況が続く場合、サブ・ファンドは、1または複数の組織的に重要な機関の潜在的な不履 行に関連するシステミック・リスクが増大するのに加えて、ブローカー、相手方および取引所の潜在 的不履行に伴うリスクの高まりにも影響される。「ブローカー、取引相手方および取引所の不履行」 の項参照のこと。

債券

サブ・ファンドは、その他の有価証券の中でもとりわけ、債券に投資することができる。当該有価証券への投資は、収益および元本の上昇の機会を提供し、一時的なディフェンシブ目的および流動性の確保を目的としても利用される。

債券は、発行体が元本および/または利息を将来日付において支払う債務のことであり、有価証券 の中でも、企業が発行したボンド、ノートおよびディベンチャー、米国政府もしくはその政府機関の 一つ、または非米国政府もしくはその政府機関の一つが発行または保証する債務証券、地方債、なら びにモーゲージ・バックおよびアセット・バック証券を含む。かかる有価証券には、固定または変動 金利を支払うものがあり、ゼロクーポン債も含まれる。債券は、発行体または保証会社の債務に関す る元本および利息の支払いが不能になるリスク(信用リスク)にさらされており、金利感応度、発行 体の信用度についての市場からの見方、および一般市場の流動性等の要因による価格変動(市場リス ク)にさらされている。さらに、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券も、繰上償還 リスクおよび支払延期リスクににさらされている。例えば、住宅保有者には、モーゲージの繰上返済 のオプションがある。よって、住宅モーゲージにより担保されている証券の存続期間は、短くなるこ とも(繰上げリスク)、延長されることも(延期リスク)ありうる。一般に、新規モーゲージ・ロー ンの金利が、現在発行済のモーゲージ・ローンに対する金利をはるかに下回っている場合、繰上償還 率の上昇が予想される。反対に、モーゲージ・ローン金利が現在発行済の住宅ローンに対する金利よ りも上昇している場合は、繰上償還率の減少が予想される。いずれの場合でも、繰上償還率の変動 は、投資者の損失につながることがある。自動車ローンを担保とした有価証券などのアセット・バッ ク証券についても同様のことが言える。

債務証券

サブ・ファンドは、債務証券に投資する。債務証券は、通常、ボンド、ディベンチャーおよびノート、コマーシャル・ペーパーおよびローン、銀行、企業、地方政府、州政府および国家政府および国際機関が発行するその他の証券を含む。かかる債務証券の多くは、確定利付であるが、サブ・ファンドは、変動利付債務証券、または収益、販売または利益に基づく未確定利益または参加権等のエクイティの特徴を有する債務証券にも投資することができる。債券価格は、通常、金利下降時には上昇し、金利上昇時には下落するため、市場利回りの変動が、サブ・ファンドの純資産価額に影響を与える可能性がある。上から4番目の格付けを有する債務証券(S&Pグローバル・レーティングの「BBB」またはムーディーズインベスターズ・サービス・インクの「Baa」)は、投資適格とみなされ、元本および利息の支払能力が充分であるとみなされるが、かかる有価証券への投資には、より高格付けの債務証券への投資に伴うよりも高いリスクが含まれており、かかる債務証券は、はっきりした投資的特徴がなく、実際、より高格付けの債券の場合よりも、元本および金利の支払能力に乏しいという投機的特徴を有している。投資適格を下回る債務証券は、ハイイールド証券と呼ばれる。ハイイールド証券は、投機的でより価格変動が激しく、金利の変動に対する価格の感応度が高く、債務不履行または信用度の低下による損失リスクが高い。ハイイールド証券の流通市場はど流動性がない。

ソブリン債

サブ・ファンドは、政府、その政府機関の発行する、自国通貨建て、または外貨建てのソブリン債 を購入することができる。ソブリン債への投資者は、金利および元本の支払延期を含め、債務再編へ の参加を求められることがあり、発行体から追加融資の要請を受けることもある。現在、破産手続き の一環として、破綻したソブリン債を回収する手段はない。

国際機関債

国際機関には、経済再建または経済発展を進めるために政府機関が指定しているか、または援助している国際的な組織機構、ならびに国際的な機関およびその関連政府機関を含む。例として、世界銀行、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行がある。このような国際機関が発行する証券は、複数国の通貨単位建のことがある。世界銀行債および特定のその他の国際機関債は、加盟国による購入済みであるが未払いのコミットメントにより維持されている。かかるコミットメントが、将来、実施されるか、または遵守されるという保証はない。

ブレディ債

サブ・ファンドは、「ブレディ・プラン」に基づき再建されている国のブレディ債に投資することができる。ブレディ債は、債務国が未決済の対外債務(通常、商業銀行債務。)の再編を行うための手段として、ブレディ・プランの枠組みに基づき発行された債務証券である。ブレディ・プランの枠組みの中で対外債務の再編を行うに当たり、債務国は、世界銀行および国際通貨基金等の多国間機関に加えて、現時点の貸付銀行とも交渉を行う。ブレディ・プランの枠組みは、それが発展していくにつれて、商業銀行債務を新規発行の債券(ブレディ債)に転換していくことを予定している。

ブレディ債は、高リスクである場合があり、債務不履行状態であるか、または不履行リスクを抱えている。これまでに実施されたブレディ・プランに基づく合意は、債務国が債権者と交渉した特定のオプションにより、債務および年間元利未払額の削減を達成するよう指定されている。そのため、国ごとにその金融パッケージは多様である。

ヤンキー債およびユーロ債

ヤンキー債は、非米国発行体か、または米国発行体の非米国子会社が発行する米ドル建証券であり、主に、米国市場で取引される。ユーロ債は、世界市場で取引されている。ユーロ債の発行体は、米国内または米国外に住所をおいている。ヤンキー債およびユーロ債のリターンは、政情の変化に影響を受け、発行銘柄の入手の可能性および流動性は、特に変動の激しい市場で、制限されることがある。

ゼロクーポン債および繰延クーポン債

サブ・ファンドは、額面金額よりも大幅に割引いた価格で発行される債務証券であるゼロクーポン債および繰延クーポン債に投資することができる。当初の割引額は、おおよそ、満期日、または最初の利息発生日までの期間にわたり、発行時の証券市場レートを反映した金利で当該債券に複利で生じる利息総額にあたる。ゼロクーポン債は、利息の定期的支払が不要であるが、繰延クーポン債は、通常、定期利払開始前までの繰延べ期間が規定されている。かかる投資対象は、発行体にとり、年間元利支払総額のための現金の当初の必要性を低減できる利点があり、投資対象のなかには、かかる現金の受取りの繰延べに同意する投資者をひきつけるために高利回りを提供するものもある。かかる投資は、金利を定期的に支払うことを約束する債務証券よりも金利の変動による市場価格の変動が大きく、サブ・ファンドは、現金を受領していない場合でも、かかる債権に対し収益が発生することがある。

インフレリンク債

インフレリンク確定利付債は、元本価格が、特定の市場におけるインフレ率に伴って、定期的に調整される確定利付債である。通常、かかる証券はこれらに投資された資金の将来の購買力を保護するように設計されており、通常、一定の間隔で利払いが行われ、満期時に元本が償還される。

ただし、インフレリンク債は、実質金利が上昇している際には、価格が下落する。インフレを測定する定期的な調整率が下降している場合、インフレリンク債の元本価格は、下方修正され、その結果、当該証券に対する未払利息(減額した元本につき計算される。)は減少する。さらに、実質金利が名目金利より早く上昇している等の特定の金利環境では、インフレに対応した証券は同様の満期を有するその他の確定利付債よりも損失額が大きくなることがある。

満期時の(インフレ調整済の)当初元本の払戻しは、一定のインフレリンク債につき、デフレ期間中であっても保証される。ただし、当該証券の最新の市場価格は、随時変動する。サブ・ファンドは、同様の保証を行っていないその他のインフレリンク債、または同種の債券にも投資することができる。元本の保証が規定されていない場合、満期時に払い戻されるボンドの調整済み元本価格は、元の元本価格より少なくなることがある。

インフレリンク債は、通常、長期にわたるインフレ傾向からの保護を想定しており、短期にインフレが進んだ場合は、価格の減少を導く可能性がある。インフレ以外の理由による金利上昇(例えば、為替レートの変動)により金利が上昇した場合、かかる上昇が当該証券のインフレ測定に反映されない場合、サブ・ファンドの当該証券に対する投資は保護されない。インフレ指数が商品およびサービスの価格の実質インフレ率を正確に測定することができるという保証はない。さらに、異なる国および市場でのインフレ率が一貫または関連しているという保証もない。

政府および政府機関債

政府債は政府および政府機関の債務またはそれらが保証する債務である。これには、政府または政府機関が発行する為替手形、譲渡性預金証書、ならびにノートおよびボンドを含む。米国財務省証券のような政府債は、政府資金の充分な信頼と信用により保証されているものもあり、発行体が政府資金からの借入を行う権利により保証されているもの、当該機関の債務に対する政府の自由裁量による買取権により保証されているもの、さらに、当該機関の信用によってのみ保証されているものがある。

非米国政府債および関連リスク

サブ・ファンドは、非米国政府債に投資することができる。サブ・ファンドによる非米国証券への 投資は、非米国政府、銀行、企業またはその他の発行体により発行されているかにかかわらず、一般 に入手可能な財務およびその他の情報不足、不十分な証券規制、外国源泉税およびその他の税金の賦 課の可能性、戦争、没収またはその他の悪影響を及ぼす政府の行為などのため国内発行体の証券への 投資に比べて、リスクが高い。非米国銀行およびその非米国支店は、米国銀行監督当局により規制さ れておらず、通常、米国銀行に適用される会計、監査および財務報告基準により規制されていない。 投資者の法的救済は、米国で利用できる救済よりもさらに限定されたものとなる可能性がある。

その他の債務証券:社債担保証券(СВО)およびローン担保証券(СЬО)

サブ・ファンドは、優先および劣後社債、投資適格モーゲージ担保証券、社債担保証券およびローン担保証券、優先株式、社債、および銀行債務を含むがこれに限定されない、国または政府に関連のない企業またはその他の機関のその他の投資適格もしくはその他の債務証券に直接または間接に投資することができる。サブ・ファンドは、私募ベースで債務証券を取得でき、ローン・パーティシペーションへも投資できる。サブ・ファンドによるその他の投資のように、当該債務証券向けの流動性の高い市場はなく、サブ・ファンドがかかる債務証券を売却したり、希望する価格が付く可能性が制限されることがある。

サブ・ファンドは、また、社債担保証券(「CBO」)、ローン担保証券(「CLO」)およびそ の他類似の証券への投資を行うことができる。これらは、商業ローン、ハイ・イールド投資適格債 務、仕組み債(以下に定義する。)および債務に関連するデリバティブ商品を含む、固定資金プール である場合もあれば、「市場価格」または一任担保プールである場合もある。当該プールは、一般的 には、様々な信用格付けを持つクラスに分けられており、優先クラスに劣後する低格付けクラスもあ る。 C B O および C L O の優先クラスは、プール内で最も高い信用格付けを有しており、最も担保保 証が大きく、財務証券に対してのスプレッドの支払いが最も少ない。より低い格付けのCBOおよび CLOクラスは信用の質が低く、付随リスクに見合うように財務証券に対するスプレッドの支払いも 高くなる。最低クラスは、特に、確定利息よりも、残余持分(より高いクラスが支払いを終えた後に 残る資金)の支払いをうける。CBOおよびCLOの下位クラスのリターンは、特に、担保プールの デフォルト率に影響を受けやすい。さらに、より上位のCBOおよびCLOクラスにより買戻権の行 使(もしあれば)が行われ、特定のその他の事由が生じた場合、かかる下位クラスに対する利息また は元本の支払いに利用可能な資金は、排除、繰延または減額されることがある。サブ・ファンドは、 CBOおよびCLOの投資適格クラスへの投資を行うことができる。

さらに、サブ・ファンドが持分の売却を考えている時に、CBOまたはCLOに流動性の高い市場 が存在するという保証はない。さらに、サブ・ファンドのCBOまたはCLOへの投資は、一定の契 約上の譲渡制限に服することもある。

ローン・パーティシペーション

サブ・ファンドは、特定の金融機関から、該当するローンの元本の一部、および当該部分に関連す る利息のすべてを受領する権利を表象するローンを参加権(以下「参加権」という。)として購入す ることができる。参加権の購入にあたり、サブ・ファンドは、通常、借り手ではなく、売却機関との 間にだけ契約関係を生ずる。サブ・ファンドは、一般に、ローン契約の条項を借り手が遵守するよう に直接強制する権限を持たず、借り手に対する相殺権、売却機関が合意したローン契約に対する一定 の変更に異議を唱える権利もない。サブ・ファンドは、関連ローンを保証する担保から直接利益を得 ることはできず、売却機関に対して借り手が持つ相殺権の対象になる可能性はある。

さらに、売却機関の支払不能時には、米国の法律および様々な州法に基づき、サブ・ファンドは、 当該売却機関の一般債権者とみなされ、売却機関の当該ローンに対する利益またはこれに関わる担保 につき、独占的または優先する請求権を持たない。結果として、サブ・ファンドは、借り手の信用リ スクに加えて、売却機関の信用リスクにもさらされている。投資顧問会社は、売却機関の独立した信 用分析を行っておらず、行う予定もない。

金利変動リスクおよび市場リスク

サブ・ファンドの投資対象にかかる利回りは、実勢金利の変動および繰上償還率の変動に対し敏感 である。これにより、サブ・ファンドの資産利回りと借入率との間にミスマッチが生じ、その結果、 投資による収益が減少または消滅してしまうことがある。投資顧問会社は、その単独の裁量により、 主にサブ・ファンドの金利エクスポージャーをヘッジするよう努める。金利ヘッジが有効であるとい う保証はない。確定利付証券の価格は、金利および為替レートの変動に応じて変化する。価格が為替 レートの変動により単独で影響を受ける場合を除き、金利が低下すれば、通常、確定利付証券の価格 は上昇すると予想される。金利が上昇する場合、通常、確定利付証券の価格は下落し、サブ・ファン ドの投資対象の価値も減少する。金利の大幅な変動、またはサブ・ファンドの投資対象の市場価格の 著しい下落、もしくはその他の市場要因が、受益者のサブ・ファンドへの投資額またはその利回りの 低下をもたらすことがある。金利が低下すると、サブ・ファンドが保有するモーゲージ関連証券の発 行体は予定より早く元本を支払うことがあり、サブ・ファンドは強制的により利回りの低い証券に再 投資せざるを得ない。代理人が発行したモーゲージ・プールが元利金の支払いについて保証されてい

ても、かかる保証は当該証券の市場価格の下落により生じた損失には適用されない。特定の通貨建の 確定利付証券への投資の実績は、当該通貨を発行する国の金利環境によっても左右される。

繰上償還リスクおよび延期リスク

サブ・ファンドが保有する有価証券の発行体または保証会社は、特に金利が低下している時には、その有価証券の元本および/または支払期限の到来した利息を繰上償還することができる。サブ・ファンドは、当該元本を魅力的な金利で再投資することができない可能性もあり、サブ・ファンドの収益の低下を招き、さらにサブ・ファンドは支払プレミアムを失うこともある。サブ・ファンドは払戻された元本および/または利息の価格に対する金利の低下による利益を失うこともある。一方、金利が上昇すると予想よりも繰上償還の発生率は緩やかになる。これにより、事実上、影響を受ける有価証券の残存期間が延び、より金利変動に敏感になり、サブ・ファンドの純資産価額は変動しやすくなる。繰上償還リスクにさらされている有価証券は、通常、金利が低下すれば利益を得る可能性が低下し、金利が上昇すれば、損失を被る可能性が高まる。

信用格付け

格付機関により発行される信用格付けは、格付けされた有価証券の元本および利息の支払いの安全性を評価するものである。ただし、これらは、適格未満の有価証券の市場価格リスクを評価するものではなく、したがって投資の真のリスクを完全に反映するものではない。さらに、格付機関は、担保の市場価格に影響を及ぼす経済または発行体の状況の変化を反映して、適時に格付けの変更を行える場合もあれば、できない場合もある。したがって、信用格付けは、投資の適格の予備的な指標としてのみ利用される。適格未満および同等の無格付債務への投資は、投資適格債務証券への投資の場合よりも、投資顧問会社の信用分析により依存することになる。

通常、格付機関は、方針として、負債発行体企業に対しては、当該企業が本拠とする国に対して与えられる格付けよりも高い格付けは付与しない。したがって、新興市場の発行体企業の格付けは、通常、ソブリン格付けが上限となる。

債務発行体に関する債務超過時の留意事項

債権者保護を定めた様々な法律が、サブ・ファンドの投資先である債務に適用される。本段落およ び次段落に記載の情報は米国連邦破産法に服する米国発行体に関して適用される。債務超過時の留意 事項は、その他の発行体については異なる。債務発行体の未払債権者、または債権者の代理人が提訴 した裁判所が、発行体が公正な対価または債務を負担するための合理的に同等の価額を受領していな いと判断し、かかる債務を履行した後、発行体が()債務超過であるか、()当該発行体の残余 資産が不当にわずかな資本で構成される事業に従事しているか、または()満期時に、かかる負債 を支払う能力を上回る負債が発生すると見込まれるか、または発生すると確信していると判断した場 合、当該裁判所は、当該債務の全部または一部を、詐欺的譲渡行為として無効とするか、かかる債務 を当該発行体の既存のまたは将来の債権者に劣後させるか、または当該債務の支払いを行うため、か かる発行体がそれ以前に支払った金額を回収するよう判決を下すことができる。前述の目的のための 債務超過に対する手段は様々である。一般に、発行体は、当該時のその負債金額が公正価値で評価し た財産総額を上回る場合、または現在の資産の公正な売却可能価値が、既存の負債つき、負債が確実 であり満期になった時点で発生する債務を支払うために必要な金額を下回る場合、一定の時点で債務 超過とみなされる。サブ・ファンドの投資先である債務の負担発生後、発行体が「債務超過」である かどうか判断するために、裁判所がどのような基準を適用するか、または、評価の方法にかかわら ず、裁判所が当該負担が発生した時に発行体が「債務超過」であると判断しないという保証はない。 さらに、サブ・ファンドの投資先である債務発行体が債務超過の場合、かかる債務について行われた 支払いにつき、債務超過前の一定期間(1年間ほど)内に行われている場合、「偏頗行為」として、 否認の対象となることがある。通常、債務に関する支払いは、詐欺的譲渡行為または偏頗行為にかか わらず、否認が可能であれば、かかる支払いは、サブ・ファンドから取り戻すことができる。

サブ・ファンドは、詐欺的譲渡行為、偏頗行為または衡平法上の劣後に基づく十分な訴因の根拠を 構成する行為に従事する予定はない。ただし、サブ・ファンドのかかる債務取得先である貸付機関ま たはその他の当事者がかかる行為(または当該債務およびサブ・ファンドが倒産法に服することにな るその他の行為)に従事していたか否かに関する保証、およびかかる行為に従事していた場合は、か かる債権者の請求が米国裁判所(またはその他の国の裁判所)においてサブ・ファンドに対して主張 できるか否かに関する保証はない。

非米国発行体の負債で構成される債務は、債権者保護のために当該債務の発行国で制定された様々 な法律に服する可能性がある。かかる債務超過時の留意事項および提供される保護のレベルは、各発 行体の所在地または居住地となる国によって異なり、また当該発行体が主権を有するか否かによって も異なる。

転換証券

サブ・ファンドは、転換証券に投資することができ、これには社債または優先株式が含まれるが、 規定の交換率で発行体の普通株式に転換可能な発行体の長期普通債務証券である。すべての債務証券 と同様に、転換証券の市場価格は、金利上昇局面では下落し、反対に、金利下降局面では上昇する。 転換証券は、通常、同等格の非転換証券よりも金利または配当利回りが低い。ただし、転換証券の投 資先となる普通株式の市場価格が転換価格を上回った場合、転換証券の価格は投資先の普通株式の価 額を反映する傾向にある。投資先の普通株式の価格が下落すると、転換証券は、利回りベースで取引 が増大する傾向にあり、したがって投資先の普通株式と同程度まで価値は下落しない。転換証券は、 通常、発行体の資本構造上普通株式に優先し、よって、格付けも高く、発行体の普通株式よりもリス クが低い。しかしながら、当該リスクが低減できる程度は、転換証券が確定利付証券としての価額を 超えてどの程度販売されるかに大きく左右される。転換証券の評価に際し、投資顧問会社は、投資先 の普通株式の魅力を最も重視する。

優先株式、転換証券およびワラント

サブ・ファンドは、優先株式、転換証券およびワラントに投資することができる。優先株式、転換 証券およびワラントの価格は、特に株式市場の変動および原資産となる普通株式のパフォーマンスの 動きにつれて変化する。その価格は、発行体および市場の悪材料となる情報にも影響を受ける。した がって、例えば、原資産となる発行体の普通株式の価格が変動すると、当該発行体の優先株式の価格 も変動するものと予想される。ワラントについては、投資先の証券の市場価格が、ワラント保有者が 当該証券を購入できる規定価格を下回っている場合、ワラントの価格は下落しまたはゼロになり、そ のため行使されないことがあり、これによりサブ・ファンドに当該ワラントの購入価格分(またはワ ラント付で発行された証券の場合、組込みワラント価格分)の損失が生じることがある。

転換証券に関して、すべての確定利付証券のように、当該証券の市場価格は、金利上昇時には下落 し、反対に、金利低下時には上昇する傾向にある。ただし、転換証券の原資産となる普通株式の市場 価格が転換価格を上回った場合、転換証券は原資産である普通株式の市場価格を反映する傾向にあ る。原資産である普通株式の市場価格が下落した場合、転換証券は、利回りベースでの取引が増大す る傾向にあり、そのため、原資産となる普通株式と同程度まで価値は下落しない。転換証券は、発行 体の資本構造上の普通株式に優先し、よって、発行体の普通株式よりもリスクが低い。転換証券の評 価に際し、投資顧問会社は、通常、投資先の普通株式の魅力を主に強調する。サブ・ファンドが保有 する転換証券が、繰上償還請求された場合、サブ・ファンドは、発行体が当該証券を買戻すか、投資 先の株式に転換するか、または第三者に売却することを認めなければならない。上記のいずれの行為 も、サブ・ファンドの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがある。

発行日取引証券およびフォワード・コミットメント証券

サブ・ファンドは、金利および価格の予想される変動をヘッジするためか、または投機目的のために、「発行日取引」ベースの証券の購入および「フォワード・コミットメント」ベースの証券の売買を行うことができる。かかる取引は、サブ・ファンドが将来の日付(一般に少なくとも1または2ヶ月後)に証券の売買を行う旨の約定を伴うものである。投資先の証券の価格は、通常、利回りで表示され、約定が行われた時点で確定しているが、当該証券の引渡しおよび支払いは後日行われる。フォワード・コミットメントに従いまたは発行日取引ベースで購入された証券に対しては、サブ・ファンドに引渡されるまでは、利益は発生しない。発行日取引証券およびフォワード・コミットメントは、決済日前に売却されることができる。サブ・ファンドが、発行日取引証券の取得権利をその取得前に処分する場合、またはフォワード・コミットメントに対する引渡権または受領権を処分する場合、利益または損失が生じる。発行日取引ベースで購入した証券が引き渡されないリスク、およびフォワード・ベースでサブ・ファンドが売却した証券の購入者が購入義務を履行しないリスクがある。かかる場合、サブ・ファンドには損失が発生する場合がある。

発行体リスク

サブ・ファンドが直接または間接に取得した有価証券の発行体は、高度の経営リスクおよび財務リスクを有することがある。かかる会社は、発展の初期段階にあり、証明された経営実績がなく、赤字経営かもしくは経営実績に大きな変動があり、多大な陳腐化リスクを持つ製品に関する急速に変化する業種に従事しているか、その経営を支援し、拡大するための資金を調達し、もしくは競合上の地位を維持するのに膨大な追加資金が必要であるか、またはその他財務状況が脆弱である可能性がある。

さらに、サブ・ファンドが取得した有価証券の発行体は、高度にレバレッジされていることがある。こうした会社およびその投資者に対し、レバレッジは、重大な悪影響を及ぼすことがある。このような会社は、財務および経営の制限約款に服しており、レバレッジが、将来の経営および資金需要につき融資を受ける能力を損なうことがある。その結果、このような会社が事業および経済状況の変動ならびに事業機会に対応する柔軟性は、制限されることがある。レバレッジを効かせた会社の収益および純資産は、借入金を活用していない場合と比べて、増減の比率がより大きくなりやすい。

さらに、かかる会社は、より大きな資金源、より大規模な発展、製造、マーケティングおよびその 他の能力ならびに適格な経営力および技術力を持つ人材を多数有する会社との競争といった、激しい 競争に直面することがある

小規模資本 / 経営実績が少ない会社

随時、サブ・ファンドの資産の相当な部分を直接または間接に小規模資本会社の有価証券および創 立後間もない会社の有価証券に投資することができ、これとは逆に、サブ・ファンドは当該有価証券 について相当額のショート・ポジションを設定することができる。小規模資本会社は、一般的に、一 般投資家にはよく知られておらず、より大規模な資本を有する会社よりも投資者の支持が少ない。そ の結果、小規模資本会社は、投資者に見落とされやすいか、その収益力につき過小評価されている。 このような市場の相対的な非効率性は、長期的な資本の成長につきより大きな機会を提供することも ある。ただし、歴史的に見て、当該有価証券は、S&P500インデックスに含まれるより大規模な資本 を有するより確立された会社の有価証券よりも価格変動が激しい。小規模資本および創立後間もない 会社の有価証券は、当該会社の生産ライン、販売経路ならびに財務および経営資源に限りがあるとい う理由から、投資リスクがより高くなる。さらに、たいていは、かかる会社に関する一般に入手可能 な情報は、より大規模で確立された事業者より少ない。小規模資本会社の有価証券は、店頭または地 方の取引所で取引されることが多く、全国的な証券取引所の通常の取引量程度の取引がない。よっ て、サブ・ファンドは、より大規模で確立された会社の有価証券に関する売却またはショート・ポジ ションのカバーに要する時間よりも長い (かつ潜在的により望ましくない) 時間をかけて、当該証券 を売却するか、またはショート・ポジションをカバーしなければならない。小規模資本会社への投資 は、前述の留意事項に加えて、取引量が少ないため、その他の種類の有価証券よりも、より評価が難

しいことがある。経営実績が少ない会社への投資は、確立された経営実績を有する会社への投資に比べて、より投機的であり、より高いリスクを持つ。さらに、こうした種類の投資は、取引コストも、より大規模な資本を有する会社よりも高いことが多い。

非米国取引所の取引

サブ・ファンドは、直接または間接に、米国外に所在する取引所で先物および有価証券を取引することができる。米国内の取引所と異なり、一部の非米国取引所は、取引者が商品契約を締結した個々のメンバーのみがそのパフォーマンスに責任を有し、取引所またはその決済機関(もしあれば)はその責任を負わない「プリンシパル市場」である。非米国取引所における取引の場合、サブ・ファンドは、取引相手方が契約を履行できないか、または当該契約の履行を拒否するリスクにさらされている。さらに、世界的に、通常、世界の株式取引所、決済機関および決済組織は、米国内と比べて、より政府の監督および規制が少ないため、サブ・ファンドは、ポジションの取引を行う取引所または決済機関もしくは決済組織のより高い不履行リスクにもさらされ、金融上の不法行為ならびに/または適切なリスクの監視および管理が不足していることがある。

デリバティブ商品全般

サブ・ファンドは、投資戦略上、デリバティブを広く活用することができる。デリバティブは、少なくとも部分的に、投資先の資産、指数または金利のパフォーマンスから、そのパフォーマンスを派生させている金融商品である。デリバティブの例としては、スワップ契約、先物契約、オプション契約および先物契約に対するオプションを含むが、これらに限定されない。先物契約は、買い手および売り手の両当事者間で、特定の商品または金融商品を指定価格で将来の指定日において交換するための、取引所で取引される契約である。オプション取引は、通常、特定の価格で将来の指定日に商品または金融商品を売買する権利(行使されることもされないこともある。)を伴う。

サブ・ファンドのデリバティブの活用には、特定のデリバティブおよびサブ・ファンドのポートフォリオ全般の性質により、有価証券またはより伝統的な投資対象に直接投資する場合に伴うリスクとは異なるリスク、またはより大きなリスクにさらされる可能性がある。デリバティブにより、サブ・ファンドが特定の有価証券への投資を行うことでそのポートフォリオのリスクレベルを増減させ、リスクの性質を変更することができるのとほぼ同様の方法で、サブ・ファンドは、ポートフォリオのリスクレベルを増減させ、ポートフォリオがさらされているリスクの性質を変更することができる。一定のスワップ、オプションおよびその他のデリバティブ商品は、市場リスク、流動性リスク、相手方信用リスク、法的リスクおよび運営上のリスクを含む様々な種類のリスクにさらされている。さらに、スワップおよびその他のデリバティブには、多大な経済的レバレッジが掛けられる可能性があり、膨大な損失リスクを有する場合もある。

デリバティブは、そのコストが示すものよりも大きな投資エクスポージャーを有する場合があり、これは、デリバティブへの少額の投資が、サブ・ファンドのパフォーマンスに多大な影響を及ぼす可能性があることを指す。サブ・ファンドが不適切な時期にデリバティブに投資を行うか、市場判断を誤った場合、かかる投資によりサブ・ファンドのリターンは低下し、相当額の損失を被ることもある。デリバティブは、市場リスク、流動性リスク、構造上のリスク、取引相手方の財務健全性、信用および実績リスク、法的リスクおよび運営リスクを含むその他の様々なリスクにもさらされている。サブ・ファンドは、また、デリバティブがその他の投資とほとんど相関性がない場合、または流通市場が流動性に欠けるため、サブ・ファンドが当該ポジションを清算できない場合、損失を被ることがある。多くのデリバティブ市場は、流動性がないか、または突然流動性がなくなることがある。流動性の変動は、デリバティブ価格に重大かつ急速な予想不能の変動をもたらすことがある。

かかる取引の締結には、サブ・ファンドの純資産価額に多大な悪影響を及ぼす可能性のあるサブ・ファンドの損失リスクが含まれる。ある特定の時期にある特定の先物契約につき、流動性のある市場が存在するという保証はない。

コール・オプション

サブ・ファンドは、直接または間接に、コール・オプションを売買することができる。コール・オプションの売買にはリスクが伴う。カバーされたコール・オプションの売り手(売主)(売主が投資 先の有価証券を保有している場合)は、投資先の有価証券の市場価格が、かかる投資先証券の購入価格から受取りプレミアムを差し引いた金額を下回って下落するリスクを引受け、オプションの行使価格を上回る投資先証券の利益を獲得する機会を放棄する。カバーされていないコール・オプションの売り手は、オプションの行使価格を超えて、投資先証券の市場価格が理論上は無制限に上昇するリスクを引き受ける。

コール・オプションの買い手は、コール・オプションへの投資の全額を失うリスクを引き受ける。 コール・オプションの買い手が投資先証券を空売りする場合、コール・オプションの損失は、投資先 証券の空売りによる利益によりすべてまたは部分的に相殺される。

プット・オプション

サブ・ファンドは、直接または間接に、プット・オプションを売買することができる。プット・オプションの売買にはリスクが伴う。カバーされたプット・オプションの売り手(売主)(売主が投資先の有価証券についてショート・ポジションを有する場合)は、投資先証券の市場価格が、かかる投資先証券の(ショート・ポジション設定時の)売買価格に受取りプレミアムを加えた額を上回って上昇するリスクを引き受け、オプションの行使価格を下回る投資先証券の利益を獲得する機会を放棄する。プット・オプションの売り手が売り出したプット・オプションの行使価格と同額またはそれ以上の行使価格を有する同数の株式をカバーするプット・オプションを所有する場合、かかるポジションは、かかるオプションが売り出されたオプションと同時にまたはそれ以降に満了する場合、「完全にヘッジ」されることになる。カバーされていないプット・オプションの売り手は、当該オプションの行使価格を下回って、投資先証券の市場価格が下落するリスクを引き受ける。

プット・オプションの買い手は、プット・オプションへの投資の全額を失うリスクを引き受ける。 プット・オプションの買い手が投資先証券を保有している場合、当該プット・オプションの損失は、 投資先証券に生じる利益により、すべてまたは部分的に相殺される。

スワップ契約

サブ・ファンドは、直接または間接にスワップ契約を締結することができる。スワップ契約は、金利、指数、証書または一定の証券および特定の「想定金額」に関連して算出される支払いフローを交換することを両当事者が合意する、非公開で交渉される店頭デリバティブ商品である。スワップは、市場リスク、流動性リスク、構造上のリスク、課税リスクならびに取引相手方の財務健全性や信用度に関連したリスクを含む相手方不履行リスクなどの様々な種類のリスクにさらされている。スワップは、個別に交渉され、様々な異なる種類の投資対象または市場要因に対するエクスポージャーを持つ構造にすることができる。その構造により、スワップは、株式もしくは債務証券、(米国または海外の)長期もしくは短期の金利、外貨の価値、モーゲージ・バック証券、法人借入レートまたは証券価格、証券バスケットもしくはインフレ率などその他の要因に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを増減させ、さらにサブ・ファンドのポートフォリオのボラティリティ全般を増減させることもある。スワップ契約は、様々な形式をとることでき、多様な名称で知られている。サブ・ファンドは、投資顧問会社が、その他の形式が投資目的および方針に合致していると判断すれば、特定のスワップ契約の形式に制限されない。スワップのパフォーマンスの最大の要因は、個々の株式価額、特定の金利、通貨、または、取引相手方に対して支払うもしくは取引相手方から支払われる金額を決定

するその他の要因の変更である。スワップがサブ・ファンドに支払いを求める場合、サブ・ファンドは、支払期限が到来した時点で、かかる支払いに利用できる十分な現金を用意しておかなければならない。さらに、取引相手方の信用が下落した場合、スワップ契約の価値も下落し、サブ・ファンドに損失をもたらす可能性がある。

先物

サブ・ファンドは、直接または間接に、投資戦略の一部として、先物を利用することができる。先物のポジションは、特定の商品取引所が、「1日の価格変動制限」または「1日の値幅制限」とよばれる規制により1日の特定の先物契約金額の変動を制限しているため、流動性に欠けることがある。かかる1日の値幅制限に基づき、1取引日において、1日の値幅制限を超えた価格で、いかなる取引も行われることができない。特定の先物契約の価格が、1日の値幅制限の金額分上昇しまたは下落した場合、当該契約のポジションは、取引参加者が、かかる制限金額または当該制限内の金額で取引を行う意思がない限り、取得することも清算することもできない。取引所またはCFTC(後に定義される。)が、特定の契約の取引を停止するか、特定の契約を直ちに清算し、決済するよう命じるか、または特定の契約の取引を停止するか、特定の契約を直ちに清算し、決済するよう命じるか、または特定の契約の取引を清算の目的に限って実施するよう命じることも可能である。前述のような状況により、サブ・ファンドは、直ちに不利なポジションを清算することを妨げられ、また多大な損失を被る可能性もある。よって、サブ・ファンドへの投資は、サブ・ファンドの通常の買戻日が延期されたことにより重大な影響を受けない一定の知識ある投資者にのみ適している。

非米国先物取引は、非米国取引所において、その取引を実施し、決済する。これは、ある取引所で実施された取引が、別の取引所のポジションを清算するかまたは設定するように、国外の取引所が、国内の取引所と形式上「リンクして」いる場合も該当する。国内の組織が、このような取引所における取引の実施、引渡しおよび決済を含む非米国取引所の活動を規制することはなく、通常、国内の規制者には、非米国取引所の規則または非米国の法律の施行を強制する権限はない。さらに、かかる法律または規制は、当該取引が発生する米国以外の国ごとに異なる。このような理由により、サブ・ファンドは、国内の裁判外紛争解決手続きを利用する権利のような、国内取引に適用される特定の保護を得られるとは限らない。特に、顧客から海外先物取引の証拠金として受領した資金は、国内取引所の先物取引の証拠金として受領した資金と同様の保護は提供されない。さらに、非米国先物またはオプション契約の価格、およびこれにより生じる損益の可能性は、注文を行った時点と、非米国先物契約が清算され、または非米国オプション契約が清算されもしくは実施された時点の間の為替レートの変動による影響を受けることがある。

投機目的での先物の利用の成功は、当該市場の方向性の変化を正しく予測できるかどうかに影響され、取引がヘッジ目的で締結される場合は、ヘッジする取引と先物契約の価格変動の適切な相関関係を確証できるかどうかに影響される。

ヘッジ取引

サブ・ファンドは、為替取引および金利ヘッジを含むヘッジ技術を駆使する予定である。かかる ヘッジ技術が有効であるか、またはこれを利用しなかった場合よりも好ましいリターンが生じるとい う保証はない。さらに、かかるヘッジ技術は、サブ・ファンドが投資する有価証券およびその他の商 品の評価額の変動から、投資者を保護することが目的であり、サブ・ファンドは、通常、かかる有価 証券およびその他の商品の価値が上昇した場合は、恩恵を受けない。

サブ・ファンドは、また、サブ・ファンドが直接または間接的に投資している有価証券およびその他の商品の価額が下落したことによる損失リスクの最小化の追求を含め、その他の状況において、ヘッジ技術を活用することができる。かかるヘッジ技術が成功するという保証はなく、かかるヘッジ技術は、ヘッジ・ポジションの価値の上昇から生じる潜在的利益を制限する傾向がある。

ヘッジ技術には、先物契約、証券に係る上場および店頭プット・オプションおよびコール・オプション、金融指数、為替先物予約、差金決済の為替先物予約ならびに様々な金利取引(「ヘッジ商品」と総称する。)を含む多様なデリバティブ取引が含まれる。ヘッジ技術は、投資先の投資対象のリスクとは異なるリスクを有する。特に、ヘッジ商品の価格変動とヘッジ対象のポジションの価格変動の相関性の程度は様々であり、これによりヘッジによる損失が、サブ・ファンドのポジションの評価額に対する利益額よりも大きくなる可能性も生じる。さらに、特定のヘッジ商品および市場は、あらゆる場合に流動性がないことがある。その結果、変動の大きな市場では、サブ・ファンドは、当初証拠金をはるかに上回る損失を被ることなく、かかる商品の一部の取引を手じまうことができない可能性もある。サブ・ファンドがヘッジを成功させることができるかは、投資顧問会社が、確実なものはないが、適切な市場動向を予測できるかどうかにかかっている。

先渡契約

サブ・ファンドは、直接または間接的に、取引所で取引されておらず、一般に規制されていない、 先渡契約、差金決済の為替先物予約およびそのオプションを締結することができる。サブ・ファンド は、ブラジルレアルおよび中国元の為替取引を含むが、これに限定されない目的で、当該通貨につ き、外国為替取引のために差金決済の為替先物予約を活用する予定である。先渡契約には1日の値幅 制限はない。サブ・ファンドが口座を維持する銀行およびその他のディーラーは、サブ・ファンドに 対して、かかる取引につき、証拠金を預託するよう求めることができるが、証拠金の要件は、通常、 最小限か全く存在しない。サブ・ファンドの取引相手方は、かかる契約につき、継続して相場を形成 する必要はなく、当該契約には、流動性がない期間があり、これが長期にわたる場合もしばしば起こ る。特定の取引相手方が、先渡契約の相場価格の提示の継続を拒否した期間や、スプレッド(取引相 手方が購入を予定している価格と売却を予定している価格との差額)が異常に広い相場価格を提示す る期間も発生している。先渡契約の取決めは、1名または数名の取引相手方との間で行われるため、 かかる取決めが多数の取引相手方と行われる場合よりも、流動性の問題が大きくなることがある。政 府当局によるクレジット・コントロールの強制により、かかる先渡取引が、上記の強制がなければ、 投資顧問会社がサブ・ファンドに勧めたであろう水準以下に制限されることがあり、サブ・ファンド に損害をもたらすこともある。さらに、サブ・ファンドが取引する市場で、異常に大量の取引、政治 的干渉またはその他の要因により、市場崩壊が生じることもある。市場の流動性欠如または崩壊が、 サブ・ファンドに多大な損失をもたらすことがある。さらに、サブ・ファンドは、決済不能に関する リスクに加えて、取引相手方に関する信用リスクにもさらされる。かかるリスクは、サブ・ファンド に多大な損失をもたらすことがある。

スプレッド取引のリスク

サブ・ファンドは、スプレッド取引を行う場合、かかるスプレッドを構成する当該ポジションの投資先の通貨の価格が、スプレッドのポジションが維持される間に、同一方向に変動しないか、または同程度変動しないというリスクにさらされる。このような状況では、サブ・ファンドは、スプレッド・ポジションの一方または両方の契約で損失を被る可能性がある。

仕組み債

サブ・ファンドは、特定の通貨価格、金利、商品、指数またはその他の金融指標(以下「参照対象」という。)の変動、または二つ以上の参照対象の関連した変動を参照にして決定される価格を有する証券(以下、総称して「仕組み債」という。)に投資することができる。金利または満期時もしくは償還時に支払われる元本金額は、適用される参照対象の変動により、上下する。仕組み債は、プラスにもマイナスにも指数化されており、参照対象の上昇は、金利または満期時の担保価格を上昇させることも、下落させることもある。さらに、金利または満期時の担保価格の変動は、参照対象の価額の変動を掛け合わせたものである。よって、仕組み債は、その他の種類の確定利付証券に比べ大きな市場リスクを抱えており、またより変動が激しく、流動性が低く、かつ単純な証券よりも正確に値付けすることが難しい。

サブ・ファンドは、住宅および商業モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券(つま り、ホーム・エクイティ・ローン、割賦販売契約、クレジットカード債権またはその他の資産により 担保された証券)に担保される仕組み債に投資することができる。多くの仕組み債は、非常に複雑で ある。さらに、多くの仕組み債は、金利の変動および/または繰上償還に敏感であり、そのリターン は、金利、繰上償還またはその両者の比較的わずかな変動でも大きな変動にさらされることがある。 仕組み債のリターンは、多くの場合、変動が大きく、レバレッジが仕組み債の構造に内在しているも のもあり、これが相当な額である場合もある。さらに、サブ・ファンドが売却したい時に、仕組み債 の流動市場が存在するという保証はない。サブ・ファンドは、金利変動、繰上償還リスクおよび原資 産の価額の下落またはその他の要因による抵当権の実行増加リスクに対する保護を目的として、特定 の場合にヘッジ取引を行うことができるが、かかるヘッジ取引が当該リスクからサブ・ファンドを完 全に保護するという保証はなく、また投資先証券のリスクとは異なるリスクを含むことがある。仕組 み債を担保するモーゲージおよびその他のローンの抵当権が実行された場合、かかるローンを担保し ている原資産の価額が、ローンおよび抵当権実行費用額と同額となる保証はない。

サブ・ファンドは、かかる証券のより優先順位の高いクラスに劣後する仕組み債に投資することが できる。サブ・ファンドが投資できるその他の劣後証券と同様に、劣後仕組み債は、より優先順位の 高いクラスへの元本支払請求額が全額支払われた場合にのみ、元本の払戻しを受ける権限を有し、持 分の分配受領に関する権利も劣後している。かかる劣後仕組み債は、より優先順位の高いクラスの仕 組み債に比べ実質的により重大な未払いリスクにさらされており、またより変動が激しく、流動性が 低く、かつより単純な証券よりも正確な値付けが難しい。

逆現先取引

サブ・ファンドは、一時的に利用可能な現金に対するリターンを得るため、逆現先取引を行うこと ができる。逆現先取引は、サブ・ファンドが売戻すこと、および売却取引相手方が当該証券をより高 い価格で、通常7日以内に買戻すことを条件に、取引相手方が、サブ・ファンドに対して、ある価格 で証券を売却する取引である。投資先証券の清算の遅滞、および売り手が、(a)サブ・ファンドがその 権利を行使しようとする期間における投資先証券の価額の下落可能性、(b)当該期間に投資先証券の収 益を手に入れられない可能性、および(c)権利行使の費用を含む、買戻義務を履行できない場合の損失 リスクが存在する。

サブ・ファンドは、現先取引を行うことができる。現先取引は、通常、サブ・ファンドが取引相手 方に証券を販売すると同時に、サブ・ファンドが、特定日に(金利を反映した)固定価格で当該証券 を買い戻すことに合意する取引であり、目的によっては、借入れの一形態とみなすこともある。かか る取引には、引き渡された組入れ証券の価額が、かかる取引の終了時に支払わなければならない価格 を下回って下落するリスク、または現先取引の他方当事者が、予定どおりに取引を完了することがで きないか、または完了する意思がないというリスクがあり、これらはサブ・ファンドに損失をもたら す可能性がある。現先取引は、サブ・ファンドの投資ポートフォリオのボラティリティを増加させる 可能性もあるレバレッジの一形態である。

私募および規則144A証券

前記「投資戦略」に記載のサブ・ファンドの特定の私募債への投資制限に従い、サブ・ファンド は、組織的市場が存在しない私募債に投資することができる。取引市場が欠如していると、私募債の 市場価格を確定することは難しい。私募債の処分は、交渉に多大な時間を要し、法的費用を伴うもの であり、またサブ・ファンドがかかる証券を受入れ可能な価格で早期に売却することは難しいか、不 可能である。

サブ・ファンドは、米国証券法の規則144Aに基づく「適格機関投資家」に対してのみ募集および販 売ができる制限証券に投資することができる。規則144A証券の流動性は、当該証券の流動性市場が発 達していないか、または適格機関投資家が、当該証券の購入に当面の間無関心となった場合に悪化す ることがある。かかる一般に取引されていない有価証券および金融商品は、直ちに処分できず、また 場合によっては、契約上、法律上または規制上、特定の期間につき処分が禁止されることがある。上 述の状況によって、サブ・ファンドが早急に望ましくないポジションを清算することを妨げられ、サ ブ・ファンドが適時に引出しまたは償還を求める受益者に対し分配を行う能力を害することがある。

複合取引

サブ・ファンドは、投資顧問会社の単独の裁量により、単独または複合戦略の一部として、単独の デリバティブではなく、複数のオプション取引、複数の先物取引、複数の通貨取引(為替先物予約を 含む。)、複数の金利取引および先物、オプション、通貨および金利取引を組合せた取引を含む複合 取引を行うことができる。複合取引は、通常、構成する取引のそれぞれに内在するリスク要因を含 む。複合取引は、通常、複合戦略が、リスクを引き下げ、その他の方法で望ましいポートフォリオ運 用の目的をより効率的に達成できるという投資顧問会社の判断に基づき、受託会社により行われる が、かかる複合が、かえってリスクを増大させ、またはサブ・ファンドの目的の達成を妨げる可能性 がある。

頻繁な取引および回転率

投資顧問会社は、通貨、有価証券およびその他の投資対象につき、頻繁な取引を行うことができ る。頻繁な取引は、通常、サブ・ファンドの実績に悪影響を及ぼす可能性のある取引コストの上昇を 招く。さらに、サブ・ファンドは、短期市場の考察を基準に投資を行う。サブ・ファンド内の回転率 は高く、多額のブローカー手数料、報酬およびその他の取引コストが発生する可能性があり、サブ・ ファンドの実績に悪影響を及ぼすことがある。

短期金融市場およびその他の流動性証券

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資方針に従った投資を中断し、予想される買戻し、費用またはその他のサブ・ファンドの運営上必要なものに資金を提供するため、投資顧問会社の単独の裁量による一時的なディフェンシブ目的、もしくはその他の理由で、その資産の100%を上限として留保するか、または、当該時の現金残高を、現金等価物およびその他の短期投資対象を含むがこれに限定されない投資顧問会社が適切と認めた商品に投資することができる。サブ・ファンドは、また、現金残高をゴールドマン・サックスが出資または運用しているファンドを含む短期金融証券や同様のファンドに投資することができ、サブ・ファンドはかかる投資につき、ゴールドマン・サックスに発生する報酬の払戻しを受けない。短期金融証券は、短期の確定利付債務であり、通常、1年以下の残存期間を有し、米国または非米国政府の証券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行が発行する銀行引受手形、および現先取引が含まれる。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産が主要な投資戦略に従って実質的に投資されない間は、その目的の達成を妨げられる可能性がある。

ブローカー、取引相手方および取引所の不履行

サブ・ファンドは、上場取引か、取引所外取引かにかかわらず、サブ・ファンドが取引を行う相手方、取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の信用リスクにさらされている。サブ・ファンドのプライムブローカーまたはその他の当事者は、サブ・ファンド資産をサブ・ファンドに対して提供される証拠金貸付またはその他の融資に対する担保として保有することができる。かかる取決めの条項および適用法に従い、担保権者は、担保権者が行った証券貸付またはその他の取引に関連して、当該資産の再担保が認められる。サブ・ファンドは、ブローカーの破産、当該ブローカーがサブ・ファンドのために取引を実行および決済するために利用する決済代理人の破産、または取引所の決済機関の破産の場合におけるブローカーに預託した資産の損失リスクにさらされている。

さらに、商品取引所法により商品ブローカーは顧客資金を分離保管するように求められているが、商品ブローカーが顧客資金を適切に分離していない場合、サブ・ファンドは、当該ブローカーが破産しまたは債務超過に陥った場合に、当該ブローカーに預託している資金を失うリスクにさらされている。非米国の監督局は、顧客資金の分離保管をブローカーに義務付けていないこともあるため、サブ・ファンドは、非米国ブローカーに預託した資金を失うリスクがある。サブ・ファンドは、投資顧問会社、または資金の分離保管を求められていないその他の外国為替ディーラーのいずれかとの外国為替取引につき証拠金を設定することを求められる。(ただし、かかる資金は、通常、サブ・ファンドの名義で外国為替ディーラーの帳簿および記録に分離勘定で保持される。)商品ブローカーもしくは非米国為替ディーラーの別の顧客または商品ブローカーもしくは非米国為替ディーラー自身がその顧客の勘定における多額の不足金を支払うことができないといった特定の状況で、サブ・ファンドは、資金が適切に分離保管されていても、当該ブローカーまたはディーラーに預託した資金の損失リスクにさらされることがある。

サブ・ファンドが取引を行う相手方、または取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の破産、または前段落に記載の顧客資金の損失が生じた場合、サブ・ファンドは、当該者が保有する資産、または所有する金額のいずれかにつき、サブ・ファンドに属することが明らかな場合でも回収できないこともあり、またかかる資産または金額が回収可能な場合でも、サブ・ファンドは、その金額の一部しか回収できないこともある。さらに、サブ・ファンドが当該資産または金額の一部を回収できる場合でも、かかる回収には、相当の時間を要する可能性がある。サブ・ファンドの財産の回収可能金額を受領するまでは、サブ・ファンドは、当該者が保有するポジションを取引したり、または当該者がサブ・ファンドに代わり保有するポジションおよび現金を譲渡したりすることはできない。これにより、サブ・ファンドに多大な損失が生じることがある。

サブ・ファンドは、「店頭」または「ディーラー間」市場での取引を行うことができる。当該市場への参加者は、通常、「取引所を基本とした」市場の構成員のような信用評価および規制監督の対象

とならない。サブ・ファンドがスワップ、デリバティブまたは合成商品、もしくは当該市場におけるその他の店頭取引に投資する場合は、サブ・ファンドは、取引する当事者に関する信用リスクを引き受け、かつ決済不履行リスクも負担する。かかるリスクは、通常、決済機関保証、日々の値洗いおよび決済、仲介者に適用される分離要件および最低資本要件などの特徴を有している上場取引に伴うリスクとは大幅に異なる。二者の取引相手方間で直接行われる取引は、通常、かかる保護の恩恵を受けず、よって、サブ・ファンドは、とりわけ契約条項に関する論議によるか、または信用もしくは流動性問題により、取引相手方が合意した条件に従って取引を決済しないリスクにさらされる可能性がある。このような「取引相手方リスク」は、満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性が高い契約の場合に大きくなる。取引相手方の一または任意の人数とのサブ・ファンドの取引不能、取引相手方の独立した評価またはその財務能力の不足、および決済を実行する規制された市場の欠如により、サブ・ファンドに損失が生じる可能性が高まる。

サブ・ファンドは、直接または間接的な有価証券、通貨、デリバティブ(スワップ、先渡契約、先物、オプションならびに現先および逆現先取引を含む。)および(投資方針により認められている)その他の商品を自己取引することができる。このように、譲受人または取引相手方としてのサブ・ファンドは、投資先証券、先物またはその他の投資対象の清算の遅延、および()サブ・ファンドが取引する相手であるプリンシバル側による当該取引の履行不能または履行拒否に係るリスク、()サブ・ファンドが担保に関わる権利を行使しようとする期間における当該担保の価値の下落可能性、()移転、譲渡または交換したポジションにつき、担保を再追加または再設定する必要性、()当該期間中の収益レベルの低下および収益を得ることができないこと、()権利行使にかかる費用、ならびに()スワップ契約に基づく特定の権利の執行可能性に関する法的不確実性およびスワップ契約上提供された担保に対する優先性の欠如の可能性から生じる損失を含む損失の両者を被る可能性がある。このような不履行または拒否は、債務超過、破産またはその他の理由によるかを問わず、サブ・ファンドに多大な損失をもたらす可能性がある。サブ・ファンドは、取引戦略が充分にかかる契約を相殺するであろうその他の取引につき、第三者の不履行によってかかる取引の履行を免除されない。

投資および取引リスク

サブ・ファンドへの投資には、すべての投資金額を失うというリスクも含めた高いリスクを伴う。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産を投資している市場のボラティリティから生じるリスク、集中リスク、レバレッジ・リスク、デリバティブ商品の潜在的な非流動性から生じるリスク、取引相手方およびブローカーの不履行による損失リスク、および買戻請求に応じるための借入リスクを含む、重大なリスク上の特徴を有する戦略および投資技術を用いる金融商品に投資し、積極的に取引を行う。サブ・ファンドの投資戦略が成功するか、またはポートフォリオの組合せおよびリスク管理または為替取引戦略が成功するという保証や表明はない。サブ・ファンドの投資戦略は、証拠金取引、オプション取引、先渡契約、差金決済の為替先物予約および先物契約等の投資技術を活用することができ、これらには、多大なボラティリティが含まれ、一定の状況では、サブ・ファンドが被る可能性のある悪影響を著しく増大させることがある。サブ・ファンドが行ったすべての投資には、投資金を失うリスクがある。投資結果は、時間の経過とともに大きく変化する。「2 投資方針 (1)投資方針」の項を参照のこと。

投資金の一部またはすべてを失う可能性があり、投資予定者は、かかる損失の結果に容易に耐えうる場合以外は、受益証券を購入すべきでない。

投資顧問会社への依存;受益者のサブ・ファンドの運営への不参加

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資戦略を管理する。サブ・ファンドの成功は、とりわけ、投 資顧問会社がサブ・ファンドの投資戦略を展開する能力と上手く実施する能力とにかかっている。投 資顧問会社がこれを実行できるという保証はない。さらに、投資顧問会社が行った決定により、サ

ブ・ファンドに損失が生じること、または、そうでなければ投資できた収益獲得の機会を逃すことも ある。受益者は、サブ・ファンドの日々の事業経営または管理に参加する権利または権限はなく、投 資顧問会社が行った特定の投資または、かかる投資の条件につき評価する機会はない。

サブ・ファンドによる限定された資産の保有

サブ・ファンドは、資産を比較的限定されており、一般に、投資につき最低残高が要求されるよう な特定の商品の取引能力を制限することがある。よって、サブ・ファンドは、追加の投資を受けるま での間、利用できる投資戦略が限定されることがある。さらに、サブ・ファンドの資産規模が小さい と、投資戦略または投資商品に広くポートフォリオを分散させづらい。投資顧問会社は、特定の投資 戦略および取引の活用を、単独の裁量により、制限または除外することができる。サブ・ファンド は、将来買戻しが行われた結果、資産規模が低下した場合、同様の規制に直面することがある。

戦略リスク

戦略リスクは、投資顧問会社が活用する投資戦略の経済上の実行可能性の悪化に関連する。定量的 およびファンダメンタルな投資分析が正確であり、かかる戦略に基づく投資戦略が成功するという保 証はない。投資顧問会社は、随時、定量投資戦略を修正または調整することができる。

規制当局の監督の制限

サブ・ファンドは、非公開の投資会社が利用可能な免除を利用するため、投資会社法に基づく投資 会社として登録しておらず、登録する予定もない。よって、様々な投資者保護を提供している投資会 社法の規定(とりわけ、投資会社に利害関係のない取締役を過半数有すること、レバレッジの制限を 行うこと、投資会社とその関係会社間の取引を制限すること、投資会社の保管する有価証券を、常 時、他の者の有価証券とは個別に分離保管し、かつ当該有価証券が当該投資会社の資産であるものと 明確に特定して記載することが求められ、顧問会社および投資会社間の関係を規定することも求めら れる。)が適用されない。いつでも、サブ・ファンドの有価証券およびその他の資産の大部分は、登 録投資会社の場合に要求されるような当該資産を個別に分離保管していない仲介会社で保持される。 1970年米国証券投資者保護法(改訂済)の規定に基づき、かかる仲介会社の破産または不履行は、当 該有価証券およびその他の資産の保管が登録投資会社に適用される要件に従って保持されていた場合 よりも、サブ・ファンドにより甚大な悪影響を及ぼす傾向がある。サブ・ファンドが委託した資産を 保管会社が自身のために利用することができるというリスクもある。

さらに、投資顧問会社は、商品取引所規定の規則第4.13(a)(4)に基づく商品ファンド運営者(「C PO」)として米国商品先物取引委員会(「CFTC」)への登録を免除されている。よって、投資 顧問会社は、受益者に対して、認証済年次報告書およびその他商品取引所規定に従い配布を求められ る開示書類を公布する必要はない。かかる資料には、本書またはサブ・ファンドが受益者に提供する 報告書に含まれない法律で要求される特定の開示事項が含まれる。

さらに、非米国人に対する受益証券の募集および販売は、証券取引法に基づくレギュレーションS に従い、証券取引法に基づく登録が免除されているため、目論見書は、SEC、CFTCまたはその 他の米国規制当局のいずれにも提出または検討されていない。

前述にかかわらず、サブ・ファンドは、1956年米国銀行持株会社法(改訂済)(「BHCA」)に 基づく銀行持株会社 (「BHC」) であるゴールドマン・サックスに適用される規制による影響を受 ける。「銀行持株会社としての規制」の項を参照のこと。

潜在的利益相反

ゴールドマン・サックス(その関係会社およびスタッフを含む。)は、銀行持株会社であり、世界 中に投資銀行、証券会社、資産運用会社および金融サービス会社としてフルサービスを提供する企業

であり、世界の金融市場の主要な参加者である。その結果、ゴールドマン・サックスは、多くの事業に従事し、投資者、投資銀行、リサーチ提供会社、投資顧問会社、融資会社、顧問会社、マーケット・メーカー、自己勘定トレーダー、プライムブローカー、貸出人、代理人およびプリンシパルなどとして、サブ・ファンドに関わる持分に加えて、世界中の債券、通貨、商品、株式、銀行ローン、およびその他の市場に持分を有している。かかる追加業務および持分は、潜在的な利益相反を生じる可能性がある。

法務上、税務上および規制上のリスク;受益者に関する情報開示

法務上、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの信託期間中に起こることもあり、サブ・ ファンドに悪影響を及ぼすこともある。デリバティブ商品の規制上および税務上の環境は、徐々に発 展中であり、デリバティブ商品の規制および税務の変更はサブ・ファンドが保有するデリバティブ商 品の価格、および投資顧問会社の取引戦略を遂行する能力に悪影響を及ぼすこともある。例えば、最 近提出されたある非米国企業および租税回避地で設立された企業に対する法規、および将来の法規 は、実施されれば、サブ・ファンドまたはその受益者の一部もしくはすべてに重大な税金もしくはそ の他の費用を生じさせるかもしれず、サブ・ファンドの組織および運営の方法の重大な再編が必要に なるかもしれない。同様に、レバレッジを効かせた投資者やヘッジファンドの規制環境も漸次変化し ており、レバレッジを効かせた投資者またはヘッジファンドの規制に直接または間接的な変更が行わ れれば、サブ・ファンドおよび投資顧問会社が投資目的および/または取引戦略を遂行する能力に悪 影響を与えることもある。同じく、投資顧問会社の取引戦略遂行能力は、ゴールドマン・サックスの その他の活動のために賦課される要件(ゴールドマン・サックスがBHCとして規制を受けることを 選択した結果としての要件を含むが、これに限定されない。)または一定の投資者もしくは一定のタ イプの投資者によるサブ・ファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの追加の 規制要件、またはサブ・ファンドに適用される規制要件の変更により、悪影響を受けるかもしれな い。特定の状況において、サブ・ファンドは、そのような状況でなければ当該有価証券が投資顧問会 社にとって適切な投資機会になりえたとしても、当該有価証券の購入または保有を禁じられることが ある。下記「銀行持株会社としての規制」の項を参照のこと。

サブ・ファンドへの投資に伴う一定の税務リスクは、以下に記載する。

さらに、サブ・ファンド、投資顧問会社もしくはその関係会社および/またはサブ・ファンドもしくは投資顧問会社の業務提供会社または代理人は、随時、サブ・ファンドが保有する投資対象、受益者の名称ならびに受益権の名義およびレベルを含むが、これに限定されないサブ・ファンドおよび受益者に関する一定の情報を()開示企業に対して管轄権を有するか、管轄権を主張する法域、またはサブ・ファンドが直接もしくは間接的に投資を行う法域の規制当局、または()投資顧問会社もしくはサブ・ファンドの取引相手方または業務提供者に対して、開示するよう要請されるか、または、裁量により、開示するのが望ましいと判断することがある。販売契約の締結により、各受益者は、当該受益者に関するかかる開示につき合意したものとする。

ケイマン諸島 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した(以下「US IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準-共通報告基準(以下「CRS」といい、USIGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAの効力を生じさせるため2014年7月4日に、またCRSの効力を生じさせるため2015年10月16日に、ケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。サブ・ファンドは、各AEOI規則において利用可能な免除の一つに依拠しているため、「非報告金融機関」としての資格を有している。サブ・ファンドは、受託会社が「報告金融機関」であり、サブ・ファンドの「報告対象口座」に関して、各AEOI規則に基づき報告を要求される全ての情報を報告するトラストであるため、「非報告金融機関」である。このため、サブ・ファンドの全ての「報告対象口座」は受託会社により報告され、サブ・ファンドは、CRSに関連して、サブ・ファンドが、(i)CRSに基づくその地位および分類(サブ・ファンドが依拠する関連する免除を含む。)および(ii)サブ・ファンドに関連する主な連絡先として指定される個人およびかかる主な連絡先を変更する権限を有する第二の個人に関する詳細事項をケイマン諸島税務情報局に通知する義務を負う場合を除き、AEOI規則に基づく義務を負わない。

サブ・ファンドへの投資および/またはサブ・ファンドへの投資の継続により、投資者は、サブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政監督当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。ケイマン諸島税務情報局が公表する手引書に従い、口座開設より90日以内に自己保証が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければならない。

銀行持株会社としての規制

2008年9月、ゴールドマン・サックスはBHCAに基づくBHCとして登録することを選択した。 さらに、ゴールドマン・サックスは、最近、一定の基準を満たしたBHCに与えられる資格であるB HCAに基づくFHCになった。FHCは、FHCでないBHCよりもより広範な活動に従事でき る。ただし、FHCおよびその関係会社の活動は、BHCAおよび関連規則により課される一定の規 制に服していなければならない。ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドをBHCAの意味の範 囲内で「支配」しているとみなされるため、かかる規制はサブ・ファンドにも同様に適用されると予 想される。よって、BHCAおよびその他の適用される銀行法、規則、規定およびガイドライン、な らびに適切な規制当局による解釈および管理により、投資顧問会社、ゴールドマン・サックスおよび その関係会社を一方当事者とし、サブ・ファンドを他方当事者とした取引および関係が制限され、サ ブ・ファンドによる投資および取引ならびにサブ・ファンドの運用を制限されることがある。例え ば、ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドに適用されるBHCA規制は、とりわけ、サブ・ ファンドの特定の投資を行う能力、特定の投資の規模を規制し、サブ・ファンドの投資対象の一部ま たはすべての保有期間に上限を設定し、投資顧問会社が、サブ・ファンドの投資先である会社の管理 および運営に参加できる可能性を制限し、ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに投資する能力 を制限する。さらに、特定のBHCA規制は、関連企業により所有、保有または管理されているポジ ションの合算を要請する。このように、一定の状況で、ゴールドマン・サックスおよび関係会社(投 資顧問会社を含む。)が顧客および自己の勘定で保有するポジションは、サブ・ファンドが保有する ポジションと合算しなければならないことがある。かかる場合、BHCA規制は、保有するポジショ ン額に上限を課すため、ゴールドマン・サックスは、投資対象を自己勘定またはその他の顧客の勘定 のために利用する。これによりサブ・ファンドは一定の投資を制限、および / または清算しなければ ならないことがある。下記「潜在的利益相反」の項を参照のこと。

かかる規制は、とりわけ、サブ・ファンドの投資戦略内で投資顧問会社の一定の戦略を実行する能 力または一定の有価証券を取引する能力に影響を与えることで、実質的にサブ・ファンドに悪影響を 及ぼすことがある。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来FHCとしての資格を停止することも あり、サブ・ファンドが追加規制の対象となることもある。さらに、ゴールドマン・サックス、サ ブ・ファンドに適用される銀行規制要件が、変更されない、またはかかる変更が、サブ・ファンドに 重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドまたは投資顧問会社およびその関係会社が運用するその 他のファンドおよび勘定に対する銀行監督規制の影響もしくは適用を軽減または排除するため、投資 顧問会社と協議の上、受託会社は、将来、サブ・ファンドを再編するか、ゴールドマン・サックス が、将来、投資顧問会社を再編する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、別の会社をゴールド マン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルまたはゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・エル・ピーの代わりにサブ・ファンドの投資顧問会社とすること、または受 託会社と協議の上決定するその他の手段を用いて、このような結果を達成するよう努めることもあ る。譲受人または代替人は、ゴールドマン・サックスに関連のない者とする。

受益証券の流動性の制限

受益証券は自由に譲渡できないため、サブ・ファンドへの投資は、流動性が制限されている。買戻 しの権利が制限されているため、不確定な期間につき、各受益者は、サブ・ファンドへの投資の経済 的リスクに耐える心構えがなければならない。受益証券は、本書に記載され、サブ・ファンドの補遺 信託証書、販売契約および目論見書に規定される譲渡制限が付されている。通常、受益者は、投資顧 問会社と協議の上、受託会社の事前の書面による合意なく、受益証券または受益証券の受益権もしく はその他権利を販売、委譲、譲渡、質入れまたはその他の方法で処分することができない。これに は、法律または契約の執行(受益者の死亡、無能力、債務超過または破産の宣告に基づく法の執行に よる場合を除く。)による場合も含むがこれに限らない。サブ・ファンドは、通常、レギュレーショ

ン S に定義される非米国人である者で、かつその他の適用ある法的要件に従う者に対する譲渡にのみ合意する。

さらに、買戻しは、買戻後の保有要件に従うものとし、特定の状況で制限または停止することがある。サブ・ファンドは、一般に取引されていない有価証券および金融商品に投資することができる。このように一般に取引されていない有価証券および金融商品は、直ちに処分することができず、契約上、法律上、または規制上の特定の期間の売却禁止の対象となる場合もある。買戻しについては、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる留保金が、会計基準により強制されていない場合でも、買戻手取金から費用、負債または偶発費用にあたる金額を留保することができる。サブ・ファンドは一般に買戻受益証券およびその他の分配金(もしあれば)についての買戻金を現金で支払う予定である。ただし、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、買戻しに関わる分配金を含むがこれに限定されない分配を現物で受益者に支払う権利を有する。下記「現物支払」の項を参照のこと。

一もしくは複数の受益者、または元受益者が、買戻金の一部またはすべてを投資顧問会社またはその関係会社が運営する別の投資信託または投資ビークルに投資することを意図して、サブ・ファンドから受益証券を買戻す場合、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、当該買戻日にサブ・ファンドから受益証券を買戻すその他の受益者または元受益者へ買戻金の支払いを行うより前に、かかる受益者または元受益者に対して、かかる買戻金の全額、または一部を支払うことができ、かかるその他の受益者または元受益者への買戻金の支払いを、サブ・ファンドまたはその他による資産売却を中断し、延期することができる。

よって、サブ・ファンドへの投資は、サブ・ファンドの受益証券および原投資対象の流動性が限定されていることに関連したリスクに耐えうる投資者にのみ適している。

申込金の受領前、および申込効力発生日前の取引

サブ・ファンドは、投資顧問会社の単独の裁量により、予想される申込みを基準に、申込みの効力発生日以前にいつでも取引を開始することができる。さらに、前述の一般性を限定せず、投資顧問会社の単独の裁量により、サブ・ファンドは、申込みに関わる資金の受領を基準に、申込みの効力発生日以降であれば、かかる資金が当該効力発生日に受領されていない場合でも、取引を実施できる。販売契約に従い、投資者または投資予定者は、申込みの効力発生日現在の当該金額の受領を基準にしたサブ・ファンドの取引の結果生じた損失または費用を含む、申込金の不払いまたは支払遅延に起因してまたはそれに関連して生じる損失または費用に対する責任を有する。こうした行為は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。申込金の不払いまたは支払遅延は、サブ・ファンドに損失および費用を生じさせ、サブ・ファンドは該当する投資者または投資予定者からかかる損失または費用を完全には取り戻せないことがある。さらに、投資顧問会社は、実施されていない申込みを予想して、サブ・ファンドのために投資またはその他ポートフォリオ決定を行うことができるが、かかる申込みが行われないことや、遅延がわかった場合には、サブ・ファンドのポートフォリオに悪影響を及ぼすことがある。

さらに、かかる取引は、サブ・ファンドがさらされているレバレッジの金額を増大させることになる。サブ・ファンドへの投資者(申込を行っている投資者ではなく)は、申込みを予想して取引日前に行った取引につき、市場リスクおよびリターン、ならびに信用リスクを負う。

大量買戻し

限られた期間内にサブ・ファンドの大量買戻しが行われた場合、サブ・ファンドは、不適切な時期または望ましくない条件で、満期前のポジションを現金化せずに、かかる買戻請求に応じるための十分な資金を提供することは難しい。さらに、サブ・ファンドのある特定の取引日に大量の買戻しが行われているかどうかにかかわらず、ある期間にわたり、大量の買戻しが起こった場合、サブ・ファン

ドの純資産価額の減少がおこり、サブ・ファンドが利益をあげたり、損失を回収することが難しくなることがある。サブ・ファンドの投資者は、サブ・ファンドから特定の取引日における大量の買戻請求につき通知を受領することはなく、よって、かかる買戻しを請求した受益者より前または同時に、自身の投資額またはその一部を買戻す機会はない。

大量買戻しのリスクは、サブ・ファンドの受益者が投資顧問会社の関係会社を含む貸し手に対して、受益証券の担保権を差し入れた場合にも高まる。借り手がかかる権利を行使した場合、大量の買戻しが発生し、サブ・ファンドのポートフォリオに重大な悪影響を及ぼすことがある。

現物支払

サブ・ファンドは、通常、買戻受益証券の分配金および買戻金を現金で支払う予定である。ただ し、サブ・ファンドがサブ・ファンドの受益証券の買戻しにつき、買戻しの資金となる十分な現金を 持っている保証はない。サブ・ファンドは、一定の状況で、適用法が認める限り、現金の支払いがサ ブ・ファンドまたは受益者に重大な悪影響を及ぼす結果となる場合を含め、買戻しの支払いまたはそ の他に際して、現物による分配を行うことができる。受益者への現物分配は、サブ・ファンドによ り、とりわけ()サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資産の受益者への分配、 () サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資産に最終的に実現する純手取金を受領す る権利の受益者への分配(例えば、証書もしくは手形の発行、または特別目的ビークルに対する持分 の分配による。)、または()別の方法で、サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資 産に対する経済的持分を受益者に対して付与することで行われる。投資顧問会社と協議の上、受託会 社が、かかる投資対象または有価証券の分配を行う意思がある場合、投資顧問会社は、該当する受益 者に通知し、かかる通知により、受益者が投資顧問会社に対して、投資顧問会社が指定した期間内 に、書面により当該受益者がかかる現物分配の受領を望まない旨通知した場合は、サブ・ファンドま たは投資顧問会社は、受益者のためにかかる資産を現金化する合理的努力を行い、これによりもたら された現金手取金を受益者に対して分配する。受益者は、このように分配された投資対象または有価 証券のリスク、およびかかる現金化に対するリスクを負い、かかる分配または現金化に関連する費 用、経費、損失および負債の支払い(およびかかる分配または現金化による手取金からの控除)を求 められることがあり、これには、かかる投資対象または有価証券を処分するためにブローカー、代理 人または第三者により請求される手数料を含み、さらに売却時、特に満期前に売却された場合は、か かる投資対象、有価証券または財産の買戻価額よりも少ない金額を受領することになる可能性があ る。かかる投資対象または有価証券の換金の実行には、かなりの時間を要し、実現手取金は、受益者 が当該資産を保有していた場合に受領していたであろう金額、または受益者への分配につき評価の目 的で当該資産に割り当てられた価額よりも大幅に少なくなる可能性がある。

評価;直ちに市場価格が確定できない資産

サブ・ファンドの特定日の純資産価額は、サブ・ファンドの資産が当該日に現金化された場合に決定されるサブ・ファンドの純資産価額よりも大幅に多いこともあれば、少ないこともある。例えば、サブ・ファンドが特定の日に、ある資産、またはその資産のすべてもしくは大部分を売却しなければならない場合、サブ・ファンドが当該資産の売却にあたり実現する実際の価格は、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低いことがある。変動の激しい市況では、特定の資産の市場において、流動性が低下することもあり、これにより、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低い清算価額となることもある。さらに、サブ・ファンドが提示する評価額は、当該サブ・ファンドが評価された時間および日付とは異なる時間または日付時点で決定されることがある。

サブ・ファンドは、直ちに市場価額が確定できない(非公開会社および仕組み債を含むが、これに限定されない。)資産に投資することができ、サブ・ファンドの純資産価額は(管理報酬の算出に関わる場合を含むがこれに限定されない。)当該資産の評価に影響される。直ちに市場価額が確定でき

ない資産の評価に際し、サブ・ファンド(またはその関連したもしくは独立した代理人を含む。)は、ディーラーが提供する相場または第三者、投資顧問会社および / または投資顧問会社の関係会社が開発したプライシング・モデルを利用することができる。かかる手法は、間違いもありうる仮定および見積を基準としている。ベンダー価格またはブローカー価格がない場合で、投資顧問会社がかかる有価証券または金融商品を値付けできない場合、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーのグループであるバリュエーション・オーバーサイト・グループ(以下「VOG」という。)は、投資顧問会社に対し、特定の有価証券および金融商品の「公正価値」についての提案を行うことができる。さらに、VOGは、投資顧問会社が提示する「公正価値」価格を定期的に検討し、一定の調整を提案することができる。

直ちに市場価格が確定できない資産の価額に伴う不確実性ゆえ、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額は、サブ・ファンドが当該資産を現金化できる価格とは大きく異なることもある。直ちに市場価格が確定できない資産の価額は、例えば、年度末監査の結果を含むサブ・ファンドが入手可能な評価情報を元にした後からの調整が行われることがある。当該資産の価額に対する調整は、サブ・ファンドの純資産価額の調整を招くことがある。「調整」の項を参照のこと。

投資顧問会社、または直ちに市場価額が確定できない資産を含むサブ・ファンドの資産評価に関わ るその他の当事者は、かかる資産の評価にあたり、当該価額が当該者の報酬に影響を与えるため、利 益相反に直面することがある。さらに、投資顧問会社は、受託会社と協議の上、随時、継続的な申込 みおよび買戻しに関する費用のサブ・ファンドの長期受益者に与える影響を低減することを意図した 方針を実施することができる。サブ・ファンドの評価手法として、一定の状況下においては、代替純 資産価額計算方法(以下に定義される。)が適用される旨を当初から規定することがある。代替純資 産価額方法により、純申込額がその適用ある基準を上回る場合には、関連するサブ・ファンドの各ク ラス受益証券の1口当たり純資産価格が引き上げられ(つまり、申込者が受領する受益証券口数を引 き下げることになる。)、純買戻額がその適用ある基準を上回る場合には、関連するサブ・ファンド の各クラス受益証券の1口当たり純資産価格が引き下げられる(つまり、買戻しを求める受益者が受 領する買戻手取金額を引き下げることになる。)予定であり、かかる増減は相当額となることがあ る。よって、かかる純資産価額の計算方法が適用されている時点で受益証券を購入しまたは買戻しを 請求する受益者は、悪影響を受けることがある。また、受益証券の純買戻額がその適用ある基準を上 回る時に受益証券を購入する投資者、または受益証券の純申込額が適用ある基準を上回る時に受益証 券の買戻しを請求する受益者は、それぞれ買戻しを行う受益者または購入する投資者の受益証券にお いて、かかる純資産価額の計算方法により利益を得ることがある。さらに、サブ・ファンドの純資産 価額およびその短期パフォーマンスのボラティリティは、かかる純資産価額の計算方法の結果、より 高くなる可能性がある。かかる純資産価額の計算方法の実施、ならびにかかる方針、純資産価額の計 算方法および当該基準は、投資顧問会社が、受託会社と協議の上、自ら適切とみなす要因に基づき決 定するところに従い、受益者へ通知することなく、随時変更されることがある。さらに、投資顧問会 社は、かかる純資産価額の計算方法が、一または複数の特定の受益証券クラスにのみ適用されるよう 決定することがある(適用される取引コストがヘッジクラス受益証券にのみ割り当てられる場合に、 当該純資産価格の計算方法が当該ヘッジクラス受益証券にのみ適用される場合を含むが、これに限ら れない。)。かかる純資産価額の計算方法が会計年度末時点の受益証券の申込みおよび買戻しにつき 利用される場合、申込みおよび買戻しの計算に利用される純資産価額は、当該サブ・ファンドの財務 書類に記載される純資産価額とは異なることがある。前述の純資産価額の計算は、米国で一般に認め られた会計原則または適用ある会計基準に従っていない場合でも、適用することができる。

不確定な税務ポジション

受益者は、税法および税務規定が継続して変更されていること、および変更が遡及的に行われることもあることに留意しなければならない。さらに、税務当局の税法および税務規定の解釈および適用が、明白でなく、一貫しておらず、不透明である場合がある。そのため、受益証券の申込み、買戻し

または交換が生じた時のサブ・ファンドの純資産価額が、過去の実現または未実現利益に対するものを含めサブ・ファンドの税金債務(遡及的に有効となり賦課されるものを含め)を正確に反映していないことがある。さらに、受益証券の申込み、買戻しまたは交換が生じた時のサブ・ファンドの純資産価額が、その後支払うことのない潜在的な税金債務に対する引当金を反映していることもある。会計基準が変更されることもあり、サブ・ファンドに以前は引当を要請されていなかった潜在的な税金債務の引当金を求めるようになったり、最終的にサブ・ファンドが当該税金債務の対象になるとは予想されない状況であることもある。

サブ・ファンドが、後に税金債務の引当金を決定するか、および/または以前は発生しなかった税金債務に関連して支払いを要求されるか、および/またはサブ・ファンドの投資対象(過去の投資対象を含む。)がその評価に反映していなかった税金債務を生じる場合、かかる決定または支払いによる金額は、通常、当該税金に関わる取引の収益が生じたか、または取引が行われた時点よりも、かかる決定または支払いの時点の受益者間に配分される。さらに、後にサブ・ファンドが、潜在的税金債務の引当金が、当該税金に対する債務を上回っているまたは将来上回ると判断した場合、かかる決定から生じた利益は、通常、当該税金の発生に関連する収益が生じたか、または取引が発生した時点よりも、かかる決定時点の受益者間に配分され、それ以前に受益証券の買戻しを行った受益者は、追加配分を受領することはなく、買戻していない受益者は当該利益を得る。受益者は、上記決定または支払いにつき通知を受けない。

税金に対する債務が発生していない時期にサブ・ファンドに投資する受益者は、当該受益者が、かかる投資時に当該債務が発生していた場合に投資していた場合よりも高い純資産価格でサブ・ファンドに投資することになる。他方、税金に対する潜在的な債務が発生している時期にサブ・ファンドの受益証券を買戻す受益者は、当該買戻し時に当該債務が発生していなかった場合よりも低い純資産価格でサブ・ファンドの受益証券を買戻すことになる。

サブ・ファンドが、以前引当が行われていなかった期間に帰属する税金債務に関する支払いを要求されるか、その引当金の設定を要求(または別途決定)される場合、受託会社またはその代理人は、投資顧問会社と協議の上、受益者および元受益者間にかかる税金債務の負担、分配するための手段を講じ、かかる債務(またはその一部)を当該債務が発生したか、帰属する期間につきサブ・ファンドへのそれぞれの持分の割合に応じるか、またはサブ・ファンドが公平かつ合理的であると判断するその他の方法で、受益者および元受益者が負担する。かかる手段には、純資産価額の調整または修正(それ以前の期間についても含む。)、受益者の受益証券の一部買戻し、または受益者に対する対価なしの追加受益証券の発行、および受益者または元受益者からの分配金の払戻しの請求を含む「調整」の項に記載の一または複数の取決めが含まれる。

調整

管理会社は、不正確な受益証券口数が、発行日における有効な純資産価額が不正確であったために、受益者に対して発行されていたと判断された場合いつでも、かかる受益者の公平な取り扱いのために必要と判断する取決めを実行する。かかる取決めには、当該買戻しまたは発行の後(場合により)にかかる受益者が保有する受益証券口数が、正しい純資産価額で発行されていたであろう受益証券口数になるように、当該受益者の保有の一部を追加支払いなしに買戻すこと、または当該受益者に新規受益証券を支払いなしに発行すること(必要に応じる。)を含む。さらに、受益証券の買戻し後いつでも(サブ・ファンドから受益者が受益証券を完全に買戻す場合を含む。)当該買戻しに従い当該受益者または元受益者に支払った金額が著しく不正確であると(受益者または元受益者が当該受益証券を購入したか、買戻しが実施された時点の純資産価格が著しく不正確である場合を含む。)判断された場合、どちらの場合も利息は付さず、サブ・ファンドは、当該受益者または元受益者に対して、受託会社が、当該受益者または元受益者が正しい純資産価格でかかる買戻しが実施されていたならば受領する権利があったであろうと判断された追加金額を支払うか、または投資顧問会社と協議の

上、当該受益者または元受益者から、当該受益者または元受益者が受領したと判断された超過金額の支払いを求める。(当該受益者または元受益者は、これを支払わなければならない。)サブ・ファンドは、受益者または元受益者から当該金額の支払いを求めないことを選択するか、受益者または元受益者から当該金額を回収できない場合、サブ・ファンドの純資産価額は、かかる金額が回収される場合よりも低くなる。

受益証券の追加募集に適用される特別留意事項

サブ・ファンドは、投資顧問会社により、サブ・ファンドの補遺信託証書に従い決定された受益証券の追加申込みを受け付ける。受益証券の追加購入は、かかる購入前のサブ・ファンドの投資ポートフォリオにおける既存の受益者の間接的持分を希薄化させる。これは、将来のサブ・ファンドの投資がそれまでのサブ・ファンドの投資を下回る実績だった場合、既存の受益者のサブ・ファンドへの持分に悪影響を与えることもある。

さらに、受益証券の当初募集後に取得された受益証券は、多大なオープン・ポジションを有する運 転資金に対する持分を表象している。かかる受益証券が当該受益証券の取得以前の期間につき保有し ていたサブ・ファンドのオープン・ポジションに対する持分を有するため、かかるポジションに対す る投資顧問会社の取引アプローチの適用が、追加受益証券のパフォーマンスに対して、これ以前に発 行済の受益証券のパフォーマンスに対するものとは、質的に異なる効果を生じる可能性がある。例え ば、未決済取引が多大な利益を発生させた後は、(一定のレベルまでの)その後の損失は、それ以前 の利益の一部に限った割戻しであるとみなされ、実質的な損ではないとみなされるため、多くの取引 アプローチが、ポジションの損失に対する許容度が上がり、より積極的になり、ポジションの規模が 増大する。継続募集の受益証券の購入者は、当該受益証券を購入した日以前のオープン・ポジション にかかる利益の恩恵を受領することはないため、その後の損失は、当該投資についての完全な損失と なり、一部利益の割戻とはならない。さらに、特定の取引アプローチが、事前に決定した利益額を発 生させた後は、ポジションを清算または部分的に清算することにより、利益確定戦略を採ることがあ る。新規受益証券が、発行日以前のかかる利益の恩恵を受けないため、当該受益証券を保有する受益 者は、投資顧問会社の「利益確定」により(大きな利益を継続して生み出していた)ポジションを清 算させられ、全く自身の利益になっていないということになる。特定のポジションのパフォーマンス だけでなく、ポートフォリオ全般のパフォーマンスに基づく同様の分析を適用する一般に同様の効果 を有するアプローチもある。

法律顧問

受託会社、管理会社、およびその一部の代理人および/または関係会社(併せて「受託側当事者」という。)は、助言を与える法律顧問(以下「法律顧問」という。)を起用している。法律顧問は、その他の受託側当事者の法律顧問も行っている。受託側当事者の代理につき、法律顧問は、受益者を代表するものではない。サブ・ファンドは、受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

ERISA法およびその他の年金に関わる考察

サブ・ファンドは、(1974年従業員退職所得保障法(改正済)(以下「ERISA法」という。)第3(42)条およびこれに基づく規則に定義される。)「年金投資家」が、発行済クラス受益証券の25%(または米国労働省が公布する規則に規定されるさらに高い割合)以上を保有することを認める予定はない。よって、サブ・ファンドは、その資産がERISA法タイトル 、または1986年米国内国歳入法(改正済)第4975条に服する「年金資産」とみなされないことを期待しており、これが該当する場合となるかの保証はない。サブ・ファンドの資産が「年金資産」とみなされる場合(つまり、サブ・ファンドのいずれかの受益証券クラスの25%以上が、ERISA法第3(42)条に定義の「年金投資家」により保有されている場合。)サブ・ファンドは、とりわけ、サブ・ファンドのために行う投資につき、サブ・ファンドが、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社と、ならびにそれらを通じての取引を禁じられる可能性があることを含むがこれに限定されない本書に記載の活動を実行

する能力につき一定の制限に服する可能性がある。さらに、かかる場合、受託会社は、年金投資家またはERISA法タイトル 、または歳入法第4975条の対象とならないその他の従業員年金につき、その他の投資者が当該時点でサブ・ファンドの持分の買戻しまたは譲渡が認められていないことに関わりなく、サブ・ファンドへの持分のすべてまたは一部を減額または終了するよう要請することができる。

リスク公開の制限

これまでのリスク要因の項目が、サブ・ファンドへの投資に含まれるリスクの完全な一覧または説明とはならない。受益者となろうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書およびサブ・ファンドの補遺信託証書をすべて読み、自身の投資、法律、税金、会計およびその他のアドバイザーと相談すべきである。さらに、サブ・ファンドの投資方針は、いずれ発展および変更が行われ、サブ・ファンドへの投資は、異なる追加リスク要因にさらされることがある。

各クラスのリスクレベル

ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスのパフォーマンスは、米ドルおよび各クラス通貨との間の為替レートの変動が、ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスの受益証券のパフォーマンスに影響を与えるため、該当するクラス通貨のパフォーマンスとは大きく異なることがある。サブ・ファンドは、米ドル、豪ドル、円、ユーロおよび英ポンドクラスそれぞれのクラス通貨に対し為替取引を行うよう努める。受益者が、受益者自身の法域の自国通貨以外のクラス通貨に対して為替取引が行われる各クラスの受益証券に投資する場合、当該受益者は、クラス通貨が自国通貨に対して大幅に下落するリスクにさらされている。

各クラスのリスク水準

各通貨クラスに1年間投資した場合の変動幅(試算ベース)

- 「表示通貨ベースの変動幅」では、過去において各月から1年間、それぞれの通貨クラスからバンク・キャピタル証券に 投資したと仮定した場合の最大値(最大利益)と最小値(最大損失)を示しています。
- 「円換算ベースの変動幅」では、各通貨クラスを、それぞれ円換算した場合の最大値(最大利益)と最小値(最大損失) を示しています。たとえば、10,000円を投資した場合、1年後にそれぞれ4,840円、6,400円、6,050円、4,420円、 6,460円、5,240円、4,530円、4,660円になる期間があったことを示しています。





期間:2004年4月末~2020年12月末 出所:ブルームバー

上記はパング・キャピタル服務の過去のデータであり、本ファンドの実績とは異なります。また、今後の動向を示唆または保証するものではありません。

上記の変動幅はバンク・キャピタル証券のインデックスおよび各通貨の短期金利を基に計算したものであり、実際の 投資結果とは異なります。ブラジルレアルクラスおよび中国元クラスにおいては、NDF(次ページ参照)による為替取引 を活用するため、これにより得られるプレミアムの水準は、各通貨の短期金利を基に計算したプレミアムの水準を大幅 に下回る場合があります。

各通貨クラスのリスクの大きさの比較(試算ベース)

- ブラジルレアルクラス、中国元クラス、およびメキシコペソクラスは表示通貨が米ドルのため、純資産価格は対米ドル の為替レートの影響を受けます。
- 米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラス、ユーロクラスおよび英ポンドクラスは為替取引により表示通貨ベースでの為替 リスクの低減をめざします。
- ただし、円以外の通貨クラスにおいては、円換算ベースでは為替変動の影響を受けます。



期間:2004年4月末--2020年12月末 出所:ブルームバー

期間: 2004年4月末 - 2020年12月末 出所: アルームバーグ 「パンク・キャビタル証券」については、「優先証券」「永久外後属」「開限付め後属」の各インデックスを均等配分した値を駆に算出。 「優先証券」にアルームバーグ・バークレイス・グローバル・キャビタル・セキュリティース・インデックス(Tier1)、「永久労後属」:アルームバーグ・バークレイス・グローバル・キャビタル・セキュリティース・インデックス しいwer Tier2)、問題社館」:アルームバーグ・バークレイス・グローバル総合・社構インデックス *1 リスクの大きさ(年辛徳辛福差)は円ペースの月次リターンより類出した年率機準偏差を指しています。 標準偏差とは、全体の配果が平均のところにまとまっているが扱らばっているかを表す初積で、ファンドのリターンの標準偏差が大きければ大きいほど、日々の リターンは平均から徹らばったものとなり、それだけリスクの大きいファンドということになります。 *2 上記はバンク・キャビタル証券の過去のデータに基づく試算であり、ファンドの実績とは異なります。また、今後の動向を示唆または保証するものではありません。

為替取引:ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)について

一部の新興国の通貨については、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での受護に制約があ るため、ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)という取引手法を用いて為替取引を行う場合があります。NDFは為替予 約取引の一種ですが、実際の現地通貨での受渡しは行われず、米ドル等の主要通貨によって差金決済されます。当該新 興国の為替市場における通貨の値動きとNDFの取引価格の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する 場合があります。この結果、ファンドの投資成果が為替市場の値動きや各通貨の短期金利の水準から想定されるものと 大きく乖離する場合があります。また、需給などの投資環境によっては機動的な売買ができない可能性(流動性リスク) があります。NDFは相対取引となるため、取引相手先の決済不履行リスク(カウンター・パーティー・リスク)が伴います。 なお、ファンドのブラジルレアルクラスおよび中国元クラスにおいては、一般にNDFによる為替取引を活用します。

サブ・ファンドに関係する利益相反の概要:

ゴールドマン・サックス・グループ・インクは銀行持株会社で、世界中でフルサービスを提供する 投資銀行、証券会社、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加 者でもある。そのため、同社は、トラストが直接、間接を問わず投資を行う世界の債券市場、為替市 場、商品市場、株式市場、銀行ローン市場およびその他の市場において、投資者、投資銀行、調査会 社、投資運用会社、融資会社、顧問会社、マーケット・メーカー、自己勘定トレーダー、プライムブ ローカー、貸出人、代理人および本人として行為し、かつ、直接的または間接的なその他の利害関係 を有する。その結果、ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび投資顧問会社ならびに両社 の関係会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員(本「潜在的利益 相反」の項において、以下総称して「ゴールドマン・サックス」という。)は、サブ・ファンドの運 用、販売、投資活動、事業運営または分配に携わる可能性のある者を含めて、サブ・ファンドの運用 以外の業務に従事し、利害関係を有する。かかる業務に関連してサブ・ファンドが報酬を受け取る権 利はない。こうした活動および利害関係には、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのサービス提供 業者が直接的または間接的に売り買いする有価証券、金融商品または企業における助言、取引、金融 その他に関する複数の潜在的利害関係を含む。これらは受益者が考慮すべき問題であり、サブ・ファ ンドに不利益となる利益相反を引き起こす恐れがある。本項に記載するほかにも、ゴールドマン・ サックスの現在および将来の活動によっては更なる利益相反が発生する可能性がある。

投資顧問法に基づく登録投資顧問として、各投資顧問会社は証券取引委員会(SEC)にフォーム A D V を提出する義務を負う。フォーム A D V には投資顧問会社の運用資産、報酬体系の種類、投資対象の種類、潜在的利益相反およびその他の関連情報が記載されている。各投資顧問会社のフォーム A D V、パート の写しはSECのウェブサイト(www.adviserinfo.sec.gov)で入手することができる。また各投資顧問会社のフォーム A D V、パート の写しは請求に応じて受益者または潜在的受益者に提供される。受益者はサブ・ファンドに投資することによって、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反が存在することおよびこうした利益相反に直面しながらサブ・ファンドは運営されることを了解し、承諾したと見なされる。

ポートフォリオ決定、受益証券の販売、および投資機会の配分に関する潜在的利益相反 - ゴールドマン・サックスの他の業務がサブ・ファンドに影響を及ぼす可能性:

投資顧問会社はサブ・ファンドの投資顧問会社としての義務に従ってサブ・ファンドに関する決定 を下す。ただし、ゴールドマン・サックスの活動は幅広いことから、ゴールドマン・サックスの他の 業務がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。上記「サブ・ファンドに関係する利益相反の 概要」の第一段落に記載するとおり、ゴールドマン・サックスが様々な活動に従事し、利害関係を有 する結果として、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスが投資銀行業務またはその他のサービ スを提供しているかまたは提供しようとしている法主体と複数の取引関係を結ぶ、かかる法主体に投 資する、取引を行う、議決権に関する決定を下す、またはかかる法主体からサービスを受ける可能性 がある。またゴールドマン・サックスがマーケットメークを行う有価証券またはその他に直接、間接 を問わずゴールドマン・サックスがその他の利害関係を有する有価証券の取引をサブ・ファンドが引 き受ける可能性もある。更に、投資顧問会社はサブ・ファンドを適切に運用する義務に従ってサブ・ ファンドに関する決定を下すが、投資顧問会社が一部のポートフォリオ、投資、サービス提供業者ま たはその他の決定に関してサブ・ファンドのために決定を下した結果として、ゴールドマン・サック スが得る手数料、配分、報酬その他の利益(ゴールドマン・サックスの取引関係に関する利益を含 む。)が、サブ・ファンドにとって同様に妥当であったと思われる別の決定を下した場合よりも大き くなることがある。例えば、投資顧問会社が、外部の事務管理人またはサービス提供業者を雇用する 代わりに、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関係会社に事務管理またはその

他のサービスを提供させる決定を下す場合である(ただし、かかる契約は、サブ・ファンドがその単独裁量により決定した商業上合理的な条件に基づくことを条件とする)。

ゴールドマン・サックスまたは仲介業者の金銭上およびその他の利害関係がゴールドマン・サックス または仲介業者が受益証券の販売を促進するインセンティブになる可能性:

ゴールドマン・サックス、そのスタッフおよびその他のサービス提供業者は、サブ・ファンドの受益証券の販売促進に利害関係を有する。ゴールドマン・サックスとそのスタッフの双方に関して、サブ・ファンドへのサービスおよびサブ・ファンドの持分の売却に関する報酬と収益性は、その他の商品に関するサービスおよびその他の商品の販売よりも大きいことがある。

販売関連のインセンティブに関して利益相反が発生することがある。ゴールドマン・サックスとその販売スタッフは、サブ・ファンドまたは受益者から徴収する報酬および手数料の一部を直接的または間接的に受け取ることがある。ゴールドマン・サックスおよびその顧問またはその他のスタッフは運用資産額の増加によって利益を得ることもある。一部の商品またはサービスについては報酬および手数料が大きい場合があり、サブ・ファンドに代わって実施する取引またはサブ・ファンドの運用からゴールドマン・サックスと同社のスタッフが得る報酬および収益性は、その他の商品よりも大きいことがある。

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフは、サブ・ファンドに関して、外部の投資顧問が助言を提供するアカウントよりも大きな報酬または利益を得ていることがある。また、外部の投資顧問にはゴールドマン・サックスが自身の顧問報酬の一部を支払うことまたはポートフォリオ運用、仲介取引、アカウントサービスを含むその他の報酬の取決めに関係する報酬差があることがある。報酬差はゴールドマン・サックスおよびそのスタッフにとって、外部の投資顧問が運用するその他のアカウントもしくは商品よりもサブ・ファンドを推奨する、またはその他のアカウントもしくは商品とは異なるサブ・ファンドの取引を執行する金銭的インセンティブになることがある。

また、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドを推奨するかまたはサブ・ファンドとの間のもし くはサブ・ファンドのための取引に従事する販売業者、コンサルタントその他の者と関係を持ち、こ れらの者からサービスもしくは商品を購入またはこれらの者にサービスもしくは商品を販売すること がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、業界およびコンサルタントが後援する協議会に定期的 に参加し、コンサルタントまたはその他の第三者からゴールドマン・サックスがそのスタッフおよび その事業にとって有用と考える教育、データ関係またはその他のサービスを購入することがある。コ ンサルタントから購入する商品およびサービスには、ゴールドマン・サックスが投資運用手法に関す るコンサルタントの見方を理解する手助けとなるものを含むがこれに限られない。コンサルティング もしくはその他のサービスを提供する、またはサブ・ファンドの潜在的投資者に従業員給付基金の サービス基盤を提供するコンサルタントおよびその他の第三者が受益証券またはゴールドマン・サッ クスのその他の商品の販売に関連してゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドから報酬を受け 取ることがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社が提供、後援、運用または助言 を行うミューチュアル・ファンド、集合信託またはその他の商品もしくはサービスへの投資に関して コンサルタント、サービス提供業者およびその他の仲介業者と収益または報酬分配に関する取決めを 結ぶことができる。また、ゴールドマン・サックスは業界全体の組織、国または地方公共団体の機関 の会費を支払う、またはその他投資業界の関係者(受託者、受認者、コンサルタント、事務管理人、 国および地方公共団体の職員ならびにその他の顧客を含むがこれらに限られない。)のための協議会 および教育フォーラムを後援する手助けを行うことがある。ゴールドマン・サックスは、こうした組 織に加入することにより、協議会や教育フォーラムに参加することができ、かつ、協議会の参加者と 交流し、参加者の考え方や課題について理解を深めることができる。更に、ゴールドマン・サックス のスタッフ(投資顧問会社の従業員を含む。)は、サブ・ファンドに投資を行っている、またはサ ブ・ファンドへの投資を推奨する、もしくは受益証券を販売している発行体、販売業者、コンサルタ

ントおよびその他の者と取締役、顧問、仲介人またはその他の関係を有することがある。更に、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は団体(顧客または顧客のスタッフと関係を有する団体を含む。)に慈善寄付を行うことがある。ゴールドマン・サックスのスタッフは政治献金を行うことができる。本項に述べる関係および取決めの結果として、コンサルタント、販売業者およびその他の者はサブ・ファンドの販売促進またはその他のサブ・ファンドとの取引に関連して利益相反に直面する恐れがあり、サブ・ファンドの販売促進または一部のポートフォリオ取引の促進を行うインセンティブとなる可能性がある。

ゴールドマン・サックスの一つ以上の部門が特定の投資機会を投資顧問会社に紹介する、またはその他投資顧問会社にサービスを提供する、もしくは投資顧問会社とその他の取決めを結ぶことがある。こうしたゴールドマン・サックスの一つ以上の部門が関係する紹介、サービスまたはその他の取決めに関連して、投資顧問会社がサブ・ファンドから受け取った手数料またはその他の報酬を部門の間で分け合う場合がある。

ゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドは、サブ・ファンド、クライアント/GSアカウン ト(以下に定義する。)およびその他の商品の販売を促進するために、適宜指定ディーラーおよびそ の他の金融仲介機関(以下「仲介業者」という。)に支払いを行うことができる。募集手数料、販売 委託手数料または類似の販売手数料に加え、かかる支払いは、個別的な料金をサブ・ファンド、クラ イアント/GSアカウントまたはその他の商品に賦課するのではなく、ゴールドマン・サックスの資 産またはゴールドマン・サックスに対する支払い金額の中から支払うことができる。こうした支払い は、とりわけ、次のサービスに対する仲介業者の報酬とすることができる。サブ・ファンド、クライ アント/GSアカウントおよびその他の商品のマーケティング(仲介業者が適宜後援する優先もしく は推奨ファンドのリストまたは特定の販売プログラムにサブ・ファンド、クライアント/GSアカウ ントおよびその他の商品を織り込むことになるかまたはこれに関連する支払いを構成する。)、仲介 業者の証券外務員または販売員との接触(協議会およびその他の会議の席上を含む。)、スタッフの 研修および教育の支援、サブ・ファンド、クライアント/GSアカウントおよびその他の商品に投資 者を誘導する「仲介料」または「紹介手数料」、サブ・ファンド、クライアント/GSアカウントお よびその他の商品の販促支援(仲介業者の顧客、証券外務員および販売員とのコミュニケーションの 促進を含む。)の提供に関するマーケティング・サポート料、ならびに/またはサブ・ファンド、ク ライアント / GSアカウントおよびその他の商品の販売およびマーケティングの支援を企図したその 他の特定のサービス。かかる支払いはドル建ての定額である場合、仲介業者が保持する顧客勘定の数 に基づく場合、関連する仲介業者の顧客に販売されるかもしくは当該顧客が保有する持分の評価額に 対する割合に基づく場合、または別の基準で計算される場合がある。また、当該支払いは、適用され る規則で認められる範囲内で、一部の商品の販売を促進するための様々なキャッシュおよびキャッ シュ以外のインセンティブの取決めへの拠出金とすることも、また様々な教育プログラム、販売コン テストおよび / または販促活動を後援する資金とすることもできる。更に、適用される法律に従っ て、かかる支払いを教育、販売および販促プログラムに関する仲介業者とその販売員およびゲストの 旅費、食費、宿泊費および接待費の支払いに充てることもできる。ゴールドマン・サックスによる追 加の支払いは、会計補助、事務管理および/または投資処理サービスもしくはその他の投資者サービ スについて、かかる商品によるこれらのサービスに関して支払われる手数料に加えて、仲介業者に報 酬を支払うことも可能である。

ゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドによる支払いは仲介業者ごとに異なることがある。かかる支払いは様々な要素(資産を取得し、維持する能力、ターゲット市場、顧客対応、サービスの質、業界内の評判を含むがこれらに限られない。)を踏まえて交渉することができる。支払いの取決めには、仲介業者を通じて販売または投資された金額のドル換算額の増加に応じて報酬の率が変化することを定める報酬の区切り点を織り込むことができる。このような支払いおよび仲介業者が自身の証券外務員または販売員に報酬を支払う基準があることは、個々の仲介業者、証券外務員または販売

員が支払われる報酬の水準等に基づいて特定の商品を強調、宣伝または推奨するインセンティブにな る可能性がある。

サブ・ファンドと他のゴールドマン・サックスのアカウントとの間の投資機会の配分に関する潜在的

ゴールドマン・サックスは、投資対象の配分またはサブ・ファンドに関する投資決定に関連して、 ゴールドマン・サックスまたはそのスタッフ(投資顧問会社のスタッフを含む。)が利害関係を有す る状況を含めて、潜在的な利益相反を有する。例えば、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックス (投資顧問会社を含む。)が後援、運用もしくは助言を行う現在や将来のアカウントもしくはファン ド(同じポートフォリオ・チームが運用するものを含む。)またはゴールドマン・サックス(投資顧 問会社を含む。)もしくはそのスタッフが利害関係を有する現在や将来のアカウントもしくはファン ド (以下総称して「クライアント / GSアカウント」という。) と、投資機会を求めて競争すること がある。クライアント/GSアカウントは、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)およ び潜在的にはゴールドマン・サックスのスタッフ(投資顧問会社のスタッフを含む。)に高い手数料 またはその他の報酬(実績ベースの報酬、株式またはその他の持分を含む。)を支払うことがある。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドと同様の投資目的を有するクライアント/GSアカウ ントを後援、運用もしくはこれに助言することができ、および/またはサブ・ファンドが投資する有 価証券もしくはその他の商品、セクターもしくは戦略に投資もしくはかかる投資を売却することがで きる。これは、特に投資対象の利用可能性または流動性が限られる場合に、クライアント/GSアカ ウント(サブ・ファンドを含む。)の間に潜在的な利益相反および潜在的な格差を生む可能性があ る。例えば、新興市場、ハイ・イールド債券、確定利付証券、規制された業界および新規株式公募/ 新発債(これらに限られない。)は利用可能性が制限される場合がある。複数のクライアント/GS アカウント(ゴールドマン・サックスとそのスタッフが利害関係を有するアカウントを含む。)、 ゴールドマン・サックスの他の顧客またはゴールドマン・サックス自身による投資取引は、クライア ント/GSアカウント(サブ・ファンドを含む。)が保有する有価証券の価値、価格または投資戦略 (特に小型株戦略、新興市場戦略または低流動性戦略だが、これらに限られない。)に希薄化または その他に悪影響を及ぼす恐れがある。

投資顧問会社は、合理的とその単独裁量で判断する方法で、投資顧問会社がサブ・ファンドと他の クライアント / GSアカウントとの間で投資機会を配分し、売買決定を下すことを定めた方針および 手続きを策定した。かかる方針の結果として、限られた機会をクライアント/GSアカウントの間で 比例配分することになる場合もあるが、各クライアント/GSアカウントの目的、制限および要件に 関連する限られた機会を最大限に活用するための投資顧問会社の誠実な評価に基づき、下記を含めた 様々な要素を適用し、様々な要素を織り込んだ配分となる場合もある。投資顧問会社はアカウントの 運用に関係するすべての要素を考慮した上ですべての顧客を適切に取り扱うよう努力するが、下記の 要素を適用した結果、一部のアカウントは配分を受けるのに、他のアカウントは配分を受けられない 場合がある。債券ポートフォリオの運用においては、債券戦略に適当な複数の投資対象またはほぼ同 じ投資対象が利用可能である場合が多いため、またベンチマーク要因、ヘッジ戦略の違いまたはその 他の理由のため、非比例配分が頻繁に行われることがあるが、その他の分野においても非比例配分が 行われる可能性がある。下記のとおり、これらの要素を適用した結果、ゴールドマン・サックスとそ の従業員が他のクライアント / GSアカウント (サブ・ファンドを含む。) に割り当てられない配分 または投資機会を得ることがある。配分は様々な要素に基づき、常に運用資産を元に比例配分される とは限らない。

投資顧問会社は様々な要素を踏まえて、サブ・ファンドおよびその他のクライアント/GSアカウ ントに関する配分関連の決定を下すことができる。投資顧問会社の合理的判断を駆使して適用される これらの要素は()アカウントの投資期間、投資目的および投資ガイドライン、()戦略ごとの様々

な投資水準、()顧客固有の投資ガイドラインと投資制限(空売りまたはその他の手法によるヘッジ 能力を含む。)、()関係するクライアント/GSアカウントの予想される将来の受容度、()完全 に方向付けられた証券取引口座、()アカウントの税敏感性、()適格性の要件および投資機会の内 容、() アカウントの回転率に関するガイドライン、() 現金および流動性の問題(投資資金の利 用可能性を含むがこれに限られない。)、()関係するアカウントの相対的規模および予想される将 来の規模、(x) その他の適当な投資機会の利用可能性、(x)一部のアカウントに影響を及ぼす規制 上の制限、ならびに(x) 最低表示金額、最低注文単位、小額免除の水準および取引単位の問題を含 む可能性がある(しかし、これらに限られない。)。適格性の問題には()様々なアカウントに対す る有価証券の相対的魅力、()アカウントのポジションの集中、()アカウントのベンチマークおよ びベンチマーク敏感性に関する有価証券の妥当性、()アカウントのリスク選好度、リスク・パラ メーターおよび戦略配分、()ゴールドマン・サックスがアカウントにとって魅力的と判断する有価 証券の入れ替え機会の利用、()ペア取引におけるポジションのヘッジに関する問題、ならびに/ま たは()アカウントのサブセットをある業界に投資させることに関連する問題などを含む可能性があ る(しかし、これらに限られない。)。またゴールドマン・サックスの一部のスタッフが一つ以上の ファンド、アカウントまたは顧客に専念していることが、当該スタッフが見つけた投資機会の配分を 決定する要素となる可能性がある。また評判またはその他の問題も検討の対象となることがある。こ れらの原則の適用は、長期的にパフォーマンスのばらつきが発生する原因となる可能性がある。

利用可能性が限られている投資対象および取引の配分に加えて、ゴールドマン・サックスは、随時、新たな投資機会および / または取引戦略を開発し、実行することができ、またかかる戦略がすべてのアカウントの目的と一致する場合であっても、これらの戦略がすべてのアカウント(サブ・ファンドを含む。)に利用されたり、利用されるアカウントの間で比例的に用いられたりしない可能性がある。ゴールドマン・サックスは、戦略の適合性およびその他のポートフォリオ運用の問題の要素(アカウントのかかる戦略に関する受容度、戦略の流動性とその投資対象商品、アカウントの流動性、アカウント全体のポートフォリオ構成と比較した戦略の事業リスクおよびアカウントの戦略に関する有効性または利回り予想ならびにゴールドマン・サックスが関連性を有するとその単独裁量により判断するその他の要素を含むがこれらに限られない。)を踏まえて決定を下す。例えば、こうした決定には、特定の戦略がアカウント全体の規模によっては大した効果を上げないということ、戦略に合致する投資機会が限られること、およびアカウントに関するその他の戦略の利用可能性といった問題を含む場合がある(しかし、その必然性はない。)。サブ・ファンドは、サブ・ファンドには配分(またはサブ・ファンドには十分に配分)されずに他のクライアント/GSアカウントに配分される投資対象に関して報酬を受け取る権利はない。

市況が異常な期間中は、投資顧問会社は通常の取引配分慣行から逸脱することがある。例えば、レバレッジを掛けられているおよび/またはロング・ショートのファンドまたはアカウントと通常は並行して運用されるレバレッジを掛けられていないおよび/またはロング・オンリーのファンドまたはアカウントの運用に関してこうした逸脱が発生することがある。かかる期間中、投資顧問会社は配分(ゴールドマン・サックスおよび/またはそのスタッフが利害関係を有するアカウントに対する配分を含む。)の決定に関連して、その単独裁量で決定する厳格な手続きを行うよう努力する。

サブ・ファンドとその他のクライアント/GSアカウントとの間で投資機会または注文を配分する際に、ゴールドマン・サックスとそのスタッフの利害関係のためまたはゴールドマン・サックスがあるクライアント/GSアカウントの配分に対して別のクライアント/GSアカウントと比べて高い手数料または報酬を受け取る可能性があるため、潜在的利益相反が生じ得るが、投資顧問会社はこうした利害関係またはより高額の手数料もしくは報酬に基づいて配分の決定を下さない。

アカウント間の配分の決定は、アカウントまたはアカウント・グループに多少有利になることがある。このような配分の結果、サブ・ファンドによる投資の額、時期、構成または条件が他のクライア

ント/GSアカウントの投資およびパフォーマンスと異なる可能性があり、他のクライアント/GSアカウントと比べてパフォーマンスが低くなる可能性がある。良好なパフォーマンスをするが配分を受けないクライアント/GSアカウント(サブ・ファンドを含む。)は結果的にパフォーマンスが低下する可能性がある。

上記にかかわらず、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスの部門や関係会社が見つけた投資機会を提供される場合もあれば、提供されない場合もあるが、いずれの場合も投資機会に対する権利は有しない。かかる投資機会またはその一部は、他のクライアント/GSアカウント、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドの全部もしくは一部の投資者またはゴールドマン・サックスがその単独裁量で決定するその他の個人もしくは団体に提供される可能性がある。サブ・ファンドはかかる投資機会に関する権利を有さず、かつ、報酬も受け取らない。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用に関するその他の潜在的利益相反 - ゴールドマン・サックスが保有する情報に関する潜在的な制限および問題点:

ゴールドマン・サックスの様々な部門の間で情報バリアが設けられていることにより、投資顧問会社は原則としてゴールドマン・サックスの他の分野の情報を入手することはできず、かつ、ゴールドマン・サックスの他の分野のスタッフと意見を交わすことはできない。したがって、投資顧問会社は原則としてゴールドマン・サックスの他の部門が保有する情報の恩恵を受けながらサブ・ファンドを運用することはできない。ただし、投資顧問会社はゴールドマン・サックスの他の分野のスタッフもしくはゴールドマン・サックスと関係のない者と意見を交換することができる、またはかかるスタッフで構成される投資政策委員会を設立することができる(しかし、そのような義務はない。)。状況によっては投資顧問会社の関係会社のスタッフがサブ・ファンドのポートフォリオ運用取引に関する提案を行い、またはかかる取引に関する決定を下し、通常は一般公開されていないサブ・ファンドに関する投資顧問会社の投資活動計画に関する情報を入手することがある。かかる者には、自身の顧客、非公開またはその他の業務に関連して知らされ、または開発した情報または戦略をサブ・ファンドが使用するために提供する義務はない。またゴールドマン・サックスは、一般に公表する前に調査または分析を提供する義務を負わない。

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資方針に基づいてサブ・ファンドに関する決定を下す。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスとそのスタッフが開発した特定のファンダメンタル分析および専用の技術的モデルを随時利用することができる。しかし、ゴールドマン・サックスは、かかる分析およびモデルに従ってサブ・ファンドに代わって取引を執行する義務を負わない。更に、ゴールドマン・サックスは情報を求める義務ならびにゴールドマン・サックスのスタッフが知ったかまたは他の顧客もしくは業務に関連して開発されたかもしくは使用された情報、投資戦略、投資機会もしくはアイデアをサブ・ファンドに提供したり、サブ・ファンドと共有したりする義務を負わない。ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドのための取引以外の自己勘定の取引を制限することができ、その逆も同様である。ゴールドマン・サックスおよびその一部のスタッフ(投資顧問会社のスタッフまたはサブ・ファンドに助言またはその他にサービスを提供しているゴールドマン・サックスのその他のスタッフを含む。)はゴールドマン・サックスのスタッフ全員には提供されていない情報を有することがあり、かかるスタッフはかかる情報に基づいてサブ・ファンドに悪影響を及ぼすような行動を取る可能性がある。ゴールドマン・サックスによる自己勘定取引またはその他のクライアント/GSアカウントに関する取引に関連してゴールドマン・サックスおよびその他のクライアント/GSアカウントが多額の利益を上げている間にサブ・ファンドは損失を被る恐れがある。

随時、ゴールドマン・サックスは、投資対象を売買するサブ・ファンドの能力を制限する恐れのある重要な非公開情報またはその他の情報を入手することがある。その結果として、サブ・ファンドの投資の柔軟性が損なわれることがある。原則として、投資顧問会社は、サブ・ファンドに関する公募証券取引の売買を実行する際に重要な非公開情報を取得または使用することを認められていない。

ゴールドマン・サックスは世界中で包括的な証券業、銀行業およびその他の業務を行い、顧客にプライムブローカレッジ・サービス、事務管理サービスおよびその他のサービス(サブ・ファンドが投資する市場および有価証券を含む可能性がある。)を提供する、ゴールドマン・サックス・セキュリティーズ・サービシズ(以下「GSS」という。)として知られている事業を営んでいる。こうした事業によりGSSおよびゴールドマン・サックスの他の多くの部門が特定の市場、投資対象およびファンドの現状ならびにファンド運用者に関する詳細を幅広く入手できるようになる。本段落に記載された活動ならびにこれらの活動に起因する情報の入手および知識の結果として、ゴールドマン・サックスの各部門は、投資顧問会社が知れば投資顧問会社はサブ・ファンドが保有している投資対象の持分を処分、保持もしくは買い増しすることまたはサブ・ファンドにのために一部のポジションを取得することを試みると思われる、市場、投資対象およびファンドに関する情報を入手していることがある。ゴールドマン・サックスは、かかる情報を投資顧問会社、特にサブ・ファンドのために投資決定を下す投資顧問会社のスタッフが入手できるようにする義務を負わない。状況によってはゴールドマン・サックスのスタッフがポートフォリオ運用取引に関する提案を行う、またはかかる取引に関する決定を下すことがあるが、ゴールドマン・サックスは、かかる人的資源を投資顧問会社が入手できるようにする義務を負わない。

投資顧問会社および / またはゴールドマン・サックス内の複数の部門もしくは部署による資産の評価 に関する問題:

サブ・ファンドが直接的または間接的に投資する特定の有価証券およびその他の資産は、容易に確認可能な市場価格がないことがあり、投資顧問会社が本書に定める評価ガイドラインに従って評価する。かかる有価証券およびその他の資産がサブ・ファンドの投資の大半を占めることがある。

サブ・ファンドが保有する資産の価値が投資顧問会社の報酬に影響するため、投資顧問会社がサブ・ファンドのポートフォリオに含まれる容易に確認可能な市場価格がない有価証券等の資産を評価する際には利益相反に直面する可能性がある。投資顧問会社は本書に定める評価方針に従ってかかる有価証券およびその他の資産を評価する。

クライアント/GSアカウントを運用するかまたはこれへの助言行うことへの関連および証券会社としての立場を含めて、ゴールドマン・サックス内の様々な部門および部署が資産を評価する義務を負う。これらの様々な部門および部署は、評価方法および評価モデルに関する情報または特定の資産または資産クラスの評価に関するその他の情報を共有することができる。ただし、ゴールドマン・サックスにはかかる情報の共有を行う義務はない。投資顧問会社は自身の評価方針に従って金融商品を評価し、同一資産の評価がゴールドマン・サックスの別の部門または部署と異なることがある。特に資産に容易に確認可能な市場価格がない場合および/またはゴールドマン・サックスのある部門もしくは部署が評価を受ける資産に関してより新しいおよび/もしくは正確な情報を有する場合はそうである。

ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社自身の活動および他のアカウントのための活動に関する 潜在的利益相反:

サブ・ファンドの投資活動の成績が、ゴールドマン・サックスが自己勘定で達成した成績およびその他のクライアント/GSアカウントの利益のためにゴールドマン・サックスが達成した成績とは大きく異なることがある。投資顧問会社は、それぞれの投資目的および投資ガイドラインに従って運用するサブ・ファンドおよびその他のクライアント/GSアカウントの運用を行う。ただし、ゴールドマン・サックスは、現在または将来のクライアント/GSアカウントに関して、投資利回り、投資に関する措置のタイミングもしくは内容または投資の撤退方法を含め、投資顧問会社がサブ・ファンドに行った助言と対立または矛盾する助言を行い、措置を講じることがある。

ゴールドマン・サックスまたはクライアント/GSアカウントが行う取引がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックスおよび一つ以上のクライアント/GSアカウントがポジションを売買または保有する一方で、サブ・ファンドが同じ戦略または異なる戦略(潜在的に反対の戦略を含む。)を採用する可能性があり、これはサブ・ファンドに不利益をもたらす恐れがある。例えば、サブ・ファンドがある有価証券を買った後、ゴールドマン・サックスまたはクライアント/GSアカウントが同じ有価証券でショート・ポジションを建てた場合、後の空売りでサブ・ファンドが保有する有価証券の価格は下落する可能性がある。逆に、サブ・ファンドがある有価証券でショート・ポジションを建てた後、ゴールドマン・サックスまたはその他のクライアント/GSアカウントが同じ有価証券を買った場合、後の買いではサブ・ファンドが空売りしたポジションの価格が上昇する可能性があり、かかる価格の上昇はサブ・ファンドには不利益となる。

更に、投資顧問会社およびその他のゴールドマン・サックスの関係会社は、ファンドまたはアカウントを後援、運用またはこれに助言を行うことができ、またゴールドマン・サックスはサブ・ファンドと同様の投資目的または投資ポートフォリオを有するファンドまたはアカウントに投資され得、かかるファンドまたはアカウントに関連して発生した事由がサブ・ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。例えば、資金の引出しまたはパフォーマンスの低下によってファンドまたはアカウントが有価証券を売却する場合、当該売却がサブ・ファンドが保有する同じ発行体、戦略またはタイプの有価証券の価値の低下をもたらす可能性があり、これはサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。サブ・ファンドは、適用される法律で認められる範囲内で、サブ・ファンドが保有する有価証券を他のクライアント/GSアカウントに貸し付けることができ、サブ・ファンドはかかるクライアント/GSアカウントの不履行のリスクにさらされる。ゴールドマン・サックスは当該貸付の結果として被った損失に関してサブ・ファンドを補償する義務を負わない。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに投資する場合、ゴールドマン・サックスによるサブ・ファンドへの投資分がサブ・ファンドの純資産価額の大半を占める可能性がある。ゴールドマン・サックスによるサブ・ファンドからの買戻しは、買戻しの額がサブ・ファンドの純資産価額の大半を占める場合であっても、本書に開示された買戻し手続きに従って、受益者に通知することなく、いつでも行うことができる。サブ・ファンドから買戻しを行うゴールドマン・サックスの決定は、サブ・ファンドに対するその影響を考慮せずに、ゴールドマン・サックスがその単独裁量で関連するとみなす要素に基づいて下される。サブ・ファンドに関するポートフォリオ決定がゴールドマン・サックスまたは他のクライアント/GSアカウントの利益となる場合にも利益相反が発生する。例えば、サブ・ファンドがロング・ポジションを売る、またはショート・ポジションを建てる場合、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント/GSアカウントには利益となる。)、サブ・ファンドが有価証券を買う、または有価証券のショート・ポジションをカバーする場合、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント/GSアカウントには利益となる。)。

また、一つ以上のクライアント/GSアカウントおよびゴールドマン・サックスによる投資取引は、サブ・ファンドの価値、価格または投資戦略(特に小型株戦略、新興市場戦略、ディストレスト戦略または低流動性戦略だが、これらに限られない)に希薄化またはその他に悪影響を及ぼすことがある。これは、例えば、サブ・ファンドに関するポートフォリオ決定が他のクライアント/GSアカウントのポートフォリオ決定の裏付けにも使用されている調査またはその他の情報に基づく場合に起こる。ゴールドマン・サックスまたはクライアント/GSアカウントが、あるポートフォリオ決定またはポートフォリオ対策を、サブ・ファンドのための同様のポートフォリオ決定またはポートフォリオ戦略に先立つかまたはこれと同時に実行する場合(ポートフォリオ決定が同一調査分析またはその他の情報に基づくか否かを問わない。)、市場インパクト、流動性制限またはその他の要因により、

サブ・ファンドは良い投資成果が上げられない恐れがあり、かつ、かかるポートフォリオ決定またはポートフォリオ戦略を実行する費用が増加する恐れまたはその他サブ・ファンドが不利益を被る恐れがある。ゴールドマン・サックスは場合によってはこうした影響を緩和するために合理的に策定された社内方針および手続きの実施を決定することができるが、それによってサブ・ファンドが一部の活動(そうでなければ望ましいと思われる場合に有価証券を購入または処分することを含む。)に従事できなくさせる可能性がある。

ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)の取締役、役員および従業員は、自己勘定(ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)が後援、運用または助言を行うファンドへの投資を介する場合を含む。)で有価証券またはその他の投資対象を売買することができる。取引および投資に関する戦略または制限が異なるために、取締役、役員および従業員はサブ・ファンドが取ったポジションと同じポジションを取る、それとは異なるポジションを取る、またはそれとは異なる時期にポジションを取る可能性がある。上記の個人的な取引によってサブ・ファンドが重大な悪影響を被る可能性を抑えるため、投資顧問会社はサブ・ファンドのポートフォリオ取引に関する情報を定常的に入手する投資の専門家およびその他の者による個人口座における証券取引を制限する方針および手続きを定めている。投資顧問会社は投資顧問法によって義務づけられた倫理綱領ならびに投資顧問会社のスタッフ、投資顧問会社が運用するクライアント/GSアカウントおよびサブ・トラストが関与する潜在的利益相反が伴うと投資顧問会社が判断する投資顧問会社のスタッフによる特定の個人的な証券取引に関する監視手続きをを採択している。倫理綱領は、投資顧問会社のスタッフが適用されるすべての米国証券法、投資顧問会社を対象とする信認義務および詐欺防止規則を遵守することを義務付けている。

ゴールドマン・サックスの顧客(クライアント/GSアカウントを含む。)は、顧客レポートを受け取るまたはその他の結果として、投資顧問会社が管理するアカウント外での顧客の取引に影響を及ぼし得る投資顧問会社の取引または見解に関する情報を入手する可能性があり、かかる顧客の取引がサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす恐れがある。また、サブ・ファンドは売買取引によるキャッシュ・フローおよび市場場動向ならびに他のクライアント/GSアカウントへの資金流入増や資金引出しによる悪影響を被る可能性がある。市場が薄商いで流動性が低い場合はこうした影響が増幅する。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用がゴールドマン・サックスに利益をもたらすことがある。例えば、サブ・ファンドは、適用される法律に従って、ゴールドマン・サックス(もしくはクライアント/GSアカウント)の関係会社またはゴールドマン・サックス(もしくはクライアント/GSアカウント)が株式、債務、その他の権益を有する会社の有価証券、銀行ローンまたはその他の債務証書に直接的または間接的に投資することができる。更に、適用される法律に従って、サブ・ファンドは、他のクライアント/GSアカウントが債務を免除されるかもしくはその他投資対象を売却する、またはサブ・ファンドが投資対象を売却せざるを得なくなるような投資取引を行う可能性がある。また、サブ・ファンドによる投資対象の購入、保有および売却は、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント/GSアカウントによるかかる会社に対する自己の投資および活動の収益性を高めることがある。

サブ・ファンドはゴールドマン・サックスに関係する、またはゴールドマン・サックスおよび/またはゴールドマン・サックスが後援、運用もしくは助言を行うファンドもしくはアカウントが株式またはその他の権益を有するポートフォリオ会社の債務に投資することができ、シンジケートまたは流通市場での購入を通じて、直接的または間接的にかかる債務を取得することができる。かかる投資はゴールドマン・サックスに利益をもたらすことがある。これは、債権者としての権利の行使に関する場合を含めて利益相反が発生する可能性があり、サブ・ファンドの権利、利益および活動に影響を及ぼす恐れがある。更に、債務超過に陥っているかまたは陥る発行体への投資に伴う特定のリスクが存

在する。「リスク要因 債務発行体に関する債務超過時の留意事項」(ゴールドマン・サックスに関係する会社への投資に関連してサブ・ファンドにとってより大きな問題となり得る破産手続きに関する選択肢として債務に関する特定の支払いの忌避に関する説明を含む。)を参照のこと。また、債務超過、破産または同様の手続きに関連して、ゴールドマン・サックス、その関係会社またはゴールドマン・サックスが運用もしくは投資するファンドもしくはアカウントが保有する権益または取る措置もしくは立場を理由に、サブ・ファンドが取ることを認められる立場または措置が(適用される法律、裁判所またはその他により)制限されるという可能性がある。

投資顧問会社は、サブ・ファンドの売買注文をゴールドマン・サックス(クライアント/GSアカウントを含む。)が後援、運用または助言を行う他のファンドまたはアカウントと集約することができる(しかし、そのような義務はない。)。注文の集約は投資顧問会社が適当と判断する場合に行われる。こうした状況には、顧客のアカウントならびにゴールドマン・サックスおよび/もしくは従業員の持分を含むアカウントの集約、顧問および顧客の持分を調整する目的に合致している場合、顧客の実績を証明する商品を開発する場合、顧客(関係会社だが、独立したコマーシャル・マネー・マネージャーとして投資顧問会社を従事させる場合がある。)にとって商業上合理的な方法でアカウントを運用する場合、または集約すれば顧客のアカウントのパフォーマンスに小額免除の効果がある場合(例えば、顧客のアカウントの規模がシード・アカウントの規模よりも大きい場合)が含まれる可能性がある(しかし、これらに限られない。)。執行するために注文が集約される場合、ゴールドマン・サックスとゴールドマン・サックスの従業員の持分は限定的ながらこの取引の恩恵を受ける可能性がある。投資顧問会社は、サブ・ファンドの売買注文が執行目的でクライアント/GSアカウントの注文と集約されるときに特定の状況において発生する利益相反に合理的に対処するために合理的に策定されていると投資顧問会社が考える方針および手続きを維持する一方で、投資顧問会社はゴールドマン・サックスおよび/または従業員が権益を有するアカウントに配分を行う場合がある。

また、ゴールドマン・サックスおよび一つ以上のクライアント/GSアカウント(サブ・ファンド を含む。)は同一発行体の異なるクラスの有価証券に投資することがある。その結果、一つ以上のク ライアント/GSアカウントはサブ・ファンドが投資した特定の発行体に関して権利を追求または行 使することができ、こうした活動はサブ・ファンドに悪影響を及ぼす恐れがある。例えば、クライア ント/GSアカウントがある発行体の債務証券を保有し、サブ・ファンドが同一発行体の持分証券を 保有している場合に、当該発行体が財政難または経営難に陥ったとき、当該債務証券を保有している クライアント / GSアカウントは発行体の清算を求めるが、当該持分証券を保有しているサブ・ファ ンドは発行体の事業再編を希望する可能性がある。また、投資顧問会社が一つ以上のクライアント/ GSアカウント(サブ・ファンドを含む。)のために一緒に特定の発行体に関する権利を追求もしく は行使することがある、またはゴールドマン・サックスの従業員が共同してかかる権利を追求もしく は行使するために協力して取り組むことがある。サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスおよび 他のクライアント/GSアカウントの活動による悪影響を受けることがあり、サブ・ファンドのため の取引が損なわれる、またはゴールドマン・サックスおよび他のクライアント/GSアカウントがか かる有価証券の発行体に関して特定の一連の行動を取らなければ享受していたと思われる価格または 条件よりも不利な価格または条件で執行される可能性がある。また、投資顧問会社のスタッフが他の クライアント/GSアカウントの運用にとって重要な発行体に関する情報を入手する可能性があり、 これによって投資顧問会社のスタッフがサブ・ファンドのために当該発行体の有価証券を売買する能 力に制限を受ける恐れがある。

ゴールドマン・サックス(ゴールドマン・サックスのスタッフまたはクライアント/GSアカウントを含む。)は、サブ・ファンドに関係するデリバティブ商品もしくはサブ・ファンドの投資対象である証券、通貨か商品に関係するデリバティブ商品またはその他にサブ・ファンドのパフォーマンスに基づくかもしくはサブ・ファンドのパフォーマンスの再現かヘッジを目指すデリバティブ商品(以下総称して「仕組み投資商品」という。)に関して、これを設定する、引き受ける、販売もしくは発

行する、これに投資する、またはこの募集代理人もしくは販売店として行為することができる。仕組 み投資商品の価値はサブ・ファンドの純資産価額および/またはサブ・ファンドの投資対象の評価額 と連動する可能性がある。仕組み投資商品に関連して、かつ、ヘッジ、リバランス、投資、取引およ びその他の目的のために、サブ・ファンドおよび/またはゴールドマン・サックス(ゴールドマン・ サックスのスタッフまたはクライアント / GSアカウントを含む。)は、()サブ・ファンドが保有 する投資対象を購入もしくは売却する、()サブ・ファンドの持分を購入もしくは売却する、()サ ブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの投資対象のパフォーマンスの再現かヘッジを目指す合 成ポジションを保有する可能性がある。かかるポジションは規模が大きくなる可能性があり、サブ・ ファンドもしくはクライアント / GSアカウントのポジションと異なる、および / またはサブ・ファ ンドもしくはクライアント/GSアカウントのポジションと逆ポジションになる可能性がある。ゴー ルドマン・サックス (ゴールドマン・サックスのスタッフおよびクライアント/GSアカウントを含 む。)は、サブ・ファンドおよび/またはクライアント/GSアカウントも保有し得る投資対象を売 買するとともに、サブ・ファンドの投資者に通知することなく随時サブ・ファンドにおける持分を売 買する権利を留保する。このようなデリバティブ商品関連の活動ならびにかかる投資および買戻しの 活動は、サブ・ファンドの投資運用およびサブ・ファンドのポジション、柔軟性と分散投資戦略なら びに受益者が直接的またはサブ・ファンドを通じて間接的に負担する報酬、費用その他のコストの額 に悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドおよびクライアント/GSアカウントとデリバティブ取引を行うことができ、かつ、かかるデリバティブ取引にヘッジをかけることができる。このヘッジがサブ・ファンドとのデリバティブ取引額に悪影響を及ぼすことがある。かかる活動、投資またはポジションの売却は、ゴールドマン・サックスがマーケット情報またはその他に基づき、ポジションの変更もしくは売却を決定したかまたは随時その他の理由で投資対象の評価を修正した結果として起こり得、ゴールドマン・サックスはかかる評価の修正もしくはかかる修正の理由をサブ・ファンドに通知したり、かかる評価の修正を受けてサブ・ファンドのために取引を実行する義務を負わない。ゴールドマン・サックスまたはクライアント/GSアカウントに関して講じられた措置がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性があり、かつ、サブ・ファンドが講じた措置がゴールドマン・サックスまたはクライアント/GSアカウントに利益をもたらす可能性がある。

更に、ゴールドマン・サックスは、受益者の受益証券に質権または担保権を設定当該受益者に対する貸付または同様の取引を行うことができる(かかる受益者が自己の債務の履行を怠った場合はゴールドマン・サックスにかかる受益証券の買戻しを行う権利を付与する)。こうした取引および関連する買戻しは規模が大きくなることがあり、また受益者に通知することなく行われる可能性がある。ゴールドマン・サックスは任意のクラス(運用報酬がかからないクラスを含む。)の受益証券にも投資することができる。デリバティブ商品(仕組み投資商品を含む。)の構造またはその他の特徴がサブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品がレバレッジを使ったサブ・ファンドへの投資に相当する場合、レバレッジの特徴から債務不履行またはその他の事由が生じた場合はサブ・ファンドに対して通常よりも早いペースで受益証券の大量の買戻しが行われる可能性が高くなる。かかるデリバティブ商品に関して商業的立場で行動するゴールドマン・サックスが実際にかかる買戻しを引き起こす可能性がある。これにより、サブ・ファンドの投資運用およびポジション、柔軟性と分散投資戦略ならびに直接的または間接的にサブ・ファンドの勘定で負担する報酬、費用その他のコストの額に悪影響を及ぼす恐れがある。

更に、サブ・ファンドは直接的または間接的に資産担保型またはその他の方法による与信枠を利用することができる。サブ・ファンドの与信枠はサブ・ファンドの資産ポートフォリオの一部または全部を担保とする。ゴールドマン・サックスの自己勘定クライアント/GSアカウントまたはその他のために、投資顧問会社またはゴールドマン・サックスが講じた措置が、サブ・ファンドのポートフォリオのパフォーマンスを悪化させる、または当該ポートフォリオの価値を低下させる可能性があり、

これは、サブ・ファンドが、与信枠に関連して債務不履行を起こす、または債務不履行を回避するた めに一定の措置を講じる原因となる。これは、サブ・ファンドに重大な悪影響が及ぼす恐れがある。 与信枠関連の問題に起因して該当する貸し手(適用される法律で認められる範囲内で、ゴールドマ ン・サックスである可能性がある。)によるかまたはクライアント/GSアカウントもしくはサブ・ ファンドを代理した投資顧問会社により講じられた措置が、サブ・ファンドの資産の価値に影響を与 える、サブ・ファンドが与信枠に関連して債務不履行を起こすまたは債務不履行を回避するために一 定の措置を講じる原因となる、およびサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。例えば、 債務不履行事由または債務不履行事由を回避するために投資顧問会社が講じた措置は、サブ・ファン ドは、そうでなければ望ましいと思われるペースよりも早いペースで(それゆえに著しく低い価格に なり得る。)資産を売却する原因となる可能性があり、これはサブ・ファンドのポートフォリオに重 大な悪影響を及ぼす恐れがある。また、かかる売却により、サブ・ファンドのポートフォリオの構成 が変化してその結果ポートフォリオの分散化および流動性が低くなる可能性がある、またその他自己 の投資方針を成功裏に実行するサブ・ファンドの能力が制限される可能性がある。一例として、債務 不履行事由を回避するために、流動性の低い有価証券に先立って流動性の高い有価証券の売却が行わ れる場合がある。かかる買戻しは、そうでなければ望ましくない時にサブ・ファンドの更なるポート フォリオ資産の売却の原因となり得、上記の悪影響を伴う。ゴールドマン・サックスがファンドまた はクライアント / GSアカウントの貸し手を務める場合、ゴールドマン・サックスは自己の利益のた めに、サブ・ファンドにとって望ましくない時に、貸付金の一部または全部の返済を求める等の商業 的措置を講じることがあり、かかる措置はサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスのマネー・マーケット・ファンドへの投資に関する潜在的利益相反:

適用される法律および投資方針によって認められる範囲内で、サブ・ファンドは短期の現金投資の一部または全部をゴールドマン・サックスが後援、運用または助言を行うマネー・マーケット・ファンドに投資することができる。かかる投資に関連して、サブ・ファンドは投資にかかるすべての顧問報酬、事務管理報酬または12b - 1 (販売関連)手数料を支払うが、それによってサブ・ファンドの報酬または配分が減額されることはない(すなわち、かかる投資に伴い「報酬の二重負担」が発生する可能性があるが、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドとかかるマネー・マーケット・ファンドの両方の運用に関する報酬を受け取れるため、投資者による関係する投資対象の直接購入に関連してこれが発生することはない。)。かかる場合およびサービスの提供に関連してゴールドマン・サックスが何らかの手数料またはその他の報酬を受け取るその他の場合でも、サブ・ファンドへの説明または返金は必要ない。

ゴールドマン・サックスのインソースまたはアウトソース:

適用される法律に従って、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、随時、投資者に 通知することなく、事務管理人またはその他の立場でサブ・ファンドに提供する様々なサービスに関 する一部の作業または職務を社内で処理するかまたは外注することができる。かかるインソースまた はアウトソースは更なる利益相反を引き起こす可能性がある。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドの投資顧問会社以外の立場で行動する場合に発生する潜在 的利益相反 - 本人取引とクロス取引に関する潜在的利益相反:

適用される法律で認められる範囲内で、投資顧問会社はサブ・ファンドのために、ゴールドマン・サックスが、本人としてかまたは顧客のために自己勘定で、取引相手を務める先物、有価証券、通貨、スワップ、オプション、先渡し契約またはその他の商品の取引を行うことおよび投資することができる。また、適用される法律で認められる範囲内で、サブ・ファンドは「クロス取引」(すなわち、投資顧問会社がサブ・ファンドに、投資顧問会社の別の顧客もしくは関係会社から有価証券を購入させる、またはかかる顧客もしくは関係会社へ有価証券を売却させること)および「代理人クロス取引」(すなわち、有価証券の売買に関連してゴールドマン・サックスが取引の一方の当事者であるサブ・ファンドと取引の相手方当事者である別のアカウントの両方のブローカーを務め、両方から手

数料を受け取ること)を行うことができる。ゴールドマン・サックスはクロス取引または代理人クロス取引の両方の当事者に対する忠実性と責任を分ける際に潜在的な利益相反に直面する可能性がある。例えば、クロス取引において、投資顧問会社または関係会社は、サブ・ファンドによる有価証券の購入に関して、取引の一方の当事者であるサブ・ファンドと取引の相手方当事者であるブローカーのアカウント(ゴールドマン・サックスまたはその関係会社が自己の持分を有するアカウントを含む。)の両方の代理人を務めることがある。更に、代理人クロス取引において、ゴールドマン・サックスがブローカーを務め、一方の当事者または両方の当事者から報酬またはその他の支払いを受け、これがサブ・ファンドに証券を購入させるゴールドマン・サックスの決定に影響を及ぼす可能性がある。クロス取引および代理人クロス取引は商業上合理的な条件に基づいて実施される。また、投資顧問会社がサブ・ファンドまたは他のクライアント/GSアカウントの投資目的を達成するために得策とみなす場合、投資顧問会社は、適用される法律で認められる範囲内で、かつ、ゴールドマン・サックスの配分方針に従って、サブ・ファンドの資産の一部を他のクライアント/GSアカウントに移すことができる。

投資者は、サブ・ファンドの購入契約を締結することによって、適用される法律に基づいて最大限に認められる範囲内で、サブ・ファンドが行う本人取引、クロス取引および代理人クロス取引を承諾する。投資者は本書に定める方法または適宜投資者に通知される方法でかかる承諾を取り消すことができる。

サブ・ファンドの購入契約に基づき、かつ、適用される法律で認められる範囲内で、サブ・ファン ドが従事する可能性があり、かつ、サブ・ファンドの代表者の承認を必要とし得る、または投資顧問 会社もしくは受託会社が承認を求めることを決定する次の問題に関して、受託会社および/または投 資顧問会社は()サブ・ファンドおよびサブ・ファンドの投資者に代わってかかる取引もしくはその 他の問題を検討および承認もしくは反対する、または()サブ・ファンドの一部の受益者か受益証券 の実質的所有者もしくはサブ・ファンドと関連のない一名以上の者(受託会社および/またはゴール ドマン・サックスとの関連の有無を問わない。)を(投資顧問会社または受託会社がその単独裁量で 委員会に上程したサブ・ファンドとサブ・ファンドの投資者のためのかかる取引およびその他の問題 を検討し、承認または反対することを目的とする)委員会の委員に選任する無制限に権限を授権され ている(しかし、そのような義務はない。)。かかる取引またはその他の問題は次の(a)から(d) までを含み、かつ、投資顧問会社または受託会社がその単独裁量により、上記の()の場合には自ら 検討する、または上記の()の場合には委員会に上程することのいずれかを決定する特定の取引また はその他の問題についてのみを含む(a)サブ・ファンドが有価証券の売買を計画する取引で、ゴールド マン・サックスが(直接的または間接的に)かかる取引について参加する結果、投資顧問法に基づく 承認を必要とする取引、(b)サブ・ファンドが投資者になることを計画する取引で、ゴールドマン・ サックスが参加する結果、投資顧問法に基づく承認を必要とする取引に関連してゴールドマン・サッ クスに支払われる手数料、(c)投資顧問法に基づいて事前の承認またはその他の承認を必要とするその 他の取引または問題、および(d)投資顧問会社または受託会社が自ら検討するかまたは委員会に上程す ることを決定するその他の取引または問題(潜在的利益相反が伴う取引を含むが、これに限られな い。)を含む。疑義を避けるため、投資顧問会社または受託会社は、かかる委員会を設立する、また は特定の問題を検討のために委員会に上程する義務を負わず、かつ、委員会を設立するかまたは審議 のために問題を委員会に上程する決定は、投資顧問会社または受託会社が、それぞれの場合につきそ の単独裁量で下すものとする。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドのために商業的立場で行動する場合に発生し得る潜在的利益相反:

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドのために、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくは顧問またはその他の商業的立場で行為することができる。ゴールドマン・サックスが請求する手数料、マークアップ、マークダウン、フィナンシャル・アドバイザリー報酬、引受および募集手

数料、販売手数料、融資・与信手数料、仲介手数料、その他の手数料、報酬または利益、料金および条件は、たとえゴールドマン・サックス(その販売スタッフを含む。)がゴールドマン・サックスと販売スタッフに有利な手数料およびその他の金額を稼得することについて利害関係がある場合でも、商業上合理的とゴールドマン・サックスが判断する金額および条件とする。サブ・ファンドは、適用される法律で認められる範囲内で、ゴールドマン・サックスが定めた料金と条件でゴールドマン・サックスから資金を借り入れることができる。

ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社以外の立場で行動する場合報酬を受け取る権利を有するが、サブ・ファンドはかかる報酬を受け取る権利を有しない。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに関してブローカー、プライムブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくは顧問を務める、またはその他の商業的立場で行為する場合、ゴールドマン・サックスは自己の利益のために商業的措置を講じる可能性があり、これがサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、サブ・ファンドに関するプライムブローカレッジまたは貸付に関する取決めに関連して、ゴールドマン・サックスは適宜、貸付金の一部または全部の返済を求める可能性がある。

サブ・ファンドは自身の信用力を踏まえて取引相手と取引関係を築く必要がある。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)には、サブ・ファンドが自己の取引関係を築く際にゴールドマン・サックスの信用力を利用させる義務はなく、またサブ・ファンドの取引相手がサブ・ファンドの信用度を評価する際にゴールドマン・サックスの信用力に依拠することは想定されていない。

ゴールドマン・サックスが取引網、有価証券またはデリバティブの指数、取引ツール、決済システムおよびその他の資産に対する所有権を有することがあり、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドに関連して投資顧問会社がこれらを使用した場合利益を享受することがある。

仲介取引および議決権の代理行使に関する潜在的利益相反:

適用される法律で認められる範囲内で、サブ・ファンドのための有価証券の売買を他のクライアント/GSアカウントの注文と統合または集約することができる。ただし、ポートフォリオ運用に関する決定がアカウントごとに個別的に下される場合または注文の統合か集約が不可能か不必要であるかもしくは顧客主導のアカウントに関連する場合、投資顧問会社およびその関係会社に注文を統合または集約する義務はない。

現行の取引活動では売買される有価証券の全体量に関して同じ価格または同じ取引執行を受けることは不可能な場合が多い。その場合、様々な価格を平均することになり、サブ・ファンドには平均価格が借記または貸記される。このように、集約の効果がサブ・ファンドには不利に働くことがある。更に、統合または集約される注文に関連してサブ・ファンドに同じ手数料または手数料相当の料金が請求されない場合がある。特にグローバルな組織における時差、取引デスクまたはポートフォリオ運用手法の違い等の結果、別々の集約されない注文の執行が行われることもある。

投資顧問会社は、投資顧問会社、他のクライアント/GSアカウント(サブ・ファンドを含む。) またはそれらの関係会社もしくはスタッフに専用またはその他の仲介・調査およびその他の適切な商品およびサービス(総称して以下「仲介・調査サービス」という。)を提供し、投資の意思決定過程(先物、価格設定サービス、店頭取引に関するものを含む。)において投資顧問会社を適切に支援すると投資顧問会社が判断する証券会社(投資顧問会社の関係会社を含むがこれに限られない。)を選ぶことができる。かかる仲介・調査サービスには、適用される法律で認められる範囲内で、企業、業界および有価証券に関する調査報告、証券会社のアナリストや企業幹部との面会、経済、市場および金融に関する情報、金融関連の出版物、分析代行、取引業界のセミナー、コンピュータのデータベー

ス、注文に関する転送およびサービスならびにその他の仲介・調査サービスを含む。仲介・調査サービスを提供する証券会社を選ぶ際の投資顧問会社の慣行は、証券会社に支払う「コミッション」(場合に応じて、SECの広義の定義のとおり、マークアップ、マークダウン、コミッション同等物またはその他の報酬を含む。)が投資顧問会社に提供する仲介・調査サービスの価値に関連して合理的であると誠意を持って判断することである。コミッションの合理性は、たとえ別の証券会社が低いコミッションで取引を執行する用意がある場合でも、投資顧問会社が投資裁量権を行使するアカウントに関する個々の取引または投資顧問会社の全体的責任の観点から判断する。証券会社が提供する仲介・調査サービスに関する投資顧問会社による評価は、取引を執行する証券会社を選ぶ際の重要な要素である。

投資顧問会社がかかる調査サービスを受ける取決めは、商品もしくは戦略、アカウントまたは投資顧問会社が事業を営む法域において適用される法律によって異なる。投資顧問会社は米国内外の証券会社とソフトダラーの取決めを結ぶことができる。投資顧問会社は特定の証券会社が提供する取引執行または決済サービスと統合された調査サービス(専用の調査サービスを含む。)を受けることができる。更に、投資顧問会社は「コミッション・シェアリング・アレンジメント」および「クライアント・コミッション・アレンジメント」と称する、投資顧問会社がある証券会社を通じて取引を執行しながら、かかる証券会社にコミッションまたはコミッション・クレジットの一部を投資顧問会社に調査サービスを提供する別の会社に配分するように指示できる取決めに参加することができる。こうした取決めに基づいて、投資顧問会社は適用される規制機関の解釈に従って十分な適格性がない商品およびサービス(別々に会計処理される場合に適格となる部分を含む。)を利用しない。

コミッション・シェアリング・アレンジメントおよびクライアント・コミッション・アレンジメントには投資顧問会社が事業を営む法域ごとに異なる法的要件が適用される。コミッション・シェアリング・アレンジメントおよびクライアント・コミッション・アレンジメントに参加することで、投資顧問会社は特定の証券会社を通じて取引を執行することで累積したクライアント・コミッションまたはコミッション・クレジットを使って一つ以上のチャンネルを介した調査サービスの支払いをまとめられ、他の会社が提供する調査サービスを入手することができる。かかる取決めは取引過程における最善執行を促進しながら、仲介・調査サービスの継続的な入手を確保することにも役立つ。投資顧問会社は、かかる取決めについて、とりわけ、この様な仕組みのない場合には投資顧問会社に受けることのできない様々な質の高い調査サービスの受領、独立系のアナリストの利用および資源の利用が確保されるため、投資の意思決定過程において有効であると考えている。

かかる取決めは利益相反を生む可能性がある。例えば、投資顧問会社が調査サービスを受けるためにクライアント・コミッションを使用する場合、投資顧問会社は調査サービス自体の代金は支払う必要がない。更に、このような方法で入手した調査サービスはサブ・ファンドを含めたすべてのクライアント/GSアカウント(調査サービスに関する取決めに関連して証券会社にコミッションを支払ったクライアント/GSアカウント以外のクライアント/GSアカウントを含む。)にサービスを提供する際に使用することができる。適用される法律で認められる範囲内で、かかる商品およびサービスは、各クライアント/GSアカウントが支払う手数料の金額からすると、あるクライアント/GSアカウントに対して別のクライアント/GSアカウントと比べて偏った利益をもたらすことがある。例えば、あるクライアント/GSアカウントのコミッションを通じて代金を支払われた調査サービスが、当該クライアント/GSアカウントの運用に使用されず、他のクライアント/GSアカウントの運用に使用されず、他のクライアント/GSアカウントの運用に使用される可能性がある。投資顧問会社に仲介・調査サービスの利益を特定のアカウントまたはアカウント・グループに関係するコミッションまで追跡する計画はない。

指示のない取引執行に関するコミッションの合理性については、様々な要素(支払われるコミッションの一般的水準ならびに提供される調査サービスおよびその他のサービスの内容と価値を含む。)に基づいて投資顧問会社が継続的に評価を行う。投資顧問会社は、コミッションが、投資顧問

会社が検証可能な方法で定量化が可能で、十分に開示されている場合に限って、かかる取決めに基づいてコミッションを使用するものとする。投資顧問会社はこの分野における規制の動向および業界標準を定期的にモニターし、かかる動向および業界標準を踏まえて自社の慣行を継続的に評価する。

投資顧問会社はプライムブローカレッジ・サービスをクライアント/GS勘定に提供する証券会社 (適用される法律で認められる範囲内で、投資顧問会社の関係会社を含むがこれに限られない。)を選ぶことができる。投資顧問会社によるプライムブローカーの選択ならびに当該プライムブローカーに支払う仲介手数料、委託証拠金およびその他の手数料に関する投資顧問会社による交渉に関して利益相反が発生する可能性がある。プライムブローカーは、見込客を紹介する、または投資顧問会社に対して一部の適格投資者へのサービスに関するプレゼンテーションを行う機会を提供することがある。原則としてこうした資本導入の機会は追加費用なしで提供される。更に、プライムブローカーは有利なまたは市場相場以下の価格で特定のその他のサービス(証券取引の決済、募集代行および保管サービスならびに信用証拠金の提供などを含む。)を提供することがある。かかる資本導入の機会およびその他のサービスは、プライムブローカーを選ぶことによる投資顧問会社(クライアント/GSアカウントではない。)の利益のインセンティブを生む、または当該利益をもたらす可能性がある。更に、投資顧問会社は、投資顧問会社の顧客であるプライムブローカーを選ぶことを奨励されることがある。投資顧問会社は、クライアント/GSアカウント(サブ・ファンドを含む。)のための適当なサービスを入手できるプライムブローカーだけを選ぶものとする。

投資顧問会社は、助言を提供する顧客(サブ・ファンドを含む。)に代わって投資顧問会社が下す議決権の代理行使に関する決定に利益相反が影響を及ぼすことを防止するとともに、かかる決定が投資顧問会社の顧客に対する信認義務に則していることを確保するために策定された方針および手続きを採用した。しかし、かかる議決権の代理行使に関する方針および手続きにかかわらず、投資顧問会社が実際に下した議決権の代理行使に関する決定(ただし、投資顧問会社が、かかる議決権行使の決定が投資顧問会社の信認義務に則していると判断することを条件とする。)が、他の顧客の利益またはゴールドマン・サックスおよび/もしくはその関係会社の他の部門や部署の業務に有利な効果を有することがある。

投資顧問会社およびサブ・ファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性:

ゴールドマン・サックスに適用される法的およびその他の要件ならびに / またはかかる要件を遵守する、適用を制限するもしくはその他関連するよう策定されたゴールドマン・サックスの社内方針により、随時、サブ・ファンドの活動が制限されることがある。ゴールドマン・サックスが助言を行っていない顧客にこうした問題は起こらない。投資顧問会社が、ある種の取引を開始もしくは推奨できない期間またはその他にゴールドマン・サックスが投資銀行業務、マーケットメーク・サービスかその他のサービスを提供するか自己勘定でポジションを保有する企業が発行するかもしくは当該企業に関係する一部の有価証券もしくは金融商品に関する投資顧問会社による助言を制限する期間がある可能性がある。一例として、ゴールドマン・サックスがある企業の有価証券の引受けもしくはその他の販売または当該企業に対する助言の提供に従事している場合、サブ・ファンドは当該企業の有価証券の売買を禁じられる、またはその売買に制限を受ける可能性がある。

ゴールドマン・サックスによる自己勘定またはクライアント/GSアカウントに関する投資活動が、サブ・ファンドの投資戦略および権利を制限する可能性がある。例えば、規制された業界、一部の新興市場または国際市場において、企業および政府による所有権の定義づけにおいて、また一部の先物およびデリバティブ取引に関して、認可の取得またはその他の政府もしくは企業の承諾を得ずには超えることができない関係する投資者による投資総額の制限が課される可能性があり、制限を超えた場合、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドまたは他のクライアント/GSアカウントが不利益を被り、または事業が制限される恐れがある。一定の所有総額の上限に達するかまたは特定の取引を行う場合、顧客(サブ・ファンドを含む。)のために投資対象を購入もしくは処分する、または権

利を行使する、または事業取引を行う投資顧問会社の能力が規制によって制限されるかまたはその他に損なわれることがある。その結果として、投資顧問会社は顧客(サブ・ファンドを含む。)に代わって既存の投資対象を売買することを制限する、またはその他権利(議決権を含む。)の行使を制限する可能性がある。潜在的利益相反を回避するために、ゴールドマン・サックスがある企業の有価証券への投資またはかかる投資分の売却を予定する別の顧客またはファンドに投資助言を行っている場合、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドが同一企業の有価証券に投資するかもしくは当該企業への既存の投資分を売買することまたはその他の措置を講じることを妨げる可能性がある。

更に、ゴールドマン・サックスの顧客または企業活動の観点からゴールドマン・サックスがサブ・ファンドのために利用しないことを決定した特定の投資機会、投資戦略または措置がある可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスまたはその顧客(潜在的にサブ・ファンドを含む。)にとっての悪評を受けるリスクまたはその他の不利益を理由に、サブ・ファンドに特定の投資機会を辞退させる、または投資もしくはその他に関連してサブ・ファンドが特定の手法を使用する、特定の条件を求める、もしくは特定の活動か措置に従事することを制限する可能性がある。

ゴールドマン・サックスは多数の企業ならびにプライベート・エクイティ・スポンサー、レバレッジド・バイアウトの買い手およびそれぞれの経営幹部、株主およびパートナーと長期にわたる関係を有し、定期的に金融、投資銀行業務その他のサービスを提供している。更に、ゴールドマン・サックスは、他の投資ファンドに投資するか投資していた、またはサブ・ファンドと取引を行うことが可能な投資者(機関投資家およびその経営幹部を含む。)とも関係を有している。サブ・ファンドの運用に際してゴールドマン・サックスはこうした関係を考慮する。

時々、ゴールドマン・サックスは投資銀行もしくはその他の任務を引き受ける、またはゴールドマン・サックスもしくはその顧客として特定の行動に参加する、またはサブ・ファンドに投資を行わせるかもしくは特定の措置を講じさせるかの選択肢が与えられることがあり、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドに投資を辞退させる、またはサブ・ファンドがかかる措置を講じることを制限する権利を留保する。

(2)リスクに対する管理体制

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、 理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的および階層的に独立 しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳 密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

投資顧問会社および各副投資顧問会社において、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がサブ・ファンドのリスク管理を行う。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

- (注1)リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざした ものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではない。
- (注2)上記リスク管理体制は、将来変更される場合がある。

サブ・ファンドは、本書に記載のとおり、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用している。

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

サブ・ファンドは、デリバティブについて、ファンドに適用されるUCITSに係るEU指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

(3)リスクに関する参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■プラジルレアルクラス



■中国元クラス



■米ドルクラス



年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示 したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較







- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。 ファンドにはベンチマークはありません。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■豪ドルクラス (豪ドル) 期間: 2016年2月~2021年1月 100% 25 ■ 豪ドルクラスの年間騰落率(右軸) 分配会再投資1口当たり純資産価格の維移(左軸) 20 80% 60% 10 40% 5 20% ullilling عطالاستالالسطالات 0 0% -20% -40% 2016/02 2017/02 2018/02 2019/02 2020/02 (年/月)





年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示 したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較







- ●グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ●すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ◆上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。ファンドにはペンチマークはありません。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および

分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■英ポンドクラス



■メキシコペソクラス (米ドル) 期間: 2016年2月~2021年1月 100% 25 ■ メキシコペンクラスの年間騰落率(右軸) 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移(左軸) 20 80% 15 60% 10 40% 5 20% 0% 0 -20%

●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示

2016/02 2017/02 2018/02 2019/02 2020/02

ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較





- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ◆上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。 ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

したものです。

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株:MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド

-40%

(年/月)

(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり 純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額の3.50%(税抜)を上限として販売会社の裁量により決定される申込手数料を課すことができる。

日本国内における申込手数料

日本における申込手数料は、申込金額の3.85%(税抜3.50%)を上限として日本における販売会社の裁量により決定されるものとする。

- (注1)管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。
- (注2)上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。
- (注3)申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に 関する事務コストの対価として、購入時に販売会社が受領するものである。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料 買戻し手数料は課されない。 日本国内における買戻し手数料 買戻し手数料は課されない。

(3)【管理報酬等】

管理報酬(副管理報酬を含む。)

管理会社は、ファンド資産の管理運用、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.05%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの受託業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の 0.01%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされ る。

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの帳簿の維持、純資産価額の計算、受益者名簿の維持、名義書換代行業務の対価として、サブ・ファンドから、以下の料率による年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

純資産総額	料率
500百万米ドルまで	0.05%
500百万ドル超10億米ドルまで	0.04%
10億米ドル超	0.03%

投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンド資産の運用業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の 0.80%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。投資顧問会社が受領する報酬には副投資顧問会社に支払われる副投資顧問報酬が含まれる。 販売報酬

日本における販売会社は、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.80%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

代行協会員報酬

代行協会員は、1口当たり純資産価格の公表、ファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.03%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

上記各報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して上限1.74%(年率)となる。

(4)【その他の手数料等】

設立費用

トラストおよびサブ・ファンドの設立に関する費用は、205,865.54米ドルであり、サブ・ファンドの資産から支払われ、5年の期間で償却された。ただし、トラスト設立費用については、当該償却期間中に追加のサブ・ファンドが設定された場合、すべてのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、信託期間の長さに応じて期間調整ベースで負担するものとする。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデュー・ディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬および仲介報酬、保管費用、印刷費用ならびに受託会社の報酬を含むサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。

(5)【課税上の取扱い】

以下の記載は、サブ・ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して 受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識し ておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に 基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助 言を受けるべきである。

(A) 日本

2021年3月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同様。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4)日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同様。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。
- (5)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同様。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定 の場合、支払調書が税務署長に提出される。
 - (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを 受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行わ れる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との 損益通算が可能である。

(4)日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だ

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。)。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

が、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

- (6)日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定 の場合、支払調書が税務署長に提出される。
 - (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

2021年3月31日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がな い。トラストまたはサブ・ファンドに関する受託会社による、またはトラストまたはサブ・ ファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となってい る二重課税防止条約はない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島財務 長官に対し、サブ・ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産も しくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もし くは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、サブ・ファンドに保有される資産もし くはサブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もし くは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。ただし、ケイマン諸島 にいずれかの時点で居住または所在する受益者(ケイマン諸島において設立された慈善信託も しくは慈善権利の対象者または免税もしくは通常の非居住会社を除く。)は、係る時点におい ておよび係る時点について、当該誓約が付与されなかったものとして税金および課徴金の全部 および一部について責任を負うものとし、信託法の関連部分の記載は、ケイマン諸島に居住も しくは所在する当該者を信託法に記載される税金または課徴金を課す法律の対象外となる旨解 釈されないものとする。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資 本課税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からCIMAに対して支払われ る。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(資産別及び地域別の投資状況)

(2021年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	67,105,691.71	19.16
	英国	55,650,105.69	15.89
	フランス	44,868,001.03	12.81
	オランダ	39,089,442.93	11.16
	日本	20,985,583.31	5.99
	スペイン	20,337,686.91	5.81
	オーストラリア	14,059,313.98	4.01
	イタリア	12,558,168.30	3.59
	ドイツ	9,870,179.39	2.82
	ベルギー	7,985,312.13	2.28
	アイルランド	7,955,301.82	2.27
	ケイマン諸島	5,493,346.84	1.57
	オーストリア	5,410,253.82	1.54
	スイス	4,028,231.66	1.15
	カナダ	2,908,257.23	0.83
	ルクセンブルグ	1,808,566.47	0.52
	プエルトリコ	1,172,488.90	0.33
	小計	321,285,932.12	91.74
投資信託	アイルランド	15,983,897.00	4.56
株式	米国	6,175,480.44	1.76
現金・その他の資	資産(負債控除後)	6,780,460.39	1.94
	合計 産総額)	350,225,769.95 (約366億円)	100.00

⁽注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<債券および優先証券>

(2021年1月末日現在)

[]						投資比			
順位	銘柄名	発行地	種 類	償還日	利率 (%)	数量	(米)		率
IΨ	COOPERATIEVE DA O ZEW			0000/57	(70)		(/ 1	-70)	(%)
1.	COOPERATIEVE RA 3.75% 07/21/26	オランダ	社 債	月21日	3.75	10,250,000.00	10,217,196.04	11,555,403.31	3.30
2.	MEIJI YASUDA LIFE V/R 10/20/45	日本	社 債	2045年10 月20日	5.20	8,150,000.00	8,289,636.48	9,321,615.88	2.66
3.	HSBC HOLDINGS 4.375% 11/23/26	英国	社債	2026年11 月23日	4.38	7,050,000.00	7,248,908.32	8,100,556.03	2.31
4.	PRUDENTIAL FINANC V/R 06/15/43	米国	社債	2043年6 月15日	5.63	6,950,000.00	7,152,149.19	7,488,982.86	2.14
5.	HSBC HOLD INGS P 4.25% 08/18/25	英国	社債	2025年8 月18日	4.25	6,575,000.00	6,623,913.54	7,416,632.22	2.12
6.	ABN AMRO BANK N 4.75% 07/28/25	オランダ	社債	2025年7 月28日	4.75	6,250,000.00	6,307,446.44	7,178,471.13	2.05
7.	BPCE SA 5.7% 10/22/23	フランス	社債	2023年10 月22日	5.70	6,150,000.00	6,235,646.66	6,938,165.00	1.98
8.	BELFIUS B 3.125% 05/11/26/EUR/	ベルギー	社債	2026年5 月11日	3.13	4,600,000.00	5,146,189.04	6,394,910.67	1.83
9.	BANK OF AMERICA COR V/R /PERP/	米国	社 債	月10日	6.30	5,425,000.00	5,866,034.92	6,288,013.07	1.80
10.	BANCO SANT 3.25% 04/04/26/EUR/	スペイン	社 債	2026年4 月4日	3.25	4,200,000.00	4,710,427.03	5,773,272.87	1.65
11.	ABN AMRO BANK NV V/R 03/27/28	オランダ	社債	月27日	4.40	4,800,000.00	4,804,291.90	5,107,735.06	1.46
12.	SOCIETE GENERAL 4.25% 04/14/25	フランス	社 債	月14日	4.25	4,300,000.00	4,351,051.68	4,742,778.10	1.35
13.	ASSICURAZION V/R 10/27/47/EUR/	イタリア	債	2047年10 月27日	5.50	3,200,000.00	3,758,647.70	4,704,092.77	1.34
14.	M&G PLC V/R 10/20/51/GBP/	英国	社債	2051年10 月20日	5.63	2,500,000.00	3,281,487.13	4,137,826.44	1.18
15.	BANCO BILBA 3.5% 02/10/27/EUR/	スペイン	社 債	月10日	3.50	2,900,000.00	3,409,022.24	4,096,480.81	1.17
16.	WESTPAC BANKING C V/R 11/23/31	オースト ラリア	社債	2031年11 月23日	1.56	3,600,000.00	3,601,880.64	4,095,251.78	1.17
17.	PRUDENTIA 6.125% 12/19/31/GBP/	英国	社債	2031年12 月19日	6.13	2,100,000.00	3,145,621.43	4,091,609.58	1.17
18.	CREDIT SUISSE 4.282% 01/09/28	スイス	社債	2028年1 月9日	4.28	3,500,000.00	3,540,741.28	4,028,231.66	1.15
19.	CLOVERIE PLC ZURI V/R 06/24/46	アイルラ ンド	社 債		5.63	3,300,000.00	3,529,175.85	3,826,832.76	1.09
20.	ING GROEP NV V/R 03/22/28	オランダ	債	2028年3 月22日	4.70	3,550,000.00	3,545,606.59	3,795,603.02	1.08
21.	NIPPON LIFE INSUR V/R 10/16/44	日本	社 債	2044年10 月16日	5.10	3,400,000.00	3,479,198.32	3,791,921.54	1.08
22.	LEGAL & GENE V/R 10/27/45/GBP/	英国	社債	2045年10 月27日	5.38	2,325,000.00	3,401,618.11	3,705,348.81	1.06
23.	NN GROUP NV V/R 01/13/48/EUR/	オランダ	社 債		4.63	2,550,000.00	3,226,509.12	3,692,117.34	1.05
24.	MORGAN STANLEY 3.95% 04/23/27	米国	社 債	2027年4 月23日	3.95	3,200,000.00	3,197,062.45	3,664,533.73	1.05
25.	BNP PAR I BAS 4.375% 05/12/26	フランス	社 債	2026年5 月12日	4.38	3,100,000.00	3,183,448.83	3,537,982.01	1.01
26.	JPMORGAN CHASE 3.625% 12/01/27	米国		2027年12 月1日	3.63	3,100,000.00	3,053,902.20	3,493,956.80	1.00
27.	WACHOVIA CAP TRUST V/R /PERP/	米国	社 債	月15日	5.57	3,400,000.00	3,407,230.21	3,402,015.52	0.97
28.	XLIT LTD V/R 06/29/47/EUR/	ケイマン 諸島	社 債	2047年6 月29日	3.25	2,400,000.00	2,884,654.53	3,287,346.06	0.94

<投資信託>

(2021年1月末日現在)

		_				_	(2021-1737)			
順位	】 銘柄名	선선 교수 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중 중		発行地 数量(口)		簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率
JII (1)	20 至1120年	光打地	光11世 双里(口)		金額	単価	金額	(%)		
1.	Goldman Sachs Funds, plc - Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund	アイルラ ンド	15,983,897.00	1.00	15,983,897.00	1.00	15,983,897.00	4.56		

<株式>

(2021年1月末日現在)

順位	銘柄名	発行地	種類	業種	株数	取得原	価(米ドル)	時個	「(米ドル)	投資比率
川川山	近代石	光1]地	作里夫只	未但	1不女X	単価	金額	単価	金額	(%)
1.	GMAC CAP 8.125% 2/15/40 /PFD/	米国	優先株式	金融	184,197.00	27.09	4,990,443.45	26.52	4,884,904.44	1.39

【投資不動産物件】

該当事項なし(2021年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2021年1月末日現在)。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2020年2月末日から2021年1月末日までの期間における各月末および下記各会計年度末の純資産の推移は以下のとおりである。

< ブラジルレアルクラス受益証券 >

	純資產	1口当たり	純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末	437,299,126.79	45,689,012,767	8.36	873
第3会計年度末	530,690,030.98	55,446,494,437	8.16	852
第4会計年度末	539,532,646.60	56,370,370,917	6.88	719
第5会計年度末	280,591,085.12	29,316,156,573	5.92	619
第6会計年度末	110,935,451.96	11,590,536,021	3.34	349
第7会計年度末	109,971,234.50	11,489,794,581	3.96	414
第8会計年度末	97,048,445.52	10,139,621,588	4.11	429
第9会計年度末	65,950,057.40	6,890,461,997	2.91	304
第10会計年度末	57,127,747.15	5,968,707,022	2.69	281
第11会計年度末	35,743,827.18	3,734,515,064	1.82	190
2020年 2 月末日	54,402,270.24	5,683,949,195	2.43	254
3月末日	41,341,993.67	4,319,411,499	1.89	197
4月末日	41,128,447.74	4,297,100,220	1.89	197
5 月末日	40,092,953.73	4,188,911,806	1.88	196
6月末日	38,920,123.92	4,066,374,547	1.88	196
7月末日	40,846,562.10	4,267,648,808	2.01	210
8月末日	38,578,312.18	4,030,662,057	1.91	200
9月末日	35,743,827.18	3,734,515,064	1.82	190
10月末日	34,543,984.14	3,609,155,463	1.77	185
11月末日	37,040,902.66	3,870,033,510	1.91	200
12月末日	37,594,276.18	3,927,849,975	1.99	208
2021年 1 月末日	34,711,791.06	3,626,687,930	1.86	194

(注1)各クラス受益証券の運用開始日(設定日)は以下のとおりである。

2010年 3 月15日:ブラジルレアルクラス、中国元クラス、米ドルクラス、豪ドルクラスお

よび円クラス受益証券

2010年10月25日: ユーロクラスおよび英ポンドクラス受益証券

2013年9月27日: メキシコペソクラス受益証券

(注2)本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり各計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいない。以下同じ。

< 中国元クラス受益証券 >

		 	1口当たり	純資産価格
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末	109,533,547.96	11,444,065,091	8.88	928
第3会計年度末	68,206,378.99	7,126,202,477	9.91	1,035
第4会計年度末	37,907,551.19	3,960,580,948	10.23	1,069
第5会計年度末	23,116,946.37	2,415,258,557	10.17	1,063
第6会計年度末	10,816,769.74	1,130,136,102	9.55	998
第7会計年度末	7,125,003.96	744,420,414	9.42	984
第8会計年度末	6,783,065.00	708,694,631	9.57	1,000
第9会計年度末	7,212,846.82	753,598,236	8.74	913
第10会計年度末	11,627,319.42	1,214,822,333	8.88	928
第11会計年度末	7,801,792.40	815,131,270	9.22	963
2020年 2 月末日	11,522,252.28	1,203,844,918	9.13	954
3月末日	9,703,055.63	1,013,775,252	8.13	849
4月末日	10,163,566.32	1,061,889,409	8.58	896
5月末日	10,160,650.21	1,061,584,734	8.54	892
6月末日	11,028,634.35	1,152,271,717	8.75	914
7月末日	11,955,339.09	1,249,093,828	9.03	943
8月末日	8,179,909.85	854,636,981	9.18	959
9月末日	7,801,792.40	815,131,270	9.22	963
10月末日	7,936,045.18	829,158,000	9.34	976
11月末日	10,150,212.80	1,060,494,233	9.66	1,009
12月末日	14,199,887.84	1,483,604,282	9.82	1,026
2021年 1 月末日	19,849,102.21	2,073,834,199	9.88	1,032

<米ドルクラス受益証券>

	純資產	 	1口当たり	純資産価格
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末	91,143,506.52	9,522,673,561	8.79	918
第3会計年度末	109,178,995.40	11,407,021,439	9.69	1,013
第4会計年度末	223,804,854.75	23,383,131,224	9.70	1,013
第5会計年度末	255,460,957.46	26,690,560,835	9.56	999
第6会計年度末	238,477,612.13	24,916,140,915	9.15	956
第7会計年度末	193,051,337.79	20,170,003,772	9.22	963
第8会計年度末	146,108,057.66	15,265,369,864	9.24	965
第9会計年度末	107,209,561.12	11,201,254,946	8.75	914
第10会計年度末	95,162,095.96	9,942,535,786	9.31	973
第11会計年度末	88,356,330.06	9,231,469,365	9.34	976
2020年 2 月末日	91,483,646.06	9,558,211,340	9.44	986
3月末日	81,947,139.82	8,561,837,168	8.53	891
4月末日	85,837,948.82	8,968,348,893	8.99	939
5月末日	87,227,755.88	9,113,555,934	9.08	949
6月末日	88,653,681.80	9,262,536,674	9.20	961
7月末日	90,095,174.51	9,413,143,833	9.38	980
8月末日	90,245,413.37	9,428,840,789	9.40	982
9月末日	88,356,330.06	9,231,469,365	9.34	976
10月末日	103,710,368.04	10,835,659,253	9.34	976
11月末日	105,722,642.36	11,045,901,674	9.49	992
12月末日	103,402,216.74	10,803,463,605	9.55	998
2021年 1 月末日	103,466,047.97	10,810,132,692	9.50	993

<豪ドルクラス受益証券>

	純資產	 	1 口当たり	純資産価格
	豪ドル	円	豪ドル	円
第2会計年度末	111,797,708.35	8,952,760,485	8.89	712
第3会計年度末	103,048,077.92	8,252,090,080	9.81	786
第4会計年度末	89,382,177.37	7,157,724,764	9.74	780
第5会計年度末	82,130,401.30	6,577,002,536	9.47	758
第6会計年度末	91,759,632.41	7,348,111,363	9.01	722
第7会計年度末	80,533,478.14	6,449,120,929	9.06	726
第8会計年度末	64,402,944.53	5,157,387,798	9.01	722
第9会計年度末	49,791,206.13	3,987,279,787	8.40	673
第10会計年度末	55,975,934.09	4,482,552,802	8.73	699
第11会計年度末	61,091,685.93	4,892,222,209	8.50	681
2020年 2 月末日	57,813,932.16	4,629,739,687	8.76	702
3月末日	51,693,010.75	4,139,576,301	7.85	629
4月末日	55,713,185.91	4,461,511,928	8.25	661
5 月末日	56,471,662.55	4,522,250,737	8.32	666
6 月末日	63,375,800.83	5,075,134,130	8.41	673
7月末日	64,630,447.20	5,175,606,212	8.56	685
8月末日	63,769,741.96	5,106,680,936	8.57	686
9月末日	61,091,685.93	4,892,222,209	8.50	681
10月末日	61,777,227.20	4,947,120,354	8.48	679
11月末日	60,509,075.81	4,845,566,791	8.61	689
12月末日	58,498,354.01	4,684,548,189	8.64	692
2021年1月末日	59,965,375.63	4,802,027,280	8.59	688

< 円クラス受益証券 >

「コノノス又血血ガ		
	純資産総額	1 口当たり 純資産価格
	円	円
第2会計年度末	17,622,177,534	8,751
第3会計年度末	13,785,367,643	9,602
第4会計年度末	21,424,364,934	9,596
第5会計年度末	21,258,559,217	9,416
第6会計年度末	21,842,660,705	8,968
第7会計年度末	19,198,348,577	8,932
第8会計年度末	17,058,222,392	8,785
第9会計年度末	12,880,402,917	8,116
第10会計年度末	11,135,826,600	8,351
第11会計年度末	10,140,731,933	8,236
2020年 2 月末日	10,735,650,561	8,375
3月末日	9,684,659,408	7,522
4月末日	10,186,268,022	7,922
5 月末日	10,285,628,208	7,998
6月末日	10,418,975,293	8,104
7月末日	10,495,116,304	8,264
8月末日	10,455,271,391	8,291
9月末日	10,140,731,933	8,236
10月末日	10,133,348,630	8,241
11月末日	10,193,669,246	8,383
12月末日	10,241,794,336	8,429
2021年 1 月末日	10,177,790,782	8,390

<ユーロクラス受益証券>

- ユーログノス支血品	純資產	1 口当たり	純資産価格	
	ユーロ	円 円	ユーロ	円
第2会計年度末	21,241,809.83	2,686,664,107	8.58	1,085
第3会計年度末	24,379,592.54	3,083,530,864	9.43	1,193
第4会計年度末	20,198,662.63	2,554,726,849	9.40	1,189
第5会計年度末	16,318,625.65	2,063,979,772	9.24	1,169
第6会計年度末	16,999,191.09	2,150,057,689	8.80	1,113
第7会計年度末	15,419,330.32	1,950,236,899	8.75	1,107
第8会計年度末	11,248,736.47	1,422,740,189	8.60	1,088
第9会計年度末	9,264,197.06	1,171,735,644	7.92	1,002
第10会計年度末	8,685,848.84	1,098,586,161	8.12	1,027
第11会計年度末	7,659,102.92	968,723,337	7.99	1,011
2020年 2 月末日	8,474,729.59	1,071,883,799	8.13	1,028
3月末日	7,624,008.53	964,284,599	7.31	925
4月末日	8,031,269.83	1,015,795,008	7.70	974
5 月末日	7,911,863.69	1,000,692,520	7.77	983
6 月末日	8,018,488.08	1,014,178,372	7.87	995
7月末日	7,938,759.42	1,004,094,291	8.02	1,014
8月末日	7,904,841.84	999,804,396	8.04	1,017
9月末日	7,659,102.92	968,723,337	7.99	1,011
10月末日	7,662,082.22	969,100,159	7.99	1,011
11月末日	7,896,755.34	998,781,615	8.12	1,027
12月末日	7,837,685.51	991,310,463	8.17	1,033
2021年 1 月末日	10,850,756.94	1,372,403,738	8.13	1,028

< 英ポンドクラス受益証券 >

	純資產	 	1 口当たり	純資産価格
	英ポンド	円	英ポンド	円
第2会計年度末	4,248,526.04	608,558,870	8.60	1,232
第3会計年度末	3,338,035.15	478,140,155	9.48	1,358
第4会計年度末	5,561,030.96	796,562,075	9.49	1,359
第5会計年度末	13,105,002.56	1,877,160,567	9.35	1,339
第6会計年度末	16,047,407.67	2,298,630,675	8.98	1,286
第7会計年度末	10,469,639.89	1,499,671,218	9.03	1,293
第8会計年度末	15,462,078.55	2,214,788,132	8.96	1,283
第9会計年度末	12,802,192.60	1,833,786,068	8.35	1,196
第10会計年度末	11,863,001.51	1,699,256,336	8.72	1,249
第11会計年度末	12,648,985.31	1,811,840,656	8.57	1,228
2020年 2 月末日	13,867,140.90	1,986,329,263	8.78	1,258
3月末日	12,030,035.10	1,723,182,228	7.87	1,127
4月末日	12,763,266.15	1,828,210,243	8.28	1,186
5 月末日	12,721,920.25	1,822,287,857	8.35	1,196
6 月末日	12,691,567.77	1,817,940,167	8.46	1,212
7月末日	12,703,456.82	1,819,643,155	8.62	1,235
8月末日	12,732,003.24	1,823,732,144	8.64	1,238
9月末日	12,648,985.31	1,811,840,656	8.57	1,228
10月末日	12,530,333.41	1,794,844,958	8.57	1,228
11月末日	12,666,016.42	1,814,280,192	8.71	1,248
12月末日	12,231,042.94	1,751,974,591	8.74	1,252
2021年1月末日	11,396,957.15	1,632,500,142	8.69	1,245

< メキシコペソクラス受益証券 >

< メキショヘソクラス	純資産総額		1 口当たり	純資産価格
	米ドル	円	米ドル	円
第4会計年度末	1,369,364.43	143,071,196	9.97	1,042
第5会計年度末	56,159,559.89	5,867,550,817	9.70	1,013
第6会計年度末	27,818,379.87	2,906,464,329	7.31	764
第7会計年度末	22,466,248.67	2,347,273,661	6.48	677
第8会計年度末	43,418,977.31	4,536,414,749	7.17	749
第9会計年度末	25,537,151.70	2,668,121,610	6.91	722
第10会計年度末	21,353,385.07	2,231,001,672	7.29	762
第11会計年度末	19,253,709.86	2,011,627,606	6.70	700
2020年 2 月末日	21,988,866.23	2,297,396,744	7.51	785
3月末日	16,557,803.18	1,729,959,276	5.67	592
4月末日	17,207,752.71	1,797,866,003	5.91	617
5月末日	18,702,923.09	1,954,081,404	6.43	672
6 月末日	18,533,154.15	1,936,343,946	6.26	654
7月末日	19,932,295.42	2,082,526,225	6.66	696
8月末日	20,262,865.36	2,117,064,173	6.80	710
9月末日	19,253,709.86	2,011,627,606	6.70	700
10月末日	20,014,359.10	2,091,100,239	6.97	728
11月末日	20,755,167.06	2,168,499,854	7.50	784
12月末日	20,762,436.74	2,169,259,391	7.65	799
2021年1月末日	20,143,786.78	2,104,622,843	7.52	786

【分配の推移】

< ブラジルレアルクラス受益証券 >

	米ドル	円
第 2 会計年度	1.500	157
第3会計年度	1.500	157
第4会計年度	1.500	157
第5会計年度	1.300	136
第6会計年度	1.020	107
第7会計年度	0.690	72
第8会計年度	0.480	50
第9会計年度	0.480	50
第10会計年度	0.480	50
第11会計年度	0.330	34
2020年 2 月	0.030	3
3月	0.030	3
4月	0.030	3
5月	0.030	3
6月	0.020	2
7月	0.020	2
8月	0.020	2
9月	0.020	2
10月	0.020	2
11月	0.020	2
12月	0.020	2
2021年1月	0.020	2

< 中国元クラス受益証券 >

「自ルノンス文画版の「				
	米ドル	円		
第2会計年度	0.720	75		
第3会計年度	0.720	75		
第4会計年度	0.720	75		
第5会計年度	0.720	75		
第6会計年度	0.720	75		
第7会計年度	0.670	70		
第8会計年度	0.600	63		
第9会計年度	0.600	63		
第10会計年度	0.600	63		
第11会計年度	0.600	63		
2020年 2 月	0.050	5		
3月	0.050	5		
4月	0.050	5		
5月	0.050	5		
6月	0.050	5		
7月	0.050	5		
8月	0.050	5		
9月	0.050	5		
10月	0.050	5		
11月	0.050	5		
12月	0.050	5		
2021年1月	0.050	5		

<米ドルクラス受益証券>

<木トルグラス支金社分>			
	米ドル	円	
第2会計年度	0.660	69	
第3会計年度	0.660	69	
第4会計年度	0.660	69	
第5会計年度	0.660	69	
第6会計年度	0.570	60	
第7会計年度	0.430	45	
第8会計年度	0.360	38	
第9会計年度	0.360	38	
第10会計年度	0.360	38	
第11会計年度	0.360	38	
2020年 2 月	0.030	3	
3月	0.030	3	
4月	0.030	3	
5月	0.030	3	
6月	0.030	3	
7月	0.030	3	
8月	0.030	3	
9月	0.030	3	
10月	0.030	3	
11月	0.030	3	
12月	0.030	3	
2021年 1 月	0.030	3	

<豪ドルクラス受益証券>

~家 「ルグノ人文量証分~		
	豪ドル	円
第2会計年度	1.020	82
第3会計年度	1.020	82
第4会計年度	1.020	82
第5会計年度	1.020	82
第6会計年度	0.840	67
第7会計年度	0.585	47
第8会計年度	0.480	38
第9会計年度	0.480	38
第10会計年度	0.480	38
第11会計年度	0.480	38
2020年 2 月	0.040	3
3月	0.040	3
4月	0.040	3
5月	0.040	3
6月	0.040	3
7月	0.040	3
8月	0.040	3
9月	0.040	3
10月	0.040	3
11月	0.040	3
12月	0.040	3
2021年1月	0.040	3

< 円クラス受益証券 >

く ログブス 文金証分 2	,
	円
第2会計年度	660
第3会計年度	660
第4会計年度	660
第5会計年度	660
第6会計年度	570
第7会計年度	430
第8会計年度	360
第9会計年度	360
第10会計年度	360
第11会計年度	290
2020年 2 月	30
3月	20
4月	20
5月	20
6月	20
7月	20
8月	20
9月	20
10月	20
11月	20
12月	20
2021年1月	20

<ユーロクラス受益証券>

トユーログノス支血証分グ		
ユーロ	円	
0.550	70	
0.660	83	
0.660	83	
0.660	83	
0.570	72	
0.430	54	
0.360	46	
0.360	46	
0.360	46	
0.290	37	
0.030	4	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
0.020	3	
	ユーロ 0.550 0.660 0.660 0.660 0.570 0.430 0.360 0.360 0.360 0.290 0.030 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020 0.020	

< 英ポンドクラス受益証券 >

ト央がフトプラス支流証券と			
	英ポンド	円	
第2会計年度	0.550	79	
第3会計年度	0.660	95	
第4会計年度	0.660	95	
第5会計年度	0.660	95	
第6会計年度	0.570	82	
第7会計年度	0.430	62	
第8会計年度	0.360	52	
第9会計年度	0.360	52	
第10会計年度	0.360	52	
第11会計年度	0.360	52	
2020年 2 月	0.030	4	
3月	0.030	4	
4月	0.030	4	
5月	0.030	4	
6月	0.030	4	
7月	0.030	4	
8月	0.030	4	
9月	0.030	4	
10月	0.030	4	
11月	0.030	4	
12月	0.030	4	
2021年 1 月	0.030	4	

<メキシコペソクラス受益証券>

トグインコペングン人支血血がク		
米ドル	円	
0.880	92	
0.780	81	
0.500	52	
0.360	38	
0.360	38	
0.360	38	
0.360	38	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
0.030	3	
	米ドル 0.880 0.780 0.500 0.360 0.360 0.360 0.360 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030 0.030	

【収益率の推移】

< ブラジルレアルクラス受益証券 >

会計年度	収益率(%)(注)	
第2会計年度	- 7.33	
第3会計年度	15.55	
第4会計年度	2.70	
第5会計年度	4.94	
第6会計年度	- 26.35	
第7会計年度	39.22	
第8会計年度	15.91	
第9会計年度	- 17.52	
第10会計年度	8.93	
第11会計年度	- 20.07	

(注)収益率は以下の算式で算出されている。以下、同じ。

収益率(%)=(a-b)/b×100

- a = 会計年度末の1口当たりの純資産価格(当該会計年度の分配金を加えた額)
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の 額)

(ただし、第2会計年度の場合はユーロクラス受益証券および英ポンドクラス受益証券については当初発行価格(ユーロクラス受益証券:10 ユーロ、英ポンドクラス受益証券:10英ポンド)また第4会計年度の場合はメキシコペソクラス受益証券については当初発行価格(10米ドル)を使用している。)

< 中国元クラス受益証券 >

会計年度	収益率(%)
第2会計年度	- 6.25
第3会計年度	19.71
第4会計年度	10.49
第5会計年度	6.45
第6会計年度	0.98
第7会計年度	5.65
第8会計年度	7.96
第9会計年度	- 2.40
第10会計年度	8.47
第11会計年度	10.59

<米ドルクラス受益証券>

収益率(%)
- 7.08
17.75
6.91
5.36
1.67
5.46
4.12
- 1.41
10.51
4.19

<豪ドルクラス受益証券>

収益率(%)
- 3.03
21.82
9.68
7.70
4.01
7.05
4.75
- 1.44
9.64
2.86

< 円クラス受益証券 >

会計年度	収益率(%)
第2会計年度	- 7.34
第3会計年度	17.27
第4会計年度	6.81
第5会計年度	5.00
第6会計年度	1.30
第7会計年度	4.39
第8会計年度	2.38
第9会計年度	- 3.52
第10会計年度	7.33
第11会計年度	2.10

<ユーロクラス受益証券>

会計年度	収益率(%)	
第2会計年度	- 8.70	
第3会計年度	17.60	
第4会計年度	6.68	
第5会計年度	5.32	
第6会計年度	1.41	
第7会計年度	4.32	
第8会計年度	2.40	
第9会計年度	- 3.72	
第10会計年度	7.07	
第11会計年度	1.97	

<英ポンドクラス受益証券>

収益率(%)	
度 - 8.50	
17.91	
7.07	
5.48	
2.14	
5.35	
3.21	
- 2.79	
8.74	
2.41	

< メキシコペソクラス受益証券 >

会計年度	収益率(%)			
第4会計年度	- 0.30			
第5会計年度	6.12			
第6会計年度	- 16.60			
第7会計年度	- 4.51			
第8会計年度	16.20			
第9会計年度	1.39			
第10会計年度	10.71			
第11会計年度	- 3.16			

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売及び買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

<ブラジルレアルクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	34,481,354.580	36,755,485.880	52,307,103.770
	(34,481,354.580)	(36,755,485.880)	(52,307,103.770)
第3会計年度	28,560,934.510	15,798,629.200	65,069,409.080
	(28,560,934.510)	(15,798,629.200)	(65,069,409.080)
第4会計年度	46,398,136.098	33,086,509.080	78,381,036.098
	(46,398,136.098)	(33,086,509.080)	(78,381,036.098)
第5会計年度	9,115,994.141	40,124,625.356	47,372,404.883
	(9,115,994.141)	(40,124,625.356)	(47,372,404.883)
第6会計年度	5,809,242.150	19,922,521.854	33,259,125.179
	(5,809,242.150)	(19,922,521.854)	(33,259,125.179)
第7会計年度	3,129,564.894	8,646,750.025	27,741,940.048
	(3,129,564.894)	(8,646,750.025)	(27,741,940.048)
第8会計年度	2,719,353.446	6,875,802.154	23,585,491.340
	(2,719,353.446)	(6,875,802.154)	(23,585,491.340)
第9会計年度	2,590,213.066	3,524,928.329	22,650,776.077
	(2,590,213.066)	(3,524,928.329)	(22,650,776.077)
第10会計年度	2,785,608.530	4,226,413.344	21,209,971.263
	(2,785,608.530)	(4,226,413.344)	(21,209,971.263)
第11会計年度	3,357,830.155	4,933,251.319	19,634,550.099
	(3,357,830.155)	(4,933,251.319)	(19,634,550.099)

- (注1)()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数である。以下同じ。
- (注2)第2会計年度におけるユーロクラス受益証券および英ポンドクラス受益証券の販売口数は、 当初申込期間中に販売された販売口数を含む。第4会計年度におけるメキシコペソクラス受 益証券の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。
- (注3)取引日当日の取引は取引日の翌日に反映されるため、各口数には取引日当日の取引は含まれていない。財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含む。以下同じ。

< 中国元クラス受益証券 >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	5,406,172.280	11,895,102.910	12,335,663.350
	(5,406,172.280)	(11,895,102.910)	(12,335,663.350)
第3会計年度	247,438.340	5,697,458.110	6,885,643.580
	(247,438.340)	(5,697,458.110)	(6,885,643.580)
第4会計年度	552,531.261	3,732,197.480	3,705,977.361
	(552,531.261)	(3,732,197.480)	(3,705,977.361)
第 5 会計年度	310,839.944	1,742,685.083	2,274,132.222
	(310,839.944)	(1,742,685.083)	(2,274,132.222)
第6会計年度	101,199.867	1,242,475.536	1,132,856.553
	(101,199.867)	(1,242,475.536)	(1,132,856.553)
第7会計年度	4,854.803	381,066.708	756,644.648
	(4,854.803)	(381,066.708)	(756,644.648)
第8会計年度	2,144.820	49,792.180	708,997.288
	(2,144.820)	(49,792.180)	(708,997.288)
第9会計年度	209,455.744	93,084.899	825,368.133
	(209,455.744)	(93,084.899)	(825,368.133)
第10会計年度	702,888.848	219,397.314	1,308,859.667
	(702,888.848)	(219,397.314)	(1,308,859.667)
第11会計年度	264,717.976	727,400.845	846,176.798
	(264,717.976)	(727,400.845)	(846,176.798)

<米ドルクラス受益証券>

・ハールノンハ又皿皿ガ・			
会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	7,504,579.400	5,859,124.540	10,368,780.390
	(7,504,579.400)	(5,859,124.540)	(10,368,780.390)
第3会計年度	5,476,973.050	4,583,070.110	11,262,683.330
	(5,476,973.050)	(4,583,070.110)	(11,262,683.330)
第4会計年度	19,463,753.499	7,657,279.880	23,069,156.949
	(19,463,753.499)	(7,657,279.880)	(23,069,156.949)
第5会計年度	14,899,708.066	11,233,258.149	26,735,606.866
	(14,899,708.066)	(11,233,258.149)	(26,735,606.866)
第6会計年度	9,823,538.171	10,503,592.262	26,055,552.775
	(9,823,538.171)	(10,503,592.262)	(26,055,552.775)
第7会計年度	4,698,546.945	9,808,443.637	20,945,656.083
	(4,698,546.945)	(9,808,443.637)	(20,945,656.083)
第8会計年度	3,266,749.692	8,408,139.119	15,804,266.656
	(3,266,749.692)	(8,408,139.119)	(15,804,266.656)
第9会計年度	763,496.060	4,320,820.548	12,246,942.168
	(763,496.060)	(4,320,820.548)	(12,246,942.168)
第10会計年度	323,572.094	2,347,613.699	10,222,900.563
	(323,572.094)	(2,347,613.699)	(10,222,900.563)
第11会計年度	907,087.207	1,666,948.419	9,463,039.351
	(907,087.207)	(1,666,948.419)	(9,463,039.351)

<豪ドルクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
	8,853,948.540	6,375,733.840	12,577,450.390
第 2 云前 牛皮 	(8,853,948.540)	(6,375,733.840)	(12,577,450.390)
第3会計年度	3,751,275.610	5,828,807.330	10,499,918.670
おり云川千皮	(3,751,275.610)	(5,828,807.330)	(10,499,918.670)
第 4 会計年度	4,790,738.039	6,118,356.980	9,172,299.729
另 4 云 们 4 反	(4,790,738.039)	(6,118,356.980)	(9,172,299.729)
第 5 会計年度	2,000,805.373	2,504,731.959	8,668,373.143
カッ 云山 牛皮	(2,000,805.373)	(2,504,731.959)	(8,668,373.143)
第 6 会計年度	3,634,843.149	2,120,853.834	10,182,362.458
另 0 云 n 千皮	(3,634,843.149)	(2,120,853.834)	(10,182,362.458)
第7会計年度	1,764,416.363	3,052,968.419	8,893,810.402
另 / 云 II 千 反	(1,764,416.363)	(3,052,968.419)	(8,893,810.402)
第8会計年度	1,383,869.443	3,128,581.370	7,149,098.475
おり云山牛皮	(1,383,869.443)	(3,128,581.370)	(7,149,098.475)
第 9 会計年度	656,760.121	1,876,005.485	5,929,853.111
カッ <u>女</u> 前 牛皮	(656,760.121)	(1,876,005.485)	(5,929,853.111)
第10会計年度	1,398,593.788	915,986.103	6,412,460.796
	(1,398,593.788)	(915,986.103)	(6,412,460.796)
第11会計年度	2,698,230.524	1,919,730.857	7,190,960.463
	(2,698,230.524)	(1,919,730.857)	(7,190,960.463)

<円クラス受益証券>

、コノノハ又皿皿ガィ			
会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 2 会計年度	1,033,299.300	883,856.630	2,013,618.080
第2公司千及	(1,033,299.300)	(883,856.630)	(2,013,618.080)
第3会計年度	266,878.440	844,825.140	1,435,671.380
カラ云川 牛皮	(266,878.440)	(844,825.140)	(1,435,671.380)
第 4 会計年度	1,316,082.433	519,050.390	2,232,703.423
为 4 云 II 牛皮	(1,316,082.433)	(519,050.390)	(2,232,703.423)
第 5 会計年度	734,349.875	709,283.767	2,257,769.531
	(734,349.875)	(709, 283. 767)	(2,257,769.531)
第6会計年度	1,203,539.162	1,025,569.237	2,435,739.456
	(1,203,539.162)	(1,025,569.237)	(2,435,739.456)
第7会計年度	486,313.478	772,779.810	2,149,273.124
第 / 云司 牛皮 	(486,313.478)	(772,779.810)	(2,149,273.124)
第 8 会計年度	440,489.574	648,047.072	1,941,715.626
第 0 云前 牛皮 	(440,489.574)	(648,047.072)	(1,941,715.626)
第 9 会計年度	90,717.573	445,346.654	1,587,086.545
カッス計斗技 	(90,717.573)	(445,346.654)	(1,587,086.545)
第10会計年度	124,246.809	377,912.485	1,333,420.869
万□公司斗及	(124,246.809)	(377,912.485)	(1,333,420.869)
第11会計年度	62,284.117	164,447.153	1,231,257.833
ります。	(62,284.117)	(164,447.153)	(1,231,257.833)

<ユーロクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	2,989,571.550	513,708.140	2,475,863.410
	(2,989,571.550)	(513,708.140)	(2,475,863.410)
第3会計年度	1,289,129.740	1,180,700.240	2,584,292.910
	(1,289,129.740)	(1,180,700.240)	(2,584,292.910)
第4会計年度	1,474,552.877	1,910,626.580	2,148,219.207
	(1,474,552.877)	(1,910,626.580)	(2,148,219.207)
第5会計年度	947,020.588	1,328,667.867	1,766,571.928
	(947,020.588)	(1,328,667.867)	(1,766,571.928)
第6会計年度	656,361.916	491,283.100	1,931,650.744
	(656,361.916)	(491,283.100)	(1,931,650.744)
第7会計年度	208,977.063	379,192.427	1,761,435.380
	(208,977.063)	(379,192.427)	(1,761,435.380)
第8会計年度	183,643.454	637,575.822	1,307,503.012
	(183,643.454)	(637,575.822)	(1,307,503.012)
第9会計年度	220,908.321	358,373.907	1,170,037.426
	(220,908.321)	(358,373.907)	(1,170,037.426)
第10会計年度	89,998.239	190,190.101	1,069,845.564
	(89,998.239)	(190,190.101)	(1,069,845.564)
第11会計年度	212,021.434	323,023.654	958,843.344
	(212,021.434)	(323,023.654)	(958,843.344)

< 英ポンドクラス受益証券 >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第2会計年度	566,520.600	72,380.000	494,140.600
	(566,520.600)	(72,380.000)	(494,140.600)
第3会計年度	66,146.660	208,190.080	352,097.180
	(66,146.660)	(208,190.080)	(352,097.180)
第4会計年度	426,636.751	192,668.860	586,065.071
	(426,636.751)	(192,668.860)	(586,065.071)
第5会計年度	1,288,743.258	473,923.787	1,400,884.542
	(1,288,743.258)	(473,923.787)	(1,400,884.542)
第6会計年度	592,120.761	205,473.628	1,787,531.675
	(592,120.761)	(205,473.628)	(1,787,531.675)
第7会計年度	509,710.677	1,137,681.583	1,159,560.769
	(509,710.677)	(1,137,681.583)	(1,159,560.769)
第8会計年度	1,016,096.600	450,927.346	1,724,730.023
	(1,016,096.600)	(450,927.346)	(1,724,730.023)
第9会計年度	381,474.065	573,693.329	1,532,510.759
	(381,474.065)	(573,693.329)	(1,532,510.759)
第10会計年度	347,458.680	518,761.056	1,361,208.383
	(347,458.680)	(518,761.056)	(1,361,208.383)
第11会計年度	501,260.994	387,252.532	1,475,216.845
	(501,260.994)	(387,252.532)	(1,475,216.845)

< メキシコペソクラス受益証券 >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第4会計年度	137,315.390	0.000	137,315.390
	(137,315.390)	(0.000)	(137,315.390)
第5会計年度	6,121,221.552	467,592.471	5,790,944.471
	(6,121,221.552)	(467,592.471)	(5,790,944.471)
第6会計年度	230,127.843	2,216,680.634	3,804,391.680
	(230,127.843)	(2,216,680.634)	(3,804,391.680)
第7会計年度	778,008.694	1,113,697.210	3,468,703.164
	(778,008.694)	(1,113,697.210)	(3,468,703.164)
第8会計年度	4,832,445.773	2,249,554.415	6,051,594.522
	(4,832,445.773)	(2,249,554.415)	(6,051,594.522)
第9会計年度	627,543.829	2,985,887.495	3,693,250.856
	(627,543.829)	(2,985,887.495)	(3,693,250.856)
第10会計年度	417,840.694	1,181,304.658	2,929,786.892
	(417,840.694)	(1,181,304.658)	(2,929,786.892)
第11会計年度	623,322.424	678,305.825	2,874,803.491
	(623,322.424)	(678,305.825)	(2,874,803.491)

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄 (2021年1月末日現在)

〈債券および優先証券〉

銘柄名	利率(%)	投資比率(%)	
COOPERATIEVE RA 3.75% 07/21/26	3,7500	3.30	
MEIJI YASUDA LIFE V/R 10/20/45	5.2000	2.66	
HSBC HOLDINGS 4.375% 11/23/26	4.3750	2.31	
PRUDENTIAL FINANC V/R 06/15/43	5,6250	2.14	
HSBC HOLDINGS P 4,25% 08/18/25	4.2500	2.12	
ABN AMRO BANK N 4.75% 07/28/25	4.7500	2.05	
BPCE SA 5.7% 10/22/23	5,7000	1,98	
BELFIUS B 3.125% 05/11/26/EUR/	3,1250	1.83	
BANK OF AMERICA COR V/R /PERP/	6.3000	1.80	
BANCO SANT 3.25% 04/04/26/EUR/	3.2500	1.65	

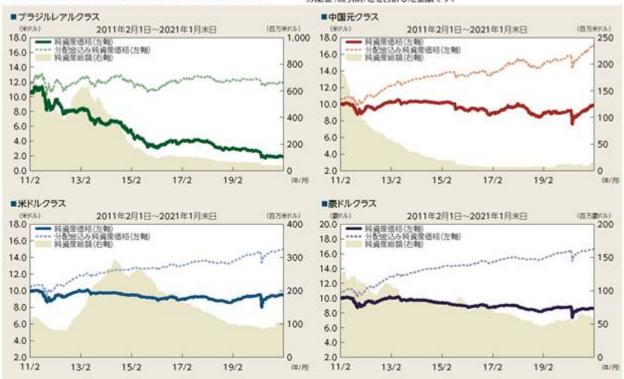
⁽注)投資比率とは、ファンドの鈍資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様です。

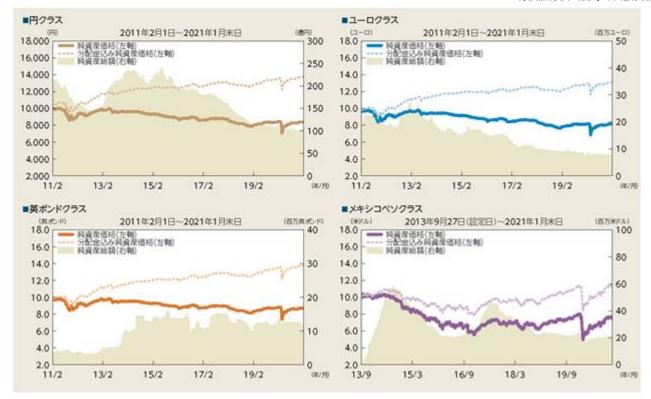
(投資信託)

銘柄名	投資比率(%)
Goldman Sachs Funds, plc - Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund	4.56

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

*分配金込み鈍資産価格とは、1口当たりの鈍資産価格と、分配があった場合における 分配金(税引酬)とを合計した金額です。



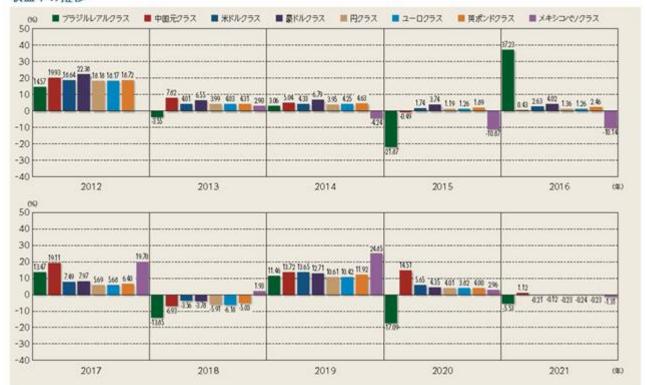


分配の推移(1口当たり、税引前、2021年1月末日現在)

通貨クラス(表示通貨)	第2会計年度	第3会計年度	第4会計年度	第5会計年度	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度	第11会計年度	遭近1年累計	協定来累計
プラジルレアルクラス(米ドル)	1.500	1.500	1.500	1.300	1.020	0.690	0.480	0.480	0.480	0.330	0.280	9.985
中國元クラス(米ドル)	0.720	0.720	0.720	0.720	0.720	0.670	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	7.170
米ドルクラス(米ドル)	0.660	0.660	0.660	0.660	0.570	0.430	0.360	0.360	0.360	0.360	0.360	5.475
家ドルクラス(家ドル)	1.020	1.020	1.020	1.020	0.840	0.585	0.480	0.480	0.480	0.480	0.480	8.010
円クラス(円)	660	660	660	660	570	430	360	360	360	290	250	5,365
ユーログラス(ユーロ)	0.550	0.660	0.660	0.660	0.570	0.430	0.360	0.360	0.360	0.290	0.250	4.980
異ポンドクラス(異ポンド)	0.550	0.660	0.660	0.660	0.570	0.430	0.360	0.360	0.360	0.360	0.360	5.090
メキシコペンクラス(米ドル)		_	==	0.880	0.780	0.500	0.360	0.360	0.360	0.360	0.360	3,720

[※]運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



- ●メキシコペンクラスの2013年は設定日(9月27日)から年末までの収益率を表示しています。2021年は1月末までの収益率を表示しています。 なお、収益率とは、以下の式により輸出される動画をいいます。 収益率(%)=100x(a-b)/b a=暦年末の1口当たり純資産価格(分配金の合計額を加えた額) b=当該暦年の適前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配等の額) (ただし、2013年のメキシコペングラスについては設定日(9月27日)の1口当たり純資産価格)

- ペンチマークは設定しておりません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売

申込み

計算停止期間を除き、サブ・ファンドの各受益証券は、いずれの取引日においても、管理事務代行会社が、取得申込みを受け付けた取引日における受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。1口当たり純資産価格の計算は、当該取引日に行われる。管理会社、受託会社、販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、取得申込みの一部またはすべてを拒絶することができる。

最低申込単位は、以下のとおりである。

(新規申込みの場合)

ブラジルレアルクラス受益証券:10口以上または100米ドル以上

中国元クラス受益証券:10口以上または100米ドル以上 米ドルクラス受益証券:10口以上または100米ドル以上 豪ドルクラス受益証券:10口以上または100豪ドル以上

円クラス受益証券:1口以上または10,000円以上

ユーロクラス受益証券:10口以上または100ユーロ以上 英ポンドクラス受益証券:10口以上または100英ポンド以上 メキシコペソクラス受益証券:10口以上または100米ドル以上

(追加申込みの場合)

ブラジルレアルクラス受益証券:100米ドル以上

中国元クラス受益証券:100米ドル以上 米ドルクラス受益証券:100米ドル以上 豪ドルクラス受益証券:100豪ドル以上

円クラス受益証券:1万円以上

ユーロクラス受益証券:100ユーロ以上 英ポンドクラス受益証券:100英ポンド以上 メキシコペソクラス受益証券:100米ドル以上

ただし、管理会社または日本における販売会社は、管理会社または日本における販売会社の裁量により、これと異なる申込単位または申込金額を定めることができる。具体的な申込単位または申込金額については、日本における販売会社に照会のこと。

特定の取引日に取り扱われるためには、管理会社が別途定める場合を除き、取得申込みが当該取引日の午後1時(ルクセンブルグ時間)(以下「締切時刻」という。)までに管理事務代行会社に受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、保管会社が要求された支払いを受領できなかった結果発生したあらゆる損失についてサブ・ファンドに補償を行うよう申込者に対して要求する権利を有する。ただし、かかる損失が管理会社の故意の不履行または現実の詐欺による場合はこの限りではない。

発行価格の3.50%(税抜)を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

受益証券の発行

受益者登録簿に登録された受益証券の保有者の受益者登録簿に明記された数の受益証券に係る権限を証する受益証券は発行されない。各受益者登録簿の記載は、サブ・ファンドの受益証券の所有権を証明する最終的な証拠となる。

取得申込みの拒絶

管理会社、受託会社、販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、取得申込みの一部またはすべてを拒絶することができる。取得申込みが拒絶された場合、申込金額は、申込者のリスクにおいて、利息を付さずに返金されるものとする。

適格投資家

サブ・ファンドに対する勧誘を米国および/もしくは欧州経済領域において、または米国および/もしくは欧州経済領域から行うことはできない。

信託証書上、直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- ()自然人または法人であって、1933年米国証券法(改正済)のレギュレーションSに定める米国人に該当する者
- ()自然人であって、米国市民または「外国人居住者」(有効な米国所得税法に定められる)。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(口)に該当する個人が含まれる。
 - (イ)米国移民局が発行した外国人登録カード(いわゆる「グリーン・カード」)を保有している 者
 - (ロ)「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は一般に、(a)ある個人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に満たされる。
- ()個人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および/または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 1名もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(八)資金源のいかんにかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、サブ・ファンドに対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「EEA加盟国民」が含まれる。

欧州経済領域は、次の30カ国により構成されるものと定義されている。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンおよびオランダ(以下「EEA加盟国」または「EEA」と総称する。)

ある投資者がEEA加盟国民に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「EEA加盟国民」とは、以下に定められる者をいう。

() 自然人であって、いずれかのEEA加盟国に居住する個人、市民または「外国人居住者」であって、いずれかのEEA加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(口)に該当する個人が含まれる。(イ)いずれかのEEA加盟国の権限を有する政府

機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者、または(ロ)前年に183 日以上EEA加盟国に滞在した者

()自然人以外の者であって、(イ)いずれかのEEA加盟国においてもしくはEEA加盟国の法律に基づいて組織・設立され、および/またはEEA加盟国に主たる事業の場所または登記上の事務所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)EEA加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)上記()に該当する1名もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(八)資金源のいかんにかかわらず、その所得がEEA加盟国の所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、サブ・ファンドに対して、直接的または間接的にEEA加盟国民の勘定で 受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者 はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社は、その絶対的な裁量により受益証券の取得申込みを拒絶することができる。

上記を前提として、サブ・ファンドに関する英文目論見書に異なる定めがない限り、サブ・ファンドの適格投資家(以下「適格投資家」という。)とは、非米国人・非EEA加盟国民のうち、()適用される法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得することができない自然人、会社もしくは法主体、または()()に定める者のためのカストディアン、名義人、受託者を除く者をいう。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリングの防止の責任の一つとして、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受託会社、管理会社、名義書換機関、販売会社および副販売会社またはファンドのその他の業務提供者は、受託会社の代理として、受益者と申込金の支払いの資金源の実質的所有者の詳細な身元確認を要求することができる。

マネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止

マネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした法律または規則を遵守するために、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)と申込金の支払いの資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続(デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。)を適切な者(以下「AML担当者」という。)に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者は、受益証券の 購入申込者自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および申込金の支払いの資 金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、受託会社または 受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者は、適用ある法律に基づく免除規 定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもでき る。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要とな る場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、受託会社または受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者は、取得申込みを拒絶すること、または取得申込みが既に約定している場合は、サブ・ファンドの規定に従いその持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに費用およびリスクは購入申込者の負担で送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者は、受託会社または受託会社のために管理事務代行会社が受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があると疑うか、もしくは遵守していない可能性があると助言されている場合、または受託会社または受託会社のために管理事務代行会社および/またはAML担当者による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改訂済)に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「FRA」という。)に対して、または、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(改訂済)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

CIMAは、トラストおよびサブ・ファンドが随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反したことに関してトラストおよびサブ・ファンドに対して、また、違反に同意しまたは黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたトラストおよびサブ・ファンドの受託会社および役員に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。トラストおよびサブ・ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、トラストおよびサブ・ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

申込みにより、購入申込者は、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネー・ロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社による情報の開示に同意するものとする。

マネー・ロンダリング防止責任者

マネー・ロンダリング防止規則(改訂済)に基づき、サブ・ファンドは、サブ・ファンドのマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者(以下「AML責任者任務」という。)として行為する自然人を指定しなければならない。受託会社は、ケイマン諸島法に従いAML責任者任務を遂行する自然人が指定されていることを確認している。受益者は、受託会社からAML責任者任務についての追加情報を入手することができる。

情報開示請求

受託会社、管理会社もしくはその取締役またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制当局もしくは政府当局または代行機関(例えば金融庁法(改訂済)に基づくCIMA(CIMA自らまたは公認の海外規制当局のために)、または税務情報庁法(改訂済)および関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく税務情報当局)からの情報請求に従い、情報(受益者に関する情報および該当する場合には受益者の実質的所有者および支配者の情報を含むがそれらに限られない。)の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、受託会社およびその取締役または代理人は、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

制裁

各購入申込者および受益者は、受託会社、管理事務代行会社および副販売会社または受託会社のその他の業務提供者に対し、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、自身の実質所有者/支配者または授権された者(以下「関係者」という。)(もしあれば)が()米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」という。)によって維持されるか、または欧州連合(以

下「EU」という。)および/もしくは英国の規則(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。)に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、()国際連合、OFAC、EUおよび/または英国により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに()その他国際連合、OFAC、EUまたは英国により課される制裁(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。)の対象(以下総称して「制裁対象」という。)でないことを継続的に表明するよう要求されている。

購入申込者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社または管理事務代行会社は、購入申込者が制裁対象でなくなるまで、または購入申込者との追加の取引および/もしくはサブ・ファンドにおける購入申込者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、購入申込者に通知を行うことなく、かかる追加の取引を停止することを要求される場合がある(以下「制裁対象者事由」という。)。受託会社および管理事務代行会社または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事由に起因して購入申込者が被った一切の債務、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含むがこれらに限られない。)につき、一切の責任を負わないものとする。

データ保護

受託会社は、データ管理者(当該用語はケイマン諸島データ保護法(その後の改正を含め、以下「データ保護法」という。)に定義されている。)である。データ保護法は、2019年9月30日より発効する。データ保護法により、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づくトラスト/サブ・ファンドに関する法的要件が導入される。受託会社または受託会社のために行為する者は、受益者の個人データ(当該用語はデータ保護法に定義されている。)を取り扱う。受託会社は、受益者が申込みのために提供する、受益者と関係またはつながりのある個人の個人データも取り扱う。受益者が、受益者による申込みとの関連において個人データ(当該個人データが受益者の個人データであるか、または他の個人の個人データであるかを問わない。)を提供する場合、受益者は以下を確認する。

- (a) 受益者が提供するすべての個人データは、データ保護法を含む適用法に従い収集され、取り扱われ、かつ、受託会社に提供されていること。
- (b) すべてのかかる個人データは、正確であり、関連性があり、受益者が当該個人データを提供する目的のために必要なものに限られており、かつ、該当する場合には最新の内容であること。
- (c) 受益者が受託会社に提供する個人データは、ケイマン諸島における個人データの保護と同等の個人データの保護がない法域で取り扱われる可能性があり、受益者は、受益者が受託会社に対しその個人データを提供した関連する個人に対してこれを通知しており、かつ、特定の、明確であって、かつ、自由意思により付与された同意をかかる個人から得ていること。2019年9月30日より、受託会社によりまたは受託会社のために自身の個人データが取り扱われる

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・グループ(以下「BBHグループ」という。)の構成会社として、受託会社は、BBHグループのデータ保護に関する開示声明に従う。追加情報については、英文目論見書別添Aのデータ保護に関する開示声明を参照のこと。

管理会社の投資家プライバシー通知については、

個人は、データ保護法に基づく一定の権利を有する。

http://www.lu.tr.mufg.jp/about/privacynotices/PrivacyNoticeInvestors.pdfで参照することができる。

トラストへの投資に関連して提供される情報は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、それらの受託者またはサービス提供者によってコンピュータその他のデータ媒体に保存され、取り扱われることがある。情報は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、それらの受託者または

サービス提供者のサービスを行う目的のために、また法的義務(適用される会社法およびマネー・ロンダリング防止に関する法規に基づく法的義務を含む。)を遵守するために取り扱われることがある。かかる情報は、正当な業務上の利益のために必要な場合にのみ第三者に開示されるものとする。これには、監査人および監督官庁またはとりわけマネー・ロンダリング防止目的もしくは適用される規制要件(AEOI規則を含むが、これに限定されない。)の遵守のためにデータを取り扱う受託会社、管理会社、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社、保管会社、投資顧問会社の代理人等の第三者に対する開示が含まれることがある。投資者は、上記に定められるとおりの自身の情報の取扱いおよび自身の情報の開示(自身の居住国と同様のデータ保護に関する法律がない可能性のある自身の居住国以外の国に所在する企業に対する開示を含む。)に同意する。上記の法主体へのデータの移転は、投資者の居住国において一般的なデータ保護要件と同等とみなされるデータ保護要件がない可能性のある国を経由し、かつ/または、かかる国において取り扱われる可能性がある。投資者は、適用されるデータ保護に関する法規に従い、上記のいずれかの当事者に提供されたデータまたは上記のいずれかの当事者が保存しているデータへのアクセス、かかるデータの訂正またはかかるデータの削除を請求することができる。送信された個人データの機密保持を確保するために合理的な措置が講じられている。

受託会社または管理会社の適式に授権された関連会社および/もしくは受託者によるケイマン諸島外への投資者の情報の移転は、データ保護法の要件に従うものとする。ただし、情報は電子的手段により移転され、当該情報が保存されている国以外で提供されることから、当該情報が国外にある間、かかる関連する国において現在実施されているものと同水準の機密保持および同水準のデータ保護規制に関する保護が保証されない可能性がある。

受益者は、個人データが誤っているか、または不完全である場合における当該個人データへのアクセス権および当該個人データの訂正権を有する。個人データは、データ取扱いの目的に関して必要以上に長く保有されないものとする。受託会社、管理会社、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、それらの受託者またはサービス提供者は、会話を録音するために通話を録音する方法を用いることがある。受益者は、会話のテープ録音および受託会社、管理会社、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社、保管会社、投資顧問会社、それらの受託者またはサービス提供者が法的手続きにおいてまたはその他各々の裁量でかかるテープ録音を利用することに同意したものとみなされる。

(2)日本における販売

日本においては、申込期間中の取得申込みについては各取引日に、受益証券の募集が行われる。販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理事務代行会社が取得申込みを受け付けた取引日における各クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。申込単位が金額の場合、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は取引日の午後3時(日本時間)までに取得申込みをすることができる。

受益証券の取得申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込書を当該発行日までに販売取扱会社に提出しなければならない。販売取扱会社(日本における販売会社を除く。)は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、該当する取引日の午後1時(ルクセンブルグ時間)までに日本の投資者によりなされた取得申込書を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、原則として次のとおりとする。

ブラジルレアルクラス受益証券:100米ドル以上1米セント単位

中国元クラス受益証券:100米ドル以上1米セント単位 米ドルクラス受益証券:100米ドル以上1米セント単位 豪ドルクラス受益証券:100豪ドル以上1豪セント単位

円クラス受益証券:1万円以上1円単位

ユーロクラス受益証券:100ユーロ以上1ユーロセント単位 英ポンドクラス受益証券:100英ポンド以上1英ペンス単位 メキシコペソクラス受益証券:100米ドル以上1米セント単位

ただし、管理会社または日本における販売会社は、管理会社または日本における販売会社の裁量により、これと異なる申込単位または申込金額を定めることができる。具体的な申込単位または申込金額については、日本における販売会社に照会のこと。

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.85%(税抜3.50%)を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算される。

ただし、管理会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資者は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払 いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込 手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。 更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された 受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

なお、上記「(1)海外における販売」中の事項は、日本における販売においても適宜準用される。

2【買戻し手続等】

(1)海外における買戻し

買戾手続

純資産価格の計算が停止されている期間を除き、受益者は、取引日において、保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。受益証券の買戻の請求は、買い戻される受益証券の口数または金額を示して行わなければならない。特定の取引日に取り扱われるためには、買戻請求は取引日の締切時刻までに管理事務代行会社が受領していなければならない。締切時刻を過ぎた後に受け付けられた買戻請求は、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。

管理会社、受託会社、販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、買戻請求の一部またはすべてを拒絶することができる。

管理会社は、その単独の裁量により、サブ・ファンドの受益証券の買戻しに関して異なる条件および制限を課すことができる。受益者は、管理会社が承諾する場合を除き、一旦受領された買戻請求を撤回することはできない。

買戾価格

買戻価格は、適用される評価日において計算される、関連するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格(適用がある限りにおいて手数料および税金控除後)である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻単位

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は0.001口以上その整数倍単位で行わなければならない。これを下回る場合、管理会社はその単独の裁量によりかかる 受益証券の買戻手続を進めることができるが、買戻しを行う義務を負うものではない。

買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

買戻代金の支払い

買戻代金(送金手数料控除後)の支払いは、通常、適用される取引日(当該取引日を含まない。)から起算して3ファンド営業日目の日(関係する市場において銀行が決済を行っていない場合等においては以後可及的速やかに)に銀行送金により行われる。

その他

受益者は、買戻請求が提出された日から受益証券が買い戻される取引日までの期間 (もしあれば)中、買戻請求がなされたという条件付で、受益証券の保有を継続する。

受託会社または管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、補遺信託証書の他の条項に基づいて受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。受託会社または管理会社は、受益証券に関する買戻代金その他の支払から、経費、租税公課その他のあらゆる性質の賦課金について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているその他の控除を行うことができる。

受益者は、買戻しを行った場合、サブ・ファンドの補遺信託証書もしくは英文目論見書に定められた口数および/もしくは価額、または管理会社が随時定めるその他の最低および/もしくは価額を下回る受益証券を保有する結果を招くような場合には、受益証券の一部の買戻しを行うことはできない。

万一、買戻請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

買戻しの制限等

サブ・ファンドの受益証券 1 口当たり純資産価格の決定および / またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しは、受託会社が、管理会社と協議の上、自らの単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- ()通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- () 受託会社が、サブ・ファンドによる投資対象の評価または処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する緊急事態またはその他の 状況を構成する事由が存続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象についての、もしくは上述の証券取引所における時価についての価格もしくは価値を決定する際に通常用いられている通信手段が故障している期間、または、その他の何らかの理由によって、サブ・ファンドが(直接的もしくは間接的に)保有している投資対象の価格もしくは価値が合理的に迅速かつ正確に確定できない場合
- () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換金または取得に伴う資金移動が 通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- ()受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務 代行会社またはその関係会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサー ビス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守し、テロリストの資金供与に対抗 するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、受益者名簿上のすべての受益者に対して、 かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知され る。

受益証券の強制的買戻し

受託会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、受益証券の増加、転換または均一化などを実施するために、いつでもその単独の裁量に基づき、理由のいかんを問わず、買戻しが行われていないあらゆる受益証券を関連する取引日において買戻価格または受託会社が決定するその他の価格で買戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、受託会社は、() 受益者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して買戻価格で受益証券を譲渡することを要求する通知(受託会社が適切と考える様式による)を行うか、または()書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または受託会社に買戻請求を提出しない場合、30日の期間の満了時において当該受益者が保有するすべての受益証券について買戻の請求があったものとみなされる。

- ()ある受益者がいずれかの国または政府の法律または要件に違反しており、かかる違反により、 受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会 社が、かかる違反がなければ負担することがなかったような納税の義務もしくは何らかの不利益 を負担するような場合における、かかる者
- ()適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者
- ()ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかったような納税の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担すると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

(2)日本における買戻し

日本における投資者は、各取引日に、日本における販売会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として午後3時(日本時間)までとする。

買戻価格は、管理事務代行会社が買戻請求を受け付けた取引日における各クラスの受益証券の1口 当たり純資産価格(適用がある限りにおいて手数料および税金控除後)である。

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は0.001口の整数倍単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社は、これと異なる単位を定めることができる。受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を販売取扱会社に提出しなければならない。日本における販売会社は、原則として、該当する取引日の午後1時(ルクセンブルグ時間)までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

大量の買戻請求があった場合、上記「(1)海外における買戻し」の「 買戻しの制限等」が適用されることがある。なお、上記「(1)海外における買戻し」中の事項は、日本における買戻しにおいても適宜準用される。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、原則として国内約定日から起算して 4国内営業日目に行われる(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める 場合を除く。)。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて行い、円貨または各クラスの表示通貨により行われるものとする。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時におけるサブ・ファンドの表示通貨によるサブ・ファンドの純資産価額およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

サブ・ファンドの純資産価額およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社(またはその委託を受けた受託者)は、サブ・ファンドの評価方針および手続に従う。

受託会社または適法に選任された計算事務の受託者によるサブ・ファンドの純資産価額およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格の決定は、悪意または明白な誤りがない限り、最終的なものとする。悪意または明白な誤りがない限り、受託会社は、第三者から提供された評価に依拠して行ったサブ・ファンドの純資産価額およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たり純資産価格の計算における誤りについて責任を負わないものとする。受託会社および適法に選任された計算事務の受託者は、明白な誤りがない限り、公認の価格情報提供元もしくは副投資顧問会社またはその他の第三者により、受託会社または適法に選任された計算事務の受託者に対して提供された評価に依拠したことにより完全な保護を受けるものとする。

管理会社は、過去に行われた純資産価額または1口当たり純資産価格の計算の過誤に対応する ために必要な数の新たな受益証券を発行し、またはかかる数の既発行の受益証券を(受益者にか かる買戻しに係る買戻金を支払うことなく)強制的に買い戻すことができる。

サブ・ファンドの純資産価額は、管理事務代行会社により、当該サブ・ファンドの受益証券の 表示通貨で計算され、信託証書の規定のほか一般に公正妥当と認められている会計原則に基づき 決定されるサブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- () 一切の手元現金、預金またはコール資金(その経過利息を含む。)、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- () 一切の投資対象
- ()一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- ()受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用(ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。)
- ()受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産(前 払費用を含む。)

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- () 一切の為替手形、手形および買掛金
- ()日々計算される、未払いおよび/または発生済みの一切の費用(既に発生しまたは期限が到来した関連するサブ・ファンドの投資顧問会社に対する業績連動報酬を含む。)
- ()その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務(受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。)

サブ・ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却 の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされるものとする。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されるものとする。

- ()額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- ()ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の 取引慣行に基づき評価されるものとする。
- ()宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- ()金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- ()未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- ()決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- ()利付有価証券に発生した一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)
- ()上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、関係する投資顧問会社と協議の上で、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

各サブ・ファンドの年次監査は、サブ・ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドのポジションになされた評価に誤りがあると証明された場合には、かかるサブ・ファンドのポジションの評価について不確実性を伴う状況が、サブ・ファンドの純資産価額に重大な影響を及ぼす可能性がある旨認識しておくべきである。悪意または明白な誤りがない限り、管理会社または投資運用会社の評価の決定は、該当する場合、すべての受益証券保有者に最終的なものであり拘束力がある。

代替純資産価額計算方法

サブ・ファンドは、随時、継続的な申込みおよび買戻しに関する費用の当該サブ・ファンドの 長期投資家に対する影響を低減させることをめざす方針を実施することができる。サブ・ファン

ドの評価手続きにおいて、以下に記載する代替純資産価額計算方法が特定の状況において適用される旨、当初から規定することができる。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドにおける受益証券の純買戻し(対応する受益証券の申込み 考慮後)または受益証券の純申込み(対応する受益証券の買戻し考慮後)のいずれかが一定の基 準値を超える場合、サブ・ファンドの純資産価額を計算するための代替手続を実施することがで きる。このような場合、サブ・ファンドの純資産価額の計算は、()投資対象の処分(受益証 券の純買戻しの場合)または()投資対象の購入(受益証券の申込みの場合)のいずれかに関 連するサブ・ファンドの見積費用をサブ・ファンドの純資産価額(および各クラス受益証券の1 口当たり純資産価格)に反映するために調整される。かかる純資産価額の計算方法に基づき、例 えば、純申込みが適用される基準値を超える場合には、サブ・ファンドのポートフォリオは募集 ベースで評価される。さらに、純申込みが適用される基準値を超えるか、または純買戻しが適用 される基準値を超える場合には、とりわけ手数料、財務上の支払い(印紙税および販売税等)、 外国為替費用およびその他の費用の支払に充てるため、サブ・ファンドの純資産価額に対する調 整が行われることがある。かかる純資産価額の計算方法により、純申込みが適用される基準値を 超える場合には、各クラス受益証券の1口当たり純資産価格が増加し(これにより申込人が受領 する受益証券口数は減少する。)、また純買戻しが適用される基準値を超える場合には、各クラ ス受益証券の1口当たり純資産価格が減少する(これにより買戻しを行う受益者が受領する買戻 手取金は減少する。)ことが見込まれ、かかる増加または減少が相当額となることがある。よっ て、かかる純資産価額の計算方法が適用される時点でサブ・ファンドの受益証券の申込みまたは 買戻しを行う受益者は、悪影響を受ける可能性がある。投資顧問会社が適切と判断する要因に基 づき、随時、かかる純資産価額の計算方法は実施され、いずれかのかかる方針、純資産価額の計 算方法および基準値は、関係する受益者に通知することなく、修正される可能性がある。前記 「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 評価;直 ちに市場価格が確定できない資産」の項を参照のこと。

純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの受益証券 1 口当たり純資産価格の決定および / またはサブ・ファンドの受益証券の発行および / または買戻しは、受託会社が、管理会社と協議の上、自らの単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- ()通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付け されている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている 期間
- ()受託会社が、緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- () 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守し、テロリストの資金供与に対抗するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

(2)【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3)【信託期間】

サブ・ファンドは、管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議の上、信託期間の延長を決定しない限り、2025年9月30日に終了する。ただし、下記「(5)その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

(4)【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年9月30日である。

(5)【その他】

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下の場合、2025年9月30日以前に終了することがある。

- ()特別決議により可決された場合、
- ()サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による 許可または他の承認が廃止または改正された場合、
- ()管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合、
- () 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合。
- ()何らかの理由により、サブ・ファンドのいずれかのクラスの純資産価額が25百万米ドル(当該クラスの通貨建てが米ドルではない場合にはその相当額)を下回った場合、受託会社は管理会社と協議の上、そのクラスの発行済みの受益証券の(一部ではなく)すべてを当該受益証券の買戻しを行うファンド営業日に計算される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。その場合、買い戻されるクラスの受益証券の登録されたすべての保有者に対して30日前までに買戻しの通知が行われる。

また、何らかの理由により、サブ・ファンドの純資産価額が25百万米ドルを下回った場合、 受託会社は管理会社と協議の上、その発行済みの受益証券の(一部ではなく)すべてを当該受 益証券の買戻しを行うファンド営業日に計算される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格 で買い戻すことができる。その場合、買い戻されるクラスの受益証券の登録されたすべての保 有者に対して30日前までに買戻しの通知が行われる。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および 範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補遺信託証書を付することにより随時改正、変更または 追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、適法に招集および開催され た受益者集会の特別決議による承認がない限り行われないものとする。改正、変更または追加 が、次のいずれかに該当する場合は、かかる承認は必要ではない。

- (a) ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法および信託法またはケイマン諸島の法の もとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行 するため
- (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- (c) サブ・ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- (d) 会計年度の開始日および終了日を変更するため、もしくは年間収益配分日を変更するため
- (e) その他の会計期間の開始日および終了日を変更、もしくはかかる会計期間に関連する配分日 (中間会計期間および中間配分日を含む。)を変更するため

- (f)管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の 者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
- (j) 当局、ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法および信託法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合

関係する契約法人との契約の更改等に関する手続

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。副管理会社は、管轄規制当局による要求がある場合は、即時通告により同契約を終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、ルクセンブルグ法により解釈され、同契約の当事者は、ルクセンブルグ市の裁判所の非専属的裁判管轄権に取消不能の形で服している。

同契約は、書面によって変更される。

保管・管理事務代行契約

保管・管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、75日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

一任投資顧問契約

一任投資顧問契約は、一方当事者が相手方当事者に対して30日前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約はルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、ルクセンブルグ法により解釈される。

上記にかかわらず、投資顧問会社は、2000年金融サービス・市場法に従い英国の金融行動監視機構の規制を受けるため、投資顧問会社は英国およびウェールズの法律に準拠する義務を負う。

同契約は、両当事者の書面の合意により変更することができる。

副投資顧問契約(GSAMLP)

副投資顧問契約は、両当事者が合意した場合、いつでも終了させることができる。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

副投資顧問契約(GSAMC)

副投資顧問契約は、両当事者が合意した場合、いつでも終了させることができる。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更する ことができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

()分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

() 置戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

()残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の 分配を請求する権利を有する。

()議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、(個人の場合には)出席者ごとに、(法人の場合には)適式に授権された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。サブ・ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席しまたは代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、信託証書の関連する条項はかかる受益者集会に適用されるものとする。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ()管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ()日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融 庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 である。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。ただし、確定した判決の執行手続きは、関連する以下の法域の法令に従い行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

- a.サブ・ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ケイマン諸島における法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円貨換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b.サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c . サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。
- d.日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.48円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されているため、日本円に換算された金額は合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

G S バンク・キャピタル証券ファンド (マルチ・カレンシー型) 財政状態計算書

2020年 9 月30日現在

	注記	2020年 9	月30日	2019年 9	月30日
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産		_			
流動資産					
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産	3 (c), 4	312,792,218	32,680,531	345,131,625	36,059,352
未収配当金	3 (b)	-	-	17,946	1,875
未収利息	3 (b)	4,387,266	458,382	4,610,691	481,725
ブローカーに対する債権:					
担保金額	3 (e)	430,000	44,926	3,400,000	355,232
申込受益証券未収入金	3 (g), 8	470,242	49,131	484,309	50,601
現金および現金同等物	3 (d),12	3,822,000	399,323	6,468,870	675,868
資産合計		321,901,726	33,632,292	360,113,441	37,624,652
		_			
負債					
流動負債					
純損益を通じて公正価値で測定される 金融負債	3 (c), 4	1,963,988	205,197	3,830,585	400,220
ブローカーに対する債務:					
担保金額	3 (e)	1,710,000	178,661	980,000	102,390
買戾受益証券未払金	3 (g), 8	960,904	100,395	460,978	48,163
投資購入未払金		625	65	3,117,645	325,732
未払投資顧問報酬	7 (a)	657,574	68,703	715,251	74,729
未払販売報酬	7 (d)	657,564	68,702	715,251	74,729
未払監査報酬		75,000	7,836	75,116	7,848
未払管理報酬	7 (b)	42,005	4,389	45,467	4,750
未払管理事務代行報酬および名義書換 事務代行報酬	7 (c)	25,214	2,634	44,905	4,692
未払代行協会員報酬	7 (g)	24,659	2,576	26,822	2,802
未払弁護士報酬		24,144	2,523	42,719	4,463
未払保管報酬	7 (f)	19,007	1,986	33,448	3,495
未払受託報酬	7 (e)	5,842	610	9,261	968
その他の未払報酬		372	39	372	39
負債合計(買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	•	6,166,898	644,318	10,097,820	1,055,020
買戻可能参加受益証券の受益者に 帰属する純資産		315,734,828	32,987,975	350,015,621	36,569,632

(2)【損益計算書】

G S バンク・キャピタル証券ファンド (マルチ・カレンシー型) 包括利益計算書 2020年 9 月30日終了年度

	注記	2020年 9	月30日	2019年 9 月30日		
_		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	
収益						
受取利息	3 (b)	27,456	2,869	88,655	9,263	
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産に係る利息	3 (b)	12,096,113	1,263,802	13,903,145	1,452,601	
受取配当金	3 (b)	438,480	45,812	644,082	67,294	
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債に係る実現純 利得/(損失):						
投資		2,765,332	288,922	(189,108)	(19,758)	
外国通貨		(20,092,476)	(2,099,262)	5,958,396	622,533	
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債に係る未実現 利得/(損失)の純変動額:						
投資		8,112,269	847,570	19,609,276	2,048,777	
外国通貨		5,259,885	549,553	(917,790)	(95,891)	
純収益		8,607,059	899,266	39,096,656	4,084,819	
営業費用						
投資顧問報酬	7 (a)	2,637,944	275,612	2,846,639	297,417	
販売報酬	7 (d)	2,637,944	275,612	2,846,639	297,417	
管理報酬	7 (b)	168,450	17,600	181,208	18,933	
管理事務代行報酬および名義書換事務 代行報酬	7 (c)	164,871	17,226	165,265	17,267	
保管報酬	7 (f)	134,083	14,009	142,290	14,866	
代行協会員報酬	7 (g)	98,923	10,335	106,749	11,153	
監査報酬		73,114	7,639	73,177	7,646	
弁護士報酬		58,092	6,069	133,489	13,947	
受託報酬	7 (e)	32,974	3,445	33,832	3,535	
支払利息	3 (b)	320	33	1,087	114	
その他の費用		2,203	230	2,574	269	
営業費用合計		6,008,918	627,812	6,532,949	682,563	
営業による純利益		2,598,141	271,454	32,563,707	3,402,256	
財務費用:						
	3 (h),10	19,038,320	1,989,124	23,704,989	2,476,697	
分配金控除後源泉徴収税控除前利益/ (損失)		(16,440,179)	(1,717,670)	8,858,718	925,559	
源泉徴収税	6	(522,334)	(54,573)	(390,894)	(40,841)	
営業による買戻可能参加受益証券の受 益者に帰属する純資産の変動		(16,962,513)	(1,772,243)	8,467,824	884,718	

GSバンク・キャピタル証券ファンド(マルチ・カレンシー型) 買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書 2020年9月30日終了年度

	注記	2020年 9 月30日		2019年 9 月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
買戻可能参加受益証券の 受益者に帰属する純資産期首残高		350,015,621	36,569,632	382,357,010	39,948,660
買戻可能参加受益証券の 発行による収入合計	8	52,226,749	5,456,651	42,197,122	4,408,755
買戻可能参加受益証券の 買戻しによる支払合計	8	(69,545,029)	(7,266,065)	(83,006,335)	(8,672,502)
営業による買戻可能参加受益証券の 受益者に帰属する純資産の変動		(16,962,513)	(1,772,243)	8,467,824	884,718
買戻可能参加受益証券の 受益者に帰属する純資産期末残高		315,734,828	32,987,975	350,015,621	36,569,632

G S バンク・キャピタル証券ファンド (マルチ・カレンシー型) キャッシュ・フロー計算書 2020年 9 月30日終了年度

(米ドル) (千円) (米ドル) (千円) (米ドル) (千円)	,718
	,718
出来In F 2 = 中可代名和亚共和国	,718
営業による買戻可能参加受益証券の 受益者に帰属する純資産の変動 (16,962,513) (1,772,243) 8,467,824 884,	
調整:	
現金に係る為替差益/(差損) (110,835) (11,580) 25,664 2,	,681
参加受益者に対する分配金 3 (h),10 19,038,320 1,989,124 23,704,989 2,476,	,697
	,263)
純損益を通じて公正価値で測定される (12,096,113) (1,263,802) (13,903,145) (1,452, 金融資産に係る利息	,601)
受取配当金 (438,480) (45,812) (644,082) (67,	,294)
支払利息 320 33 1,087	114
	,841
合計 (10,074,423) (1,052,576) 17,954,576 1,875,	,894
営業資産の純(増加)/減少:	
ブローカーに対する債権:	
	,030
純損益を通じて公正価値で測定される 32,339,407 3,378,821 36,732,235 3,837, 金融資産	,784
営業負債の純増加/(減少):	
ブローカーに対する債務:	
担保金額 3 (e) 730,000 76,270 (440,000) (45,	,971)
投資購入未払金 (3,117,020) (325,666) (133,377) (13,	,935)
その他の未払報酬 - 372	39
未払監査報酬 (116) (12) 249	26
未払代行協会員報酬 7 (g) (2,163) (226) (3,435) ((359)
	(289)
	(518)
未払保管報酬 7 (f) (14,441) (1,509) (4,700) ((491)
	,996
未払管理事務代行報酬および名義書換 7 (c) (19,691) (2,057) (20,127) (2, 事務代行報酬	,103)
未払投資顧問報酬 7 (a) (57,677) (6,026) (91,608) (9,	,571)
未払販売報酬 7 (d) (57,687) (6,027) (82,603) (8,	,630)
純損益を通じて公正価値で測定される (1,866,597) (195,022) (2,892,979) (302, 金融負債	2,258)
営業活動による/(に使用された) 20,804,136 2,173,616 51,269,546 5,356,	,642
利息受取額 (源泉徴収税控除後) 11,824,660 1,235,440 14,680,834 1,533,	,854
配当金受取額 456,426 47,687 641,624 67,	,037
利息支払額 (320) (33) (1,087)	(114)
営業活動による/(に使用された)正味 キャッシュ 33,084,902 3,456,711 66,590,917 6,957,	,419

	注記	2020年 9 月30日		2019年 9 月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー:					
買戻可能参加受益証券の発行による 収入		52,240,816	5,458,120	41,712,813	4,358,155
買戻可能参加受益証券の買戻しによる 支出		(69,045,103)	(7,213,832)	(85,080,664)	(8,889,228)
参加受益者に対する分配金		(19,038,320)	(1,989,124)	(23,704,989)	(2,476,697)
財務活動による/(に使用された)正味 キャッシュ		(35,842,607)	(3,744,836)	(67,072,840)	(7,007,770)
現金に係る為替差益/(差損)		110,835	11,580	(25,664)	(2,681)
現金の純増加/(減少)		(2,646,870)	(276,545)	(507,587)	(53,033)
現金および現金同等物期首残高		6,468,870	675,868	6,976,457	728,900
現金および現金同等物期末残高		3,822,000	399,323	6,468,870	675,868

G S バンク・キャピタル証券ファンド (マルチ・カレンシー型) 財務書類に対する注記 2020年 9 月30日終了年度

1.組織

GSバンク・キャピタル証券ファンド(マルチ・カレンシー型)(以下「サブ・ファンド」という。)は、MUGCGSケイマン・ファンド(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)が締結した、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)に基づく2010年2月10日付信託証書(補足または改訂されることがある。以下「信託証書」という。)により設定された、オープン・エンド型のアンブレラ型免税ユニット・トラストである。トラストは、ミューチュアル・ファンド法(改訂済)により規制されている。

サブ・ファンドの関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「GSAMI」という。)が、サブ・ファンドとの投資顧問契約(以下「投資顧問契約」という。)に従って、投資顧問を務めている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資に関する日常業務の監督および監視の責任を負っている。

投資顧問会社は、いずれもゴールドマン・サックス・グループ・インク(以下「ゴールドマン・サックス」という。)の関連当事者である、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(以下「GSAM」という。)およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「GSAM日本」という。)を、副投資顧問契約および副投資顧問・参加関連会社サービス契約(以下、併せて「副投資顧問契約」という。)に従って副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約に基づき、GSAMおよびGSAM日本は、サブ・ファンドに対し専門家としての投資の助言を継続的に提供し、サブ・ファンドの代わりにすべての取引を実行および管理する。GSAMおよびGSAM日本は、副投資顧問契約に基づき提供するサービスの対価として報酬を受け取る。

サブ・ファンドは、以下の日に運用を開始し、受益証券クラスを設定した。

受益証券クラス	運用開始日
米ドルクラス	2010年 3 月15日
豪ドルクラス	2010年 3 月15日
ブラジルレアルクラス	2010年 3 月15日
中国元クラス	2010年 3 月15日
円クラス	2010年 3 月15日
ユーロクラス	2010年10月25日
英ポンドクラス	2010年10月25日
メキシコペソクラス	2013年 9 月27日

財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建で表示されている。投資顧問会社は、この通貨が、サブ・ファンドの基本的な取引、事象および状態の経済的効果を最も正確に示すと考えている。

2.投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、主に金融機関により発行される優先証券、永久劣後債、期限付劣後債およびシニア債で構成される分散されたポートフォリオへの投資を通じて、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる長期的なトータル・リターンを受益者に提供することを追求することである。これらの有価証券に関連して、優先証券、永久劣後債および期限付劣後債を総称して「キャピタル証券」と呼び、金融機関が発行するキャピタル証券を総称して「バンク・キャピタル証券」と呼ぶ。

サブ・ファンドは、金融機関以外の法人が発行する優先証券、劣後証券または社債に投資することができる。投資環境またはその他の要因により、サブ・ファンドによるバンク・キャピタル証券への投資水準が低下する可能性がある。

3. 重要な会計方針の要約

(a) 財務書類

財務書類の作成の基礎

当財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に従って作成されている。当財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債(デリバティブ商品を含む。)の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成されている。財務書類の作成には、財務書類および添付の注記の報告金額に影響を与える可能性がある経営者による一定の見積りおよび仮定が要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

. 2019年1月1日以後開始する会計期間から発効し、サブ・ファンドに適用されている、または適用可能であった新規の基準、修正および解釈指針

2017年6月7日、国際会計基準審議会(以下「IASB」または「審議会」という。)は、IFR IC解釈指針第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」(以下「本解釈指針」という。)を公表した。本解釈指針は、法人所得税の税務処理に不確実性がある場合に、IAS第12号「法人所得税」の認識および測定の要求事項をどのように適用すべきかを明確化している。本解釈指針は、2019年1月1日以後開始する会計報告期間から発効されるが、特定の経過措置が利用可能である。サブ・ファンドの評価に基づき、当該新基準はサブ・ファンドの財務書類またはパフォーマンスに重要な影響はない。

サブ・ファンドが適用している既存の基準に対するその他の新規の基準、修正および解釈指針はなかった。

. 公表済であるが、未発効かつサブ・ファンドが早期適用していない新規の基準、修正および解釈指 針

サブ・ファンドに対して重要な影響を及ぼすと見込まれる未発効の新規の基準、解釈指針または現行基準の修正はない。

(b)投資取引、関連する投資収益および営業費用

サブ・ファンドは、その投資取引を取引日基準で計上している。実現利得および損失は先入先出法 (FIFO)に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、また、利息および支払利息は投資の存続期間にわたり発生主義で計上される。発生時に計上される当座借越費用(該当がある場合)は、支払利息に含まれる。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息は、市場割引、当初発行時割引の償却およびプレミアムの償却を含み、基礎となる投資の存続期間にわたり 収益に計上される。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息および受取配当金は、源泉徴収税(課税される場合)控除前の総額ベースで包括利益計算書に認識および表示される。受取利息には現金および現金同等物に係る利息が含まれる。費用の払戻し(該当がある場合)は包括利益計算書に表示される。

営業費用および設立費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

サブ・ファンドは、募集および設立費用、ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じた当初の費用および継続的な費用(印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、申込契約およびその関連書類のレビューに関連して発生した費用、ならびにサブ・ファンド、管理会社、受託会社、投資顧問会社、グローバル販売会社および管理事務代行会社のその他の費用を含む。)も負担する予定である。サブ・ファンドの募集および設立費用(該当がある場合)は、2020年9月30日および2019年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

分類

サブ・ファンドは、金融資産を管理するサブ・ファンドの事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づいて投資を分類する。金融資産のポートフォリオは、公正価値ベースで管理され、業績評価される。サブ・ファンドは、主に公正価値情報に焦点を当て、その情報を資産の業績評価および意思決定に使用する。サブ・ファンドは、持分証券をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする選択肢をとっていない。サブ・ファンドの債券の契約上のキャッシュ・フローは、元本および利息のみであるが、これらの有価証券は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されるものでも、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために保有されるものでもない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、サブ・ファンドの事業モデルの目的を達成するためにのみ付随するものである。その結果、すべての投資は純損益を通じて公正価値で測定される。

認識および認識の中止

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日に認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはサブ・ファンドが所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融資産の認識は中止される。

公正価値測定の原則

2014年7月に公表されたIFRS第9号は、従前のガイダンスであるIAS第39号を置き換えるものであり、金融商品の分類および測定に関する改訂されたガイダンスを含んでいる。当該基準は、2018年1月1日以後開始する報告期間から発効され、IAS第39号の金融商品の認識および認識の中止に関するガイダンスを引き継ぐ。

IFRS第9号に基づき、負債性資産の分類および測定は、金融資産を管理する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって決定される。事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであり、金融商品に基づく契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみを表す場合(「SPPI」)、負債性金融商品は、償却原価で測定される。

事業モデルの目的がSPPIからの契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために金融 資産を保有することである場合、負債性金融商品は、包括利益を通じて公正価値で測定される。その 他のすべての負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で認識される必要がある。ただし、測定ま たは認識の不整合が除去または大幅に低減される場合、企業は当初認識時に、金融資産を、純損益を 通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする場合がある。

デリバティブおよび資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される。ただし、トレーディング目的で保有されていない資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する取消不能な選択肢がとられる。

IFRS第9号に基づいて、サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、引き続き取引価格で当初計上され、その後、当初認識後の公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債」の区分の公正価値の変動から生じる利得および損失は、発生した期間に包括利益計算書において表示される。

債権として分類される金融資産は、(存在する場合)償却原価で計上される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるものを除き、償却原価で測定される。サブ・ファンドが発行した買戻可能受益証券から発生した金融負債は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残余金額に対する受益者の権利を示す買戻金額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って決定される。

(1)債券

社債から構成される債券は、ディーラーが提供する相場に基づき、または第三者の価格決定サービスを使用して評価される。債券が債務不履行であると認識された場合、債務不履行となった債券の未収利息の計上は停止され、関係者からの確認の下、未収金額は取消される場合がある。

(2)取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資で構成される取引所で取引される金融投資の公正価値は、見積将来取引 費用を控除しない期末日現在の市場相場価格に基づく。

(3)短期金融市場投資

短期金融市場投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

(4)集団投資スキームに対する持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、それぞれの募集要項で概説されている該当ファンドの評価方針に従い、ファンドの管理事務代行会社が提供した、公表された受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

(5) デリバティブ

デリバティブは、基礎となる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組み合わせからその公正価値が派生する商品である。デリバティブ商品には、店頭(OTC)デリバティブと呼ばれる個々に交渉される契約の場合、またはデリバティブ商品が取引所に上場され取引されている場合がある。デリバティブ契約は、特定の日に特定の条件で金融商品またはコモディティを購入または売却する、あるいは想定元本または契約上の金額に基づき金利の支払いの流れまたは通貨を交換する、将来のコミットメントを含む場合がある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書において金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動により生じる利得および損失は、未実現利得 / (損失)の変動の構成要素として包括利益計算書に反映される。実現利得または損失は、満期時または毎期のキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(5 a) 為替予約

為替予約においては、サブ・ファンドは、将来期日に所定の価格で、別の通貨と引き換えに定められた量のある通貨を受け取るまたは提供することに同意している。同一の想定元本、決済日、取引相手先および純額決済権を有する為替予約の買建と売建は、通常相殺され(その結果、当該取引相手先との正味外貨ポジションはゼロになる。)、取引日に実現利得または損失が認識される。

為替予約は、第三者の価格サービス提供者による仲値で評価される。

(6) すべての有価証券およびデリバティブ

市場相場価格が第三者の価格決定サービスもしくはディーラーから入手可能でない場合、または相場が非常に不正確と考えられる場合、投資の公正価値は評価手法を使用して決定される。評価手法には、最近の市場取引の使用、実質的に同一である別の投資の最新の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、または実際の市場取引において得られた信頼できる見積価格を提供するその他の手法が含まれる。

このような有価証券およびデリバティブは、評価者によって決定される実現可能価額で評価されなければならない。2020年9月30日および2019年9月30日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、評価業務はゴールドマン・サックス・コンシューマー&インベストメント・マネジメント部門のコントローラー(CIMDコントローラー)によって実施された。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用を要求する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

2020年9月30日および2019年9月30日終了年度において、公正価値を決定するために評価者が利用された有価証券はない。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

公正価値ヒエラルキーのレベル間で振替がある場合は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物(一定額の現金に容易に換金可能で、価値変動リスクに重要性がない流動性の高い短期投資)は、定期預金および譲渡性預金を含み、公正価値に近似している償却原価で評価される。

譲渡性預金および定期預金は、短期で流動性が高く一定額の現金に容易に換金可能であり、価値変動リスクに重要性がないため、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から現金および現金同等物に組み替えられる。

	現金 (米ドル)	現金同等物 (米ドル)	現金および現金同等物合計 (米ドル)
2020年 9 月30日	4,079	3,817,921	3,822,000
2019年 9 月30日	5,314	6,463,556	6,468,870

(e) ブローカーに対する債権 / 債務

ブローカーに対する債権 / 債務は、主としてトラストの清算ブローカーおよび様々な取引相手先から受け取る / に対して支払う現金担保 (デリバティブ契約) および証拠金からなる。ブローカーに対する債権 / 債務の担保金額の残高は取得原価で評価される。ブローカーに対する債権額および債務額は、サブ・ファンドのブローカー勘定において現金で決済される金額を表している。これらの残高は、清算機

関とのスワップおよび先物取引に係る担保または証拠金として保有する現金、サブ・ファンドの先物決済業者から現金で受け取る / に対して現金で支払う先物取引の証拠金およびサブ・ファンドの中央清算されるスワップの決済業者から受け取る / に対して支払う、中央清算されるスワップの現金証拠金に関連している。

これらの金額は公正価値で当初認識され、その後償却原価で測定される。サブ・ファンドのブローカーに対する債権残高は、IFRS第9号の予想信用損失モデルの対象となる。当会計期間に減損しているとみなされた残高はなく、取消された金額はなかった。

ブローカーに対する債権/債務の担保金額および証拠金は、それぞれ2020年9月30日および2019年9月30日現在の財政状態計算書に開示されている。

(f) 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の実勢外国為替レートで換算される。外貨建のサブ・ファンドの資産および負債は、期末日現在の実勢外国為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。

換算により生じた外貨換算差額ならびに資産および負債の処分または決済に係る実現利得および損失は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される投資に関連する外貨換算利得または損失、および貨幣性項目(現金を含む。)に関連するその他のすべての外貨換算利得または損失は、包括利益計算書において投資に係る実現純利得 / (損失)または投資に係る未実現利得 / (損失)の純変動額に反映される。

(g)買戻可能受益証券

サブ・ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日現在のサブ・ファンドの純資産に対する受益者の持分に比例する価値での現金による買戻しを求める権利を受益者に付与している。IAS第32号「金融商品:表示」に従って、かかる受益証券は、財政状態計算書において買戻金額の価値で金融負債として分類されている。サブ・ファンドは、募集要項に従って受益証券を買戻す契約上の義務がある。

(h) 買戻可能受益証券の受益者に対する支払分配金

買戻可能参加受益証券に係る未払分配金 / 未払配当金は、包括利益計算書において財務費用として認識される。

4 . 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

IFRS第13号「公正価値測定」の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

- レベル1 同一の、制限のない資産または負債について、測定日現在入手可能な活発な市場における無調整の相場価格
- レベル2 活発でない市場における相場価格または重要なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な金融商品(類似する有価証券の相場価格、金利、外国為替レート、ボラティリティおよび信用スプレッドを含むがこれらに限定されない。)。これには、公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。
- レベル3 重要な観察可能でないインプット(公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。)が必要な価格または評価

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、当該公正価値測定が全体として重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されなければならない。この目的上、インプットの重要性は、公正価値測定全体に照らして評価される。公正価値測定が観察可能でないインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3の測定である。公正

価値測定全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、資産または負債に固有の要因を考慮して判断することが必要である。

以下の表は、前述の3つのレベルに分析された、公正価値で認識された金融資産および金融負債を表している。

公正価値で測定される金融資産 2020年9月30日

2020年9月30日現在の公正価値測定

	レベル 1 (米ドル)	レベル 2 (米ドル)	レベル 3 (米ドル)	合計 (米ドル)
 純損益を通じて公正価値で測定 される金融資産				
社債	-	302,618,380	-	302,618,380
投資ファンド	460	-	-	460
優先株式	-	5,951,431	-	5,951,431
為替予約	-	4,221,947	-	4,221,947
合計	460	312,791,758	-	312,792,218

公正価値で測定される金融負債 2020年9月30日

2020年9月30日現在の公正価値測定

	レベル 1 (米ドル)	レベル 2 (米ドル)	レベル 3 (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定 される金融負債				
為替予約	-	1,963,988	-	1,963,988
合計	-	1,963,988	-	1,963,988

公正価値で測定される金融資産 2019年9月30日

2019年9月30日現在の公正価値測定

	レベル 1 (米ドル)	レベル 2 (米ドル)	レベル 3 (米ドル)	合計 (米ドル)
ー 純損益を通じて公正価値で測定 される金融資産				
社債	-	336,675,597	-	336,675,597
投資ファンド	1,291,151	-	-	1,291,151
優先株式	-	6,225,927	-	6,225,927
為替予約		938,950		938,950
合計	1,291,151	343,840,474	-	345,131,625

公正価値で測定される金融負債 2019年9月30日

2019年9月30日現在の公正価値測定

	レベル 1 (米ドル)	レベル 2 (米ドル)	レベル 3 (米ドル)	合計 (米ドル)
 純損益を通じて公正価値で測定 される金融負債				
為替予約	-	3,830,585	-	3,830,585
合計		3,830,585	-	3,830,585

2020年9月30日および2019年9月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間での振替はなかった。 2020年9月30日および2019年9月30日現在において、レベル3に区分される有価証券はなかった。

公正価値で計上されていないが公正価値が開示されている金融資産および金融負債

現金および現金同等物ならびに当座借越は、レベル1に分類される。公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されているその他のすべての資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については、財政状態計算書を、評価技法の記載については、注記3(c)を参照のこと。

5. 金融資産と金融負債の相殺

デリバティブ

サブ・ファンドは、契約上の権利をより明確にし、サブ・ファンドが取引相手先リスクを最小化するために有用な権利を確保するために、デリバティブ契約の相手先と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約(以下「ISDAマスター契約」という。)またはこれに類似する契約を締結する場合がある。ISDAマスター契約は、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するもので、典型的には特に、債務不履行および/または終了事象が生じた場合の担保差入条件および相殺条項を含むサブ・ファンドと取引相手先との間の双務契約である。ISDAマスター契約の条項は、取引相手先の倒産または支払不能を含む債務不履行または類似事象が生じた場合に相殺額を一括清算すること(クローズアウト・ネッティング)を通常認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブで異なっている。上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ(金融先物契約、オプションおよび中央清算スワップ)については、これらの種類の金融商品を規定する契約に従って、証拠金の要件がブローカーまたは清算機関によって設定される。ブローカーは、一定の状況下で最低金額を超える証拠金を求めることができる。店頭デリバティブ(外国為替契約、オプションおよび一定のスワップ)の場合、担保条件は契約により異なる。ISDAマスター契約に基づき取引されるデリバティブの場合、担保の要件は、通常、この契約に基づく各取引の時価を相殺し、当該金額をサブ・ファンドおよび取引相手先が現在差し入れている担保の価値と比較することにより計算される。さらに、サブ・ファンドは当初証拠金の形態で取引相手先に追加担保の差し入れを要求される場合があり、この条件の概要は店頭取引の確認書に記載されている。

財務報告目的上、サブ・ファンドの債務を担保するために差し入れられた現金担保および取引相手先から受け取った現金担保がある場合には、ブローカーに対する債権/債務として財政状態計算書上で区分して報告される。サブ・ファンドが差し入れた現金以外の担保がある場合は、投資明細表に記載される。通常、取引先からの受入担保または取引先に対する差入担保の金額は、取引の履行が求められる前に最低取引金額基準を超過していなければならない。契約上またはそれ以外の理由で、取引相手先に対するサブ・ファンドの債権金額が完全に担保されていない金額の範囲で、サブ・ファンドは、取引相手先の債務不履行による損失リスクを負担する。サブ・ファンドは、財政状態が良好であると考えられる取引相手先とのみ契約を締結し、これらの取引相手先の財政状態の安定性を監視することにより、取引相手先リスクの軽減に努めている。

さらに、資産と負債の相殺および差入担保と受入担保の相殺は、ISDAマスター契約または類似の契約における相殺に係る契約条項に基づいている。しかし、取引相手先の債務不履行または支払不能が生じた場合、裁判所は、特定の管轄区域の破産または支払不能に関する法律に基づく相殺権の強制に対する制限または禁止により、このような権利に法的強制力がないと決定することができる。

以下の表は、2020年9月30日および2019年9月30日終了年度において強制可能なマスター・ネッティング契約または類似の契約の対象となるサブ・ファンドの店頭デリバティブ金融商品に係る正味エクスポージャーを示している。

2020年9月30日

	デリバティブ 資産 ^⑴	デリバティブ 負債 ^⑴			
取引相手先	 先渡	 先渡	正味デリバティブ 資産(負債)	(受入)差入 担保 ^⑴	純額(2)
オーストラリア・ニュー ジーランド銀行	1,246	-	1,246	-	1,246
バンク・オブ・アメリカ・ エヌエイ	386,011	(385,120)	891	-	891
バークレイズ・バンク・ ピーエルシー	72,324	(334,067)	(261,743)	-	(261,743)
BNPパリバ・エスエイ	7,867	-	7,867	(7,867)	-
シティバンク・エヌエイ	1,120,598	(25,461)	1,095,137	(480,000)	615,137
ドイツ・バンク・エイジー	2,690	(14,795)	(12,105)	-	(12,105)
H S B C バンク・ピーエル シー	28,049	-	28,049	-	28,049
J P モルガン・チェース・ アンド・カンパニー	141,730	(238,953)	(97,223)		(97,223)
モルガン・スタンレー	772,263	(395,314)	376,949	-	376,949
ロイヤル・バンク・オブ・ カナダ	-	(1,265)	(1,265)	-	(1,265)
ロイヤル・バンク・オブ・ スコットランド・ピーエ ルシー	-	(3,671)	(3,671)	-	(3,671)
ステート・ストリート・バ ンク・アンド・トラス ト・カンパニー	1,672,773	(154,231)	1,518,542	(1,040,000)	478,542
U B S エイジー	10,157	(398,826)	(388,669)	388,669	-
ウエストパック・バンキン グ・コーポレーション	6,239	(12,285)	(6,046)	-	(6,046)
合計	4,221,947	(1,963,988)	2,257,959	(1,139,198)	1,118,761

⁽¹⁾ 相殺可能であるが、財政状態計算書において純額表示されなかった総額。

⁽²⁾ 純額は、債務不履行が生じた場合の、契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手先に対する正味 (債務)債権額を表している。純額は、担保超過額を含んでいない。

2019年 9 月30日

	デリバティブ 資産 ⁽¹⁾	デリバティブ 負債 ⁽¹⁾			
取引相手先	 先渡	 先渡	正味デリバティブ 資産(負債)	(受入)差入 担保 ^⑴	純額 ⁽²⁾
オーストラリア・ニュー ジーランド銀行	-	(19,995)	(19,995)	-	(19,995)
バンク・オブ・アメリカ・ エヌエイ	558	-	558	-	558
バークレイズ・バンク・ ピーエルシー	33,882	(21,651)	12,231	-	12,231
BNPパリバ・エスエイ	568	-	568	-	568
シティバンク・エヌエイ	27,652	(1,484,479)	(1,456,827)	1,456,827	-
クレディスイス	46	-	46	-	46
ドイツ・バンク・エイジー	-	(97,070)	(97,070)	-	(97,070)
H S B C バンク・ピーエル シー	85,497	(389,939)	(304,442)	110,000	(194,442)
J P モルガン・チェース・ アンド・カンパニー	620,522	(74,490)	546,032	(546,032)	-
メリルリンチ	90,261	(1,367,984)	(1,277,723)	1,277,723	-
モルガン・スタンレー	52,454	(15,542)	36,912	-	36,912
ロイヤル・バンク・オブ・ カナダ	1,308	(336,780)	(335,472)	140,000	(195,472)
ロイヤル・バンク・オブ・ スコットランド・ピーエ ルシー	18,220	(366)	17,854	-	17,854
スタンダード・チャーター ド・バンク	-	(1,112)	(1,112)	-	(1,112)
ステート・ストリート・バ ンク・アンド・トラス ト・カンパニー	7,982	(9,003)	(1,021)	-	(1,021)
U B S エイジー	-	(12,174)	(12,174)	12,174	-
合計	938,950	(3,830,585)	(2,891,635)	2,450,692	(440,943)

⁽¹⁾ 相殺可能であるが、財政状態計算書において純額表示されなかった総額。

⁽²⁾ 純額は、債務不履行が生じた場合の、契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手先に対する正味 (債務)債権額を表している。純額は、担保超過額を含んでいない。

6.税金

ケイマン諸島において、現在、法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはサブ・ファンド の利益に適用されるその他の税金はない。また、ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税もな い。受託会社は、信託法(改訂済)第81条に従って、ケイマン諸島で今後制定される以下の法律、すなわ ち収益または資本資産、資本利得(キャピタル・ゲイン)もしくは資本増価益に対する税金(taxes or duty)、または遺産税もしくは相続税の性質の税金を課すいかなる法律も、マスター・トラストの設定日 から50年間は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドのもとで生じた収益に対して、ま たは当該資産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の保証を求めて、ケ イマン諸島の内閣長官に申請し当該保証を取得した。ただし、いずれかの期間にケイマン諸島に居住して いる、または住所を有している受益者(公益信託または権利の対象となる者、あるいはケイマン諸島で設 立された免税または通常の非居住者である法人を除く)は、かかる保証が一切付されず、信託法の該当す る項が、ケイマン諸島に居住する、または住所を有する受益者を信託法において定める税金を課す法律か ら免除することはないものとして、かかる期間にすべての税金を負う責任を有する。

サブ・ファンドは、現在、特定の国によって投資収益およびキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税 を計上している。このような投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において源泉徴収税 控除前の金額で計上されている。源泉徴収税は、包括利益計算書において個別の項目として表示されてい

2020年9月30日および2019年9月30日終了年度において、税金は以下の残高により構成されている。

	2020年 (米ドル)	2019年 (米ドル)	
利息に係る税金	522,334	390,894	

サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に拠点を置く事業体が発行する有価証券に対して投資して いる。これら国外の多くの国々には、サブ・ファンドのような非居住者にキャピタル・ゲイン税が適用さ れる可能性があることを示す税法が存在する。これらのキャピタル・ゲイン税は、一般的に申告納税方式 での算定が求められるため、サブ・ファンドのブローカーから源泉徴収方式で控除されない場合がある。

IAS第12号「法人所得税」に従って、関連する税務当局がすべての事実および状況を熟知していると 仮定した場合に、外国の税法が同国を源泉とするサブ・ファンドのキャピタル・ゲインに対して税金負債 の評価を求める可能性が高い場合には、サブ・ファンドは税金負債を認識する必要がある。

また、税金負債は、報告期間の末日において制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を 使用して、関連する税務当局に納付されると予想される額で算定される。

制定された税法をオフショアの投資ファンドに適用する方法が不明確な場合もある。これにより、サ ブ・ファンドによって最終的に税金負債が支払われるか否か不確実性が生じる。このため、不確実な税金 負債を測定する際に、経営者は、支払可能性に影響を及ぼしうる、その時点で入手可能なすべての事実お よび状況(関連する税務当局の公式または非公式の慣行を含む。)を考慮する。

2020年9月30日および2019年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは外国のキャピタル・ゲイン 税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息および罰金をゼロと測定した。これは経営者の最善の 見積りを表しているが、依然として外国の税務当局がサブ・ファンドが獲得したキャピタル・ゲインに対 する税金を徴収しようとするリスクがある。これは事前通告なく、遡及的に行われる可能性があり、サ ブ・ファンドに重要な損失をもたらす可能性がある。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問契約の条件に基づき、投資顧問会社は、該当する四半期末の最終営業日に決定されるサブ・ ファンドの平均純資産額(該当する歴四半期の申込み、買戻しおよび分配調整後)の0.80%に相当する 金額を四半期報酬(毎日発生し、四半期毎に算定され、後払いされる。)として、サブ・ファンドの資

産から受け取る。投資顧問会社または受託会社の同意を条件として、投資顧問会社または受託会社は、報酬を放棄させる権利、より多額のまたは少額の報酬を課す権利、投資顧問報酬の全部または一部を投資顧問会社の関係会社を含む受益者に払い戻す権利(投資顧問会社、受託会社および該当する受益者が同意した場合)を留保している。投資顧問報酬は、2020年9月30日および2019年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

サブ・ファンドは、基礎となるファンドに投資を行っており、基礎となるファンドはGSAMIおよびGSAM日本の関連当事者である副投資顧問会社に投資顧問報酬を支払う場合がある。サブ・ファンドは、基礎となるファンドによって支払われた費用を間接的に負担している。以下の表は、基礎となるファンドの報酬率を示しており、これは以下のとおりである。

	年間報酬率
基礎となるファンド	(%)
ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - US\$リキッ	_
ド・リザーブス・ファンド、クラスX	ゼロ

(b)管理報酬

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」または「管理会社」という。)がサブ・ファンドの管理会社を務めている。

MIBLは、ルクセンブルグ大公国において商業銀行として認可されており、金融セクター監督委員会(以下「CSSF」という。)によって規制される。同社は、株式会社東京銀行の過半数所有子会社として1974年4月11日にルクセンブルグで設立された有限責任会社である。

管理会社は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.05%に相当する金額を報酬(毎日発生し、四半期毎に後払いされる。)としてサブ・ファンドの資産から受け取る。2020年9月30日および2019年9月30日終了年度の管理報酬は、包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(c) 管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「BBH」という。)がサブ・ファンドの管理事務代行および名義書換事務代行会社である。管理事務代行および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの代わりに一定の日常管理業務を行う。これには、サブ・ファンドの帳簿および記録の維持、純資産額の算定ならびにサブ・ファンドの費用の支払が含まれる。

BBHへの報酬(資産に基づくもの、保管、取引、サービス提供およびその他に係る報酬を含む。)は、適宜投資顧問会社の合意を得た場合にサブ・ファンドの資産からのみ支払われる。さらに、月末時に、サブ・ファンドが保有する有価証券は、取引種類別に区分され、報酬率が適用される。サブ・ファンドはこの報酬を毎月後払いで支払う。

月末の平均純資産に係る管理事務代行および名義書換事務代行会社への年間報酬は、以下の表に基づき各サブ・ファンドレベルで評価される。

 資産500百万米ドルまで	5.0ベーシス・ポイント
資産500百万米ドル超10億米ドルまで	4.0ベーシス・ポイント
資産10億米ドル超	3.0ベーシス・ポイント

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は2020年9月30日および2019年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(d) 販売報酬

2020年3月31日まで、グローバル販売会社は、該当する歴四半期における申込み、買戻しおよび分配を反映して調整したサブ・ファンドの平均純資産額の0.80%に相当する報酬(毎日発生し、四半期毎に後払いされる。)を受け取った。

日本における販売会社は、該当する歴四半期における申込み、買戻しおよび分配を反映して調整した サブ・ファンドの平均純資産額の0.80%に相当する報酬(毎日発生し、四半期毎に後払いされる。)を 受け取っている。

販売報酬は、2020年9月30日および2019年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(e) 受託報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドがサブ・ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、信託宣言の条項に従って、サブ・ファンドの資産の全般的な監督責任を負っている。サブ・ファンドは、平均純資産額の0.01%に相当する金額を報酬として毎月後払いで受託会社に対して支払う。

受託報酬は、2020年9月30日および2019年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(f)保管報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産の保管に関する責任をBBHに委任している。保管会社は、制限を受けることなく、保管、現金および有価証券の預託に関する通常業務を行う。有価証券の保管に係る報酬は月毎に課される。月末時に、サブ・ファンドが保有する有価証券は、発行地の国別に区分される。各有価証券に関して米ドル相当の公正価値が算定され、発行地の国別に報酬率が適用される。

保管報酬は、2020年9月30日および2019年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(q) 代行協会員報酬

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、サブ・ファンドの日本における代行協会員を務める。代行協会員は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.03%に相当する金額を報酬(毎日発生し、四半期毎に後払いされる。)として受け取る。

代行協会員報酬は、2020年9月30日および2019年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

8. 買戻可能参加受益証券

クラス	発行価格	初回申込最低金額
豪ドル	10豪ドル	100豪ドル
ブラジルレアル	10米ドル	100米ドル
中国元	10米ドル	100米ドル
ユーロ	10ユーロ	100ユーロ
英ポンド	10英ポンド	100英ポンド
円	10,000円	10,000円
メキシコペソ	10米ドル	100米ドル
米ドル	10米ドル	100米ドル

受益証券は、各営業日の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売される。

受益証券は、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。受益証券は、適用される買戻日の営業終了時の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。ただし、投資顧問会社が自己の裁量で、当該買戻しに関連して発生した費用をこの金額から減額できるものとされている。

2020年9月30日および2019年9月30日現在、サブ・ファンドの受益者は、管理会社の関連当事者である1社のみである。

以下は、サブ・ファンドの受益証券の変動の要約である。

	受益証券口数							
	豪ドル クラス	ブラジル レアル クラス	中国元 クラス	ユーロ クラス	英ポンド クラス	円クラス	メキシコ ペソ クラス	米ドル クラス
2018年 9 月30日現在残高	5,929,853	22,650,776	825,368	1,170,037	1,532,511	1,582,623	3,693,251	12,231,975
買戻可能参加受益証券の申込み	1,398,594	2,785,609	702,889	89,999	347,459	124,247	417,841	323,572
買戻可能参加受益証券の買戻し	(924,251)	(4,226,414)	(219,397)	(190,190)	(518,762)	(373,449)	(1,181,305)	(2,343,013)
2019年 9 月30日現在残高	6,404,196	21,209,971	1,308,860	1,069,846	1,361,208	1,333,421	2,929,787	10,212,534
買戻可能参加受益証券の申込み	2,698,231	3,357,831	264,718	212,021	501,262	62,284	623,322	916,814
買戻可能参加受益証券の買戻し	(1,911,467)	(4,933,252)	(727,401)	(323,024)	(387,253)	(164,447)	(678,306)	(1,717,905)
2020年 9 月30日現在残高	7,190,960	19,634,550	846,177	958,843	1,475,217	1,231,258	2,874,803	9,411,443

9. 受益証券1口当たり純資産価格

発行または買戻される買戻可能参加受益証券に関する受取対価または支払対価は、取引日現在のサブ・ファンドの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

サブ・ファンドの各発行済受益証券クラスの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格は以下のと おりである。

	2020年 9	9月30日	2019年 9	9月30日
受益証券クラス	純資産額	受益証券1口当たり 純資産価格	純資産額	受益証券1口当たり 純資産価格
豪ドルクラス	43,766,266米ドル	8.491512豪ドル	37,705,737米ドル	8.729577豪ドル
ブラジルレアルクラス	35,726,420米ドル	1.819569米ドル	57,129,917米ドル	2.693541米ドル
中国元クラス	7,798,008米ドル	9.215578米ドル	11,627,761米ドル	8.883887米ドル
ユーロクラス	8,977,066米ドル	7.983957ユーロ	9,469,672米ドル	8.119097ユーロ
英ポンドクラス	16,344,690米ドル	8.570172英ポンド	14,619,329米ドル	8.715384英ポンド
円クラス	96,046,581米ドル	8,232.065967円	103,041,849米ドル	8,351.637609円
メキシコペソクラス	19,244,448米ドル	6.694179米ドル	21,352,166米ドル	7.287959米ドル
米ドルクラス	87,831,349米ドル	9.332399米ドル	95,069,190米ドル	9.309069米ドル

10. 分配金

分配は投資顧問会社の選択により行われ、2020年9月30日および2019年9月30日終了年度における分配金宣言額および支払額は、包括利益計算書において開示されており、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産が金融負債として分類されている。受益者へ分配を行うことにより、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減少するが、受益者1人当たり受益証券口数に相応する変動は生じない。これにより受益者によるサブ・ファンドに対する投資総額は減少する。さらに、サブ・ファンドの営業による純利益/(損失)累計額を超過する分配金が1会計年度内に支払われた場合、分配金の一部は資本の払い戻しとなる。

11.金融投資および関連リスク

サブ・ファンドの投資活動により、サブ・ファンドおよびその基礎となるサブ・ファンドが投資する金融投資および市場に関連する様々な種類のリスクにサブ・ファンドはさらされている。これらはデリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、期末現在において債券およびデリバティブ投資で構成されている。受託会社はサブ・ファンドの投資リスクを管理するために、副投資顧問会社を任命した。サブ・ファンドがさらされている重要な金融リスクの種類は市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。募集要項には、これらのリスクおよびその他の種類のリスクの詳細が記載されており、当財務書類においては提供されていない情報も含まれている。

資産配分は、注記 2 に詳述された投資目的を達成するため、資産配分を管理するサブ・ファンドの副投資顧問会社によって決定される。投資目的の達成にはリスクを伴う。副投資顧問会社は、投資意思決定を行う際には、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または目標とする資産配分からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、サブ・ファンドのリスク管理方針に従って監視される。

サブ・ファンドに関連して採用したリスク管理方針は、以下に詳述されている。

(a) 市場リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオの公正価値の変動可能性は市場リスクと呼ばれている。一般的 に利用される市場リスクの種類には、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれてい る。

- ・<u>通貨リスク</u>は、直物為替相場、先物為替相場および為替相場のボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・<u>金利リスク</u>は、様々なイールドカーブの水準、傾斜および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・<u>その他の価格リスク</u>は、通貨リスクまたは金利リスクから生じる変動以外の市場価格の変動の結果として投資の価値が変動するリスクであり、個々の株式、株式バスケット、株式指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。市場リスクに関する戦略は、サブ・ファンドの投資リスクおよび目標リターンによって決定される。市場リスクは、リスク・バジェッティング方針の適用を通じて管理されている。副投資顧問会社は、リスク・バジェッティングのフレームワークを使用して、トラッキング・エラーと一般に呼ばれる適切なリスク目標を決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、副投資顧問会社が取った市場リスクを独立して監視、分析および報告する責任を負っている。IMD MRA は、感応度の測定およびトラッキング・エラーを含む市場リスクを監視するため多数のリスク測定基準を使用している。

報告日現在のサブ・ファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資明細表に開示されている。個々の 債券、株式、集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、個別に開示されている。

()通貨リスク

サブ・ファンドの各通貨クラスは、それぞれの関係通貨に対するヘッジを追求する。これは、クラス・ヘッジと呼ばれる。米ドルと各クラスの通貨間の為替レートの変動がブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスの受益証券のパフォーマンスに影響を与えるため、ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスのパフォーマンスは、投資のパフォーマンスと大幅に異なる可能性がある。さらに、受益者が受益者自身の法域の自国通貨以外のクラス通貨に関してヘッジを行うヘッジ対象クラスの受益証券に投資する場合、当該受益者は当該クラスの通貨が自国通貨に対して価値が下がるという重要なリスクにさらされる。

関連するクラスの通貨に対するヘッジは、必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、当該受益証券が発行された通貨の為替変動の影響を受ける可能性がある。

ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスの通貨単位は米ドルであり、これらのクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、それぞれ米ドル/ブラジルレアルのレート、米ドル/中国元のレートおよび米ドル/メキシコペソのレートの影響を受ける。

原則として、サブ・ファンドの各クラスは各クラスの通貨に対してヘッジされている。通貨クラスの代わりにサブ・ファンドが行ったヘッジ活動に関するヘッジ利得および損失は、それぞれの通貨クラスにのみ配分される。

サブ・ファンドは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことができる。その結果、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産または負債部分の価値に悪影響が生じる形で、機能通貨の換算レートがその他の外国通貨に対して変動するリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建ての投資が詳細にリストアップされたサブ・ファンドの投資明細表を参照のこと。2020年9月30日および2019年9月30日現在、ほぼすべての米ドル以外の通貨建ての重要な投資は米ドルに対してヘッジされていた。

投資家が、投資しているサブ・ファンドの基準通貨と異なる通貨の受益証券クラスに対して投資する場合、投資家の通貨リスクは、サブ・ファンドの通貨リスクとは異なる。

以下の表は、通貨市場の変動に関連する利得および損失の感応度分析を示している。この感応度分 析は、サブ・ファンドの基準通貨に対するその他すべての通貨の変動に基づいている。各行は、最終 的なファンドの純利益合計に対する各通貨の寄与率を示しており、各関連通貨の受益証券1口当たり 純資産価格に影響を与える。通貨リスクの感応度分析には貨幣性項目および非貨幣性項目が含まれ、 また、デリバティブの使用によるヘッジ効果も考慮されている。

通貨が10%上昇/下落した場合の純資産額に対する影響

通貨	2020年 9 月30日 上昇	2020年 9 月30日 下落	2019年 9 月30日 上昇	2019年 9 月30日 下落
ブラジルレアル*	1.1%	(1.1%)	1.6%	(1.6%)
中国元*	0.2%	(0.2%)	0.3%	(0.3%)
メキシコペソ*	0.6%	(0.6%)	0.6%	(0.6%)
純資産に対する影響	1.9%	(1.9%)	2.5%	(2.5%)

* これらの感応度の数値は、サブ・ファンドの純資産額および純利益全体に与える影響を示してい る。しかし、ブラジルレアル、中国元およびメキシコペソの影響は、それぞれすべてブラジルレア ルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソクラスに帰属する。ブラジルレアルクラス、中国元ク ラスおよびメキシコペソクラスは、それぞれ米ドル建てであり、為替オーバーレイ戦略を実施して いる(ブラジルレアルクラスはブラジルレアル為替オーバーレイを、中国元クラスは中国元為替 オーバーレイを、メキシコペソクラスはメキシコペソ為替オーバーレイを実施している。)。その ため、各通貨の10%の上昇 / 下落は、ブラジルレアルクラス、中国元クラスおよびメキシコペソク ラスの純資産に + / - 10%の影響を与えるが、その他のクラスには影響を与えない。

上記の分析は、6ヶ月間および1年間に合理的に起こりうる通貨市場の変動に関連する影響をそれ ぞれ示している。また、これらは、市場の変動ならびに相関関係および流動性の変動が、全体として より多くの利得または損失を引き起こす場合のストレス・シナリオを含んでいない。

2020年9月30日および2019年9月30日現在、サブ・ファンドには、ヘッジを含む純資産額の+/-5%を超える以下の通貨の集中があった。

通貨の集中

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

通貨	2020年 9 月30日	2019年 9 月30日
円	30.60%	29.46%
豪ドル	14.04%	10.75%
ブラジルレアル	11.50%	16.31%
メキシコペソ	6.16%	6.01%
英ポンド	5.34%	-

通貨の集中

金額は5%未満である。

()金利リスク

サブ・ファンドは、固定利付証券および社債に投資できる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は、契約終了時または有価証券の売却時に類似水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現行の金利の変動または将来の予測金利の変動により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。一般に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は下落する。通常、金利の下落はその逆の影響をもたらす。

サブ・ファンドは、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品またはゼロ金利商品に投資できる。

以下の表は、サブ・ファンドの様々な通貨に関する金利エクスポージャーおよび金利の変動に関連する影響を示している。この感応度分析は、他の金利をすべて一定と仮定した場合の1つの通貨に適用される金利の変動に基づいているが、ポートフォリオ合計については、すべての金利が同じベーシス・ポイントずつ同時に変動した場合を仮定している。75ベーシス・ポイントの平行移動は、曲線に沿ってすべての金利が75ベーシス・ポイント上昇または下落(すなわち0.75%の上昇または下落)することを意味している。

現在の市況をより適切に反映するため、感応度比率は当期において変更された。

2020年9月30日現在、金利の上昇 / 下落の平行移動は、先進国の金利の + / - 50ベーシス・ポイント、新興国市場の金利の + / - 125ベーシス・ポイントの平行移動を表している。先進国市場とは、ユーロ圏諸国、オーストラリア、カナダ、スイス、デンマーク、英国、日本、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンおよび米国のグループである。

2019年9月30日現在、金利の上昇/下落の平行移動は、先進国の金利の+/-75ベーシス・ポイント、新興国市場の金利の+/-125ベーシス・ポイントの平行移動を表している。先進国市場とは、ユーロ圏諸国、オーストラリア、カナダ、スイス、デンマーク、英国、日本、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンおよび米国のグループである。

平行移動した場合の純資産額に対する影響

通貨	2020年 9 月30日 上昇	2020年 9 月30日 下落	2019年 9 月30日 上昇	2019年 9 月30日 下落
米ドル	(1.7%)	1.7%	(2.8%)	2.8%
ユーロ	(0.5%)	0.5%	(0.8%)	0.8%
英ポンド	(0.3%)	0.3%	(0.3%)	0.3%
ポートフォリオ合計	(2.5%)	2.5%	(3.9%)	3.9%

上記の分析は、合理的に起こりうる金利市場の変動に関連する影響を示しており、金利曲線および信用曲線の傾斜の変動をいずれも除いている。また、これらのシナリオは、市場の変動ならびに相関関係および流動性の変動が、全体としてより多額の利得または損失を引き起こす場合のストレス・シナリオを含んでいない。さらに、投資明細表に開示されている投資の満期プロファイルを前提とすると、信用曲線の変動がサブ・ファンドの純資産額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは以下のとおりである。

2020年 9 月30日現在

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	無利息	合計
現金および現金同等物	3,817,921	-	-	4,079	3,822,000
トレーディングおよび / または ヘッジ目的保有金融資産	10,574,016	112,572,869	185,422,925	4,222,408	312,792,218
その他の資産	-	-	-	5,287,508	5,287,508
資産合計	14,391,937	112,572,869	185,422,925	9,513,995	321,901,726
負債					
トレーディングおよび / または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	1,963,988	1,963,988
投資購入未払金	-	-	-	625	625
その他の負債	-	-	-	4,202,285	4,202,285
買戻可能参加受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く負債合計	-	-	-	6,166,898	6,166,898
2019年 9 月30日現在					
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	6,463,556	-	-	5,314	6,468,870
トレーディングおよび / または ヘッジ目的保有金融資産	13,638,791	83,779,940	245,482,793	2,230,101	345,131,625
その他の資産	-	-	-	8,512,946	8,512,946
資産合計	20,102,347	83,779,940	245,482,793	10,748,361	360,113,441
負債					
トレーディングおよび / または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	3,830,585	3,830,585
投資購入未払金	-	-	-	3,117,645	3,117,645
その他の負債	-	-	-	3,149,590	3,149,590
買戻可能参加受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く負債合計	-	-	-	10,097,820	10,097,820

()その他の価格リスク

その他の価格リスクは、個々の投資もしくは発行体に固有の要因、または市場で取引される金融投資に影響を与えるその他の要因によって引き起こされるかにかかわらず、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果として金融投資の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上されるため、すべての市況の変動が買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に直接的に影響を与える。

当サブ・ファンドの集団投資スキーム/ミューチュアル・ファンドに対する投資は、該当ファンドの目論見書に要約されている評価方針に従って、基礎となるファンドにより提供される純資産額に基

づいている。ミューチュアル・ファンドの資産は、一般的に独立の第三者である管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると推測されるが、ミューチュアル・ファンドの一定の有価証券またはその他の資産には、容易に確認できる市場価格がない状況がありうる。そのような状況下では、該当するミューチュアル・ファンドの管理会社が当該有価証券または商品を評価することが必要となる可能性がある。

サブ・ファンドはその他のいかなる重要な価格リスクにもさらされていない。

() 感応度分析の限界

上記の感応度分析には以下のいくつかの限界が含まれている。

- ・当該分析は過去のデータに基づくものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性水準が過去の傾向と無関係の可能性があることを考慮できない。
- ・当該分析は、明確で正確な数値というよりは相対的なリスクの見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すものであり、予測を意図するものではない。
- ・将来の市況は過去の実績と大きく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが、現金またはその他の金融資産の引き渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する可能性があるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、取引先や主要なブローカーの条件・約款違反が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはサブ・ファンドまたは第三者に影響を与える運用上の問題など、サブ・ファンドの管理外の出来事により発生する可能性がある。また、資産の売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債には、店頭で取引されるデリバティブ契約に対する投資 (これは、組織化された公開市場では取引されておらず、流動性が低い場合がある。) および発行規模 の相当な割合を占める商品に対する投資が含まれている。その結果、サブ・ファンドは、要求に応じる ため、または特定の発行体の信用力の悪化のような特定の事象に対応するために、これらの投資を公正 価値に近い金額で迅速に現金化できない可能性がある。投資ポジションの強制的な現金化を行うことにより財務的損失が生じる可能性がある。

サブ・ファンドの投資には、集団投資スキームが含まれている。集団投資スキームは、サブ・ファンドの買戻制限よりも厳しい買戻制限が課されている場合がある。これは、サブ・ファンドが受益者に対して認めるよりも少ない頻度でしか買戻日を認めない場合があることを含む。

サブ・ファンドは、受益証券の申込みおよび買戻しを行っているため、募集要項の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。サブ・ファンドの募集要項は日々の受益証券の申込みおよび買戻しについて規定している。

サブ・ファンドの受益証券の大量の買戻しの場合には、サブ・ファンドは買戻しのための現金を調達するために、他の望ましい方法よりも迅速に投資の現金化を要求される可能性があるが、サブ・ファンドは、通常の流動性要求を満たすのに十分な流動性投資を含めるよう管理されている。買戻しに対応するためにより多くの流動性資産が売却される場合には、これらの要因は、買戻受益証券の価値、流通している受益証券の評価およびサブ・ファンドの残りの資産の流動性に悪影響を与える可能性がある。

受託会社は、一定の状況下で買戻しを制限または一時中止する場合がある。これには、純資産額の算定が一時中止された場合、買戻しの要求に応じるためにトラストの資産の一部または全部を処分することが、受託会社の合理的な意見では受益者に不利益をもたらすと見込まれる場合、または受託会社の管理の及ばない異常な状況下にある場合を含むが、これらに限定されない。受託会社は、すべての買戻しに関して投資顧問会社と協議の上で、IFRSによって留保が要求されていない場合でも、買戻金額から、費用、負債または偶発事象に関する金額を留保することができる。

負債	3ヶ月未満	3 ヶ月以上 1 年以内	1 年超	合計
為替予約	1,778,661	185,327	-	1,963,988
ブローカーに対する債務:				
担保金額	1,710,000	-	-	1,710,000
買戾受益証券未払金	960,904	-	-	960,904
投資購入未払金	625	-	-	625
未払投資顧問報酬	657,574	-	-	657,574
未払販売報酬	657,564	-	-	657,564
未払監査報酬	75,000	-	-	75,000
未払管理報酬	42,005	-	-	42,005
未払管理事務代行報酬	25,214	-	-	25,214
未払代行協会員報酬	24,659	-	-	24,659
未払弁護士報酬	24,144	-	-	24,144
未払保管報酬	19,007	-	-	19,007
未払受託報酬	5,842	-	-	5,842
その他の未払報酬	372	-	-	372
*受益者に帰属する純資産	315,734,828	-	-	315,734,828
負債合計	321,716,399	185,327	-	321,901,726

* 要求払である。

2019年9月30日現在、負債の金額はすべて、3ヶ月以内に返済期限を迎えた。

2020年 9 月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ505,423,579米ドルおよび503,165,620米ドルであった。

2019年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ527,626,432米ドルおよび530,518,067米ドルであった。

為替予約は通常、純額で決済される。

資金調達契約には、デリバティブ取引が含まれている。

レバレッジド・ポジションに関して利用可能な資金調達の満期または終了、レバレッジド・エクスポージャーの公正価値の変動に関する担保差入れ要求、またはサブ・ファンドの資金調達契約の担保掛目その他の条件の変更により、サブ・ファンドの流動性の利用およびレバレッジド・ポジションの維持能力に悪影響が生じる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失が発生する可能性がある。サブ・ファンドは、投資能力の増加、営業費用の手当または取引の決済を含む、あらゆる目的のため、借入を行うことまたはその他の形式のレバレッジ(担保付および無担保)を利用することができる。しかし、レバレッジを得るこのような契約が利用可能な保証はなく、レバレッジが利用可能だとしてもサブ・ファンドが受入可能な契約条件で利用可能な保証はない。また、景気の悪化により、資金調達コストの増加や資本市場の利用制限が生じたり、貸出人がサブ・ファンドへの貸出を延長しない決定をする可能性がある。

また、レバレッジの利用により、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産 の公正価値のボラティリティの影響が拡大することでリスクが増加する。

サブ・ファンドの資産の市場価値の下落により、これらの資産の市場価値を担保に借入を行っている場合には、特別な悪影響が生じる可能性がある。これらの資産の市場価値の下落により、サブ・ファンドに対して貸出人(デリバティブの契約相手先を含む。)が追加担保の差入や、サブ・ファンドの最善の利益にならない場合でも資産の売却を要求する可能性がある。

(c)信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行できないために、もう一方の当事者に財務的 損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手先またはサブ・ファンドの発行体との取引に関連する信用リスクを軽減する手続を採用している。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、当事者、その事業および風評の信用分析を実施することにより信用力と風評の両方を評価する。その後、承認された取引相手先または発行体の信用リスクは、継続的に監視される(必要に応じた財務書類および中間財務書類の定期的調査を含む。)。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するために、サブ・ファンドが締結した一部の店頭デリバティブ契約は、当該契約に基づき生じた取引の相殺を認めている(直物為替契約のみを行う取引相手先との契約を除く。)。当該相殺権により資産と負債の報告額は相殺されていないが、債務不履行事由または終了事由が生じた場合には、当該契約に基づき取引相手先とのすべての店頭取引が終了し、当該取引相手先に対する債権額と債務額は純額ベースで清算されるため、当該相殺権により、評価益が出ている単一の取引相手先との店頭取引に係る信用リスクは、評価損が出ている同一の取引相手先との店頭取引額まで軽減される。

債券は、発行体または保証会社がその債務に係る元本および利息を支払えないリスクにさらされており、また、金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および一般市場の流動性などの要因による価格のボラティリティにさらされている。

サブ・ファンドは、支払不能、運営、清算または保管会社もしくは副保管会社 / 受託会社の債権者によるその他の法的保護(以下「支払不能」という。)に関連する多くのリスクにさらされている。これらのリスクは以下を含むがこれらに限定されない。

保管会社と副保管会社 / 受託会社の両方の段階において顧客の資金として取り扱われていない、保管会社または副保管会社 / 受託会社が保有するすべての現金(以下「顧客資金」という。)を失うこと。

保管会社または副保管会社/受託会社が、サブ・ファンドと合意した手続き(存在する場合)に 従って顧客資金として取り扱うことを怠っていたすべての現金を失うこと。

適切に分離処理がされていないため保管会社と副保管会社 / 受託会社の両方の段階において識別されていなかった、サブ・ファンドが保有する有価証券(以下「トラスト資産」という。)または保管会社または副保管会社 / 受託会社が保有する顧客資金の一部または全部を失うこと。

保管会社もしくは副保管会社 / 受託会社による誤った口座管理を原因として、または、支払不能の管理費用を支払うための控除を含む、関連するトラスト資産ならびに / もしくは顧客資金の識別および振替のプロセスを原因として、一部または全部の資産を失うこと。

残高の振替の受領および関連する資産に対する支配の再取得が長期間遅れることにより生じる損失。

支払不能は、サブ・ファンドの投資活動に深刻な混乱を引き起こす可能性がある。状況によっては、これにより、投資顧問会社が純資産額の計算および受益証券の取引を一時的に中断する場合がある。

受託会社が保有する現金は、受託会社の現金と一緒にプールされる場合があり、受託会社が支払不能となった場合には、サブ・ファンドは、その現金に関して受託会社の一般債権者と同順位になる可能性がある。保管会社が保管する現金以外の担保は分別管理されており、プールされることはないため、支払不能となった場合でも受託会社のその他の債権者は当該資産を利用できない。また、受託会社は、一

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

定の資産をサブ・ファンドの代わりに保管する副保管会社を任命することができる。副保管会社が破産 または支払不能となった場合、それらの資産に関するサブ・ファンドの権利は、据置き、制限または縮 小される可能性がある。

2020年9月30日および2019年9月30日現在、以下の金融資産(債券投資、デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権に対する投資)が信用リスクにさらされていた。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の取引相手先の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャー(為替予約に係る想定元本を除く)は以下の とおり分析できる。以下の表の金額は市場価値に基づいている。

金融商品の種類	2020年 9 月30日 (米ドル)	2019年 9 月30日 (米ドル)
現金および現金同等物	3,822,000	6,468,870
投資*	308,569,811	342,901,524
未収利息	4,387,266	4,610,691
未収配当金	-	17,946
ブローカーに対する債権:		
担保金額	430,000	3,400,000
為替予約	4,221,947	938,950
申込受益証券未収入金	470,242	484,309
合計	321,901,266	358,822,290

^{*} オープン・エンド型の投資会社および普通株式投資は、サブ・ファンドを直接的な信用リスクにさらさないため、表中の「投資」の合計に含まれていない。

サブ・ファンドは、発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。 証券格付(該当がある場合)は、S&P/ムーディーズ/フィッチ・インベスター・サービスから入 手したものである。

格付	2020年 9 月30日	2019年 9 月30日
A A	0.32	0.37
A	9.67	11.23
ВВВ	74.81	77.84
ВВ	14.47	9.62
В	-	1.41
格付なし	0.73	(0.47)
合計	100.00%	100.00%

上記の表は、サブ・ファンドの投資の信用度を示している。取引相手先または発行体は、その事業体 自体が投資適格であるか、または格付なしの場合は系列の事業体が投資適格であり、かつ、この格付け された事業体から取引相手先または発行体に強力な無条件の支援があると投資顧問会社の信用リスク管 理およびアドバイザリー部門が考えている。副投資顧問会社は、信用に係る方針を整備しており、信用 リスクに対するエクスポージャーを継続的に監視している。

クレジット・デフォルト・スワップは、参照される有価証券または義務に係るプロテクションを受け取る権利と交換に、ある当事者が他の当事者に支払いを行う一連の流れを含む契約である。プロテクションの売り手として、サブ・ファンドは通常、信用事象が生じない場合には、スワップ期間全体を通じて支払いを受ける。さらに、サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを売る場合、参照債務の価値が受取プレミアムを下回る場合があるため、サブ・ファンドが損失を被る場合がある。特定の信用事象の発生時には、サブ・ファンドは信用プロテクションの売り手として、債務不履行となった参照債務の保有を要求され、現物決済された取引におけるスワップの想定元本に相当する金額を買い手に支払うことを要求される場合がある。また、サブ・ファンドは、現物決済取引における参照債務の回収可能価額控除後のスワップの想定元本に相当する金額の正味決済金額を現金または有価証券の形態で支払う場合がある。回収可能価額は、債務不履行となった有価証券または債務に透明性のある価格が設定されることを市場参加者が保証される、信用事象に係る入札プロセスを通じて設定されることがある。さらに、サブ・ファンドは、取引相手先に担保として差し入れた資産の返還を求める権利がある。サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを有している場合、その想定元本は投資明細表に開示されている。2020年9月30日および2019年9月30日現在において、クレジット・デフォルト・スワップはなかった。

以下の表は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の5%を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中を示している。

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

2020年 9 月30日

2019年 9 月30日

集中

純資産比率 (%)

バンク・オブ・アメリカ

5.44

金額は5%未満である。

サブ・ファンドは、債務不履行の確率、債務不履行時のエクスポージャーおよび債務不履行時の損失を使用して信用リスクと予想信用損失を測定する。経営者は、予想信用損失を決定する際に、過去の分析と将来の予測情報の両方を考慮する。経営者は、取引相手先が短期的に契約上の義務を履行する能力が高いため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。その結果、かかる減損はサブ・ファンドにとって全く重要性がないため、12か月の予想信用損失に基づく損失引当金は認識されていない。

(d) 追加的なリスク

追加的なリスクには以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。

()資本リスク管理

サブ・ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産によって表される。サブ・ファンドは、受益者の裁量による日々の申込みおよび買戻しの影響を受けるため、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は日々著しく変動する可能性がある。資本を管理する際のサブ・ファンドの目的は、受益者にリターンを提供しその他の利害関係者に便益をもたらすために継続企業として持続するサブ・ファンドの能力を保護すること、およびサブ・ファンドの投資活動の成長を支援するための強固な資本基盤を維持することである。

()集中リスク

サブ・ファンドは、限られた数の投資および投資テーマに投資する可能性がある。投資先の数が制限される結果、全体のパフォーマンスは、個々の投資のパフォーマンスから一層大きくプラスまたはマイナスの影響を受ける可能性がある。

()オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引処理および決済、ならびに会計システムにおける不備を原因とする損失の潜在的可能性である。サブ・ファンドのサービス提供会社は、注記7に記載されているとおり、オペレーショナル・リスクの管理に役立てる目的で統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービス水準の調査は、副投資顧問会社によって定期的に実施される。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

() 法律上、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドに対して不利な影響を及ぼす可能性のある法律上、税務上および規制上の変更がサブ・ファンドの継続期間において生じる可能性がある。

税金に関して、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが投資している一定の管轄区においてキャピタル・ゲイン、利息および配当に対して課税される可能性がある。

税務当局による税法および規則の解釈および適用範囲は、時折、明確性や一貫性を欠くことがある。課税される可能性が高く、かつ、見積可能である税金債務は負債として計上される。ただし、税金債務の一部は不確実性にさらされており、当年度および過年度の税務ポジションに対してこれらの当局が将来行う措置、解釈または判断に基づく追加的な税金負債、利息、加算税が生じる可能性がある。また、サブ・ファンドが潜在的な税金負債を計上する義務を創設したり、または取除くように会計基準が改訂される可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が高くない一定の潜在的な税

金債務が、発生する可能性が高くなり、サブ・ファンドの将来の追加的な税金負債となり、これらの追加的な税金負債が重要となる可能性がある。上記の不確実性のために、純資産額は、サブ・ファンドに対する持分の申込み、買戻しまたは交換の場合も含め、サブ・ファンドに最終的に生じる税金負債を反映していない可能性があり、このことがその時点の投資家に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当財務書類に開示されていない追加的なリスクの詳細は、サブ・ファンドの募集要項を参照のこと。

12. 与信機関

2020年9月30日および2019年9月30日現在、すべての現金および現金同等物ならびにブローカーに対する債権/債務は、信用格付がA以上の以下の与信機関により保有されていた。与信機関の格付は、S&P/ムーディーズ・インベスターズ・サービス/フィッチ・レーティングスより取得しており、これらは監査を受けていない。

資産	2020年 9 /	月30日	2019年 9 /	月30日
取引相手先	米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマ ン・アンド・カンパニー(1)	4,079	0.00(4)	5,314	0.00(4)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマ ン・アンド・カンパニー ^⑵	32,585	0.01	15,266	0.01
J P モルガン・チェース・アン ド・カンパニー ⁽²⁾	-	-	6,448,290	1.84
株式会社三井住友銀行(2)	3,785,336	1.20	-	-
現金および現金同等物合計	3,822,000	1.21	6,468,870	1.85
プローカーに対する債権: ⁽³⁾				
シティバンク・エヌエイ	-	-	1,540,000	0.44
H S B C バンク・ピーエルシー	-	-	110,000	0.03
メリルリンチ	-	-	1,290,000	0.37
ロイヤル・バンク・オブ・カナ ダ・ピーエルシー	-	-	140,000	0.04
UBSエイジー	430,000	0.14	320,000	0.09
ブローカーに対する債権合計	430,000	0.14	3,400,000	0.97

- (1) 制限なし 保管現金勘定
- (2) 定期預金
- (3) 制限あり 為替予約に係る現金担保
- (4) 実際の金額の0.005%未満を四捨五入して表示している。

負債	2020年9	月30日	2019年 9 月30日		
取引相手先	米ドル	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		純資産比率 (%)	
ブローカーに対する債務:⑴					
オーストラリア・ニュージーラン ド銀行	-	-	310,000	0.09	
バークレイズ・バンク・ピーエル シー	70,000	0.02	-	-	
BNPパリバ・エスエイ	120,000	0.04	-	-	
シティバンク・エヌエイ	480,000	0.15	-	-	
JPモルガン・チェース・アン ド・カンパニー	-	-	670,000	0.19	
ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー	1,040,000	0.33	-	-	
ブローカーに対する債務合計	1,710,000	0.54	980,000	0.28	

(1) 制限あり - 為替予約に係る現金担保

13. 為替レート

米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に以下の米ドルに対する為替レートが使用された。

	2020年 9 月30日	2019年 9 月30日
豪ドル(AUD)	1.395187	1.482690
カナダドル(CAD)	1.335750	1.324000
ユ ー ロ (E U R)	0.852769	0.917263
英ポンド(GBP)	0.773515	0.811491
円(JPY)	105.530000	108.075000

14. ソフト・コミッション

サブ・ファンドは、取引実行のみ、および/または取引実行と投資調査についてコミッションを支払う場合がある。2020年9月30日および2019年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約を締結していない。

15. 偶発負債

2020年9月30日および2019年9月30日現在、偶発負債はなかった。

16. その他の事項

当期において、グローバル市場では、COVID-19 (新型コロナウィルス感染症)のパンデミックにより、すべての金融商品にわたってボラティリティが大幅に増大した。状況は積極的にモニターされており、サブ・ファンドの運用の変更に関連する重要な進展があれば投資家に通知されることになる。

17. 後発事象

2020年9月30日より後に、当財務書類の修正が要求される事象または当財務書類に開示が要求される事象は発生しなかった。

18.補償

サブ・ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する可能性がある。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは明らかでない。しかし、サブ・ファンドには、過去においてこれらの契約に従った請求または損失はなかった。

19. 財務書類の承認

受託会社は、2020年12月29日に当財務書類を承認した。財務書類は公表後に修正してはならない。

(3)【投資有価証券明細表等】

G S バンク・キャピタル証券ファンド(マルチ・カレンシー型) 投資明細表 2020年 9 月30日現在

保有高 _ (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率
	債券				
	社債				
	英ポンド				
1,750,000	Aviva PLC(a) (b)	6.13	29/09/2022	2,433,837	0.77
1,350,000	Aviva PLC ^(a)	6.13	16/11/2026	2,112,087	0.67
1,400,000	AXA SA(a) (b)	5.45	04/03/2026	2,056,824	0.65
1,300,000	AXA SA(a) (b)	6.69	06/07/2026	2,039,096	0.65
1,650,000	AXA SA(a)	5.63	16/01/2034	2,647,512	0.84
1,200,000	Bank of Ireland Group PLC(a)	3.13	19/09/2022	1,550,584	0.49
750,000	Barclays PLC(a)	3.75	22/11/2025	1,009,198	0.32
300,000	Direct Line Insurance Group PLC	4.00	05/06/2032	428,911	0.14
550,000	Intesa Sanpaolo SpA	5.15	10/06/2030	770,963	0.25
1,200,000	Legal & General Group PLC(a)	5.38	27/10/2025	1,777,105	0.56
1,000	Lloyds Bank PLC	7.63	22/04/2025	1,640	0.00
2,500,000	M&G PLC(a)	5.63	20/10/2031	3,769,554	1.19
500,000	M&G PLC(a)	6.25	20/10/2048	786,413	0.25
2,100,000	Prudential PLC	6.13	19/12/2031	3,592,123	1.14
1,750,000	RL Finance Bonds No. 2 PLC(a)	6.13	30/11/2023	2,534,749	0.80
1,100,000	RL Finance Bonds No. 4 PLC(a)	4.88	07/04/2039	1,491,933	0.47
1,200,000	RSA Insurance Group PLC(a)	5.13	10/10/2025	1,780,552	0.56
			_	30,783,081	9.75
	ユーロ		_		
1,300,000	Allianz SE(a)	3.10	06/07/2027	1,718,131	0.54
1,850,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance Co Ltd(a)	3.50	01/10/2026	2,452,618	0.78
3,200,000	Assicurazioni Generali SpA ^(a)	5.50	27/10/2027	4,414,219	1.40
1,950,000	AXA SA(a) (b)	3.94	07/11/2024	2,507,764	0.79
2,900,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	3.50	10/02/2027	3,794,451	1.20
500,000	Banco de Sabadell SA(a)	5.38	12/12/2023	600,250	0.19
1,700,000	Banco de Sabadell SA	5.63	06/05/2026	2,109,985	0.67
4,200,000	Banco Santander SA	3.25	04/04/2026	5,433,801	1.72
1,500,000	Bankia SA(a)	3.75	15/02/2024	1,860,116	0.59
900,000	Barclays PLC(a)	2.00	07/02/2023	1,046,150	0.33
1,600,000	BAWAG Group AG(a)	2.38	26/03/2024	1,918,498	0.61
4,600,000	Belfius Bank SA	3.13	11/05/2026	6,047,810	1.92
800,000	BNP Paribas SA(a)	2.63	14/10/2022	970,461	0.31

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券(続き)				
	社債(続き)				
	ユーロ (続き)				
2,400,000	BNP Paribas SA	2.88	01/10/2026	3,141,578	1.00
1,400,000	CaixaBank SA(a)	2.75	14/07/2023	1,688,313	0.53
1,900,000	CNP Assurances ^(a)	4.50	10/06/2027	2,606,322	0.83
300,000	Commerzbank AG(a)	4.00	05/09/2025	359,246	0.11
2,100,000	Commonwealth Bank of Australia(a)	1.94	03/10/2024	2,539,794	0.80
1,100,000	Credit Agricole SA(a)	1.63	05/06/2025	1,321,565	0.42
700,000	Deutsche Bank AG	4.50	19/05/2026	872,035	0.28
2,200,000	Deutsche Pfandbriefbank AG ^(a)	2.88	28/06/2022	2,518,559	0.80
1,000,000	ING Groep NV(a)	1.63	26/09/2024	1,195,423	0.38
550,000	NN Group NV(a)	4.63	08/04/2024	715,903	0.23
2,550,000	NN Group NV(a)	4.63	13/01/2028	3,506,077	1.11
1,000,000	Raiffeisen Bank International AG	6.00	16/10/2023	1,336,432	0.42
400,000	Raiffeisen Bank International AG(a)	2.88	18/06/2027	480,495	0.15
1,400,000	UniCredit SpA(a)	4.38	03/01/2022	1,688,909	0.53
1,200,000	Volksbank Wien AG ^(a)	2.75	06/10/2022	1,375,297	0.44
2,400,000	XLIT Ltd ^(a)	3.25	29/06/2027	3,109,760	0.98
			-	63,329,962	20.06
	米ドル		-		
4,800,000	ABN AMRO Bank NV(a)	4.40	27/03/2023	5,053,592	1.60
6,250,000	ABN AMRO Bank NV(c)	4.75	28/07/2025	7,056,238	2.24
1,700,000	AerCap Holdings NV ^(a)	5.88	10/10/2024	1,304,750	0.41
1,000,000	Arch Capital Finance LLC	5.03	15/12/2046	1,269,448	0.40
1,200,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance Co Ltd(a)	5.13	01/06/2028	1,376,332	0.44
1,700,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd(c)	4.40	19/05/2026	1,916,883	0.61
2,600,000	Banco Santander SA	5.18	19/11/2025	2,951,569	0.93
1,700,000	Bank of America Corp(a) (b)	6.50	23/10/2024	1,887,112	0.60
2,500,000	Bank of America Corp ^{(a) (b)}	6.10	17/03/2025	2,700,618	0.86
5,425,000	Bank of America Corp(a) (b)	6.30	10/03/2026	6,135,541	1.94
1,225,000	Bank of America Corp	4.18	25/11/2027	1,404,260	0.44
650,000	Bank of America Corp ^(a)	3.97	05/03/2028	745,593	0.24
100,000	Bank of America Corp	6.11	29/01/2037	140,936	0.04
2,400,000	Bank of Ireland Group PLC(a)	4.13	19/09/2022	2,385,000	0.76
2,550,000	Bank of Montreal(a)	3.80	15/12/2027	2,837,545	0.90
2,300,000	Barclays PLC	5.20	12/05/2026	2,550,675	0.81
1,100,000	Barclays PLC	4.84	09/05/2028	1,191,396	0.38
3,100,000	BNP Paribas SA(c)	4.38	12/05/2026	3,476,996	1.10

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率
	債券(続き)				
	社債(続き)				
0 400 000	米ドル(続き)	4.00	40 /00 /0007	0.705.040	0.00
2,400,000	BNP Paribas SA(c)	4.63	13/03/2027	2,725,916	0.86
1,000,000	BNP Paribas SA(a) (c)	4.38	01/03/2028	1,109,682	0.35
6,150,000	BPCE SA(c)	5.70	22/10/2023	6,893,394	2.18
950,000	Charles Schwab Corp ^(a) (b)	5.38	01/06/2025	1,027,088	0.33
1,600,000	Citigroup Inc(a) (b)	4.70	30/01/2025	1,546,000	0.49
1,650,000	Citigroup Inc(a)	4.08	23/04/2028	1,898,110	0.60
1,725,000	Citigroup Inc	4.75	18/05/2046	2,161,703	0.68
3,300,000	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co Ltd ^(a)	5.63	24/06/2026	3,830,063	1.21
2,050,000	CoBank ACB(a) (b)	6.25	01/10/2026	2,136,590	0.68
2,100,000	Commerzbank AG(c)	8.13	19/09/2023	2,397,638	0.76
10,250,000	Cooperatieve Rabobank UA	3.75	21/07/2026	11,439,057	3.62
2,100,000	Credit Agricole SA(c)	4.38	17/03/2025	2,322,846	0.74
3,500,000	Credit Suisse Group AG(c)	4.28	09/01/2028	3,971,307	1.26
1,500,000	Fukoku Mutual Life Insurance Co ^{(a) (b)}	6.50	19/09/2023	1,676,250	0.53
2,200,000	Fukoku Mutual Life Insurance Co ^{(a) (b)}	5.00	28/07/2025	2,421,713	0.77
6,575,000	HSBC Holdings PLC	4.25	18/08/2025	7,127,945	2.26
7,050,000	HSBC Holdings PLC	4.38	23/11/2026	7,779,090	2.46
3,550,000	ING Groep NV(a)	4.70	22/03/2023	3,767,215	1.19
1,160,000	JPMorgan Chase & Co ^{(a) (b)}	3.74	30/10/2020	1,112,568	0.35
2,200,000	JPMorgan Chase & Co(a) (b)	4.60	01/02/2025	2,137,659	0.68
2,200,000	JPMorgan Chase & Co	4.25	01/10/2027	2,558,645	0.81
3,100,000	JPMorgan Chase & Co	3.63	01/12/2027	3,458,476	1.10
1,500,000	JPMorgan Chase & Co ^(a)	4.20	23/07/2028	1,771,009	0.56
2,400,000	KeyCorp ^{(a) (b)}	5.00	15/09/2026	2,442,000	0.77
2,275,000	Lloyds Banking Group PLC	4.58	10/12/2025	2,492,530	0.79
1,650,000	Macquarie Bank Ltd(c)	4.88	10/06/2025	1,849,686	0.59
8,150,000	Meiji Yasuda Life Insurance Co ^{(a) (c)}	5.20	20/10/2025	9,323,991	2.95
1,800,000	MetLife Capital Trust IV(c)	7.88	15/12/2037	2,466,000	0.78
2,300,000	MetLife Inc	6.40	15/12/2036	2,849,009	0.90
2,000,000	Mizuho Financial Group Cayman 3 Ltd(c)	4.60	27/03/2024	2,191,038	0.69
3,200,000	Morgan Stanley	3.95	23/04/2027	3,617,202	1.15
2,450,000	Nationwide Building Society(a) (c)	4.13	18/10/2027	2,610,932	0.83
2,900,000	Natwest Group PLC(a) (b)	2.54	30/09/2027	2,707,875	0.86
900,000	Nippon Life Insurance Co ^(a)	5.00	18/10/2022	954,484	0.30
3,400,000	Nippon Life Insurance Co ^(a) (c)	5.10	16/10/2024	3,797,356	1.20
1,100,000	Popular Inc	6.13	14/09/2023	1,163,800	0.37
6,950,000	Prudential Financial Inc ^(a)	5.63	15/06/2023	7,410,264	2.35
, , , ,				, , , = -	

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
(1701 0 22 52)		(14)	11-3703 E4	(7)(177)	
	社債 (続き)				
	米ドル(続き)				
2,550,000	QBE Insurance Group Ltd(a)	6.75	02/12/2024	2,856,395	0.90
575,000	QBE Insurance Group Ltd(a)	5.88	17/06/2026	629,938	0.20
1,800,000	Regions Financial Corp	7.38	10/12/2037	2,698,367	0.85
1,600,000	Santander UK Group Holdings PLC(c)	4.75	15/09/2025	1,746,752	0.55
4,300,000	Societe Generale SA(c)	4.25	14/04/2025	4,585,071	1.45
2,800,000	Societe Generale SA(c)	4.25	19/08/2026	3,015,963	0.96
1,200,000	Standard Chartered PLC(c)	4.30	19/02/2027	1,283,605	0.41
2,500,000	Sumitomo Life Insurance Co(a)	6.50	20/09/2023	2,823,567	0.89
850,000	Teachers Insurance & Annuity Association of America(c)	4.27	15/05/2047	1,002,016	0.32
1,500,000	Truist Financial Corp ^{(a) (b)}	5.13	15/12/2027	1,515,000	0.48
1,250,000	UniCredit SpA(c)	6.57	14/01/2022	1,325,907	0.42
1,600,000	UniCredit SpA(c)	4.63	12/04/2027	1,804,267	0.57
1,250,000	UniCredit SpA(a) (c)	5.86	19/06/2027	1,329,688	0.42
650,000	UniCredit SpA(a) (c)	5.46	30/06/2030	661,607	0.21
1,435,000	USB Capital IX(a) (b)	3.50	02/11/2020	1,311,583	0.42
1,750,000	Voya Financial Inc ^(a)	4.70	23/01/2028	1,745,625	0.55
2,200,000	Wachovia Capital Trust III(a) (b)	5.57	02/11/2020	2,198,435	0.70
802,000	Wells Fargo & Co	7.95	15/11/2029	1,074,599	0.34
1,000,000	Wells Fargo & Co	5.95	15/12/2036	1,305,085	0.41
3,600,000	Westpac Banking Corp ^(a)	4.32	23/11/2026	4,061,252	1.29
			_	208,505,337	66.04
	債券合計		_	302,618,380	95.85

保有高	銘柄					公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)	
PK 131-3	優先株式			,	,	(11177)		
	米ドル							
61,456	Delphi Fi	inancial Gro	up Inc			1,352,032	0.43	
184,197	GMAC Capi	ital Trust I				4,599,399	1.45	
	優先株式1	合計				5,951,431	1.88	
保有高/ 受益証券口数	銘柄					公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)	
	投資ファン	/ド *						
460				エルシー - G S ド、クラス X	U S \$	460	0.00	
	投資ファン	/ド合計				460	0.00	
ポートフォリオ	ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約							
満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)	
01/10/2020	AUD	527,225	USD	375,226	Citibank NA	2,662	0.00	
09/11/2020	USD	1,474,812	EUR	1,247,000	Barclays Bank PLC	11,343	0.00	

						未実現損失	純資産比率
ポートフォリ	オ・ヘッ	ジ目的で保有する	為替予	⁵ 約に係る未実現]利得合計	334,746	0.10
09/11/2020	USD	62,671,083	EUR	53,127,791	Citibank NA	320,741	0.10
09/11/2020	USD	1,474,812	EUR	1,247,000	Barclays Bank PLC	11,343	0.00

_	満期日	通貨	買建	通貨	売建 取引相手先		木美現損失 (米ドル)	紀貝连比平 (%)
	13/01/2021	USD	30,176,272	GBP	23,467,208	Barclays Bank PLC	(185,327)	(0.06)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計							(185,327)	(0.06)

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
01/10/2020	AUD	285,775	USD	200,003	JPMorgan Chase & Co	4,826	0.00
01/10/2020	AUD	700,000	USD	495,486	Westpac Banking Corp	6,239	0.00
01/10/2020	AUD	31,357,389	USD	21,772,614	State Street Bank & Trust Co.	702,789	0.22
01/10/2020	AUD	33,141,524	USD	23,012,822	Morgan Stanley & Co	741,358	0.24
21/12/2020	AUD	31,221,811	USD	22,220,094	Bank of America NA	163,138	0.05
21/12/2020	AUD	31,221,811	USD	22,244,759	State Street Bank & Trust Co.	138,472	0.04
02/12/2020	CNY	26,505,098	USD	3,859,778	Morgan Stanley & Co	28,186	0.01
02/12/2020	CNY	26,505,098	USD	3,860,003	HSBC Bank PLC	27,961	0.01
16/12/2020	GBP	6,356,554	USD	8,169,342	Barclays Bank PLC	52,555	0.02
16/12/2020	GBP	6,356,554	USD	8,169,386	State Street Bank & Trust Co.	52,511	0.02
09/10/2020	JPY	47,057,000	USD	439,037	JPMorgan Chase & Co	6,907	0.00
09/10/2020	JPY	100,020,430	USD	944,495	UBS AG	3,367	0.00
09/10/2020	JPY	5,202,392,829	USD	48,529,041	Citibank NA	772,388	0.25
09/10/2020	JPY	5,265,089,829	USD	49,126,261	State Street Bank & Trust Co.	769,328	0.24
01/10/2020	USD	427,820	AUD	593,096	Morgan Stanley & Co	2,719	0.00
01/10/2020	USD	563,750	AUD	785,153	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	992	0.00
02/10/2020	USD	172,399	BRL	927,376	BNP Paribas SA	7,867	0.00
02/10/2020	USD	400,816	BRL	2,119,354	Citibank NA	24,807	0.01
02/10/2020	USD	18,811,770	BRL	105,298,884	JPMorgan Chase & Co	129,997	0.04
02/10/2020	USD	18,904,647	BRL	105,298,884	Bank of America NA	222,873	0.07
09/10/2020	USD	1,774,258	JPY	186,334,336	Barclays Bank PLC	8,426	0.00
04/11/2020	USD	355,846	BRL	1,983,000	UBS AG	4,281	0.00
04/11/2020	USD	688,014	BRL	3,865,569	Deutsche Bank AG	2,690	0.00
09/11/2020	USD	22,752	EUR	19,171	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	254	0.00
09/11/2020	USD	23,147	EUR	19,648	HSBC Bank PLC	88	0.00
09/11/2020	USD	231,608	EUR	195,212	UBS AG	2,509	0.00
10/12/2020	USD	529,694	MXN	11,573,858	State Street Bank & Trust Co.	9,673	0.01
クラス・ヘッ	3,887,201	1.23					

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
02/10/2020	BRL	1,922,000	USD	348,056	Citibank NA	(7,061)	(0.00)
02/10/2020	BRL	2,113,000	USD	389,676	Deutsche Bank AG	(14,795)	(0.00)
02/10/2020	BRL	104,804,749	USD	18,675,948	JPMorgan Chase & Co	(81,842)	(0.03)
02/10/2020	BRL	104,804,749	USD	18,742,846	Barclays Bank PLC	(148,740)	(0.05)
04/11/2020	BRL	105,298,884	USD	18,796,995	JPMorgan Chase & Co	(128,651)	(0.04)
04/11/2020	BRL	105,298,884	USD	18,889,556	Bank of America NA	(221,212)	(0.07)
09/11/2020	EUR	3,936,247	USD	4,648,007	JPMorgan Chase & Co	(28,460)	(0.01)
09/11/2020	EUR	3,936,247	USD	4,646,850	State Street Bank & Trust Co.	(27,302)	(0.01)
10/12/2020	MXN	4,448,000	USD	200,327	State Street Bank & Trust Co.	(475)	(0.00)
10/12/2020	MXN	219,884,104	USD	10,278,362	UBS AG	(398,826)	(0.13)
10/12/2020	MXN	219,884,104	USD	10,274,851	Morgan Stanley & Co	(395,314)	(0.13)
01/10/2020	USD	201,282	AUD	288,075	Westpac Banking Corp	(5,196)	(0.00)
01/10/2020	USD	201,797	AUD	290,529	Citibank NA	(6,440)	(0.00)
01/10/2020	USD	22,214,318	AUD	31,221,811	Bank of America NA	(163,908)	(0.05)
01/10/2020	USD	23,029,418	AUD	32,306,025	State Street Bank & Trust Co.	(125,919)	(0.04)
09/10/2020	USD	101,727	JPY	10,867,959	Royal Bank of Canada	(1,265)	(0.00)
09/10/2020	USD	375,628	JPY	39,693,524	State Street Bank & Trust Co.	(535)	(0.00)
09/10/2020	USD	626,144	JPY	66,459,343	Royal Bank of Scotland PLC	(3,671)	(0.00)
09/10/2020	USD	1,089,836	JPY	115,982,908	Citibank NA	(9,297)	(0.00)
21/12/2020	USD	375,310	AUD	527,225	Citibank NA	(2,663)	(0.00)
21/12/2020	USD	431,660	AUD	612,000	Westpac Banking Corp	(7,089)	(0.00)
クラス・ヘッ	(1,778,661)	(0.56)					

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
債券合計	302,618,380	95.85
優先株式合計	5,951,431	1.88
投資ファンド合計	460	(0.00)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	334,746	0.10
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(185,327)	(0.06)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	3,887,201	1.23
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(1,778,661)	(0.56)
その他の資産および負債	4,906,598	1.56
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	315,734,828	100.00

- (a) 変動利付有価証券を示している。表示されている金利は、2020年9月30日現在適用されている金利である。満期日は次の繰上償還日を意味する。
- (b) 永久債を示している。満期日は次の繰上償還日を意味する。
- (c) 有価証券は、1933年米国証券法規則144Aに従って購入され、当該規則に従って、適格機関投資家に対して売却する場合を除き転売することができない。
- * 系列ファンドを表している。

通貨略称:

AUD 豪ドル

BRL ブラジルレアル

CNY 中国元

EUR $\neg \neg \neg$

GBP 英ポンド

JPY 円

MXN メキシコペソ

USD 米ドル

G S バンク・キャピタル証券ファンド (マルチ・カレンシー型)

投資明細表

2019年9月30日現在

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率
	債券				
	社債				
	英ポンド				
300,000	Aviva PLC ^{(a) (b)}	6.13	29/09/2022	396,572	0.11
1,350,000	Aviva PLC ^(a)	6.13	16/11/2026	1,985,724	0.57
1,400,000	AXA SA(a) (b)	5.45	04/03/2026	1,932,367	0.55
1,300,000	AXA SA(a) (b)	6.69	06/07/2026	1,909,205	0.55
1,200,000	Bank of Ireland Group PLC ^(a)	3.13	19/09/2022	1,458,057	0.42
1,030,000	Direct Line Insurance Group PLC ^(a)	9.25	27/04/2022	1,501,191	0.43
1,200,000	Legal & General Group PLC ^(a)	5.38	27/10/2025	1,656,590	0.47
1,000	Lloyds Bank PLC	7.63	22/04/2025	1,583	0.00
2,500,000	Prudential PLC ^(a)	5.63	20/10/2031	3,528,491	1.01
2,100,000	Prudential PLC	6.13	19/12/2031	3,514,594	1.00
2,850,000	RL Finance Bonds No. 2 PLC ^(a)	6.13	30/11/2023	3,957,707	1.13
1,100,000	RL Finance Bonds No. 2 PLC	4.88	07/04/2039	1,333,299	0.38
1,200,000	RSA Insurance Group PLC(a)	5.13	10/10/2025	1,649,469	0.47
			_	24,824,849	7.09
	ユーロ		_		
2,500,000	Allianz SE ^(a)	3.10	06/07/2027	3,142,232	0.90
1,850,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance Co Ltd ^(a)	3.50	01/10/2026	2,342,379	0.67
1,300,000	Assicurazioni Generali SpA ^(a)	7.75	12/12/2022	1,735,012	0.50
2,400,000	Assicurazioni Generali SpA ^(a)	5.50	27/10/2027	3,147,754	0.90
1,950,000	AXA SA(a) (b)	3.94	07/11/2024	2,385,491	0.68
1,050,000	AXA SA ^(a)	3.25	28/05/2029	1,295,541	0.37
2,900,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	3.50	10/02/2027	3,694,648	1.06
500,000	Banco de Sabadell SA ^(a)	5.38	12/12/2023	605,475	0.17
1,700,000	Banco de Sabadell SA	5.63	06/05/2026	2,174,616	0.62
5,200,000	Banco Santander SA	3.25	04/04/2026	6,497,553	1.86
1,500,000	Bankia SA ^(a)	3.75	15/02/2024	1,749,460	0.50
900,000	Barclays PLC ^(a)	2.00	07/02/2023	972,634	0.28
1,600,000	BAWAG Group AG ^(a)	2.38	26/03/2024	1,804,633	0.52

保有高 (現地通貨)	盆柄	表面金利	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券(続き)				
	社債(続き)				
	ユーロ(続き)				
4,600,000	Belfius Bank SA	3.13	11/05/2026	5,723,769	1.63
3,800,000	BNP Paribas SA	2.88	01/10/2026	4,740,921	1.35
1,400,000	CaixaBank SA ^(a)	2.75	14/07/2023	1,608,408	0.46
1,900,000	CNP Assurances ^(a)	4.50	10/06/2027	2,463,977	0.70
1,400,000	Commerzbank AG	4.00	23/03/2026	1,716,610	0.49
2,100,000	Commonwealth Bank of Australia ^(a)	1.94	03/10/2024	2,387,148	0.68
700,000	Deutsche Bank AG	4.50	19/05/2026	829,991	0.24
2,200,000	Deutsche Pfandbriefbank AG ^(a)	2.88	28/06/2022	2,417,316	0.69
1,300,000	ING Groep NV ^(a)	3.00	11/04/2023	1,539,136	0.44
2,400,000	ING Groep NV ^(a)	1.63	26/09/2024	2,716,356	0.78
550,000	NN Group NV ^(a)	4.63	08/04/2024	675,805	0.19
900,000	NN Group NV ^(a)	4.63	13/01/2028	1,143,075	0.33
1,650,000	Nykredit Realkredit A/S ^(a)	2.75	17/11/2022	1,909,334	0.54
1,000,000	Raiffeisen Bank International AG	6.00	16/10/2023	1,309,913	0.37
1,200,000	UniCredit SpA ^(a)	5.75	28/10/2020	1,379,003	0.39
1,400,000	UniCredit SpA ^(a)	4.38	03/01/2022	1,635,546	0.47
1,200,000	Volksbank Wien AG ^(a)	2.75	06/10/2022	1,352,707	0.39
2,400,000	XLIT Ltd ^(a)	3.25	29/06/2027	2,910,010	0.83
			_	70,006,453	20.00
	米ドル		-		
4,800,000	ABN AMRO Bank NV ^(a)	4.40	27/03/2023	4,949,635	1.41
6,250,000	ABN AMRO Bank NV ^(c)	4.75	28/07/2025	6,730,419	1.92
1,000,000	Arch Capital Finance LLC	5.03	15/12/2046	1,249,081	0.36
1,200,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance Co $Ltd^{(a)}$	5.13	01/06/2028	1,308,142	0.37
2,300,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd ^(c)	4.40	19/05/2026	2,455,816	0.70
2,600,000	Banco Santander SA	5.18	19/11/2025	2,868,440	0.82
1,700,000	Bank of America Corp ^{(a) (b)}	6.50	23/10/2024	1,890,997	0.54
2,500,000	Bank of America Corp ^{(a) (b)}	6.10	17/03/2025	2,731,750	0.78
5,425,000	Bank of America Corp ^{(a) (b)}	6.30	10/03/2026	6,132,914	1.75
5,475,000	Bank of America Corp	4.18	25/11/2027	5,887,996	1.68
2,100,000	Bank of America Corp ^(a)	3.97	05/03/2028	2,279,926	0.65
100,000	Bank of America Corp	6.11	29/01/2037	130,926	0.04
2,400,000	Bank of Ireland Group PLC ^(a)	4.13	19/09/2022	2,349,840	0.67

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券(続き)				
	社債(続き)				
2 500 000	米ドル(続き) Bank of Montreal ^(a)	2 00	15/10/2027	2 624 045	1 04
3,500,000		3.80	15/12/2027	3,631,015	1.04
2,300,000	Barclays PLC	5.20	12/05/2026	2,446,160	0.70
1,100,000	Barclays PLC BNP Paribas SA ^(c)	4.84	09/05/2028	1,148,965	0.33
3,100,000	BNP Paribas SA ^(c)	4.38	12/05/2026	3,304,138	0.94
2,400,000	BNP Paribas SA ^(a) (c)	4.63	13/03/2027	2,593,075	0.74
1,000,000		4.38	01/03/2028	1,053,531	0.30
6,150,000	BPCE SA ^(c)	5.70	22/10/2023	6,784,791	1.94
3,950,000	Citigroup Inc ^(a)	4.08	23/04/2028	4,308,881	1.23
2,325,000	Citigroup Inc Cloverie PLC for Zurich Insurance Co	4.75	18/05/2046	2,714,272	0.78
3,300,000	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co Ltd ^(a)	5.63	24/06/2026	3,705,930	1.06
2,050,000	CoBank ACB ^{(a) (b) (c)}	6.25	01/10/2026	2,193,715	0.63
2,100,000	Commerzbank AG ^(c)	8.13	19/09/2023	2,449,295	0.70
10,250,000	Cooperatieve Rabobank UA	3.75	21/07/2026	10,645,927	3.04
2,100,000	Credit Agricole SA ^(c)	4.38	17/03/2025	2,233,255	0.64
4,800,000	Credit Suisse Group AG ^(c)	4.28	09/01/2028	5,159,976	1.47
1,000,000	Erste Group Bank AG ^(a)	5.50	26/05/2020	1,016,971	0.29
802,000	First Union Capital II	7.95	15/11/2029	1,101,533	0.31
1,500,000	Fukoku Mutual Life Insurance Co ^{(a) (b)}	6.50	19/09/2023	1,671,895	0.48
2,200,000	Fukoku Mutual Life Insurance Co ^{(a) (b)}	5.00	28/07/2025	2,361,333	0.67
6,575,000	HSBC Holdings PLC	4.25	18/08/2025	6,965,884	1.99
7,050,000	HSBC Holdings PLC	4.38	23/11/2026	7,547,568	2.16
3,550,000	ING Groep NV ^(a)	4.70	22/03/2023	3,722,392	1.06
1,702,000	JPMorgan Chase & Co ^{(a) (b)}	5.74	30/10/2019	1,707,040	0.49
3,300,000	JPMorgan Chase & Co	4.25	01/10/2027	3,630,835	1.04
4,250,000	JPMorgan Chase & Co	3.63	01/12/2027	4,474,961	1.28
2,000,000	JPMorgan Chase & Co ^(a)	4.20	23/07/2028	2,215,888	0.63
2,400,000	KeyCorp ^{(a) (b)}	5.00	15/09/2026	2,475,000	0.71
2,275,000	Lloyds Banking Group PLC	4.58	10/12/2025	2,392,877	0.68
1,650,000	Macquarie Bank Ltd ^(c)	4.88	10/06/2025	1,776,039	0.51
8,150,000	Meiji Yasuda Life Insurance Co ^{(a) (c)}	5.20	20/10/2025	8,987,633	2.57
1,800,000	MetLife Capital Trust IV ^(c)	7.88	15/12/2037	2,366,764	0.68
2,300,000	MetLife Inc	6.40	15/12/2036	2,717,353	0.78
4,100,000	Mitsui Sumitomo Insurance Co Ltd ^(a)	7.00	15/03/2022	4,479,951	1.28
5,150,000	Mizuho Financial Group Cayman 3 Ltd ^(c)	4.60	27/03/2024	5,493,232	1.57
2,200,000	Morgan Stanley	3.63	20/01/2027	2,323,556	0.66

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率
	債券(続き)				
	社債(続き)				
	米ドル (続き)				
3,200,000	Morgan Stanley	3.95	23/04/2027	3,384,794	0.97
4,050,000	Morgan Stanley ^(a)	3.77	24/01/2028	4,324,100	1.24
2,450,000	Nationwide Building Society ^{(a) (c)}	4.13	18/10/2027	2,436,946	0.70
2,250,000	Nippon Life Insurance Co ^(a)	5.00	18/10/2022	2,384,287	0.68
3,400,000	Nippon Life Insurance Co ^{(a) (c)}	5.10	16/10/2024	3,689,119	1.05
1,100,000	Popular Inc	6.13	14/09/2023	1,167,967	0.33
6,950,000	Prudential Financial Inc ^(a)	5.63	15/06/2023	7,467,622	2.13
800,000	QBE Insurance Group Ltd ^(a)	6.75	02/12/2024	883,560	0.25
575,000	QBE Insurance Group Ltd ^(a)	5.88	17/06/2026	614,607	0.18
1,800,000	Regions Financial Corp	7.38	10/12/2037	2,564,707	0.73
2,900,000	Royal Bank of Scotland Group PLC(a) (b)	4.42	30/09/2027	2,740,500	0.78
2,100,000	Royal Bank of Scotland Group PLC(a)	4.89	18/05/2028	2,309,053	0.66
2,050,000	Royal Bank of Scotland Group PLC(a) (b)	7.65	30/09/2031	2,826,437	0.81
1,600,000	Santander UK Group Holdings PLC ^(c)	4.75	15/09/2025	1,668,518	0.48
4,300,000	Societe Generale SA ^(c)	4.25	14/04/2025	4,481,963	1.28
2,800,000	Societe Generale SA ^(c)	4.25	19/08/2026	2,932,910	0.84
3,950,000	Sompo Japan Nipponkoa Insurance Inc ^(a)	5.33	28/03/2023	4,238,109	1.21
1,200,000	Standard Chartered PLC ^(c)	4.30	19/02/2027	1,250,328	0.36
4,050,000	Sumitomo Life Insurance Co ^(a)	6.50	20/09/2023	4,555,630	1.30
1,500,000	SunTrust Banks Inc(a) (b)	5.13	15/12/2027	1,500,000	0.43
1,100,000	Teachers Insurance & Annuity Association of America ^(c)	4.27	15/05/2047	1,247,748	0.36
2,650,000	Toronto-Dominion Bank ^(a)	3.63	15/09/2026	2,734,591	0.78
1,250,000	UniCredit SpA ^(c)	6.57	14/01/2022	1,341,027	0.38
1,600,000	UniCredit SpA ^(c)	4.63	12/04/2027	1,695,880	0.48
1,250,000	UniCredit SpA ^{(a) (c)}	5.86	19/06/2027	1,282,812	0.37
1,435,000	USB Capital IX ^{(a) (b)}	3.50	31/10/2019	1,233,898	0.35
1,750,000	Voya Financial Inc ^(a)	4.70	23/01/2028	1,635,590	0.47
2,200,000	Wachovia Capital Trust III ^{(a) (b)}	5.57	31/10/2019	2,205,973	0.63
1,235,000	Wells Fargo & Co ^{(a) (b)}	5.89	15/12/2019	1,248,983	0.36
1,000,000	Wells Fargo Capital X	5.95	15/12/2036	1,225,568	0.35
3,600,000	Westpac Banking Corp ^(a)	4.32	23/11/2026	3,803,555	1.09
			-	241,844,295	69.10
	債券合計		-	336,675,597	96.19

0.00

0.17

13,214

590,060

保有高	銘材	丙				公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	 優先株	式					
	米ドル						
61,456	Delphi	Financial Gro	up Inc			1,398,124	0.40
184,197	GMAC C	apital Trust I				4,827,803	1.38
	優先株	式合計				6,225,927	1.78
保有高/ 受益証券口数	盆柄	j				公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	投資ファ	ァンド*					
1,291,151		ヾマン・サックス ヾ・リザーブス・			5 US\$	1,291,151	0.37
	投資ファ	ァンド合計				1,291,151	0.37
ポートフォリオ	・ヘッジ	目的で保有する	為替予約	গ		土空珥利復	
満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 <u>(米ドル)</u>	純資産比率 (%)
01/10/2019	JPY	21,422,057	USD	198,165	JPMorgan Chase & Co	49	0.00
27/11/2019	USD	72,277,335	EUR	65,495,000	JPMorgan Chase & Co	576,797	0.17

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	本美現利侍 (米ドル)	紀貝佐几平 (%)
01/10/2019	JPY	21,422,057	USD	198,165	JPMorgan Chase & Co	49	0.00
27/11/2019	USD	72,277,335	EUR	65,495,000	JPMorgan Chase & Co	576,797	0.17

04/12/2019 USD 23,872,780 GBP 19,313,531 Barclays Bank PLC ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計

	満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
	27/11/2019	EUR	319,000	USD	352,537	HSBC Bank PLC	(3,31	12) (0.00)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未宝租場生会計 (3						(3.34	12) (0.00)	

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
04/11/2019	BRL	117,976,071	USD	28,183,149	HSBC Bank PLC	73,104	0.02
04/11/2019	BRL	117,976,071	USD	28,165,991	Merrill Lynch	90,261	0.03
20/11/2019	CNY	1,170,009	USD	164,000	Credit Suisse International	46	0.00
20/11/2019	CNY	38,233,129	USD	5,329,030	JPMorgan Chase & Co	31,619	0.01
20/11/2019	CNY	41,982,336	USD	5,852,849	Morgan Stanley	33,475	0.01
05/12/2019	MXN	4,274,850	USD	210,000	State Street Bank & Trust Co.	4,269	0.00
02/10/2019	USD	521,000	BRL	2,119,949	JPMorgan Chase & Co	12,057	0.00
02/10/2019	USD	684,000	BRL	2,846,808	Bank of America NA	558	0.00
02/10/2019	USD	860,232	BRL	3,504,155	Morgan Stanley	18,979	0.01
07/10/2019	USD	102,897	MXN	2,007,441	Royal Bank of Canada	1,308	0.00
07/10/2019	USD	599,003	MXN	11,591,711	HSBC Bank PLC	12,393	0.00
07/10/2019	USD	621,432	MXN	12,237,402	State Street Bank & Trust Co.	2,147	0.00
07/10/2019	USD	10,679,169	MXN	210,617,317	Barclays Bank PLC	20,668	0.01
07/10/2019	USD	10,680,651	MXN	210,617,317	Citibank	22,149	0.01
13/11/2019	USD	509,390	AUD	741,000	Royal Bank of Scotland PLC	8,875	0.00
14/11/2019	USD	370,977	JPY	39,806,000	State Street Bank & Trust Co.	1,566	0.00
14/11/2019	USD	489,173	JPY	51,704,000	Royal Bank of Scotland PLC	9,345	0.00
14/11/2019	USD	1,312,876	JPY	140,892,000	Citibank	5,359	0.00
20/11/2019	USD	142,459	CNY	1,015,020	Citibank	144	0.00
20/11/2019	USD	171,000	CNY	1,215,554	BNP Paribas SA	568	0.00
クラス・ヘッ	ジ目的で	で保有する為替予約	に係る	3未実現利得合計		348,890	0.10

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率
13/11/2019	AUD	551,737	USD	378,412	Royal Bank of Canada	(5,737)	(0.00)
13/11/2019	AUD	27,675,561	USD	18,710,229	Citibank	(16,525)	(0.01)
13/11/2019	AUD	28,215,969	USD	19,078,722	Australia and New Zealand Banking Group Ltd	(19,995)	(0.01)
02/10/2019	BRL	4,990,508	USD	1,205,000	HSBC Bank PLC	(6,914)	(0.00)
02/10/2019	BRL	122,511,824	USD	29,427,321	Morgan Stanley	(15,542)	(0.00)
02/10/2019	BRL	122,511,824	USD	29,419,901	UBS AG	(8,122)	(0.00)
04/11/2019	BRL	2,354,355	USD	565,000	Standard Chartered Bank	(1,112)	(0.00)
20/11/2019	CNY	3,860,937	USD	542,000	HSBC Bank PLC	(660)	(0.00)
27/11/2019	EUR	4,316,395	USD	4,799,788	JPMorgan Chase & Co	(74,422)	(0.02)
27/11/2019	EUR	4,316,395	USD	4,801,787	Citibank	(76,421)	(0.02)
04/12/2019	GBP	5,893,235	USD	7,376,680	Citibank	(96,291)	(0.03)
04/12/2019	GBP	5,893,235	USD	7,377,234	Deutsche Bank AG	(96,845)	(0.03)
14/11/2019	JPY	11,638,994	USD	108,239	Deutsche Bank AG	(225)	(0.00)
14/11/2019	JPY	55,524,000	USD	518,530	State Street Bank & Trust Co.	(3,252)	(0.00)
14/11/2019	JPY	5,573,151,239	USD	52,989,466	Merrill Lynch	(1,269,057)	(0.36)
14/11/2019	JPY	5,704,886,300	USD	54,214,991	Citibank	(1,272,043)	(0.36)
07/10/2019	MXN	13,875,584	USD	707,939	State Street Bank & Trust Co.	(5,751)	(0.00)
07/10/2019	MXN	217,946,000	USD	11,349,581	HSBC Bank PLC	(320,204)	(0.09)
07/10/2019	MXN	219,723,002	USD	11,450,347	Royal Bank of Canada	(331,043)	(0.09)
05/12/2019	MXN	210,617,317	USD	10,578,451	Barclays Bank PLC	(21,651)	(0.01)
05/12/2019	MXN	210,617,317	USD	10,579,999	Citibank	(23,199)	(0.01)
02/10/2019	USD	331,000	BRL	1,380,270	Royal Bank of Scotland PLC	(366)	(0.00)
02/10/2019	USD	28,223,941	BRL	117,976,071	Merrill Lynch	(98,927)	(0.03)
02/10/2019	USD	29,274,925	BRL	122,186,902	HSBC Bank PLC	(58,849)	(0.02)
07/10/2019	USD	225,000	MXN	4,473,398	UBS AG	(1,381)	(0.00)
14/11/2019	USD	198,735	JPY	21,422,057	JPMorgan Chase & Co	(68)	(0.00)
05/12/2019	USD	299,253	MXN	6,023,650	UBS AG	(2,671)	(0.00)
クラス・ヘッ	ジ目的で	で保有する為替予約	りに係る	る未実現損失合計	-	(3,827,273)	(1.09)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
債券合計	336,675,597	96.19
優先株式合計	6,225,927	1.78
投資ファンド合計	1,291,151	0.37
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	590,060	0.17
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(3,312)	(0.00)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	348,890	0.10
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(3,827,273)	(1.09)
その他の資産および負債	8,714,581	2.48
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	350,015,621	100.00

- (a) 変動利付有価証券を示している。表示されている金利は、2019年9月30日現在適用されている金利である。満期日は次の繰上償還日を意味する。
- (b) 永久債を示している。満期日は次の繰上償還日を意味する。
- (c) 有価証券は、1933年米国証券法規則144Aに従って購入され、当該規則に従って、適格機関投資家に対して売却する場合を除き転売することができない。
- * 系列ファンドを表している。

通貨略称:

AUD 豪ドル

BRL ブラジルレアル

CNY 中国元

EUR $\neg \neg \neg$

GBP 英ポンド

JPY 円

MXN メキシコペソ

USD 米ドル

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

次へ

GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund Statements of Financial Position As at 30 September 2020

	<u>Notes</u>	30-Sep-2020 USD	30-Sep-2019 USD
Assets			
Current Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	3 (c), 4	312,792,218	345,131,625
Dividend receivable	3 (b)	_	17,946
Interest receivable	3 (b)	4,387,266	4,610,691
Due from brokers:	0 (-)	400.000	0.400.000
Collateral amounts	3 (e)	430,000	3,400,000
Receivable for Units subscribed	3 (g), 8	470,242	484,309
Cash and cash equivalents	3 (d), 12	3,822,000	6,468,870
Total Assets		321,901,726	360,113,441
Liabilities			
Current Liabilities			
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3 (c), 4	1,963,988	3,830,585
Due to brokers:			
Collateral amounts	3 (e)	1,710,000	980,000
Payable for Units redeemed	3 (g), 8	960,904	460,978
Payable for investments purchased	= (-)	625	3,117,645
Investment management fees payable	7 (a)	657,574	715,251
Distribution fees payable	7 (d)	657,564	715,251
Audit fees payable	7 (b)	75,000	75,116
Manager fees payable	7 (b)	42,005	45,467
Administration and transfer agent fees payable	7 (c)	25,214	44,905
Agent company fees payable	7 (g)	24,659	26,822
Legal fees payable	7 (0	24,144	42,719
Custodian service fees payable	7 (f)	19,007	33,448
Trustee fees payable	7 (e)	5,842 372	9,261 372
Miscellaneous fees payable Total Liabilities (excluding Net Assets Attributable to		312	312
Holders of Redeemable Participating Units)		6,166,898	10,097,820
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable		0,100,000	10,001,020
Participating Units		315,734,828	350,015,621

GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund Statements of Comprehensive Income For the Year Ended 30 September 2020

	<u>Notes</u>	30-Sep-2020 USD	30-Sep-2019 USD
Income			
Interest income	3 (b)	27,456	88,655
Interest from financial assets at fair value through profit or loss	3 (b)	12,096,113	13,903,145
Dividend income	3 (b)	438,480	644,082
Net realized gain/(loss) on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss on:	.,		
Investments		2,765,332	(189,108)
Foreign currency		(20,092,476)	5,958,396
Net change in unrealized gain/(loss) on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss on:			
Investments		8,112,269	19,609,276
Foreign currency		5,259,885	(917,790)
Net Income		8,607,059	39,096,656
Operating Expenses			
Investment management fees	7 (a)	2,637,944	2.846.639
Distribution fees	7 (d)	2,637,944	2,846,639
Manager fees	7 (b)	168,450	181,208
Administration and transfer agent fees	7 (c)	164,871	165,265
Custodian service fees	7 (f)	134,083	142,290
Agent company fees	7 (g)	98,923	106,749
Audit fees	(3)	73,114	73,177
Legal fees		58,092	133,489
Trustee fees	7 (e)	32,974	33,832
Interest expense	3 (b)	320	1,087
Miscellaneous expense	, ,	2,203	2,574
Total Operating Expenses		6,008,918	6,532,949
Net Income from Operations		2,598,141	32,563,707
Finance Costs:			
Distributions to participating Unitholders	3 (h), 10	19,038,320	23,704,989
Profit\(Loss) after distributions and before Withholding Tax		(16,440,179)	8,858,718
Withholding Tax	6	(522,334)	(390,894)
Change in Net Assets Attributable to Holders of		(16,962,513)	8,467,824
Redeemable Participating Units from Operations		(10,302,313)	0,407,024

GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund Statements of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units For the Year Ended 30 September 2020

	<u>Notes</u>	30-Sep-2020 USD	30-Sep-2019 USD
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating			
Units at Beginning of Year		350,015,621	382,357,010
Total Proceeds from redeemable participating Units issued	8	52,226,749	42,197,122
Total Payments for redeemable participating Units redeemed	8	(69,545,029)	(83,006,335)
Change in net assets attributable to holders of redeemable participating Units from operations		(16,962,513)	8,467,824
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Year End		315,734,828	350,015,621

GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund Statements of Cash Flows For the Year Ended 30 September 2020

	Notes	30-Sep-2020 USD	30-Sep-2019 USD
Cash Flows From Operating Activities			
Change in net assets attributable to holders of redeemable			
participating Units from operations		(16,962,513)	8,467,824
Adjustment for:			
Exchange gains/(losses) on cash		(110,835)	25,664
Distributions to participating Unitholders	3 (h), 10	19,038,320	23,704,989
Interest income		(27,456)	(88,655)
Interest from financial assets at fair value through profit or loss		(12,096,113)	(13,903,145)
Dividend income		(438,480)	(644,082)
Interest expense		320 522,334	1,087 390,894
Withholding tax Total		(10,074,423)	17,954,576
Net (Increase)/Decrease in Operating Assets:		(10,074,423)	17,004,070
Due from brokers:			
Collateral amounts	3 (e)	2,970,000	230,000
Financial assets at fair value through profit or loss	0 (0)	32,339,407	36,732,235
Net Increase/(Decrease) in Operating Liabilities:		02,000, 101	00,102,200
Due to brokers:			
Collateral amounts	3 (e)	730,000	(440,000)
Payable for investments purchased		(3,117,020)	(133,377)
Miscellaneous fees payable		_	372
Audit fees payable		(116)	249
Agent company fees payable	7 (g)	(2,163)	(3,435)
Trustee fees payable	7 (e)	(3,419)	(2,766)
Manager fees payable	7 (b)	(3,462)	(4,962)
Custodian service fees payable	7 (f)	(14,441)	(4,700)
Legal fees payable	7 (-)	(18,575)	28,671
Administration and transfer agent fees payable	7 (c)	(19,691)	(20,127)
Investment management fees payable	7 (a)	(57,677)	(91,608)
Distribution fees payable	7 (d)	(57,687)	(82,603)
Financial liabilities at fair value through profit or loss Cash Provided by/(Used in) Operating Activities		(1,866,597) 20,804,136	(2,892,979) 51,269,546
Interest received (net of withholding tax)		11,824,660	14,680,834
Dividend received		456,426	641,624
Interest paid		(320)	(1,087)
Net Cash Provided by/(Used in) Operating Activities		33,084,902	66,590,917
, , , ,			
Cash Flows From Financing Activities: Proceeds received from redeemable participating Units issued		52,240,816	41,712,813
Payments for redeemable participating Units issued		(69,045,103)	(85,080,664)
Distributions to participating Unitholders		(19,038,320)	(23,704,989)
Net Cash Provided by/(Used in) Financing Activities		(35,842,607)	(67,072,840)
Exchange gains/(losses) on cash		110.835	(25,664)
Net increase/(decrease) in cash		(2.646,870)	(507,587)
Cash and cash equivalents at Beginning of Year		6,468,870	6,976,457
Cash and cash equivalents at End of Year		3,822,000	6,468,870

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Organization

GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund (the "Sub-Trust") is a sub-trust of the MUGC GS Cayman Fund (the "Trust"). The Trust is an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision) of the Cayman Islands dated 10 February 2010 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager"). The Trust is regulated under the Mutual Funds Law (Revised).

Goldman Sachs Asset Management International ("GSAMI"), a related party to the Sub-Trust, serves as Investment Manager pursuant to an investment management agreement ("Management Agreement") with the Sub-Trust. The Investment Manager is responsible for overseeing and monitoring the day-to-day operations of the Sub-Trust's affairs regarding their investments.

The Investment Manager has appointed Goldman Sachs Asset Management, L.P. ("GSAM") and Goldman Asset Management Co., Ltd. ("GSAM Japan"), each a related party of the Goldman Sachs Group, Inc. ("Goldman Sachs") as Investment Advisors pursuant to a Master Intercompany Sub-Advisory Agreement and a Master Intercompany Sub-Advisory and Participating Affiliate Services Agreement, respectively (collectively, the "Investment Advisory Agreements"). Under the Investment Advisory Agreements, GSAM and GSAM Japan provide the Sub-Trust with continuous professional investment advice, and effects and manages all transactions on behalf of the Sub-Trust. As compensation for services rendered under the Investment Advisory Agreements, GSAM and GSAM Japan receive a fee

The Sub-Trust commenced operations and launched Unit classes on the following dates:

Class of Units	Commencement Dates
Class USD	15 March 2010
Class AUD	15 March 2010
Class BRL	15 March 2010
Class CNY	15 March 2010
Class JPY	15 March 2010
Class EUR	25 October 2010
Class GBP	25 October 2010
Class MXN	27 September 2013

The financial statements are presented in USD ("United States Dollar"), the Sub-Trust's functional and presentation currency. The Investment Manager considers that this currency most accurately represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Sub-Trust.

2. Investment Objective

The investment objective of the Sub-Trust is to seek to provide Unitholders with a long-term total return consisting of income and capital gains through investing in a diversified portfolio consisting of preferred securities, perpetual subordinated debt securities, subordinated term debt securities and senior debt securities which are issued mainly by financial institutions. In relation to such securities, the preferred securities, perpetual subordinated debt securities and subordinated term debt securities are collectively referred to as the "Capital Securities" and those issued by financial institutions are collectively referred to as the "Bank Capital Securities".

The Sub-Trust may invest in preferred securities, subordinated securities or corporate bonds issued by corporations other than financial institutions. The level of investment in Bank Capital Securities by the Sub-Trust may be decreased due to the investment environment or other factors.

Summary of Significant Accounting Policies

(a) Financial Statements

Basis of Preparation of Financial Statements

The preparation of the financial statements is in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS"). The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and liabilities (including derivative instruments) at fair value through profit or loss. The preparation of the financial statements requires management to make certain estimates and assumptions that may affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results may differ from those estimates.

 New standards, amendments and interpretations effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019 and were effective or applicable to the Sub-Trust

On 7 June 2017, the International Accounting Standards Board ("IASB" or the "Board") issued IFRIC Interpretation 23 — Uncertainty over Income Tax Treatments (the "Interpretation"). The Interpretation clarifies application of recognition and measurement requirements in IAS 12 Income Taxes when there is uncertainty over income tax treatments. The Interpretation is effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2019, but certain transition reliefs are available. Based on the Sub-Trust's assessment, this new standard does not have a significant impact on the financial statements of the Sub-Trust or performance.

There are no other new standards, amendments and interpretations to existing standards that have been adopted by the Sub-Trust.

 New standards, amendments and interpretations issued but are not yet effective and have not been early adopted by the Sub-Trust

There are no new standards, interpretations or amendments to existing standards that are not yet effective that would be expected to have a significant impact on the Sub-Trust.

(b) Investment Transactions, Related Investment Income and Operating Expenses

The Sub-Trust records its investment transactions on a trade date basis. Realized gains and losses are based on the First In First Out ("FIFO") method. Dividend income and dividend expense are recorded on the ex-dividend date and interest and interest expense are accrued over the life of the investment. Overdraft expenses which are accrued as incurred, if any, are included in interest expense. Interest from financial assets at fair value through profit or loss includes accretion of market discount, original issue discounts and amortization of premiums and is recorded into income over the life of the underlying investment. Interest from financial assets at fair value through profit or loss and dividend income are recognized and presented on a gross basis before withholding tax, if any, in the Statements of Comprehensive Income. Interest income includes interest from cash and cash equivalents. Reimbursement of expenses is represented in the Statements of Comprehensive Income, if any.

Operating and organizational expenses are recognized on an accrual basis.

Transaction costs, when incurred, are recognized in the Statements of Comprehensive Income.

The Sub-Trust will also bear its offering and organizational expenses and the initial and ongoing expenses incurred in connection with the offer and sale of Units, including printing costs, marketing costs, legal fees, expenses incurred in connection with the review of subscription agreements and related documentation and other expenses of the Sub-Trust, the Manager, the Trustee, the Investment Manager, the Global Distributor and the Administrator. The offering and organizational expenses of the Sub-Trust, if any, are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, respectively.

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss

i Classification

The Sub-Trust classifies its investments based on both the Sub-Trust's business model for managing those financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The portfolio of financial assets is managed and performance is evaluated on a fair value basis. The Sub-Trust is primarily focused on fair value information and uses that information to assess the assets' performance and to make decisions. The Sub-Trust has not taken the option to irrevocably designate any equity securities as fair value through other comprehensive income. The contractual cash flows of the Sub-Trust's debt securities are solely principal and interest, however, these securities are neither held for the purpose of collecting contractual cash flows nor held both for collecting contractual cash flows and for sale. The collection of contractual cash flows is only incidental to achieving the Sub-Trust's business model's objective. Consequently, all investments are measured at fair value through profit or loss.

ii Recognition and Derecognition

The Sub-Trust recognizes financial assets and financial liabilities on the date it becomes party to the contractual provisions of the investment. Purchases and sales of financial assets and financial liabilities are recognized using trade date accounting. From trade date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statements of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Sub-Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

iii Fair Value Measurement Principles

IFRS 9, published in July 2014, has replaced previous guidance in IAS 39 and includes revised guidance on the classification and measurement of financial instruments. Effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2018 it carries forward the guidance on recognition and derecognition of financial instruments from IAS 39.

Under IFRS 9, classification and measurement of debt assets will be driven by the entity's business model for managing the financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. A debt instrument is measured at amortized cost if the objective of the business model is to hold the financials asset for the collection of the contractual cash flows and the contractual cash flows under the instrument solely represents payments of principal and interest ("SPPI").

A debt instrument is measured at fair value through comprehensive income if the objective of the business model is to hold the financial asset both to collect contractual cash flows from SPPI and to sell. All other debt instruments must be recognized at fair value through profit or loss. An entity may however, at initial recognition, irrevocably designate a financial asset as measured at fair value through profit or loss if doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency.

Derivative and equity instruments are measured at fair value through profit or loss unless, for equity instruments not held for trading, an irrevocable option is taken to measure at fair value through other comprehensive income.

Under IFRS 9 the Sub-Trust's investment portfolio continues to be initially recorded at their transaction price and then measured at fair value subsequent to initial recognition. Gains and losses arising from changes in the fair value of the financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statements of Comprehensive Income in the period in which they arise.

Financial assets classified as receivables are carried at amortized cost, if any. Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at amortized cost. Financial liabilities arising from redeemable Units issued by the Sub-Trust are carried at the redemption amount representing the Unitholders' right to a residual amount of the Sub-Trust's Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units ("Net Assets").

The fair value of all securities and derivatives is determined according to the following policies.

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss (continued)

iii Fair Value Measurement Principles (continued)

(iii1) Debt Securities

Debt securities, comprising corporate debt, are valued on the basis of dealer supplied quotations or by using a third party pricing service. When a debt security has been identified as being in default, the interest accrual on the defaulted security may be stopped and, upon confirmation from relevant parties, the amount receivable may be written off.

(iii2) Exchange Listed Assets and Liabilities

The fair value of exchange traded financial investments, comprising common stock and short-term investments, is based upon quoted market prices at the year end date without any deduction for estimated future transaction costs.

(iii3) Money Market Investments

Money market investments are valued at amortized cost, which approximates fair value.

(iii4) Shares in Collective Investment Schemes

The fair value of investments in open-ended investment funds, including collective investment schemes, is based upon the official published Net Asset Value ("NAV") per share as supplied by the administrative agent of the funds in accordance with valuation policy of applicable funds as outlined in the respective Offering Memorandum.

(iii5) Derivatives

A derivative is an instrument whose fair value is derived from an underlying instrument, index reference rate or a combination of these factors. Derivative instruments may be privately negotiated contracts which are often referred to as over the counter ("OTC") derivatives or they may be listed and traded on an exchange. Derivative contracts may involve future commitments to purchase or sell financial instruments or commodities at specified terms on a specified date, or to exchange interest payment streams or currencies based on a notional or contractual amount.

Derivative contracts are stated at fair value and recognized as financial assets and financial liabilities on the Statements of Financial Position. Gains and losses resulting from the change in the fair value are reflected on the Statements of Comprehensive Income as a component of change in unrealized gain/(loss). Realized gains or losses are recorded on termination or from periodic cash flow payments.

(iii5a) Forward Foreign Currency Contracts

In a forward foreign currency contract, the Sub-Trust agrees to receive or deliver a fixed quantity of one currency for another, at a pre-determined price at a future date. Purchases and sales of forward foreign currency contracts having the same notional value, settlement date, counterparty and right to settle net are generally offset (which result in a net foreign currency position of zero with the counterparty) and any realized gains or losses are recognized on trade date.

Forward foreign currency contracts are valued at mid by third party pricing service providers.

(iii6) All Securities and Derivatives

If a quoted market price is not available from a third party pricing service or a dealer, or a quotation is believed to be materially inaccurate, the fair value of the investment is determined by using valuation techniques. Valuation techniques include the use of recent market transactions, reference to the current fair value of another investment that is substantially the same, discounted cash flow analyses or any other techniques that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions.

Such securities and derivatives shall be valued at their probable realization value as determined by a Valuer. The Valuer during the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019 was Goldman Sachs & Co. LLC and the valuation function was performed by Goldman Sachs Consumer and Investment Management Division Controllers (CIMD Controllers).

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss (continued)

iii Fair Value Measurement Principles (continued)

(iii6) All Securities and Derivatives (continued)

The investments have been valued in accordance with generally accepted accounting principles that require the use of certain estimates and assumptions. Although these estimates and assumptions are based on the best available information, actual results could be materially different from these estimates.

There were no securities where the Valuer was used to determine fair value during the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019.

iv Transfers between levels of the fair value hierarchy

Transfers between levels of the fair value hierarchy, if any, are deemed to have occurred at the beginning of the reporting year.

(d) Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents (short term, highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value), including time deposits and certificates of deposit, are valued at amortized cost, which approximates fair value.

Certificates of deposit and time deposits are reclassified from financial assets at fair value through profit or loss to cash and cash equivalents as they are short term, highly liquid, readily convertible to known amounts of cash and subject to an insignificant risk of changes in value.

	Cash Equivalent USD USI	s Equivalents
30-Sep-2020	4,079 3,817,92	1 3,822,000
30-Sep-2019	5,314 6,463,55	6,468,870

(e) Due from/to Brokers

Due from/to brokers consists primarily of cash collateral (for derivative contracts) and margin amounts receivable from/ payable to the Trust's clearing brokers and various counterparties. Collateral amounts due from/to broker balances are valued at cost. The amounts receivable from and payable to brokers represents cash settled in the Sub-Trust's broker accounts. These balances are related to cash held as collateral or margin on swaps and futures with clearing counterparties, futures margin cash receivable/payable to the Sub-Trust's futures clearing merchants, and centrally cleared swaps margin cash receivable/payable to the Sub-Trust's centrally cleared swaps clearing merchants.

These amounts are recognized initially at fair value and subsequently measured at amortized cost. The Sub-Trust's due from brokers balances are subject to the expected credit loss model within IFRS 9. No balances are considered impaired and no amounts have been written off in the period.

Collateral amounts and margin amounts included in due from/to brokers are disclosed in the Statements of Financial Position as at 30 September 2020 and 30 September 2019, respectively.

(f) Foreign Currency Translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate in effect at the date of the transaction. Assets and liabilities of the Sub-Trust denominated in foreign currencies are translated into the functional currency of the Sub-Trust at the foreign currency exchange rate in effect at the year end date.

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(f) Foreign Currency Translation (continued)

Foreign currency exchange differences arising on translation and realized gains and losses on disposals or settlements of assets and liabilities are recognized in the Statements of Comprehensive Income. Foreign currency exchange gains or losses relating to investments at fair value through profit or loss and all other foreign currency exchange gains or losses relating to monetary items, including cash, are reflected in the net realized gain/(loss) on investments or net change in unrealized gain/(loss) on investments in the Statements of Comprehensive Income.

(g) Redeemable Units

All redeemable participating Units issued by the Sub-Trust provides the Unitholders with the right to redeem for cash at the value proportionate to the Unitholder's share in the Sub-Trust's net assets on the redemption date. In accordance with IAS 32 "Financial Instruments: Presentation", such Units have been classified as a financial liability at the value of the redemption amount in the Statements of Financial Position. The Sub-Trust is contractually obliged to redeem Units in accordance with the Offering Memorandum.

(h) Distributions Payable to Holders of Redeemable Units

Distributions/Dividends payable on the redeemable participating Units are recognized in the Statements of Comprehensive Income as Finance Costs.

4. Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss

The three levels of the fair value hierarchy under the amendment to IFRS 13 "Fair Value Measurement" are described below.

Level 1 - Unadjusted quoted prices in active markets that are accessible at the measurement date for identical, unrestricted assets or liabilities;

Level 2 – Quoted prices in markets that are not active or financial instruments for which significant inputs are observable (including but not limited to quoted prices for similar securities, interest rates, foreign exchange rates, volatility and credit spreads), either directly or indirectly. This may include the Valuer's assumptions in determining fair value measurement;

Level 3 - Prices or valuations that require significant unobservable inputs (including the Valuer's assumptions in determining fair value measurement).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety shall be determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

4. Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss (continued)

The following tables show financial assets and financial liabilities recognized at fair value, analyzed between the three levels described previously:

Financial Assets measured at fair value 30-Sep-2020

30-36p-2020				
	Fair value measureme	ent at 30-Sep-2020		
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
Corporate Bonds	_	302,618,380	_	302,618,380
Investment Fund	460	_	_	460
Preferred Stocks	_	5,951,431	_	5,951,431
Forward Foreign Currency Contracts	_	4,221,947	_	4,221,947
Total	460	312,791,758		312,792,218
Financial Liabilities measured at fair value				
30-Sep-2020	F-1			
	Fair value measureme			T-1-1110D
Class also the tibles of falls and the same and and the	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial liabilities at fair value through profit or loss	8	4 000 000		4 000 000
Forward Foreign Currency Contracts		1,963,988		1,963,988
Total		1,963,988		1,963,988
30-Sep-2019	Fair value measureme	ent at 30-Sep-2019		
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
Corporate Bonds	_	336,675,597	_	336,675,597
Investment Fund	1,291,151	_	_	1,291,151
Preferred Stocks	_	6,225,927	_	6,225,927
Forward Foreign Currency Contracts		938,950	_	938,950
Total	1,291,151	343,840,474		345,131,625
Financial Liabilities measured at fair value 30-Sep-2019				
	Fair value measureme			
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial liabilities at fair value through profit or loss	5			
Forward Foreign Currency Contracts		3,830,585		3,830,585
Total		3,830,585		3,830,585

During the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, there were no transfers between Level 1, Level 2 and Level 3 of the fair value hierarchy for financial assets and financial liabilities which were recorded at fair value.

There were no securities leveled at Level 3 at 30 September 2020 and 30 September 2019.

Financial Assets and Financial Liabilities not carried at fair value but for which fair value is disclosed

Cash and cash equivalents and bank overdraft are classified as Level 1. All other assets and liabilities not measured at fair value but for which fair value is disclosed are classified as Level 2. Refer to the Statements of Financial Position for a breakdown of assets and liabilities and to Note 3(c) for a description of the valuation techniques.

Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities

Derivatives

In order to better define its contractual rights and to secure rights that will help the Sub-Trust mitigate its counterparty risk, the Sub-Trust may enter into an International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreement ("ISDA Master Agreement") or similar agreements with its derivative contract counterparties. An ISDA Master Agreement is a bilateral agreement between the Sub-Trust and a counterparty that governs OTC derivatives, including foreign exchange contracts, and typically contains, among other things, collateral posting terms and netting provisions in the event of a default and/or termination event. The provisions of the ISDA Master Agreement typically permit a single net payment in the event of a default (close-out netting) or similar event, including the bankruptcy or insolvency of the counterparty.

Collateral and margin requirements differ between exchange traded derivatives and OTC derivatives. Margin requirements are established by the broker or clearing house for exchange-traded and centrally cleared derivatives (financial futures contracts, options and centrally cleared swaps) pursuant to the governing agreements for those instrument types. Brokers can ask for margin in excess of the minimum in certain circumstances. Collateral terms are contract-specific for OTC derivatives (foreign currency exchange contracts, options and certain swaps). For derivatives traded under an ISDA Master Agreement, the collateral requirements are typically calculated by netting the mark-to-market amount for each transaction under such agreement and comparing that amount to the value of any collateral currently pledged by the Sub-Trust and the counterparty. Additionally, the Sub-Trust may be required to post additional collateral to the counterparty in the form of initial margin, the terms of which would be outlined in the confirmation of the OTC transaction.

For financial reporting purposes, cash collateral that has been pledged to cover obligations of the Sub-Trust and cash collateral received from the counterparty, if any, is reported separately on the Statements of Financial Position as due from/due to broker. Non-cash collateral pledged by the Sub-Trust, if any, is noted in the Schedules of Investments. Generally, the amount of collateral due from or to a counterparty must exceed a minimum transfer amount threshold before a transfer is required to be made. To the extent amounts due to the Sub-Trust from its counterparties are not fully collateralized, contractually or otherwise, the Sub-Trust bears the risk of loss from counterparty nonperformance. The Sub-Trust attempts to mitigate counterparty risk by only entering into agreements with counterparties that it believes to be of good standing and by monitoring the financial stability of those counterparties.

Additionally, the netting of assets and liabilities and the offsetting of collateral pledged or received are based on contractual netting/set-off provisions in the ISDA Master Agreement or similar agreements. However, in the event of a default or insolvency of a counterparty, a court could determine that such rights are not enforceable due to restrictions or prohibitions against the right of setoff that may be imposed due to a particular jurisdiction's bankruptcy or insolvency laws.

Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

Dorbestivo Accete(l)

Derivatives (continued)

The following tables set forth the Sub-Trust's net exposure for OTC derivative instruments that are subject to enforceable master netting arrangements or similar agreements at the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019.

Derivative Liabilities(f)

30-Sep-2020

_	Denvative Assets***	Derivative Liabilities***	_	_				
Counterparty	Forwards	Forwards	Net Derivative Assets (Liabilities)	Collateral (Received) Pledged ²⁾	Net Amount ^{co}			
Australia & New Zealand	1.246		1,246		1,246			
Banking Group Ltd								
Bank of America NA	386,011	(385,120)	891		891			
Barclays Bank PLC	72,324	(334.067)	(261,743)		(261,743)			
BNP Paribas SA	7.867		7,867	(7.867)				
Citibank NA	1,120,598	(25,461)	1,095,137	(480,000)	615,137			
Deutsche Bank AG	2,690	(14,795)	(12,105)		(12,105)			
HSBC Bank PLC	28,049		28,049		28,049			
JPMorgan Chase & Co	141,730	(238.953)	(97,223)		(97,223)			
Morgan Stanley	772,263	(395,314)	376,949		376,949			
Royal Bank of Canada		(1,265)	(1,265)		(1,265)			
Royal Bank of Scotland PLC		(3.671)	(3,671)		(3,671)			
State Street Bank & Trust Co	1,672,773	(154,231)	1,518,542	(1,040,000)	478,542			
UBSAG	10,157	(398.826)	(388,669)	388,669				
Westpac Banking Corp	6,239	(12,285)	(6,046)		(6,046)			
Total	4,221,947	(1,963,988)	2,257,959	(1,139,198)	1,118,761			

30-Sep-2019

	Derivative Assets®	Derivative Liabilities(1)			
Counterparty	Forwards	Forwards	Net Derivative Assets (Liabilities)	Collateral (Received) Pledged ³⁾	Net Amount [©]
Australia & New Zealand Banking Group Ltd		(19,995)	(19,995)		(19,995)
Bank of America NA	558		558		558
Barclays Bank PLC	33,882	(21,651)	12,231		12,231
BNP Paribas SA	568		548		568
Citibank NA	27,652	(1,484,479)	(1,456,827)	1,456,827	
Credit Suisse	46		46		46
Deutsche Bank AG		(97,070)	(97,070)		(97,070)
HSBC Bank PLC	85,497	(389,939)	(304,442)	110,000	(194,442)
JPMorgan Chase & Co	620,522	(74,490)	546,032	(546,032)	
Merrill Lynch	90,261	(1.367.984)	(1,277,723)	1,277,723	
Morgan Stanley	52,454	(15.542)	36,912		36,912
Royal Bank of Canada	1,308	(336,780)	(335,472)	140,000	(195,472)
Royal Bank of Scotland PLC	18,220	(366)	17,854		17,854
Standard Chartered Bank		(1,112)	(1,112)		(1,112)
State Street Bank & Trust Co.	7,982	(9.003)	(1,021)		(1,021)
UBS AG		(12.174)	(12,174)	12,174	
Total	938,950	(3,830,585)	(2,891,635)	2,450,692	(440,943)

The Gross amounts available for offset but not netted in the Statements of Financial Positions.

Not amount represents the net amount due (to) from counterparty in the event of a default based on the contractual sel-off rights under the agreement. Net amount excludes any over-collateralized amounts.

Gross amounts available for offset but not netted in the Statements of Financial Positions.

Pivel amount represents the net amount due (b) from counterparty in the event of a default based on the contractual set-off rights under the agreement. Net amount excludes any over-collateralized amounts.

Taxation

There are at present no corporation, income, capital gains, profits or other taxes in the Cayman Islands which would apply to the profits in respect of the Sub-Trust. Nor are there gift, estate or inheritance taxes in the Cayman Islands. The Trustee has applied for and has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands an undertaking in accordance with Section 81 of the Trusts Law (as amended) that for a period of 50 years from the date of the creation of the Master Trust no law which is thereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to the property comprised in or any income arising under the Sub-Trust or to the Trustee or Unitholders thereof in respect of any such property or income; provided that a Unitholder who is at any time resident or domiciled in the Cayman Islands (other than any object of a charitable trust or power or an exempted or ordinary non-resident company incorporated in the Cayman Islands) shall be liable in and in respect of such time to all and any tax and duty as if such undertaking had never been given and nothing in the relevant section of the Trusts Law shall be construed as exempting any such person resident or domiciled in the Islands from any law imposing any tax or duty referred to in the Trusts Law.

The Sub-Trust currently incurs withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain is recorded gross of withholding taxes in the Statements of Comprehensive Income. Withholding taxes are shown as a separate item in the Statements of Comprehensive Income.

For the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, withholding taxes were comprised of the following balances:

| 2020 | 2019 | | Interest Taxes | \$ 522,334 | \$ 390,894

The Sub-Trust invests in securities issued by entities which are domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non residents, such as the Sub-Trust. Typically, these capital gains taxes are required to be determined on a self assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Sub-Trust's brokers on a "withholding" basis.

In accordance with IAS 12 - Income Taxes, the Sub-Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Sub-Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances.

The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period.

There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment funds. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Sub-Trust. Therefore when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

For the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, the Sub-Trust has measured uncertain tax liabilities and related interest and penalties with respect to foreign capital gains taxes at nil. While this represents management's best estimate there remains a risk that foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Sub-Trust. This could happen without giving any prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a substantial loss to the Sub-Trust.

Significant Agreements and Related Parties

(a) Investment Management and Advisors Fee

Under the terms of the Management Agreement, the Investment Manager receives, from the assets of the Sub-Trust, a quarterly fee accruing daily and calculated and paid on a quarterly basis in arrears equal to 0.80% of the Sub-Trust's average NAV, determined as of the last business day of the applicable quarter end, adjusted to reflect any subscriptions, redemptions and distributions during the applicable calendar quarter. Subject to the consent of the Investment Manager or Trustee, the Investment Manager or Trustee reserve the right to waive fees, or impose greater or lesser fees on, or to rebate all or a portion of any of the investment management fees to any Unitholder, including affiliates of the Investment Manager, as may be agreed to by the Investment Manager, Trustee and the applicable Unitholder. The investment management fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the years ended 30 September 2019, respectively.

The Sub-Trust invests in an underlying fund which may pay investment management fees to the investment advisors who are related parties to GSAMI and GSAM Japan. The Sub-Trust indirectly bears the expenses paid by the underlying fund. The table below sets forth the fee rate for the underlying fund and is as follows:

	Annual Fee
Underlying Fund	Rate %
Goldman Sachs Funds PLC - US\$ Liquid Reserves Fund, Class X	nil

(b) Manager Fee

Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. ("MIBL" or "the Manager") serves as the Manager of the Sub-Trust

MIBL has been authorized as a commercial bank and is regulated in the Grand Duchy of Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). It was incorporated in Luxembourg as a société anonyme on 11 April 1974 as a majority—owned subsidiary of The Bank of Tokyo, Ltd.

The Manager receives, from the assets of the Sub-Trust, a fee accruing daily and paid on a quarterly basis in arrears equal to 0.05% of the Sub-Trust's average NAV. The manager fees for the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019 are disclosed in the Statements of Comprehensive Income, respectively.

(c) Administration and Transfer Agent Fee

Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") is the Sub-Trust's Administrator and Transfer Agent. The Administrator and Transfer Agent perform certain day-to-day administrative tasks on behalf of the Sub-Trust, including maintenance of the Sub-Trust's books and records, calculation of the NAV and payments of the Sub-Trust's expenses.

BBH is paid solely out of the assets of the Sub-Trust including asset-based, safekeeping, transaction, servicing and other fees as may be agreed upon from time to time with the Investment Manager. Additionally, at month end, the securities held by the Sub-Trust are segregated based on the transaction type and a fee rate is applied. The Sub-Trust will pay such fees monthly in arrears.

Annual administration and transfer agent charges on the value of month end average net assets will be assessed at the Sub-Trust level, based on the following schedule:

Assets up to USD 500 million	5.0 bps
Assets between USD 500 million - USD 1 billion	4.0 bps
Assets above USD 1 billion	3.0 bps

The administration and transfer agent fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, respectively.

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

(d) Distribution Fee

Until March 31, 2020, the Global Distributor received a fee, accruing daily and paid on a quarterly basis in arrears, equal to 0.80% of the Sub-Trust's average NAV, adjusted to reflect any subscriptions, redemptions or distributions during the applicable calendar quarter.

The Japanese Distributor receives a fee, accruing daily and paid on a quarterly basis in arrears, equal to 0.80% of the Sub-Trust's average NAV, adjusted to reflect any subscriptions, redemptions or distributions during the applicable calendar quarter.

The distribution fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, respectively.

(e) Trustee Fee

Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited acts as the Trustee for the Sub-Trust. The Trustee is responsible for the overall supervision of the Sub-Trust's assets, pursuant to the terms of the Declaration of Trust. The Sub-Trust will pay such fees, monthly in arrears, to the Trustee equal to 0.01% of the average NAV.

The trustee fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, respectively.

(f) Custodian Fee

The Trustee has delegated the responsibility for custody of the Sub-Trust's assets to BBH. The custodian carries out the usual duties regarding custody, cash and securities deposits, without any restriction. Fees are charged on safekeeping of securities on a monthly basis. At month end, the securities held by the Sub-Trust are segregated based on the country of origin. The USD equivalent fair value is derived for each security and a fee rate is applied based on country of origin.

The custodian fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, respectively.

(g) Agent Company Fee

Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd. acts as the Agent Company in Japan of the Sub-Trust. The Agent Company receives a fee, accruing daily and paid on a quarterly basis in arrears, equal to 0.03% of the Sub-Trust's average NAV.

The agent company fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019, respectively.

8. Redeemable Participating Units

Classes	Issue Price	Minimum Initial Subscription
AUD	AUD 10	AUD 100
BRL	USD 10	USD 100
CNY	USD 10	USD 100
EUR	EUR 10	EUR 100
GBP	GBP 10	GBP 100
JPY	JPY 10,000	JPY 10,000
MXN	USD 10	USD 100
USD	USD 10	USD 100

Units will be offered for sale on each business day at the NAV per Unit of the applicable class.

8. Redeemable Participating Units (continued)

Units are redeemable at the option of the Unitholder upon notice given in accordance with the terms of the Offering Memorandum. Units will be redeemed at the NAV per Unit of the applicable Class prevailing as of close of business on the applicable Redemption Date, provided that the Investment Manager may, in its sole discretion, reduce such amount by any expenses incurred in connection with such redemption.

As of 30 September 2020 and 30 September 2019 the Sub-Trust had only one Unitholder, which is a related party to the Manager.

The following summarizes the activity in the Sub-Trust's Units.

Number of Units								
	Class AUD	Class BRL	Class CNY	Class EUR	Class GBP	Class JPY	Class MXN	Class USD
Balance 30 September 2018	5,929,853	22,650,776	825,368	1,170,037	1,532,511	1,582,623	3,693,251	12,231,975
Subscriptions of redeemable participating Units	1,398,594	2.785.609	702.889	89,999	347,459	124.247	417,841	323.572
Redemptions of redeemable participating Units	(924,251)	(4,226,414)	(219.397)	(190,190)	(518,762)	(373,449)	(1.181,305)	(2.343.013)
Balance 30 September 2019	6,404,196	21,209,971	1,308,860	1,069,846	1,361,208	1,333,421	2,929,787	10,212,534
Subscriptions of redeemable participating Units	2,698,231	3,357,831	264,718	212,021	501,262	62,284	623,322	916,814
Redemptions of redeemable participating Units	(1,911,467)	(4,933,252)	(727,401)	(323,024)	(387, 253)	(164,447)	(678,306)	(1,717,905)
Balance 30 September 2020	7,190,960	19,634,550	846,177	958,843	1,475,217	1,231,258	2,874,803	9,411,443

9. NAV per Unit

The consideration received or paid for redeemable participating Units issued or re-purchased respectively is based on the value of the Sub-Trust's net assets value per redeemable participating Units at the date of the transaction.

The NAV and NAV per Unit for each Unit class outstanding for the Sub-Trust are as follows:

		30-Sep-2020				30-Sep-	2019	
Unit Class	Net A	Asset Value		NAV Per Unit	Net A	sset Value	NAV	Per Unit
Class AUD	USD	43,766,266	AUD	8.491512	USD	37,705,737	AUD	8.729577
Class BRL	USD	35,726,420	USD	1.819569	USD	57,129,917	USD	2.693541
Class CNY	USD	7,798,008	USD	9.215578	USD	11,627,761	USD	8.883887
Class EUR	USD	8,977,066	EUR	7.983957	USD	9,469,672	EUR	8.119097
Class GBP	USD	16,344,690	GBP	8.570172	USD	14,619,329	GBP	8.715384
Class JPY	USD	96,046,581	JPY	8,232.065967	USD	103,041,849	JPY	8,351.637609
Class MXN	USD	19,244,448	USD	6.694179	USD	21,352,166	USD	7.287959
Class USD	USD	87.831.349	USD	9.332399	USD	95.069.190	USD	9.309069

10. Distributions

Distributions are made at the election of the Investment Manager and the amounts declared and paid during the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019 are disclosed in the Statements of Comprehensive Income when net assets attributable to holders of redeemable participating Units are classified as a financial liability. Distributions to Unitholders reduce the Sub-Trust's NAV per Unit without any corresponding change in the number of Units per Unitholder. This results in a Unitholder's overall investment in the Sub-Trust being reduced. In addition, any distribution paid during a year which are in excess of the Sub-Trust's accumulated net income/(loss) from operations results in a portion of the distributions being a return of capital.

Financial Investments and Associated Risks

The Sub-Trust's investing activities expose it to various types of risks that are associated with the financial investments and markets in which it and its underlying Sub-Trust invest. These may be both derivative and non-derivative financial investments. The Sub-Trust's investment portfolio is comprised of debt and derivative investments at the period end. The Trustee has appointed the Investment Advisors to manage the risks of the Sub-Trust. The significant types of financial risks which the Sub-Trust is exposed to are market risk, liquidity risk and credit risk. The Offering Memorandum provides details of these and other types of risk some of which are additional to that information provided in these financial statements.

Asset allocation is determined by the Sub-Trust's Investment Advisors who manage the allocation of assets to achieve the investment objective as detailed in Note 2. Achievement of the investment objective involves taking risks. The Investment Advisors exercise judgment based on analysis, research and risk management techniques when making investment decisions. Divergence from the benchmark and/or the target asset allocation and the composition of the portfolio is monitored in accordance with the Sub-Trust's risk management policy.

The risk management policies employed in relation to the Sub-Trust are detailed below.

(a) Market Risk

The potential for changes in the fair value of the Sub-Trust's investment portfolio is referred to as market risk. Commonly used categories of market risk include currency risk, interest rate risk and other price risk.

- <u>Currency risk</u> may result from exposures to changes in spot prices, forward prices and volatilities of currency rates.
- Interest rate risk may result from exposures to changes in the level, slope and curvature of the various yield curves, the volatility of interest rates, mortgage prepayment speeds and credit spreads.
- Other price risk is the risk that the value of an investment will fluctuate as a result of changes in market prices
 other than those arising from currency risk or interest rate risk and may result from exposures to changes in
 the prices and volatilities of individual equities, equity baskets, equity indices, and commodities.

The market risk strategy is driven by the Sub-Trust's investment risk and return objectives.

Market risk is managed through the application of risk budgeting principles. The Investment Advisor determines an appropriate risk target, commonly referred to as Tracking Error, employing a risk budgeting framework.

A Market Risk Analysis Group at Goldman Sachs ("IMD MRA") is responsible for independently monitoring, analyzing and reporting the market risks taken by the Investment Advisors. IMD MRA uses a number of risk metrics to monitor the market risks including monitoring sensitivities, and Tracking Error.

Details of the Sub-Trust's investment portfolio at the reporting date are disclosed in the Schedules of Investments. All individual debt, equity, collective investment schemes and derivative investments are disclosed separately.

(i) Currency Risk

Each currency class of the Sub-Trust will seek to hedge against each relevant currency. This is referred to as Class Hedging. The performance of the BRL Class, CNY Class and MXN Class may diverge materially from the performance of the Investments, because fluctuations in the exchange rate between U.S. Dollars and the respective class currencies will affect the performance of the BRL Class, CNY Class and MXN Class Units. Moreover, where a Unitholder invests in Units of a Hedged Class that are hedged into a class currency other than the home currency of the Unitholder's own jurisdiction, such Unitholder will be exposed to the significant risk that the class currency will depreciate against such home currency.

Hedging with the relevant class currency is not necessarily complete and each currency class may be subject to currency exchange fluctuation of the currency in which the Units have been issued.

As the denomination currency of the BRL Class, CNY Class and MXN Class are USD, the NAV per Unit of those classes is also subject to the USD/BRL rate, USD/CNY rate and USD/MXN rate, respectively.

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(i) Currency Risk (continued)

In principle, each class of the Sub-Trust is hedged to the currency of that class. Hedging gains and losses, with respect to hedging activity undertaken by the Sub-Trust on behalf of a currency class, are allocated solely to that respective currency class.

The Sub-Trust may invest in financial investments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Sub-Trust may be exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Sub-Trust's assets or liabilities denominated in currencies other than its functional currency. Please refer to the Schedules of Investments of the Sub-Trust which details investments in currencies other than its functional currency. At 30 September 2020 and 30 September 2019, substantially all material non-USD investments were hedged to the USD.

When an investor invests into a Unit class which is in a different currency to the base currency of the Sub-Trust in which it invests, the currency risk of the investor will be different to the currency risk of the Sub-Trust.

The following table sets forth a sensitivity analysis showing gains and losses that would be associated with changes in the currency markets. This sensitivity analysis is based on a change in the base currency of the Sub-Trust versus all other currencies. Each line shows the contribution of each currency to the resulting total fund Net Income, that also has an impact on the NAV per Unit in each relevant currency. The currency risk sensitivity analysis includes monetary and non-monetary items while also considering the hedging effect resulting from the use of derivatives.

Impact on NAV for 10% Currency Appreciation/Depreciation

Currency	30-Sep-2020 Appreciation	30-Sep-2020 Depreciation	30-Sep-2019 Appreciation	30-Sep-2019 Depreciation
BRL*	1,1%	(1,1%)	1.6%	(1.6%)
CNY*	0.2%	(0.2%)	0.3%	(0.3%)
MXN*	0.6%	(0.6%)	0.6%	(0.6%)
Impact on Net Assets	1.9%	(1.9%)	2.5%	(2.5%)

*These sensitivity figures show the impact on the Sub-Trust's overall NAV and Net Income. However, the BRL, CNY and MXN impact is wholly attributable to the BRL, CNY and MXN Classes, respectively. The BRL, CNY and MXN Classes are each denominated in USD and implement a currency overlay strategy (the BRL Class implements a BRL currency overlay, the CNY Class implements a CNY currency overlay and the MXN class implements a MXN currency overlay). Therefore, a 10% appreciation/depreciation in the respective currency will impact the net assets of the respective BRL, CNY and MXN Classes by +/-10% and will not have any impact on the other classes.

The above analysis illustrates the impact associated with changes in the currency market that are reasonably possible over a six month and one year period, respectively, and these do not include stress scenarios when market moves and changes in correlations and liquidity may result in larger overall gains or losses.

The Sub-Trust had the following currency concentrations, including hedging, greater than +/-5% of NAV as at 30 September 2020 and 30 September 2019:

Currency	Currency concentration 30-Sep-2020	Currency concentration 30-Sep-2019
JPY	30.60%	29.46%
AUD	14.04%	10.75%
BRL	11.50%	16.31%
MXN	6.16%	6.01%
GBP	5.34%	LA.
*Amount is less than 5%.		

Financial Investments and Associated Risks (continued) 11.

Market Risk (continued) (a)

Interest Rate Risk (iii)

The Sub-Trust may invest in fixed income securities and corporate debt. Any change to the relevant interest rates for particular securities may result in the Investment Advisors being unable to secure similar returns on the expiry of the contracts or the sale of securities. In addition, changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held. In general, if interest rates rise, the value of the fixed income securities will decline. A decline in interest rates will in general have the opposite effect.

The Sub-Trust may invest in instruments in desired currencies at fixed, floating and zero rates of interest.

The following table sets forth the interest rate exposures for various currencies in the Sub-Trust and the impact that is associated with changes in the interest rates. This sensitivity analysis is based on a change in the interest rates applicable to one currency while holding all other interest rates constant, except for the Total Portfolio, which assumes all interest rates move simultaneously by the same number of basis points. A parallel shift of 75bps means that all interest rates along a curve will change by either a 75bps increase or decrease (i.e. a 0.75% increase or decrease).

Sensitivity percentages have been changed this period to more appropriately reflect prevailing market conditions.

At 30 September 2020, a positive/negative parallel shift for interest rates represents a +/-50bps parallel shift in the yield curve for developed interest rates and a +/-125bps shift for emerging markets interest rates. Developed markets are the group of the Eurozone countries, Australia, Canada, Switzerland, Denmark, the United Kingdom, Japan, Norway, New Zealand, Sweden and the United States of America.

At 30 September 2019, a positive/negative parallel shift for interest rates represents a +/-75bps parallel shift in the yield curve for developed interest rates and a +/-125bps shift for emerging markets interest rates. Developed markets are the group of the Eurozone countries, Australia, Canada, Switzerland, Denmark, the United Kingdom, Japan, Norway, New Zealand, Sweden and the United States of America.

Currency	Impact on NAV for parallel shift						
	30-Sep-2020 Positive	30-Sep-2020 Negative	30-Sep-2019 Positive	30-Sep-2019 Negative			
USD	(1.7%)	1.7%	(2.8%)	2.8%			
EUR	(0.5%)	0.5%	(0.8%)	0.8%			
GBP	(0.3%)	0.3%	(0.3%)	0.3%			
Total Portfolio	(2.5%)	2.5%	(3.9%)	3.9%			

The above analysis illustrates the impact associated with changes in the interest rate market that are reasonably possible and exclude changes in the slope of both interest and credit curves. These scenarios also do not include stress scenarios when market moves and changes in correlations and liquidity may result in larger overall gains or losses. In addition, given the maturity profile of the investments as disclosed in the Schedules of Investments, changes in the credit curve could have a significant impact on the NAV of the Sub-Trust.

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(ii) Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the financial assets and liabilities of the Sub-Trust is as follows:

At 30-Sep-2020

				Non Interest	
	Up to 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Bearing	Total
Assets					
Cash and cash equivalents	3,817,921	-	-	4,079	3,822,000
Financial assets held for trading and/or					
hedging	10,574,016	112,572,869	185,422,925	4,222,408	312,792,218
Other assets	-	-	_	5,287,508	5,287,508
Total Assets	14,391,937	112,572,869	185,422,925	9,513,995	321,901,726
Liabilities					
Financial liabilities held for trading and/or					
hedging	-	-	-	1,963,988	1,963,988
Payable for investments purchased	-	-	-	625	625
Other liabilities	-	-	-	4,202,285	4,202,285
Total Liabilities excluding Net Assets					
Attributable to Holders of Redeemable					
Participating Units	-	-	-	6,166,898	6,166,898

At 30-Sep-2019

				Non Interest	
	Up to 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Bearing	Total
Assets					
Cash and cash equivalents	6,463,556	-	-	5,314	6,468,870
Financial assets held for trading and/or					
hedging	13,638,791	83,779,940	245,482,793	2,230,101	345,131,625
Other assets	_	_	_	8,512,946	8,512,946
Total Assets	20,102,347	83,779,940	245,482,793	10,748,361	360,113,441
Liabilities					
Financial liabilities held for trading and/or					
hedging	_	_	_	3,830,585	3,830,585
Payable for investments purchased	_	-	-	3,117,645	3,117,645
Other liabilities	-	-	_	3,149,590	3,149,590
Total Liabilities excluding Net Assets					
Attributable to Holders of Redeemable					
Participating Units	_	-	-	10,097,820	10,097,820

(iii) Other Price Risk

Other price risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate as a result of changes in market prices, other than those arising from currency risk or interest rate risk whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or any factor affecting financial investments traded in the market.

As the Sub-Trust's financial investments are carried at fair value with fair value changes recognized in the Statements of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units.

The Sub-Trust's investments in collective investment schemes/mutual funds are based upon the NAV as supplied by the underlying funds, in accordance with the valuation policy of the applicable fund as outlined in its Offering Memorandum. While it is expected that the assets of the mutual funds will generally be valued by an independent third party administrator or other service provider, there may be circumstances in which certain securities or other assets of a mutual fund may not have a readily ascertainable market price. In such circumstances, the manager of the relevant mutual fund may be required to value such securities or instruments.

The Sub-Trust is not exposed to any material other price risk.

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(iv) Limitations of Sensitivity Analysis

Some of the limitations of the sensitivity analysis tables above include:

- the analysis is based on historical data and cannot take account of the fact that future market price movements, correlations between markets and levels of market liquidity may bear no relation to historical patterns;
- the analysis is a relative estimate of risk rather than a precise and accurate number;
- the analysis represents a hypothetical outcome and is not intended to be predictive; and
- future market conditions could vary significantly from those experienced in the past.

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Sub-Trust will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Among other things liquidity could be impaired by an inability to access secured and/or unsecured sources of financing, an inability to sell assets or unforeseen outflows of cash or collateral or violations of counterparty or prime broker terms or covenants. This situation may arise due to circumstances outside of the Sub-Trust's control, such as a general market disruption or an operational problem affecting the Sub-Trust or third parties. Also, the ability to sell assets may be impaired if other market participants are seeking to sell similar assets at the same time.

The Sub-Trust's financial assets and financial liabilities include investments in derivative contracts traded over the counter, which are not traded in an organized public market and which may be illiquid and in investments which may represent a significant percentage of issue size. As a result, the Sub-Trust may not be able to liquidate quickly some of these investments at an amount close to fair value in order to meet requirements, or to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer. The forced liquidation of investment positions may cause financial losses.

The Sub-Trust's investments include collective investment schemes, which may impose greater restrictions on redemptions than those imposed by the Sub-Trust. This may include offerings less frequent redemption dates than are offered by the Sub-Trust to its Unitholders.

The Sub-Trust provides for the subscription and redemption of Units and it is therefore exposed to the liquidity risk associated with Unitholder redemptions in accordance with the terms in the Offering Memorandum. The Sub-Trust's Offering Memorandum provides for the daily subscription and redemption of Units.

The Sub-Trust is managed to include liquid investments sufficient to meet normal liquidity needs although substantial redemptions of Units in the Sub-Trust could require the Sub-Trust to liquidate its investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the redemptions. These factors could adversely affect the value of the Units redeemed and the valuation of the Units that remain outstanding and the liquidity of the Sub-Trust's remaining assets if more liquid assets have been sold to meet redemptions.

The Trustee may limit or suspend redemptions in certain circumstances, including, but not limited to, when the determination of NAV has been suspended; where the disposal of part or all of the Sub-Trust's assets to meet such redemption requests would, in the reasonable opinion of the Trustee, be prejudicial to Unitholders; or under extraordinary circumstances beyond the control of the Trustee. With respect to any redemption, having consulted with the Investment Manager, the Trustee may reserve amounts from the redemption proceeds for any expenses, liabilities or contingencies, even if such reserves are not required by IFRS.

Locathon 2 2 months of Creater than 4

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk (continued)

30 September 2020

	Less than 3	3 months - 1 Gr	eater than 1	
Liabilities	months	year	year	Total
Forward foreign currency contracts	1,778,661	185,327	-	1,963,988
Due to brokers:				
Collateral amounts	1,710,000	-	-	1,710,000
Payable for Units redeemed	960,904	-	-	960,904
Payable for investments purchased	625	-	-	625
Investment management fees payable	657,574	-	-	657,574
Distribution fees payable	657,564	-	-	657,564
Audit fees payable	75,000	-	-	75,000
Manager fees payable	42,005	-	-	42,005
Administration fees payable	25,214	-	-	25,214
Agent company fees payable	24,659	-	-	24,659
Legal fees payable	24,144	-	-	24,144
Custodian service fees payable	19,007	-	-	19,007
Trustee fees payable	5,842	-	-	5,842
Miscellaneous fees payable	372	-	-	372
*Net Assets Attributable to Unitholders	315,734,828	-	-	315,734,828
Total Liabilities	321,716,399	185,327	-	321,901,726

^{*} Payable upon demand.

As at 30 September 2019, all liability amounts were due within three months.

As at 30 September 2020, gross inflows and gross outflows for forward foreign currency contracts were USD 505,423,579 and USD 503,165,620, respectively.

As at 30 September 2019, gross inflows and gross outflows for forward foreign currency contracts were USD 527,626,432 and USD 530,518,067, respectively.

Forward foreign currency contracts are generally settled net.

Financing arrangements include derivative transactions.

Expiration or termination of available financing for leveraged positions, and the requirements to post collateral in respect of changes in the fair value of leveraged exposures or changes in advance rates or other terms and conditions of the Sub-Trust's financing arrangements, can result in adverse effects to the Sub-Trust access to liquidity and ability to maintain leveraged positions, and may cause the Sub-Trust to incur material losses. The Sub-Trust may borrow or utilize other forms of leverage (on a secured and unsecured basis) for any purpose including, increasing investment capacity, and covering operating expenses or for the settlement of transactions. However, there is no guarantee that any such arrangements for obtaining leverage will be available, or, if available, will be available on terms and conditions acceptable to the Sub-Trust. Unfavorable economic conditions also could increase funding costs, limit access to the capital markets or result in a decision by lenders not to extend credit to the Sub-Trust.

The use of leverage also increases risk as it magnifies the effect of any volatility in fair values on the Sub-Trust's Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units.

A decline in the market value of the Sub-Trust's assets may have particular adverse consequences in instances where they have borrowed money on the market value of those assets. A decrease in the market value of those assets may result in the lender (including derivative counterparties) requiring the Sub-Trust to post additional collateral or otherwise sell assets at a time when it may not be in the Sub-Trust's best interest to do so.

(c) Credit Risk

Credit risk is the risk that one party to a financial investment will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation.

38

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

The Investment Advisors have adopted procedures to reduce credit risk related to its dealings with counterparties or issuers in the Sub-Trust. Before transacting, the Investment Advisors or their related parties evaluate both creditworthiness and reputation by conducting a credit analysis of the party, their business and reputation. The credit risk of approved counterparties or issuers is then monitored on an ongoing basis, including periodic reviews of financial statements and interim financial reports as needed.

In order to reduce exposure to credit losses, some over-the-counter derivative agreements entered into by the Sub-Trust permit netting of transactions arising under such agreements, excluding those with counterparties executing only spot foreign exchange contracts. While such netting rights do not result in an offset of reported assets and liabilities, they do provide for the reduction of credit risk on favorable over-the-counter transactions with a single counterparty to the extent of the value of unfavorable over-the-counter transactions with the same counterparty upon the occurrence of an event of default or termination event as all over-the-counter transactions with the counterparty under such agreement are terminated and amounts owed from and amounts payable to the counterparty are settled on a net basis.

Debt securities are subject to the risk of issuer's or a guarantor's inability to meet principal and interest payments on its obligations and are subject to price volatility due to factors such as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer, and general market liquidity.

The Sub-Trust is subject to a number of risks relating to the insolvency, administration, liquidation or other formal protection from creditors ("Insolvency") of the Custodian or any sub-custodian / Trustee. These risks include without limitation:

- The loss of all cash held with the Custodian or sub-custodian / Trustee which is not being treated as client money both at the level of the Custodian and any sub-custodians / Trustee ("client money").
- ii. The loss of all cash which the Custodian or sub-custodian / Trustee has failed to treat as client money in accordance with procedures (if any) agreed with the Sub-Trust.
- iii. The loss of some or all of any securities held on Sub-Trust which have not been properly segregated and so identified both at the level of the Custodian and any sub-custodians / Trustee ("Trust Assets") or client money held by or with the Custodian or sub-custodian / Trustee.
- iv. The loss of some or all assets due to the incorrect operation of accounts by the Custodian or sub-custodian / Trustee or due to the process of identifying and transferring the relevant Trust Assets and/or client money including any deduction to meet the administrative costs of an insolvency.
- Losses caused by prolonged delays in receiving transfers of balances and regaining control over the relevant assets.

An insolvency could cause severe disruption to the Sub-Trust's investment activity. In some circumstances, this could cause the Investment Manager to temporarily suspend the calculation of the NAV and dealing in Units.

Cash held with the Trustee may be pooled with the Trustee's cash and in respect of that cash the Sub-Trust may rank as a general creditor of the Trustee in the event of the Trustee's insolvency. Non cash collateral held with the Custodian are held in segregated accounts and are not expected to be pooled and therefore should not be available to other creditors of the Trustee in the event of an insolvency. The Trustee may also appoint sub-custodians to hold certain assets on behalf of the Sub-Trust. In the case of bankruptcy or insolvency of a sub-custodian, the Sub-Trust's rights with respect to those assets may be delayed, limited or reduced.

At 30 September 2020 and 30 September 2019, the following financial assets were exposed to credit risk: investments in debt investments, derivative financial assets, cash and cash equivalents and other receivables. The carrying amounts of financial assets best reflect the maximum counterparty credit risk exposure at the reporting date.

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

The maximum exposure to credit risk (excluding notional values on forward foreign currency contracts) as at the reporting date can be analyzed as follows. Amounts in the table below are based on the market value.

Instrument Type	30-Sep-2020 USD	30-Sep-2019 USD
Cash and cash equivalents	3,822,000	6,468,870
Investments*	308,569,811	342,901,524
Interest receivable	4,387,266	4,610,691
Dividend receivable	-	17,946
Due from brokers:		
Collateral amounts	430,000	3,400,000
Forward foreign currency contracts	4,221,947	938,950
Receivable for Units subscribed	470,242	484,309
Total	321,901,266	358,822,290

Open ended investment companies and common stock investments are not included in the investments total used in this table since they do not expose the SubTrust to direct credit risk.

The Sub-Trust has the following exposure to issuer credit risk:

Security ratings, if any, are obtained from S&P/Moody's/Fitch Investor Service.

30-Sep-2020	30-Sep-2019
0.32	0.37
9.67	11.23
74.81	77.84
14.47	9.62
	1.41
0.73	(0.47)
100.00%	100.00%
	0.32 9.67 74.81 14.47 0.73

The table above indicates the credit quality of the Sub-Trust's investments. Counterparties or issuers are either rated investment grade in their own right or if not rated then an entity in the corporate family tree has such a rating and the Credit Risk Management and Advisory department of the Investment Manager believes there is strong implicit support from the rated entity to the counterparty or issuer. The Investment Advisors have a credit policy in place and the exposure to credit risk is monitored on an ongoing basis.

A credit default swap is an agreement that involves one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive protection on a reference security or obligation. As a seller of protection, the Sub-Trust generally receives a payment stream throughout the term of swap, provided that there is no credit event. In addition, if the Sub-Trust sells protection through a credit default swap, the Sub-Trust could suffer a loss because the value of the reference obligation may be less than the premium payments received. Upon the occurrence of a specific credit event, the Sub-Trust, as a seller of credit protection, may be required to take possession of the defaulted reference obligation and pay the buyer an amount equal to the notional amount of the swap in a physical settled trade. The Sub-Trust may also pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap reduced by the recovery value of the reference obligation in a cash settled trade. Recovery values are at times established through the credit event auction process in which market participants are ensured that a transparent price has been set for the defaulted security or obligation. In addition, the Sub-Trust is entitled to a return of any assets, which have been pledged as collateral to the counterparty. The notional amount of the Sub-Trust's credit default swaps, if any, is disclosed in the Schedules of Investments. There were no credit default swaps as at 30 September 2020 and 30 September 2019.

The following table sets forth concentrations of counterparty or issuer credit risk greater than 5% of the net assets attributable to holders of redeemable participating Units.

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

	30-Sep-2020		30-Sep-2019
Concentration		% of Net Assets	
Bank of America	.^		5.44

[&]quot;Amount is less than 5%

The Sub-Trust measures credit risk and expected credit losses using probability of default, exposure at default and loss given default. Management consider both historical analysis and forward looking information in determining any expected credit loss. Management consider the probability of default to be close to zero as the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. As a result, no loss allowance has been recognized based on 12-month expected credit losses as any such impairment would be wholly insignificant to the Sub-Trust.

(d) Additional Risks

Additional risks include, but are not limited to the following;

(i) Capital Risk Management

The capital of the Sub-Trust is represented by the Net Assets Attributable to Holders of Redeemable participating Units. The amount of the Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units can change significantly on a daily basis as the Sub-Trust is subject to daily subscriptions and redemptions at the discretion of Unitholder. The Sub-Trust's objective when managing capital is to safeguard the Sub-Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for Unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Sub-Trust.

(ii) Concentration Risk

The Sub-Trust may invest in a limited number of investments and investment themes. A consequence of a limited number of investments is that performance may be more favorably or unfavorably affected by the performance of an individual investment.

(iii) Operational Risk

Operational risk is the potential for loss caused by a deficiency in information, communications, transaction processing and settlement, and accounting systems. The Sub-Trust's service providers, as shown in Note 7, maintain controls and procedures for the purpose of helping to manage operational risk. Reviews of the service levels of service providers are performed on a regular basis by the Investment Advisors. No assurance is given that these measures will be 100% effective.

(iv) Legal, Tax and Regulatory Risks

Legal, tax and regulatory changes could occur during the duration of the Sub-Trust which may adversely affect the Sub-Trust.

With respect to tax, the Sub-Trust may be subject to taxation on capital gains, interest and dividends in certain jurisdictions where the Sub-Trust invests.

Financial Investments and Associated Risks (continued) 11.

Additional Risks (continued) (d)

(iv) Legal, Tax and Regulatory Risks (continued)

The interpretation and applicability of the tax law and regulations by tax authorities at times may not be clear or consistent. Tax obligations where probable and estimable are recorded as liabilities. However, some tax obligations are subject to uncertainty and may result in additional tax liabilities, interest and penalties based on future actions, interpretations or judgments of these authorities covering current and past tax positions. Accounting standards may also change, creating or removing an obligation for the Sub-Trust to accrue for a potential tax liability. Consequently, it is possible that certain potential tax obligations which currently are not probable may become so which may result in additional tax liabilities for the Sub-Trust in the future and these additional liabilities may be material. Because of the foregoing uncertainties, the NAV may not reflect the tax liabilities ultimately borne by the Sub-Trust, including at the time of any subscriptions, redemptions or exchanges of interests in the Sub-Trust, which could have an adverse impact on investors at that time.

Additional details of risk not disclosed in these financial statements can be found in the Sub-Trust's Offering Memorandum.

12. Credit Institutions

As at 30 September 2020 and 30 September 2019, all cash and cash equivalents and amounts due from/to brokers were held by the following credit institutions with a credit rating of A or higher. Credit institution ratings are obtained from S&P's / Moody's Investors Service / Fitch Ratings and are unaudited.

Assets	30-Sep-2020		30-Sep	o-2019
		% of Net		% of Net
Counterparty	USD	Assets	USD	Assets
Brown Brothers Harriman & Co.(1)	4,079	0.00(4)	5,314	0.00(4)
Brown Brothers Harriman & Co.	32,585	0.01	15,266	0.01
JPMorgan Chase & Co. [∅]	-		6,448,290	1.84
Sumitomo Mitsui Banking Corporation(2)	3,785,336	1.20		
Total cash and cash equivalents	3,822,000	1.21	6,468,870	1.85
Due from brokers:(3)				
Citibank NA			1,540,000	0.44
HSBC Bank PLC			110,000	0.03
Merrill Lynch			1,290,000	0.37
Royal Bank of Canada PLC			140,000	0.04
UBS AG	430,000	0.14	320,000	0.09
Total due from brokers	430,000	0.14	3,400,000	0.97

⁵Unrestricted – Custodian cash account ²Time Deposit.

JPMorgan Chase & Co

State Street Bank & Trust Co.

[™]Restricted – cash collaboral for forward foreign currenc [™]Reflects actual amounts rounding to less than 0.005%

Liabilities	30-Sep-2020		0 30-Sep-2019	
Counterparty	USD	% of Net Assets	USD	% of Net Assets
Due to brokers:(1)				
Australia and New Zealand Banking Group Ltd			310,000	0.09
Bardays Bank PLC	70,000	0.02		
BNP Paribas	120,000	0.04		
Citibank NA	480 000	0.15		

1,040,000

1,710,000

0.19

0.28

670.000

980,000

0.33

Total due to brokers rd foreign currency contract

13. Exchange Rates

The following exchange rates (against USD) were used to convert the investments and other assets and liabilities denominated in currencies other than USD:

	30-Sep-2020	30-Sep-2019
Australian Dollar (AUD)	1.395187	1.482690
Canadian Dollar (CAD)	1.335750	1.324000
Euro (EUR)	0.852769	0.917263
British Pound (GBP)	0.773515	0.811491
Japanese Yen (JPY)	105.530000	108.075000

14. Soft Commissions

The Sub-Trust may pay commissions for execution only and/or for execution and investment research. The Sub-Trust did not otherwise enter into any third party soft commission arrangements for the years ended 30 September 2020 and 30 September 2019.

15. Contingent Liabilities

There were no contingent liabilities as at 30 September 2020 and 30 September 2019.

16. Other Matters

During the period, global markets experienced a significant increase in volatility across all financial instruments as a result of the COVID-19 pandemic. The situation is being actively monitored and any significant developments pertaining to changes in the operation of the Sub-Trust will be communicated to investors.

17. Subsequent Events

No events occurred subsequent to 30 September 2020 that would require adjustment to, or disclosure in these financial statements.

18. Indemnifications

The Sub-Trust may enter into contracts that contain a variety of indemnifications. The Sub-Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

19. Approval of the Financial Statements

The Trustee has approved the financial statements on 29 December 2020 and the financial statements may not be amended after issuance.



有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

Holdings in Local		Coupon Rate	Maturity	Fair Value	% of Net
Currency	Description	%	Date	USD	Assets
	Bonds				
	Corporate Bonds				
	British Pound				
1,750,000	Aviva PLC(*)(b)	6.13	29/09/2022	2,433,837	0.77
1,350,000	Aviva PLC(n)	6.13	16/11/2026	2,112,087	0.67
1,400,000	AXA SA(*)(b)	5.45	04/03/2026	2,056,824	0.65
1,300,000	AXA SA(ii) (b)	6.69	06/07/2026	2,039,096	0.65
1,650,000	AXA SA(3)	5.63	16/01/2034	2,647,512	0.84
1,200,000	Bank of Ireland Group PLC(1)	3.13	19/09/2022	1,550,584	0.49
750,000	Barclays PLC(*)	3.75	22/11/2025	1,009,198	0.32
300,000	Direct Line Insurance Group PLC	4.00	05/06/2032	428,911	0.14
550,000	Intesa Sanpaolo SpA	5.15	10/06/2030	770,963	0.25
1,200,000	Legal & General Group PLC(8)	5.38 7.63	27/10/2025 22/04/2025	1,777,105	0.56
1,000 2.500.000	Lloyds Bank PLC M&G PLC(N)	5.63	20/10/2031	1,640 3.769.554	1.19
500,000	M&G PLC®	6.25	20/10/2031	786,413	0.25
2.100,000	Prudential PLC	6.13	19/12/2031	3,592,123	1.14
1,750,000	RL Finance Bonds No. 2 PLC(1)	6.13	30/11/2023	2,534,749	0.80
1,100,000	RL Finance Bonds No. 4 PLC(3)	4.88	07/04/2039	1,491,933	0.47
1,200,000	RSA Insurance Group PLC(x)	5.13	10/10/2025	1,780,552	0.56
1,200,000	The three ends to the	0.10		30,783,081	9.75
	Euro				
1,300,000	Allianz SE(*)	3.10	06/07/2027	1,718,131	0.54
1,850,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance Co Ltd(1)	3.50	01/10/2026	2,452,618	0.78
3,200,000	Assicurazioni Generali SpA(1)	5.50	27/10/2027	4,414,219	1.40
1,950,000	AXA SA(s) (b)	3.94	07/11/2024	2,507,764	0.79
2,900,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	3.50	10/02/2027	3,794,451	1.20
500,000	Banco de Sabadell SA(s)	5.38	12/12/2023	600,250	0.19
1,700,000	Banco de Sabadell SA	5.63	06/05/2026	2,109,985	0.67
4,200,000	Banco Santander SA	3.25	04/04/2026	5,433,801	1.72
1,500,000	Bankia SA ⁽ⁿ⁾	3.75	15/02/2024	1,860,116	0.59
900,000	Barclays PLC(10)	2.00	07/02/2023	1,046,150	0.33
1,600,000	BAWAG Group AG(t)	2.38	26/03/2024	1,918,498	0.61
4,600,000	Belfius Bank SA BNP Paribas SA(**)	3.13 2.63	11/05/2026 14/10/2022	6,047,810	1.92 0.31
800,000	BNP Paribas SA	2.88	01/10/2022	970,461	1.00
2,400,000 1,400,000	CaixaBank SA(a)	2.75	14/07/2023	3,141,578 1,688,313	0.53
1,900,000	CNP Assurances(a)	4.50	10/06/2027	2,606,322	0.83
300,000	Commerzbank AG(3)	4.00	05/09/2025	359,246	0.11
2,100,000	Commonwealth Bank of Australia(*)	1.94	03/10/2024	2,539,794	0.80
1,100,000	Credit Agricole SA(1)	1.63	05/06/2025	1,321,565	0.42
700,000	Deutsche Bank AG	4.50	19/05/2026	872,035	0.28
2.200.000	Deutsche Pfandbriefbank AG(1)	2.88	28/06/2022	2,518,559	0.80
1,000,000	ING Groep NV(a)	1.63	26/09/2024	1,195,423	0.38
550,000	NN Group NV(a)	4.63	08/04/2024	715,903	0.23
2,550,000	NN Group NV ^(a)	4.63	13/01/2028	3,506,077	1.11
1,000,000	Raiffeisen Bank International AG	6.00	16/10/2023	1,336,432	0.42
400,000	Raiffeisen Bank International AG(s)	2.88	18/06/2027	480,495	0.15
1,400,000	UniCredit SpA(*)	4.38	03/01/2022	1,688,909	0.53
1,200,000	Volksbank Wien AG(ii)	2.75	06/10/2022	1,375,297	0.44
2,400,000	XLIT Ltd(x)	3.25	29/06/2027	3,109,760	0.98
				63,329,962	20.06
	United States Dollar				
4,800,000	ABN AMRO Bank NV®	4.40	27/03/2023	5,053,592	1.60
6,250,000	ABN AMRO Bank NV®	4.75	28/07/2025	7,056,238	2.24
1,700,000	AerCap Holdings NV ^(a)	5.88	10/10/2024	1,304,750	0.41

GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund Schedule of Investments As at 30 September 2020

Holdings in Local		Coupon Rate	Maturity	Fair Value	% of Net
Currency	Description	%	Date	USD	Assets
	Bonds (continued)				
	Corporate Bonds (continued)				
	United States Dollar (continued)				
1,000,000	Arch Capital Finance LLC	5.03	15/12/2046	1,269,448	0.40
1,200,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance	5.13	01/06/2028	1,376,332	0.44
1,700,000	Co Ltd ⁽ⁱⁱ⁾ Australia & New Zealand Banking Group Ltd ⁽ⁱⁱ⁾	4.40	19/05/2026	1,916,883	0.61
2,600,000	Banco Santander SA	5.18	19/11/2025	2,951,569	0.93
1,700,000	Bank of America Corp(10)(0)	6.50	23/10/2024	1,887,112	0.60
2,500,000	Bank of America Corp(10)(0)	6.10	17/03/2025	2,700,618	0.86
5,425,000	Bank of America Corp(N)(0)	6.30	10/03/2026	6,135,541	1.94
1,225,000	Bank of America Corp	4.18	25/11/2027	1,404,260	0.44
650,000	Bank of America Corp(1)	3.97	05/03/2028	745,593	0.24
100,000	Bank of America Corp	6.11	29/01/2037	140,936	0.04
2,400,000	Bank of Ireland Group PLC(a)	4.13	19/09/2022	2,385,000	0.76
2,550,000	Bank of Montreal(a)	3.80	15/12/2027	2,837,545	0.90
2,300,000	Barclays PLC	5.20	12/05/2026	2,550,675	0.81
1,100,000	Barclays PLC	4.84	09/05/2028	1,191,396	0.38
3,100,000 2,400,000	BNP Paribas SA ^(c) BNP Paribas SA ^(c)	4.38 4.63	12/05/2026 13/03/2027	3,476,996 2,725,916	1.10 0.86
1,000,000	BNP Paribas SA ⁽⁶⁾	4.38	01/03/2028	1,109,682	0.35
6,150,000	BPCE SA(t)	5.70	22/10/2023	6.893.394	2.18
950,000	Charles Schwab Corp(10)(0)	5.38	01/06/2025	1,027,088	0.33
1.600.000	Citigroup Inc(a) (b)	4.70	30/01/2025	1,546,000	0.49
1,650,000	Citigroup Inc(3)	4.08	23/04/2028	1,898,110	0.60
1,725,000	Citigroup Inc	4.75	18/05/2046	2,161,703	0.68
3,300,000	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co Ltd(10)	5.63	24/06/2026	3,830,063	1.21
2,050,000	CoBank ACB(ii) (iii)	6.25	01/10/2026	2,136,590	0.68
2,100,000	Commerzbank AG(ii)	8.13	19/09/2023	2,397,638	0.76
10,250,000	Cooperatieve Rabobank UA	3.75	21/07/2026	11,439,057	3.62
2,100,000	Credit Agricole SA ^(C)	4.38	17/03/2025	2,322,846	0.74
3,500,000	Credit Suisse Group AG(t)	4.28	09/01/2028	3,971,307	1.26
1,500,000	Fukoku Mutual Life Insurance Co ⁽¹⁾ (0)	6.50	19/09/2023	1,676,250	0.53
2,200,000	Fukoku Mutual Life Insurance Co(10)(0)	5.00	28/07/2025	2,421,713	0.77
6,575,000 7,050,000	HSBC Holdings PLC HSBC Holdings PLC	4.25 4.38	18/08/2025 23/11/2026	7,127,945 7,779,090	2.26 2.46
3,550,000	ING Groep NV ^(a)	4.70	22/03/2023	3,767,215	1.19
1,160,000	JPMorgan Chase & Co(a) (b)	3.74	30/10/2020	1,112,568	0.35
2,200,000	JPMorgan Chase & Co(a) (b)	4.60	01/02/2025	2,137,659	0.68
2,200,000	JPMorgan Chase & Co	4.25	01/10/2027	2,558,645	0.81
3,100,000	JPMorgan Chase & Co	3.63	01/12/2027	3,458,476	1.10
1,500,000	JPMorgan Chase & Co(s)	4.20	23/07/2028	1,771,009	0.56
2,400,000	KeyCorp(1)(b)	5.00	15/09/2026	2,442,000	0.77
2,275,000	Lloyds Banking Group PLC	4.58	10/12/2025	2,492,530	0.79
1,650,000	Macquarie Bank Ltd(c)	4.88	10/06/2025	1,849,686	0.59
8,150,000	Meiji Yasuda Life Insurance Co(*)(*)	5.20	20/10/2025	9,323,991	2.95
1,800,000	MetLife Capital Trust IV(c)	7.88	15/12/2037	2,466,000	0.78
2,300,000	MetLife Inc	6.40	15/12/2036	2,849,009	0.90
2,000,000	Mizuho Financial Group Cayman 3 Ltd ^(c)	4.60	27/03/2024	2,191,038	0.69 1.15
3,200,000 2,450,000	Morgan Stanley Nationwide Building Society(k) (c)	3.95	23/04/2027 18/10/2027	3,617,202 2,610,932	0.83
2,900,000	Natwest Group PLC((i)(ii)	4.13 2.54	30/09/2027	2,707,875	0.86
900,000	Nippon Life Insurance Co(1)	5.00	18/10/2022	954,484	0.30
3,400,000	Nippon Life Insurance Co ⁽³⁾ (c)	5.10	16/10/2024	3,797,356	1.20
1,100,000	Popular Inc	6.13	14/09/2023	1,163,800	0.37
6,950,000	Prudential Financial Inc(1)	5.63	15/06/2023	7,410,264	2.35
2,550,000	QBE Insurance Group Ltd(3)	6.75	02/12/2024	2,856,395	0.90
575,000	QBE Insurance Group Ltd(3)	5.88	17/06/2026	629,938	0.20

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund Schedule of Investments As at 30 September 2020

Holdings in Local Currency	Description	Coupon Rate %	Maturity Date	Fair Value USD	% of Net Assets
Currency	Bonds (continued)	76	Date	000	rioseto
	Corporate Bonds (continued)				
	United States Dollar (continued)				
1,800,000	Regions Financial Corp	7.38	10/12/2037	2,698,367	0.85
1,600,000	Santander UK Group Holdings PLC(s)	4.75	15/09/2025	1,746,752	0.55
4,300,000	Societe Generale SA(c)	4.25	14/04/2025	4,585,071	1.45
2,800,000	Societe Generale SA(c)	4.25	19/08/2026	3,015,963	0.96
1,200,000	Standard Chartered PLC(()	4.30	19/02/2027	1,283,605	0.41
2,500,000	Sumitomo Life Insurance Co(8)	6.50	20/09/2023	2,823,567	0.89
850,000	Teachers Insurance & Annuity Associati America(1)	on of 4.27	15/05/2047	1,002,016	0.32
1,500,000	Truist Financial Corp(10)(b)	5.13	15/12/2027	1,515,000	0.48
1,250,000	UniCredit SpA(c)	6.57	14/01/2022	1,325,907	0.42
1,600,000	UniCredit SpA(c)	4.63	12/04/2027	1,804,267	0.57
1,250,000	UniCredit SpA(1) (5)	5.86	19/06/2027	1,329,688	0.42
650,000	UniCredit SpA(3) (5)	5.46	30/06/2030	661,607	0.21
1,435,000	USB Capital IX(N) (b)	3.50	02/11/2020	1,311,583	0.42
1,750,000	Voya Financial Inc(a)	4.70	23/01/2028	1,745,625	0.55
2,200,000	Wachovia Capital Trust III(*)(*)	5.57	02/11/2020	2,198,435	0.70
802,000	Wells Fargo & Co	7.95	15/11/2029	1,074,599	0.34
1,000,000	Wells Fargo & Co Westpac Banking Corp ⁽ⁱⁱ⁾	5.95 4.32	15/12/2036 23/11/2026	1,305,085 4,061,252	0.41 1.29
3,600,000	westpac banking Corp.	4.32	23/11/2020	208,505,337	66.04
	Total Bonds			302,618,380	95.85
					% of
				Fair Value	Net
Holdings	Description			USD	Assets
	Preferred Stocks				
	United States Dollar				
61,456	Delphi Financial Group Inc			1,352,032	0.43
184,197	GMAC Capital Trust I			4,599,399	1.45
	Total Preferred Stocks			5,951,431	1.88
					% of
Holdings/				Fair Value	Net
Units	Description			USD	Assets
	Investment Fund*				
	United States Dollar				
460	Goldman Sachs PLC - GS US\$ Liquid F	Reserves Fund, CI	ass X	460	0.00
	Total Investment Fund			460	0.00
Forward Foreign	Currency Contracts held for Portfolio He	edging Purposes			
				Unrealized	% of
Maturity	Amount A	mount		Gain	Net
	rency Bought Currency	Sold Counterpo		USD	Assets
01/10/2020 A	UD 527,225 USD 3	75,226 Citibank N	A	2,662	0.00
		47,000 Barclays B		11,343	0.00
		27,791 Citibank N		320,741	0.10
Total Unrealized	I Gain on Forward Foreign Currency Cor	ntracts held for P	ortfolio Hedgin	g 224 746	0.10

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Purposes

0.10

334,746

Unrealized

GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund Schedule of Investments As at 30 September 2020

Ennuard Envaion Current	ar Contracto hald for Dart	falia Uadaina Durmacac (acatiouad)	
roiwaiu roieiuli cultelic	A COULTACTS HERA FOLL	folio Hedging Purposes (continued)	

							Unrealized	% of
	Maturity		Amount		Amount		Loss	Net
	Date	Currency	Bought	Currency	Sold	Counterparty	USD	Assets
	13/01/2021	USD	30,176,272	GBP	23,467,208	Barclays Bank PLC	(185,327)	(0.06)
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging								
	Purposes					(185,327)	(0.06)	

Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes

Maturity		Amount		Amount		Gain	Net
Date	Currency	Bought	Currency	Sold	Counterparty	USD	Assets
01/10/2020	AUD	285,775	USD	200,003	JPMorgan Chase & Co	4,826	0.00
01/10/2020	AUD	700,000	USD	495,486	Westpac Banking Corp	6,239	0.00
01/10/2020	AUD	31,357,389	USD	21,772,614	State Street Bank & Trust Co.	702,789	0.22
01/10/2020	AUD	33,141,524	USD	23,012,822	Morgan Stanley & Co	741,358	0.24
21/12/2020	AUD	31,221,811	USD	22,220,094	Bank of America NA	163,138	0.05
21/12/2020	AUD	31,221,811	USD	22,244,759	State Street Bank & Trust Co.	138,472	0.04
02/12/2020	CNY	26,505,098	USD	3,859,778	Morgan Stanley & Co	28,186	0.01
02/12/2020	CNY	26,505,098	USD	3,860,003	HSBC Bank PLC	27,961	0.01
16/12/2020	GBP	6,356,554	USD	8,169,342	Barclays Bank PLC	52,555	0.02
16/12/2020	GBP	6,356,554	USD	8,169,386	State Street Bank & Trust Co.	52,511	0.02
09/10/2020	JPY	47,057,000	USD	439,037	JPMorgan Chase & Co	6,907	0.00
09/10/2020	JPY	100,020,430	USD	944,495	UBS AG	3,367	0.00
09/10/2020	JPY	5,202,392,829	USD	48,529,041	Citibank NA	772,388	0.25
09/10/2020	JPY	5,265,089,829	USD	49,126,261	State Street Bank & Trust Co.	769,328	0.24
01/10/2020	USD	427,820	AUD	593,096	Morgan Stanley & Co	2,719	0.00
					Australia and New Zealand		
01/10/2020	USD	563,750	AUD	785,153	Banking Group Ltd	992	0.00
02/10/2020	USD	172,399	BRL	927,376	BNP Paribas SA	7,867	0.00
02/10/2020	USD	400,816	BRL	2,119,354	Citibank NA	24,807	0.01
02/10/2020	USD	18,811,770	BRL	105,298,884	JPMorgan Chase & Co	129,997	0.04
02/10/2020	USD	18,904,647	BRL		Bank of America NA	222,873	0.07
09/10/2020	USD	1,774,258	JPY	186,334,336	Barclays Bank PLC	8,426	0.00
04/11/2020	USD	355,846	BRL	1,983,000	UBS AG	4,281	0.00
04/11/2020	USD	688,014	BRL	3,865,569	Deutsche Bank AG	2,690	0.00
					Australia and New Zealand		
09/11/2020	USD	22,752	EUR	19,171	Banking Group Ltd	254	0.00
09/11/2020	USD	23,147	EUR	19,648	HSBC Bank PLC	88	0.00
09/11/2020	USD	231,608	EUR	195,212	UBS AG	2,509	0.00
10/12/2020	USD	529,694	MXN		State Street Bank & Trust Co.	9,673	0.01

Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging
Purposes 3,887,201 1.23

						Unrealized	% of
Maturity		Amount		Amount		Loss	Net
Date	Currency	Bought	Currency	Sold	Counterparty	USD	Assets
02/10/2020	BRL	1,922,000	USD	348,056	Citibank NA	(7,061)	(0.00)
02/10/2020	BRL	2,113,000	USD	389,676	Deutsche Bank AG	(14,795)	(0.00)
02/10/2020	BRL	104,804,749	USD	18,675,948	JPMorgan Chase & Co	(81,842)	(0.03)
02/10/2020	BRL	104,804,749	USD	18,742,846	Barclays Bank PLC	(148,740)	(0.05)
04/11/2020	BRL	105,298,884	USD	18,796,995	JPMorgan Chase & Co	(128,651)	(0.04)
04/11/2020	BRL	105,298,884	USD	18,889,556	Bank of America NA	(221,212)	(0.07)
09/11/2020	EUR	3,936,247	USD	4,648,007	JPMorgan Chase & Co	(28,460)	(0.01)
09/11/2020	EUR	3,936,247	USD	4,646,850	State Street Bank & Trust Co.	(27,302)	(0.01)
10/12/2020	MXN	4,448,000	USD	200,327	State Street Bank & Trust Co.	(475)	(0.00)
10/12/2020	MXN	219,884,104	USD	10,278,362	UBS AG	(398,826)	(0.13)
10/12/2020	MXN	219,884,104	USD	10,274,851	Morgan Stanley & Co	(395,314)	(0.13)
01/10/2020	USD	201,282	AUD	288,075	Westpac Banking Corp	(5,196)	(0.00)

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes (continued)

						Unrealized	% of
Maturity		Amount		Amount		Loss	Net
Date	Currency	Bought	Currency	Sold	Counterparty	USD	Assets
01/10/2020	USD	201,797	AUD	290,529	Citibank NA	(6,440)	(0.00)
01/10/2020	USD	22,214,318	AUD	31,221,811	Bank of America NA	(163,908)	(0.05)
01/10/2020	USD	23,029,418	AUD	32,306,025	State Street Bank & Trust Co.	(125,919)	(0.04)
09/10/2020	USD	101,727	JPY	10,867,959	Royal Bank of Canada	(1,265)	(0.00)
09/10/2020	USD	375,628	JPY	39,693,524	State Street Bank & Trust Co.	(535)	(0.00)
09/10/2020	USD	626,144	JPY	66,459,343	Royal Bank of Scotland PLC	(3,671)	(0.00)
09/10/2020	USD	1,089,836	JPY	115,982,908	Citibank NA	(9,297)	(0.00)
21/12/2020	USD	375,310	AUD	527,225	Citibank NA	(2,663)	(0.00)
21/12/2020	USD	431,660	AUD	612,000	Westpac Banking Corp	(7,089)	(0.00)
Total Haras	olizad Laco a	n Featured For	olan Cumon	au Cantronte	hold for Close Hadaina		

Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging
Purposes (1,778,661) (0.56)

(1,778,661) (0.56)

Total Investments	Fair Value USD	% of Net Assets
Total Bonds	302,618,380	95.85
Total Preferred Stocks Total Investment Fund	5,951,431 460	(0.00)
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging	400	(0.00)
Purposes	334,746	0.10
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging	***************************************	0.10
Purposes	(185,327)	(0.06)
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging	, , ,	
Purposes	3,887,201	1.23
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging		
Purposes	(1,778,661)	(0.56)
Other Assets and Liabilities	4,906,598	1.56
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	315,734,828	100.00

⁽ii) Indicates a variable rate security, the interest rate shown reflects the rate in effect at 30 September 2020. Maturity date represents next call date.

Currency abbreviations:

AUD Australian Dollar
BRL Brazil Real
CNY Chinese Yuan
EUR Euro
GBP British Pound
JPY Japanese Yen
MXN Mexican Peso
USD United States Dollar

Indicates a perpetual bond. Maturity date represents next call date.

⁽c) Security was purchased pursuant to Rule 144A under the Securities Act of 1933 and may not be resold subject to that rule except to qualified institutional buyers.

Represents affiliated holding.

Holdings		Coupon			% of
in Local		Rate	Maturity	Fair Value	Net
 Currency	Description	%	Date	USD	Assets
	Bonds				
	Corporate Bonds				
	British Pound				
300,000	Aviva PLC(*)(t)	6.13	29/09/2022	396,572	0.11
1,350,000	Aviva PLC(1)	6.13	16/11/2026	1,985,724	0.57
1,400,000	AXA SA(1)(b)	5.45	04/03/2026	1,932,367	0.55
1,300,000	AXA SA(8) (b)	6.69	06/07/2026	1,909,205	0.55
1,200,000	Bank of Ireland Group PLC(1)	3.13	19/09/2022	1,458,057	0.42
1,030,000	Direct Line Insurance Group PLC®	9.25	27/04/2022	1,501,191	0.43
1,200,000	Legal & General Group PLC®	5.38	27/10/2025	1,656,590	0.47
1,000	Lloyds Bank PLC	7.63	22/04/2025	1,583	0.00
2,500,000	Prudential PLC(s)	5.63	20/10/2031	3,528,491	1.01
2,100,000	Prudential PLC	6.13	19/12/2031	3,514,594	1.00
2,850,000	RL Finance Bonds No. 2 PLC(ii)	6.13	30/11/2023	3,957,707	1.13
1,100,000	RL Finance Bonds No. 2 PLC	4.88	07/04/2039	1,333,299	0.38
1,200,000	RSA Insurance Group PLC(ii)	5.13	10/10/2025	1,649,469	0.47
	5		-	24,824,849	7.09
2 500 000	Euro	2.40	00/07/2027	2 442 222	0.00
2,500,000	Allianz SE(s)	3.10	06/07/2027	3,142,232	0.90
1,850,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance	3.50	01/10/2026	2,342,379	0.67
4 200 000	Co Ltd(s)	7.75	12/12/2022	4 725 040	0.50
1,300,000	Assicurazioni Generali SpA(1)	5.50		1,735,012	0.90
2,400,000	Assicurazioni Generali SpA(1) AXA SA(1) (b)	3.94	27/10/2027 07/11/2024	3,147,754 2,385,491	0.90
1,950,000	AXA SA(II)			-,,	
1,050,000		3.25	28/05/2029	1,295,541	0.37
2,900,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	3.50	10/02/2027	3,694,648	1.06
500,000	Banco de Sabadell SA(ii)	5.38	12/12/2023	605,475	0.17
1,700,000	Banco de Sabadell SA	5.63	06/05/2026	2,174,616	0.62
5,200,000	Banco Santander SA	3.25	04/04/2026	6,497,553	1.86
1,500,000	Bankia SA(%)	3.75	15/02/2024	1,749,460	0.50
900,000	Barclays PLC(*)	2.00	07/02/2023	972,634	0.28
1,600,000	BAWAG Group AG(iii)	2.38	26/03/2024	1,804,633	0.52
4,600,000	Belfius Bank SA	3.13	11/05/2026	5,723,769	1.63
3,800,000	BNP Paribas SA	2.88	01/10/2026	4,740,921	1.35
1,400,000	CaixaBank SA(s)	2.75	14/07/2023	1,608,408	0.46
1,900,000	CNP Assurances(ii)	4.50	10/06/2027	2,463,977	0.70
1,400,000	Commerzbank AG	4.00	23/03/2026	1,716,610	0.49
2,100,000	Commonwealth Bank of Australia(*)	1.94	03/10/2024	2,387,148	0.68
700,000	Deutsche Bank AG	4.50	19/05/2026	829,991	0.24
2,200,000	Deutsche Pfandbriefbank AG(a)	2.88	28/06/2022	2,417,316	0.69
1,300,000	ING Groep NV(s)	3.00	11/04/2023	1,539,136	0.44
2,400,000	ING Groep NV ^(a)	1.63	26/09/2024	2,716,356	0.78
550,000	NN Group NV ⁽ⁱ⁾	4.63	08/04/2024	675,805	0.19
900,000	NN Group NV ⁽ⁱ⁾	4.63	13/01/2028	1,143,075	0.33
1,650,000	Nykredit Realkredit A/S ^(a)	2.75	17/11/2022	1,909,334	0.54
1,000,000	Raiffeisen Bank International AG	6.00	16/10/2023	1,309,913	0.37
1,200,000	UniCredit SpA(s)	5.75	28/10/2020	1,379,003	0.39
1,400,000	UniCredit SpA(n)	4.38	03/01/2022	1,635,546	0.47
1,200,000	Volksbank Wien AG(ii)	2.75	06/10/2022	1,352,707	0.39
2,400,000	XLIT Ltd(s)	3.25	29/06/2027	2,910,010	0.83 20.00
	United States Dellar		-	70,006,453	20.00
4 000 000	United States Dollar	4.40	07/09/2022	4.040.005	4.44
4,800,000	ABN AMRO Bank NV®	4.40	27/03/2023	4,949,635	1.41
6,250,000	ABN AMRO Bank NV(E)	4.75	28/07/2025	6,730,419	1.92
1,000,000	Arch Capital Finance LLC	5.03	15/12/2046	1,249,081	0.36
1,200,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance Co Ltd(4)	5.13	01/06/2028	1,308,142	0.37

Holdi	ings ocal		Coupon Rate	Maturity	Fair Value	% of Net
Curre		Description	%	Date	USD	Assets
		Bonds (continued)				
		Corporate Bonds (continued)				
		United States Dollar (continued)				
2,300	,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd(0)	4.40	19/05/2026	2,455,816	0.70
2,600	,000	Banco Santander SA	5.18	19/11/2025	2,868,440	0.82
1,700	,000	Bank of America Corp(10)(0)	6.50	23/10/2024	1,890,997	0.54
2,500	,000	Bank of America Corp(10)(0)	6.10	17/03/2025	2,731,750	0.78
5,425		Bank of America Corp(10) (0)	6.30	10/03/2026	6,132,914	1.75
5,475		Bank of America Corp	4.18	25/11/2027	5,887,996	1.68
2,100		Bank of America Corp ^(a)	3.97	05/03/2028	2,279,926	0.65
	,000	Bank of America Corp	6.11	29/01/2037	130,926	0.04
2,400,		Bank of Ireland Group PLC(8)	4.13	19/09/2022	2,349,840	0.67
3,500,		Bank of Montreal ^(a)	3.80	15/12/2027	3,631,015	1.04
2,300, 1,100,		Bardays PLC Bardays PLC	5.20 4.84	12/05/2026 09/05/2028	2,446,160 1,148,965	0.70 0.33
3,100		BNP Paribas SA(c)	4.38	12/05/2026	3,304,138	0.94
2,400		BNP Paribas SA ^(c)	4.63	13/03/2027	2,593,075	0.74
1,000		BNP Paribas SA(*) (c)	4.38	01/03/2028	1,053,531	0.30
6,150		BPCE SA(t)	5.70	22/10/2023	6,784,791	1.94
3,950	-	Citigroup Inc(a)	4.08	23/04/2028	4,308,881	1.23
2,325		Citigroup Inc	4.75	18/05/2046	2,714,272	0.78
3,300	,000	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co Ltd(3)	5.63	24/06/2026	3,705,930	1.06
2,050	,000	CoBank ACB(N) (N) (IC)	6.25	01/10/2026	2,193,715	0.63
2,100	,000	Commerzbank AG(c)	8.13	19/09/2023	2,449,295	0.70
10,250	,000	Cooperatieve Rabobank UA	3.75	21/07/2026	10,645,927	3.04
2,100		Credit Agricole SA(c)	4.38	17/03/2025	2,233,255	0.64
4,800		Credit Suisse Group AG(c)	4.28	09/01/2028	5,159,976	1.47
1,000		Erste Group Bank AG(3)	5.50	26/05/2020	1,016,971	0.29
	,000	First Union Capital II	7.95	15/11/2029	1,101,533	0.31
1,500,		Fukoku Mutual Life Insurance Co(3) (3)	6.50	19/09/2023	1,671,895	0.48
2,200,		Fukoku Mutual Life Insurance Co(10)(0)	5.00	28/07/2025	2,361,333	0.67
6,575, 7,050,		HSBC Holdings PLC HSBC Holdings PLC	4.25 4.38	18/08/2025 23/11/2026	6,965,884 7,547,568	1.99 2.16
3,550		ING Groep NV(s)	4.70	22/03/2023	3,722,392	1.06
1,702		JPMorgan Chase & Co(10)(0)	5.74	30/10/2019	1,707,040	0.49
3,300		JPMorgan Chase & Co	4.25	01/10/2027	3,630,835	1.04
4,250		JPMorgan Chase & Co	3.63	01/12/2027	4,474,961	1.28
2,000		JPMorgan Chase & Co(a)	4.20	23/07/2028	2,215,888	0.63
2,400		KeyCorp ^{(a) (b)}	5.00	15/09/2026	2,475,000	0.71
2,275		Lloyds Banking Group PLC	4.58	10/12/2025	2,392,877	0.68
1,650	,000	Macquarie Bank Ltd(t)	4.88	10/06/2025	1,776,039	0.51
8,150	,000	Meiji Yasuda Life Insurance Co(8) (c)	5.20	20/10/2025	8,987,633	2.57
1,800	,000	MetLife Capital Trust IV(c)	7.88	15/12/2037	2,366,764	0.68
2,300		MetLife Inc	6.40	15/12/2036	2,717,353	0.78
4,100		Mitsui Sumitomo Insurance Co Ltd(s)	7.00	15/03/2022	4,479,951	1.28
5,150		Mizuho Financial Group Cayman 3 Ltd ^(c)	4.60	27/03/2024	5,493,232	1.57
2,200		Morgan Stanley	3.63	20/01/2027	2,323,556	0.66
3,200		Morgan Stanley	3.95	23/04/2027	3,384,794	0.97
4,050		Morgan Stanley(*)	3.77	24/01/2028	4,324,100	1.24
2,450		Nationwide Building Society(a) (c)	4.13	18/10/2027 18/10/2022	2,436,946	0.70
2,250, 3,400.		Nippon Life Insurance Co ^(a) Nippon Life Insurance Co ^(a) (c)	5.00		2,384,287 3,689,119	0.68
1,100		Popular Inc	5.10 6.13	16/10/2024 14/09/2023	1,167,967	1.05 0.33
6,950		Prudential Financial Inc®	5.63	15/06/2023	7,467,622	2.13
	,000	QBE Insurance Group Ltd(10)	6.75	02/12/2024	883,560	0.25
	,000	QBE Insurance Group Ltd(*)	5.88	17/06/2026	614,607	0.18
1,800		Regions Financial Corp	7.38	10/12/2037	2,564,707	0.73
2,900		Royal Bank of Scotland Group PLC(N) (R)	4.42	30/09/2027	2,740,500	0.78
_, 00		,				2

Holdings		Coupon			% of
in Local	Departmen	Rate %	Maturity Date	Fair Value USD	Net
Currency	Description Description	76	Date	050	Assets
	Bonds (continued)				
	Corporate Bonds (continued)				
	United States Dollar (continued)				
2,100,000	Royal Bank of Scotland Group PLC(1)	4.89	18/05/2028	2,309,053	0.66
2,050,000	Royal Bank of Scotland Group PLC(k) (b)	7.65	30/09/2031	2,826,437	0.81
1,600,000	Santander UK Group Holdings PLC(c)	4.75	15/09/2025	1,668,518	0.48
4,300,000	Societe Generale SA(c)	4.25	14/04/2025	4,481,963	1.28
2,800,000	Societe Generale SA(c)	4.25	19/08/2026	2,932,910	0.84
3,950,000	Sompo Japan Nipponkoa Insurance Inc(1)	5.33	28/03/2023	4,238,109	1.21
1,200,000	Standard Chartered PLC(c)	4.30	19/02/2027	1,250,328	0.36
4,050,000	Sumitomo Life Insurance Co(1)	6.50	20/09/2023	4,555,630	1.30
1,500,000	SunTrust Banks Inc(N) (N)	5.13	15/12/2027	1,500,000	0.43
1,100,000	Teachers Insurance & Annuity Association of America(c)	4.27	15/05/2047	1,247,748	0.36
2,650,000	Toronto-Dominion Bank(1)	3.63	15/09/2026	2,734,591	0.78
1,250,000	UniCredit SpA(c)	6.57	14/01/2022	1,341,027	0.38
,600,000	UniCredit SpA(c)	4.63	12/04/2027	1,695,880	0.48
1,250,000	UniCredit SpA(s) (c)	5.86	19/06/2027	1,282,812	0.37
,435,000	USB Capital IX(N)(D)	3.50	31/10/2019	1,233,898	0.35
1,750,000	Voya Financial Inc(1)	4.70	23/01/2028	1,635,590	0.47
200,000	Wachovia Capital Trust III(*)(b)	5.57	31/10/2019	2,205,973	0.63
.235.000	Wells Fargo & Co(10 (b)	5.89	15/12/2019	1,248,983	0.36
1.000.000	Wells Fargo Capital X	5.95	15/12/2036	1,225,568	0.35
3,600,000	Westpac Banking Corp(s)	4.32	23/11/2026	3.803.555	1.09
.,,				241,844,295	69.10
	Total Bonds			336,675,597	96.19
					% of
				Fair Value	Net
Holdings	Description			USD	Assets
	Preferred Stocks				
	United States Dollar				
61,456	Delphi Financial Group Inc			1,398,124	0.40
184,197	GMAC Capital Trust I			4,827,803	1.38
,	Total Preferred Stocks			6,225,927	1.78
					% of
Holdings/				Fair Value	Net
Units	Description			USD	Assets
	Investment Fund*				
	United States Dellar				

Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging Purposes

United States Dollar

1,291,151

Maturity Date	Currency	Amount Bought	Currency	Amount Sold	Counterparty	Unrealized Gain USD	% of Net Assets
01/10/2019	JPY	21,422,057	USD	198,165	JPMorgan Chase & Co	49	0.00
27/11/2019	USD	72,277,335	EUR	65,495,000	JPMorgan Chase & Co	576,797	0.17
04/12/2019	USD	23,872,780	GBP	19,313,531	Barclays Bank PLC	13,214	0.00
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging							
Purpos	ses		-			590,060	0.17

Goldman Sachs PLC - GS US\$ Liquid Reserves Fund, Class X Total Investment Fund

Forward Foreign Currency	Contracts held for	Portfolio Hedging	Purposes (continued)

						Unrealized	% Of
Maturity		Amount		Amount		Loss	Net
Date	Currency	Bought	Currency	Sold	Counterparty	USD	Assets
27/11/2019	EUR	319,000	USD	352,537	HSBC Bank PLC	(3,312)	(0.00)
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging							
Purpos	ses					(3,312)	(0.00)

Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes

i oiwaiu i oi	eigii Guireii	cy contracts in	elu loi Olas	s rieuging ru	iposes	Harretterd	
						Unrealized	% of
Maturity		Amount		Amount		Gain	Net
Date	Currency	Bought	Currency	Sold	Counterparty	USD	Assets
04/11/2019	BRL	117,976,071	USD	28,183,149	HSBC Bank PLC	73,104	0.02
04/11/2019	BRL	117,976,071	USD	28,165,991	Merrill Lynch	90,261	0.03
20/11/2019	CNY	1,170,009	USD	164,000	Credit Suisse International	46	0.00
20/11/2019	CNY	38,233,129	USD	5,329,030	JPMorgan Chase & Co	31,619	0.01
20/11/2019	CNY	41,982,336	USD	5,852,849	Morgan Stanley	33,475	0.01
05/12/2019	MXN	4,274,850	USD	210,000	State Street Bank & Trust Co.	4,269	0.00
02/10/2019	USD	521,000	BRL	2,119,949	JPMorgan Chase & Co	12,057	0.00
02/10/2019	USD	684,000	BRL	2,846,808	Bank of America NA	558	0.00
02/10/2019	USD	860,232	BRL	3,504,155	Morgan Stanley	18,979	0.01
07/10/2019	USD	102,897	MXN	2,007,441	Royal Bank of Canada	1,308	0.00
07/10/2019	USD	599,003	MXN	11,591,711	HSBC Bank PLC	12,393	0.00
07/10/2019	USD	621,432	MXN	12,237,402	State Street Bank & Trust Co.	2,147	0.00
07/10/2019	USD	10,679,169	MXN	210,617,317	Barclays Bank PLC	20,668	0.01
07/10/2019	USD	10,680,651	MXN	210,617,317	Citibank	22,149	0.01
13/11/2019	USD	509,390	AUD	741,000	Royal Bank of Scotland PLC	8,875	0.00
14/11/2019	USD	370,977	JPY	39,806,000	State Street Bank & Trust Co.	1,566	0.00
14/11/2019	USD	489,173	JPY	51,704,000	Royal Bank of Scotland PLC	9,345	0.00
14/11/2019	USD	1,312,876	JPY	140,892,000	Citibank	5,359	0.00
20/11/2019	USD	142,459	CNY	1,015,020	Citibank	144	0.00
20/11/2019	USD	171,000	CNY	1,215,554	BNP Paribas SA	568	0.00

Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes

Maturity Date	Currency	Amount Bought	Currency	Amount Sold	Counterparty	Unrealized Loss USD	% of Net Assets
13/11/2019	AUD	551,737	USD	378,412	Royal Bank of Canada	(5,737)	(0.00)
13/11/2019	AUD	27,675,561	USD	18,710,229	Citibank	(16,525)	(0.01)
					Australia and New Zealand		
42/44/2040	ALID	20 245 000	LICO	40 070 700	Donking Crown Ltd.	(40.005)	(0.04)

10/11/2010	7,00	001,707	000	070,412	Noyal Dalik Ol Gallada	(0,101)	(0.00)
13/11/2019	AUD	27,675,561	USD	18,710,229	Citibank	(16,525)	(0.01)
					Australia and New Zealand		
13/11/2019	AUD	28,215,969	USD	19,078,722	Banking Group Ltd	(19,995)	(0.01)
02/10/2019	BRL	4,990,508	USD	1,205,000	HSBC Bank PLC	(6,914)	(0.00)
02/10/2019	BRL	122,511,824	USD	29,427,321	Morgan Stanley	(15,542)	(0.00)
02/10/2019	BRL	122,511,824	USD	29,419,901	UBS AG	(8,122)	(0.00)
04/11/2019	BRL	2,354,355	USD	565,000	Standard Chartered Bank	(1,112)	(0.00)
20/11/2019	CNY	3,860,937	USD	542,000	HSBC Bank PLC	(660)	(0.00)
27/11/2019	EUR	4,316,395	USD	4,799,788	JPMorgan Chase & Co	(74,422)	(0.02)
27/11/2019	EUR	4,316,395	USD	4,801,787	Citibank	(76,421)	(0.02)
04/12/2019	GBP	5,893,235	USD	7,376,680	Citibank	(96,291)	(0.03)
04/12/2019	GBP	5,893,235	USD	7,377,234	Deutsche Bank AG	(96,845)	(0.03)
14/11/2019	JPY	11,638,994	USD	108,239	Deutsche Bank AG	(225)	(0.00)
14/11/2019	JPY	55,524,000	USD	518,530	State Street Bank & Trust Co.	(3,252)	(0.00)
14/11/2019	JPY	5,573,151,239	USD	52,989,466	Merrill Lynch	(1,269,057)	(0.36)
14/11/2019	JPY	5,704,886,300	USD	54,214,991	Citibank	(1,272,043)	(0.36)
07/10/2019	MXN	13,875,584	USD	707,939	State Street Bank & Trust Co.	(5,751)	(0.00)
07/10/2019	MXN	217,946,000	USD	11,349,581	HSBC Bank PLC	(320,204)	(0.09)
07/10/2019	MXN	219,723,002	USD	11,450,347	Royal Bank of Canada	(331,043)	(0.09)
05/12/2019	MXN	210,617,317	USD	10,578,451	Barclays Bank PLC	(21,651)	(0.01)

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

348,890

0.10

Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes (continued)

						Unrealized	% OT
Maturity		Amount		Amount		Loss	Net
Date	Currency	Bought	Currency	Sold	Counterparty	USD	Assets
05/12/2019	MXN	210,617,317	USD	10,579,999	Citibank	(23,199)	(0.01)
02/10/2019	USD	331,000	BRL	1,380,270	Royal Bank of Scotland PLC	(366)	(0.00)
02/10/2019	USD	28,223,941	BRL	117,976,071	Merrill Lynch	(98,927)	(0.03)
02/10/2019	USD	29,274,925	BRL	122,186,902	HSBC Bank PLC	(58,849)	(0.02)
07/10/2019	USD	225,000	MXN	4,473,398	UBS AG	(1,381)	(0.00)
14/11/2019	USD	198,735	JPY	21,422,057	JPMorgan Chase & Co	(68)	(0.00)
05/12/2019	USD	299,253	MXN	6,023,650	UBSAG	(2,671)	(0.00)
					A set of the contract of the state of the st		

Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes (3,827,

(3,827,273) (1.09)

Unrealized

Total Investments	Fair Value USD	% of Net Assets
Total Bonds	336,675,597	96.19
Total Preferred Stocks	6,225,927	1.78
Total Investment Fund	1,291,151	0.37
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging		
Purposes	590.060	0.17
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging	,	
Purposes	(3,312)	(0.00)
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging	(-,)	(0.00)
Purposes	348.890	0.10
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging	0.10,000	0.10
Purposes	(3,827,273)	(1.09)
Other Assets and Liabilities	8,714,581	2.48
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	350,015,621	100.00

Indicates a variable rate security, the interest rate shown reflects the rate in effect at 30 September 2019. Maturity date represents next call date.

Currency abbreviations:

AUD Australian Dollar BRL Brazil Real CNY Chinese Yuan EUR Euro GBP British Pound JPY Japanese Yen Mexican Peso MXN United States Dollar USD

⁽b) Indicates a perpetual bond. Maturity date represents next call date.

⁽c) Security was purchased pursuant to Rule 144A under the Securities Act of 1933 and may not be resold subject to that rule except to qualified institutional buyers.

Represents affiliated holding.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年1月末日現在)

I. 資産総額		462,623,261.22米ドル	48,334,878,332円
II. 負債総額		112,397,491.27米ドル	11,743,289,888円
	ブラジルレアルクラス受益証券:	34,711,791.06米ドル	3,626,687,930円
	中国元クラス受益証券:	19,849,102.21米ドル	2,073,834,199円
	米ドルクラス受益証券:	103,466,047.97米ドル	10,810,132,692円
	豪ドルクラス受益証券:	59,965,375.63豪ドル	4,802,027,280円
	円クラス受益証券:	10,177,790,7	782円
	ユーロクラス受益証券:	10,850,756.94ユーロ	1,372,403,738円
	英ポンドクラス受益証券:	11,396,957.15英ポンド	1,632,500,142円
	メキシコペソクラス受益証券:	20,143,786.78米ドル	2,104,622,843円
. 発行済口数	ブラジルレアルクラス受益証券:	18,650,403.8	327□
	中国元クラス受益証券:	2,008,058.0	064□
	米ドルクラス受益証券:	10,890,160.7	740□
	豪ドルクラス受益証券:	6,983,566.9	954□
	円クラス受益証券:	1,213,029.4	106□
	ユーロクラス受益証券:	1,334,858.1	45□
	英ポンドクラス受益証券:	1,310,914.3	347□
	メキシコペソクラス受益証券:	2,680,143.3	307□
V.1口当たり純資産価格(III/)	ブラジルレアルクラス受益証券:	1.86米ドル	194円
	中国元クラス受益証券:	9.88米ドル	1,032円
	米ドルクラス受益証券:	9.50米ドル	993円
	豪ドルクラス受益証券:	8.59豪ドル	688円
	円クラス受益証券:	8,3	390円
	ユーロクラス受益証券:	8.13ユーロ	1,028円
	英ポンドクラス受益証券:	8.69英ポンド	1,245円
	メキシコペソクラス受益証券:	7.52米ドル	786円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国マサチューセッツ州ボストン市ポスト・オフィス・スクエアー50番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、(個人の場合には)出席者ごとに、(法人の場合には)適式に授権された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。サブ・ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席しまたは代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額 (2021年1月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約196億円)

発行済株式総数 5,051,655株 (一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2016年 1 月末日	37,117,968.52米ドル
2017年 1 月末日	37,117,968.52米ドル
2017年11月 9 日	187,117,965.90米ドル
2018年 1 月末日	187,117,965.90米ドル
2019年 1 月末日	187,117,965.90米ドル
2020年 1 月末日	187,117,965.90米ドル
2021年 1 月末日	187,117,965.90米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理 会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名(取締役である必要はない。)を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a)管理会社が清算される場合、(b)管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c)受託会社が、管理会社の変更が受益者(信託証書に定義される)の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d)管理会社が法により許容される限りできるだけ早期に解任されるべきことが、受益者によって受益者集会で特別決議(信託証書に定義される)により決議され、その旨決定された場合、または(e)発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がトラストの管理者でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理者になる資格を有する他の法人を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺、または重過失(信託証書に定義される)の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは()かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺、または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2020年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別 (基本的性格)	本数	純資産価格の合計(通貨別)
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンド のサブ・ファンドを含む。)	32	5,058,574,530.80米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a , 管理会社の最近 2 事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原 文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるもので ある。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7 項に規定する外国監査法人等をいう。)であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリ テ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる 証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨 換算が併記されている。日本円による金額は、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧 客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.48円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されて いる。

(1)【貸借対照表】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表 2019年12月31日現在 (単位:米ドル)

資産

	注記	201	9年	2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局に おける残高	31.1,31.3	3,122,139,702	326,201,156	3,714,129,527	388,052,253
金融機関に対するローンおよび ₃ 貸付金	,15,31.1,31.3	3,708,799,645	387,495,387	3,533,550,709	369,185,378
a) 要求払い		2,480,378,645	259,149,961	2,311,150,709	241,469,026
b) その他のローンおよび 貸付金		1,228,421,000	128,345,426	1,222,400,000	127,716,352
顧客に対するローンおよび 貸付金	31.1,31.3	670,745	70,079	372,880	38,959
株式およびその他の変動利回り 有価証券	4,31.1,31.3	2,783	291	2,834	296
固定資産	5	3,551,365	371,047	3,783,033	395,251
その他の資産		365	38	257	27
前払金および未収収益	6,15	37,533,722	3,921,523	36,979,553	3,863,624
資産合計	7	6,872,698,327	718,059,521	7,288,818,793	761,535,787

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き) 2019年12月31日現在 (単位:米ドル)

負債

	注記	2019年		2018年		
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	
金融機関に対する未払金	15,31.1	1,156,999,949	120,883,355	1,794,570,343	187,496,709	
a)要求払い		1,156,999,949	120,883,355	1,565,940,343	163,609,447	
b) 合意済み満期日付		0	0	228,630,000	23,887,262	
顧客に対する未払金	8,15,31.1	5,228,117,398	546,233,706	5,073,055,610	530,032,850	
a)要求払い		5,228,117,398	546,233,706	5,071,655,610	529,886,578	
b) 合意済み満期日付		0	0	1,400,000	146,272	
その他の負債	9	1,232,118	128,732	2,206,816	230,568	
未払金および繰延利益	10,15	29,941,563	3,128,295	15,704,349	1,640,790	
引当金		21,488,541	2,245,123	18,148,556	1,896,161	
a)納税引当金	11	20,080,003	2,097,959	16,536,604	1,727,744	
b) その他の引当金	12	1,408,538	147,164	1,611,952	168,417	
発行済資本	13	187,117,966	19,550,085	187,117,966	19,550,085	
準備金	14	197,956,757	20,682,522	158,191,749	16,527,874	
繰越損益	14	988	103	3,259	341	
当期利益		49,843,047	5,207,602	39,820,145	4,160,409	
負債合計	16	6,872,698,327	718,059,521	7,288,818,793	761,535,787	

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目 2019年12月31日現在 (単位:米ドル)

	注記	2019年		201	8年
	_	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17,31.1	528,585	55,227	541,339	56,559
内訳:					
保証金および担保証券として 差入れた資産		528,585	55,227	541,339	56,559
信託運用	20 8	30,843,518,883	8,446,530,853	92,427,954,484	9,656,872,684

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2)【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書 2019年12月31日に終了した年度 (単位:米ドル)

	注記	2019	年	2018年		
	_	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	
未収利息および類似収益		102,750,017	10,735,322	81,824,073	8,548,979	
<u>内訳:</u>						
- 預金について受領された負の 利息		9,159,885	957,025	5,448,991	569,311	
- 為替スワップからの金利差益		45,637,424	4,768,198	31,789,988	3,321,418	
未払利息および類似費用		(54,594,603)	(5,704,044)	(40,218,579)	(4,202,037)	
内訳:						
ローンおよび貸付金について 支払われた負の利息		(18,415,271)	(1,924,028)	(12,070,732)	(1,261,150)	
- 為替スワップからの金利差損		(511,746)	(53,467)	(392,542)	(41,013)	
有価証券からの収益		0	0	92	10	
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		0	0	92	10	
未収手数料	21	135,532,835	14,160,471	115,660,720	12,084,232	
未払手数料		(68,018,470)	(7,106,570)	(56,930,365)	(5,948,085)	
金融業務の純利益		3,671,743	383,624	4,336,416	453,069	
その他の事業収益	22	1,439,792	150,429	4,322,262	451,590	
一般管理費用		(50,532,935)	(5,279,681)	(51,755,210)	(5,407,384)	
a) スタッフ費用	24,25	(19,811,185)	(2,069,873)	(20,839,657)	(2,177,327)	
内訳:						
- 賃金およびサラリー		(16,226,776)	(1,695,374)	(16,818,051)	(1,757,150)	
- 社会保障費		(2,550,297)	(266,455)	(2,632,035)	(274,995)	
内訳:						
- 年金に関する社会保障費		(1,580,110)	(165,090)	(1,596,915)	(166,846)	
b) その他の一般管理費用	26,30	(30,721,750)	(3,209,808)	(30,915,553)	(3,230,057)	

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,515,702)	(158,361)	(1,767,494)	(184,668)
その他の事業費用	23	(624,491)	(65,247)	(605,778)	(63,292)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(16,495,317)	(1,723,431)	(13,169,369)	(1,375,936)
税引後経常収益		51,612,869	5,392,513	41,696,768	4,356,478
前勘定科目に表示されていないその他の 税金	27.2	(1,769,822)	(184,911)	(1,876,623)	(196,070)
当期利益	:	49,843,047	5,207,602	39,820,145	4,160,409

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

<u>次へ</u>

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. 財務諸表に対する注記 2019年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年 5 月 1 日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、 暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。 これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融 商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上さ れる。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2019年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない (2018年:なし)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

- 2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整 ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。
- 2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク 持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ 1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2019年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2018年:なし)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注 2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

・ハードウェア機器:4年

・ソフトウェア: 4年および5年

・その他の無形資産:5年 ・その他の有形資産:10年

・のれん:5年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。納税引当金は、当行が設定した見積引当金と最終的な租税査定通知がまだ受領されていない会計年度の前払金の差額に等しい。

2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実 に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的として いる。

2.14. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および受取手数料で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および受取手数料を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される 時点で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
3 か月以下	541,421,000	543,400,000
3か月超1年以下	687,000,000	679,000,000
	1,228,421,000	1,222,400,000

注4 株式およびその他の変動利回り有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、2,783米ドル(2018年:2,834米ドル)の未上場有価証券で構成される。

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産:

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1.有形資産	3,096,039	336,220	(135, 335)	(55,927)	3,240,997	2,414,061	826,936
a) ハードウェア	739,476	198,135	(134,010)	(13,358)	790,243	509,876	280,367
b)その他付属品、 家具、機器、 車両	2,356,563	138,085	(1,325)	(42,569)	2,450,754	1,904,185	546,569
2 . 無形資産	19,183,189	1,016,151	(14,891)	(311,385)	19,873,064	17,148,635	2,724,429
a) ソフトウェア	17,237,750	1,016,151	(14,891)	(311,385)	17,927,625	15,203,196	2,724,429
b) 有価約因に 基づいて取得 したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
固定資産合計	22,279,228	1,352,371	(150, 226)	(367,312)	23,114,061	19,562,696	3,551,365

有価約因に基づいて取得したのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

2019年 米ドル	2018年 米ドル
14,177,184	15,591,714
1,713,597	1,076,761
183,794	921,843
1,566,075	2,124,415
12,792,274	9,573,008
5,053,137	5,836,414
543,439	483,831
171,171	162,315
324,052	664,574
572,304	481,264
751	765
435,944	62,649
37,533,722	36,979,553
	米ドル 14,177,184 1,713,597 183,794 1,566,075 12,792,274 5,053,137 543,439 171,171 324,052 572,304 751 435,944

注7 外貨建て資産

2019年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、5,141,994,595米ドル(2018年:5,393,986,107米ドル)である。

注8 顧客未払金

2019年12月31日現在、顧客に対する要求払いのものを除く債務はない(2018年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は1,400,000米ドルであった)。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
優先債務	649,292	618,902
諸債務	582,826	1,587,914
	1,232,118	2,206,816

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
未払手数料	8,943,522	6,908,708
未払一般経費	4,769,237	3,224,725
未払利息	1,612,014	3,347,939
保管報酬に関連する繰延収益	58,141	308,226
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化(注2.2)	14,380,755	1,717,819
その他の未払費用	114,097	122,543
その他の仮受金 (*)	63,797	74,389
	29,941,563	15,704,349

^(*)関連受益者に対する2019年12月31日以降の未払仮受金に係る仮勘定。

注11 税金 - 為替差損失: 繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された 当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

2019年12月31日現在、繰延税金はない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は、従業員報酬引当金で構成される。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
従業員報酬引当金	1,408,538	1,611,952
	1,408,538	1,611,952

注13 発行済資本

2019年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2019年 1 月 1 日現在の残高	5,404,737	152,787,012	3,259
2018年12月31日終了年度の利益	0	0	39,820,145
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(57,409)
- 2019年純資産税準備金への振替		9,981,000	(9,981,000)
- 2013年純資産税準備金からの振替		(3,101,000)	3,101,000
- 自由準備金への割り当て		30,894,000	(30,894,000)
- 法定準備金への割り当て	1,991,008	0	(1,991,008)
2019年12月31日現在の残高	7,395,745	190,561,012	988

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2019年12月31日現在、総額29,324,927米ドル(2018年:22,444,927米ドル)の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2019年3月25日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、9,981,000米ドルを2019年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2013年の純資産税特別準備金3,101,000米ドルを準備金に計上した。

2019年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

2019年 純資産税準備金 米ドル
3,019,136
3,348,440
4,276,351
8,700,000
9,981,000
29,324,927

注15 関連会社残高

2019年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,313,250,489	3,314,382,591
前払金および未収収益	25,391,063	24,033,836
	3,338,641,552	3,338,416,427
負債		
	2019年 米ドル	2018年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,121,324,163	1,787,952,744
顧客に対する未払金	790,938,178	1,001,503,360
未払金および繰延利益	5,272,305	5,654,686
	1,917,534,646	2,795,110,790

当行は、2019年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、2013年6月26日付の(パート4)規則 (EU)575/2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2019年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、3,383,066,716米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2019年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,311,881,103
前払金および未収収益	14,190,435
外国為替取引(市場リスク手法)	56,995,178
	3,383,066,716

注16 外貨建て負債

2019年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、5,161,213,531米ドル(2018年:3,951,265,679米ドル)である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
発行済念書	528,585	541,339

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状 態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとお りである。

	2019年	2018年
	米ドル	米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	5,226,846	6,499,120

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2019年12月31日および2018年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 未収手数料

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
投資ファンド報酬	22,712,248	21,506,351
機関投資家からの全体保管報酬	99,635,836	80,663,753
信託取引報酬	11,022,939	11,772,959
管理会社に対するサービス報酬	700,533	921,843
その他の報酬および手数料	1,461,279	795,814
	135,532,835	115,660,720

未収手数料は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資 ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額 に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および 議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当 該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を 含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づ いて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサ ポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文 デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

注22 その他の事業収益

注22	ての他の争業収益		
		2019年 米ドル	2018年 米ドル
	2013年、2014年、2015年および2017年度の法人税の調整	0	2,530,324
	過年度の手数料の調整	663,382	1,151,445
	過年度の一般経費調整からの利益	478,260	414,867
	管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 (品質保証契約)	78,621	70,598
	その他の事業収益	219,529	155,028
		1,439,792	4,322,262
注23	その他の事業費用		
		2019年 米ドル	2018年 米ドル
	過年度の一般経費調整からの費用	170,811	345,919
	過年度の手数料	325,550	220,859
	過年度の利息	106,282	7,836
	その他事業損失	21,848	31,164
		624,491	605,778
注24	従業員数		
	当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。		
		2019年 人数	2018年 人数
	上級管理職	30	29
	中間管理職	83	71
	従業員	56	67
		169	167

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
上級管理職	5,606,190	5,084,843
内、各種報酬	821,298	875,409
内、固定報酬	4,784,892	4,209,434

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。 2019年12月31日および2018年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して 貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
データ費用	1,286,243	1,372,967
維持費	1,420,213	1,264,913
会費	3,049,059	2,847,608
専門家報酬	3,356,649	3,550,904
賃貸および関連費用	1,207,833	1,141,991
業務契約	5,099,944	4,997,353
業務費用	2,770,636	2,847,497
システム費用	11,351,403	11,679,286
通信費用	393,275	363,250
旅費、交通費、出張費	172,054	203,378
その他の費用	614,441	646,406
	30,721,750	30,915,553

会費の増加は、2019年度中に単一破綻処理基金に支払われた費用の増加に起因する(注29)。

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
法人税	12,027,260	9,760,432
地方事業税	4,468,057	3,408,937
	16,495,317	13,169,369
27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金	2019年 米ドル	2018年 米ドル
付加価値税(VAT)	1,710,089	1,819,754
その他の税金	59,733	56,869
	1,769,822	1,876,623

注28 親会社

2019年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類は、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱UFJ信託銀行株式会社の連結財務書類に含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律(以下「法律」という。)を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度(「ルクセンブルグ預金保証基金」(以下「FGDL」という。))および投資者への補償制度(「ルクセンブルグ投資家補償制度」(以下「SIIL」という。))は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれFGDLに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金(「ルクセンブルグ破綻処理基金」(以下「FRL」という。))に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、FRL積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1%に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収される予定である。

法律第179条(1)において定義されるとおり、FGDLの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8%に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収される予定である。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8%の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファーとして追加の付保預金の0.8%を構築するために、さらに8年間継続して拠出するものとする。

2019年12月31日終了年度において、当行のFRLへの年間拠出金は、1,924,193ユーロ(2,144,032米ドル)(2018年:1,686,439ユーロ/1,988,649米ドル)であった。

注30 監查報酬

会計年度中、当行は監査法人およびその全ネットワークから以下の報酬(付加価値税(VAT)を除く)を請求されている。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
監査報酬	273,905	329,206
その他の保証業務	138,827	139,547
税務顧問報酬	30,103	39,220
	442,835	507,973

会計年度中に監査法人の全ネットワークにより提供されたその他の保証業務には、以下の業務が含まれていた。

2019年1月1日から2019年12月31日までの期間におけるISAE3402/SOC1タイプ2報告書

会計年度中に監査法人の全ネットワークにより提供された税務顧問業務には、以下の業務が含まれていた。

- 納税申告書の作成
- 付加価値税 (VAT) 申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2019年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高	3,122,139,702	0	0	0	3,122,139,702
金融機関に対するローン および貸付金	3,021,799,645	687,000,000	0	0	3,708,799,645
顧客に対するローンおよび 貸付金	670,745	0	0	0	670,745
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	2,783	2,783
金融資産合計	6,144,610,092	687,000,000	0	2,783	6,831,612,875
金融負債					
金融機関に対する未払金	1,156,999,949	0	0	0	1,156,999,949
顧客に対する未払金	5,228,117,398	0	0	0	5,228,117,398
金融負債合計	6,385,117,347	0	0	0	6,385,117,347
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
保証金	528,585	0	0	0	528,585
保証金合計	528,585	0	0	0	528,585

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高	3,714,129,527	0	0	0	3,714,129,527
金融機関に対するローン および貸付金	2,854,550,709	679,000,000	0	0	3,533,550,709
顧客に対するローンおよび 貸付金	372,880	0	0	0	372,880
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	2,834	2,834
金融資産合計	6,569,053,116	679,000,000	0	2,834	7,248,055,950
金融負債					
金融機関に対する未払金	1,794,570,343	0	0	0	1,794,570,343
顧客に対する未払金	5,073,055,610	0	0	0	5,073,055,610
金融負債合計	6,867,625,953	0	0	0	6,867,625,953
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
保証金	541,339	0	0	0	541,339
保証金合計	541,339	0	0	0	541,339

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2019年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品 (当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,932,042,624	5,842,135	0	0	3,937,884,759	26,049,631
スワップ	1,004,949,710	0	0	0	1,004,949,710	2,872,627
合計	4,936,992,334	5,842,135	0	0	4,942,834,469	28,922,258
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,952,576,741	5,799,199	0	0	3,958,375,940	26,036,732
スワップ	2,408,687,339	0	0	0	2,408,687,339	11,231,097
合計	6,361,264,080	5,799,199	0	0	6,367,063,279	37,267,829

上記の金額には、取引日が2019年12月31日以前で、評価日が2019年12月31日以降である店頭デリバ ティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,271,219,543	3,321,504	0	0	3,274,541,047	77,666,609
スワップ	1,394,522,057	0			1,394,522,057	2,067,411
合計	4,665,741,600	3,321,504	0	0	4,669,063,104	79,734,020
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,303,598,230	3,270,027	0	0	3,306,868,257	76,992,277
スワップ	854,553,985	0	0	0	854,553,985	2,708,455
合計	4,158,152,215	3,270,027	0	0	4,161,422,242	79,700,732

上記の金額には、取引日が2018年12月31日以前で、評価日が2018年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報 2019年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2019年 簿価 米ドル	2018年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	3,122,139,702	3,714,129,527
EU加盟国	3,122,139,702	3,714,129,527
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,708,799,645	3,533,550,709
EU加盟国	135,123,430	180,725,105
北および中央アメリカ	894,909,307	722,872,089
アジア	2,674,535,568	2,605,130,138
ヨーロッパ(非EU加盟国)	1,183,449	5,033,138
オーストラリアおよびニュージーランド	3,047,891	19,790,239
顧客に対するローンおよび貸付金	670,745	372,880
EU加盟国	315,164	50,865
北および中央アメリカ	351,379	318,231
アジア	0	4
ヨーロッパ(非EU加盟国)	4,202	3,780
株式およびその他の変動利回り有価証券	2,783	2,834
E U加盟国	2,783	2,834
合計	6,831,612,875	7,248,055,950

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2019年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

2019年
未払想定元本
米ドル

2019年 リスク相当額 米ドル

金融資産

商品クラス別かつ地域別

外国為替取引

先渡

尤 股		
EU加盟国	3,136,956,781	17,460,853
アメリカ	752,436,735	8,314,206
アジア	48,491,243	274,572
スワップ		
EU加盟国	1,004,949,710	2,872,627
合計	4,942,834,469	28,922,258

2018年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

2018年 未払想定元本 米ドル 2018年 リスク相当額 米ドル

金融資産

商品クラス別かつ地域別

外国為替取引

先渡

EU加盟国	3,160,915,130	75,043,013
アメリカ	113,600,617	2,623,478
アジア	25,301	118
スワップ		
EU加盟国	1,394,522,057	2,067,411
合計	4,669,063,105	79,734,020

次へ

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2019 (in USD)

ASSETS

	Notes	2019	2018
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	3.122.139.702	3.714.129.527
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	3.708.799.645	3.533.550.709
a) repayable on demand b) other loans and advances		2.480.378.645 1.228.421.000	2.311.150.709 1.222.400.000
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	670.745	372.880
Shares and other variable-yield securities	4, 31.1., 31.3.	2.783	2.834
Fixed Assets	5	3.551.365	3.783.033
Other assets		365	257
Prepayments and accrued income	6, 15	37.533.722	36.979.553
TOTAL ASSETS	7	6.872.698.327	7.288.818.793

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2019 (in USD)

- continued -

LIABILITIES

	Notes	2019	2018
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	1.156.999.949	1.794.570.343
a) repayable on demand b) with agreed maturity dates		1.156.999.949 0	1.565.940.343 228.630.000
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	5.228.117.398	5.073.055.610
a) repayable on demand b) with agreed maturity dates		5.228.117.398 0	5.071.655.610 1.400.000
Other liabilities	9	1.232.118	2.206.816
Accruals and deferred income	10, 15	29.941.563	15.704.349
Provisions		21.488.541	18.148.556
a) provisions for taxation b) other provisions	11 12	20.080.003 1.408.538	16.536.604 1.611.952
Subscribed capital	13	187.117.966	187.117.966
Reserves	14	197.956.757	158.191.749
Result brought forward	14	988	3.259
Profit for the financial year		49.843.047	39.820.145
TOTAL LIABILITIES	16	6.872.698.327	7.288.818.793

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2019 (in USD)

	Notes	2019	2018
Contingent liabilities of which:	17, 31.1.	528.585	541.339
guarantees and assets pledged as collateral security		528.585	541.339
Fiduciary operations	20	80.843.518.883	92.427.954.484

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2019 (in USD)

	Notes	2019	2018
Interest receivable and similar income of which:		102.750.017	81.824.073
Negative interest received on deposits Interest Gain from foreign currency swap		9.159.885 45.637.424	5.448.991 31.789.988
Interest payable and similar charges of which:		(54.594.603)	(40.218.579)
Negative interest paid on loans and advances Interest Loss from foreign currency swap		(18.415.271) (511.746)	(12.070.732) (392.542)
Income from securities Income from shares and other variable yield securities		0 0	92 92
Commission receivable	21	135.532.835	115.660.720
Commission payable		(68.018.470)	(56.930.365)
Net profit on financial operations		3.671.743	4.336.416
Other operating income	22	1.439.792	4.322.262
General administrative expenses		(50.532.935)	(51.755.210)
a) staff costs of which:	24, 25	(19.811.185)	(20.839.657)
wages and salaries social security costs of which:		(16.226.776) (2.550.297)	(16.818.051) (2.632.035)
social security costs relating to pensions other administrative expenses	26, 30	(1.580.110) (30.721.750)	(1.596.915) (30.915.553)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.515.702)	(1.767.494)
Other operating charges	23	(624.491)	(605.778)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	(16.495.317)	(13.169.369)
Profit on ordinary activities after tax		51.612.869	41.696.768
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(1.769.822)	(1.876.623)
Profit for the financial year		49.843.047	39.820.145

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the *Bank*) was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49.080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1.817.968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37.117.968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR

UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group

and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements

existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in

Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or

outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations,

whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ

Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's

accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations

in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking

sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

- 18 -

256/334

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2019 (2018: USD nil).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. <u>Lump-sum provision for risk exposures</u>

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should **not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.**

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2019 (2018: USD 0).

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- · Other intangible assets: 5 years;
- · Other tangible assets: 10 years;
- Goodwill: 5 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. <u>Taxes</u>

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate. Provision for taxation corresponds to the difference between the estimated provisions created by the Bank and the advance payments for the financial years for which no final tax assessment notices have been received yet.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.14. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2019 USD	2018 USD
Not more than three months	541.421.000	543.400.000
More than three months but less than one year	687.000.000	679.000.000
	1.228.421.000	1.222.400.000

NOTE 4 - SHARES AND OTHER VARIABLE YIELD SECURITIES

Transferable securities shown under the item *Shares and other variable yield securities* consist entirely of unlisted securities for USD 2.783 (2018: 2.834).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

		Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions	Disposals	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
+-	1. Tangible assets	3.096.039	336.220	(135.335)	(55.927)	3.240.997	2.414.061	826.936
	a) Hardware	739.476	198.135	(134.010)	(13.358)	790.243	509.876	280.367
	 b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles 	2.356.563	138.085	(1.325)	(42.569)	2.450.754	1.904.185	546.569
6	2. Intangible assets	19.183.189	1.016.151	(14.891)	(311.385)	19.873.064	17.148.635	2.724.429
	a) Software	17.237.750	1.016.151	(14.891)	(311.385)	17.927.625	15.203.196	2.724.429
	b) Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
ř	Total Fixed Assets	22.279.228	1.352.371	(150.226)	(367.312)	23.114.061	19.562.696	3.551.365

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Accrued interest income	14.177.184	15.591.714
Accrued Interest income on swaps	1.713.597	1.076.761
Commission from the Management Company	183.794	921.843
Commission on fiduciary operations	1.566.075	2.124.415
Commission on global custody	12.792.274	9.573.008
Commission on investment funds	5.053.137	5.836.414
Other accrued income	543.439	483.831
Other Commissions	171.171	162.315
Other prepayments	324.052	664.574
Prepaid general expenses	572.304	481.264
Prepaid income taxes	751	765
VAT recoverable	435.944	62.649
	37.533.722	36.979.553

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2019, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 5.141.994.595 (2018: USD 5.393.986.107).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2019, there is no debts other than those repayable on demand owed to customers. (as at December 31, 2018 debts other than repayable on demand amounted to USD 1.400.000).

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Preferential creditors	649.292	618.902
Sundry creditors	582.826	1.587.914
	1.232.118	2.206.816

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2019 USD	2018 USD
Accrued commission	8.943.522	6.908.708
Accrued general expenses	4.769.237	3.224.725
Accrued interest expenses	1.612.014	3.347.939
Deferred income related to custody fees	58.141	308.226
Neutralization of foreign exchange results on position covered		
by foreign exchange swap (note 2.2.)	14.380.755	1.717.819
Other accrued expenses	114.097	122.543
Other suspense receipts (*)	63.797	74.389
	29.941.563	15.704.349

^(*) Transitory account for suspense receipts payable after the 31/12/2019 to the related beneficiary.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

As at December 31, 2019, there are no deferred tax.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for staff remuneration.

	2019	2018
	USD	USD
Provision for staff remuneration	1.408.538	1.611.952
	1.408.538	1.611.952

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2019, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187.117.966 for 5.002.575 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2019	5.404.737	152.787.012	3.259
Profit for the year ended December 31, 2018 Appropriation of profit	0	0	39.820.145
- Dividends paid to shareholders			(57.409)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2019		9.981.000	(9.981.000)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax			
2013		(3.101.000)	3.101.000
- Allocation to Free reserve		30.894.000	(30.894.000)
- Allocation to Legal reserve	1.991.008	0	(1.991.008)
Balance at December 31, 2019	7.395.745	190.561.012	988

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

As of December 31, 2019, the special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 29.324.927 (2018: USD 22.444.927).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 25, 2019, the Bank has allocated an amount of USD 9.981.000 to special reserve for Net Worth Tax 2019 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2013 which amounted to USD 3.101.000.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2019.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

	2019 Reserve for Net Worth Tax
Years	USD
2014 - 2015	3.019.136
2016	3.348.440
2017	4.276.351
2018	8.700.000
2019	9.981.000
Balance at December 31, 2019	29.324.927

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2019, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2019	2018
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	3.313.250.489	3.314.382.591
Prepayments and accrued income	25.391.063	24.033.836
	3.338.641.552	3.338.416.427
LIABILITIES		
	2019	2018
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.121.324.163	1.787.952.744
Amounts owed to customers	790.938.178	1.001.503.360
Accruals and deferred income	5.272.305	5.654.686
	1.917.534.646	2.795.110.790

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2019 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2019, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 3.383.066.716 and can be analysed as follows:

 Loans and advances to credit institutions
 3.311.881.103

 Prepayments and accrued income
 14.190.435

 Foreign exchange transactions (Market Risk method)
 56.995.178

 3.383.066.716

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2019, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 5.161.213.531 (2018: USD 3.951.265.679).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Counter-guarantees issued	528.585	541.339

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on		
buildings	5.226.846	6.499.120

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2019 and 2018:

Operations linked to currency exchange rates

Forward exchange transactions (swaps, outrights).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2019 USD	2018 USD
Fees on Investment Funds	22.712.248	21.506.351
Fees on Global custody from Institutional customers	99.635.836	80.663.753
Fees on Fiduciary transactions	11.022.939	11.772.959
Fees on Services to Management Company	700.533	921.843
Other fees and commissions	1.461.279	795.814
	135.532.835	115.660.720

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on Global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2019 USD	2018 USD
Adjustment of Income taxes 2013-2014-2015-2017	0	2.530.324
Adjustment for commission previous years	663.382	1.151.445
Income from the adjustment of general expenses		
regarding previous years	478.260	414.867
Sub-Rental Fee received from the Management		
Company (Service level agreement)	78.621	70.598
Other operating income	219.529	155.028
	1.439.792	4.322.262
NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES		
	2019	2018
	USD	USD
Charges from the adjustment of general		
expenses regarding previous years	170.811	345.919
Commission on previous years	325.550	220.859
Interest on previous years	106.282	7.836
Others operating losses	21.848	31.164
	624.491	605.778

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2019	2018
	Number	Number
Senior management	30	29
Middle management	83	71
Employees	56_	67
	169	167

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Senior management	5.606.190	5.084.843
Of which variable remuneration	821.298	875.409
Of which fix remuneration	4.784.892	4.209.434

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2019 and 2018, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2019	2018
	USD	USD
Data charges	1.286.243	1.372.967
Maintenance	1.420.213	1.264.913
Membership fees	3.049.059	2.847.608
Professional fees	3.356.649	3.550.904
Rent and related expenses	1.207.833	1.141.991
Service contracts	5.099.944	4.997.353
Service fee	2.770.636	2.847.497
System cost	11.351.403	11.679.286
Telecommunication expenses	393.275	363.250
Travelling, moving, business trips	172.054	203.378
Other expenses	614.441	646.406
	30.721.750	30.915.553

The increase of the costs for Memberships is due to the increase of the fees paid to Single Resolution Funds during the year 2019 (Note 29).

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2019	2018
	USD	USD
Corporate Income Tax	12.027.260	9.760.432
Municipal Business Tax	4.468.057	3.408.937
	16.495.317	13.169.369

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2019	2018
	USD	USD
VAT	1.710.089	1.819.754
Other taxes	59.733	56.869
	1.769.822	1.876.623

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2019, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

The deposit guarantee scheme ("Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FGDL)) and the investor compensation system ("Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg" (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("Fonds de resolution Luxembourg" (FRL)), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2019, **the Bank's annual contribution** for FRL amounted to EUR 1.924.193 (USD 2.144.032). (2018 : EUR 1.686.439 / USD 1.988.649).

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

During the financial year, the Bank has been charged by the Audit firm and its entire network with the following fees (excluding VAT):

	2019 USD	2018 USD
Audit fees	273.905	329.206
Other assurance services	138.827	139.547
Tax Advisory fees	30.103	39.220
	442.835	507.973

The other assurance services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following Service:

- ISAE 3402 / SOC 1 Type II Report for the period from January 1, 2019 to December 31, 2019.

The Tax Advisory services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following services:

- Preparation of tax returns;
- Preparation of VAT returns.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:	inancial instruments (th	e Bank has no trading p	portfolio) by class and	residual maturity is	s the following:
	≤ 3 months	> 3 months	> 1 year	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	asn	OSD OSD	OSD .	asn	asn
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL Loans and advances to credit institutions Loans and advances to customers Shares and other variable yield securities	3.122.139.702 3.021.799.645 670.745 0	0 000:000:289 0	0000	2.783	3.122.139.702 3.708.799.645 670.745 2.783
Total Financial Assets	6.144.610.092	687.000.000	°	2.783	6.831.612.875
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions Amounts owed to customers	1.156.999.949 5.228.117.398	00	00	00	1.156.999.949 5.228.117.398
Total Financial Liabilities	6.385.117.347	0	° 	0	6.385.117.347
Off-balance sheet Items disclosed as contingencies Guarantees	528.585	0	0	0	528.585
Total Guarantees	528.585	0	o	0	528.585

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:	ing financial instruments (th	ne Bank has no trading I	portfolio) by class and	residual maturity is	s the following:
	s 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year S 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	OSD	OSD	dsn	asn	OSD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL Loans and advances to credit institutions Loans and advances to customers Shares and other variable yield securities	3,714,129,527 2,854,550,709 372,880 0	0 679.000.000 0	0000	2.834 0	3,714,129,527 3,533,550,709 372,880 2,834
Total Financial Assets	6.569.053.116	679.000.000	°	2.834	7.248.055.950
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class Amounts owed to credit institutions Amounts owed to customers	1.794.570.343 5.073.055.610	00	00	00	1.794.570.343
Total Financial Liabilities	6.867,625,953	0	°	0	6.867,625,953
Off-balance sheet items disclosed as contingencies Guarantees	541.339	0	0	0	541.339
Total Guarantees	541.339	0	0	0	541.339

- 38 -

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

Derivative non-trading financial instruments

31.2

As at December 31, 2019, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months	> 1 year	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	OSD	OSN .	OSD	OSN	asn	asn
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions Forwards Swaps	3.932.042.624 1.004.949.710	5.842.135	00	00	3.937.884.759	26.049.631
Total	4.936.992.334	5.842.135	º 	º 	4.942.834.469	28.922.258
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions Forwards Swaps	3.952.576.741 2.408.687.339	5.799.199	00	00	3.958.375.940 2.408.687.339	26.036.732 11.231.097
Total	6.361.264.080	5.799.199	º 	• 	6.367.063.279	37.267.829

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2019 and a value date after December 31, 2019.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	s 3 months	> 3 months	> 1 year	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	asn	gsn	OSN	asn	OSD	asn
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions Forwards Swaps	3,271,219,543 1,394,522,057	3.321.504	0	0	3.274.541.047 1.394.522.057	77,666,609
Total	4.665.741.600	3.321.504	º 	º 	4.669.063.104	79.734.020
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions Forwards Swaps	3.303.598.230 854.553.985	3.270.027	00	00	3.306.868.257 854.553.985	76.992.277 2.708.455
Total	4.158.152.215	3.270.027	º 	• 	4.161.422.242	79.700.732

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2018 and a value date after December 31, 2018.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2019	2018
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	3.122.139.702	3.714.129.527
EU member countries	3.122.139.702	3.714.129.527
Loans and advances to credit institutions	3.708.799.645	3.533.550.709
EU member countries	135.123.430	180.725.105
North & Central America	894.909.307	722.872.089
Asia	2.674.535.568	2.605.130.138
Europe, non-EU member countries	1.183.449	5.033.138
Australia and New Zealand	3.047.891	19.790.239
Loans and advances to customers	670.745	372.880
EU member countries	315.164	50.865
North & Central America	351.379	318.231
Asia	0	4
Europe, non-EU member countries	4.202	3.780
Shares and other variable yield securities	2.783	2.834
EU member countries	2.783	2.834
Total	6.831.612.875	7.248.055.950

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2019 Notional/payable amount in USD	2019 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	3.136.956.781	17.460.853
America	752.436.735	8.314.206
Asia	48.491.243	274.572

Swaps

EU member countries 1.004.949.710 2.872.627

Total 4.942.834.469 28.922.258

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019 - continued -

As at December 31, 2018, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2018 Notional/payable amount	2018 Risk equivalent amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	3.160.915.130	75.043.013
America	113.600.617	2.623.478
Asia	25.301	118
Swaps		
EU member countries	1.394.522.057	2.067.411
Total	4.669.063.105	79.734.020



中間財務書類

- a.管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b.管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c.管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年1月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.48円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. 貸借対照表(財政状態計算書) 2020年 6 月30日現在 (単位:米ドル)

資産

		米ドル	千円
010	現金、中央銀行における現金残高およびその他の要求払預金	4,337,018,208	453,131,662
020	手元現金	, , ,	, ,
030	中央銀行における現金残高	2,855,171,572	298,308,326
040	その他の要求払預金	1,481,846,636	154,823,337
050	売買目的で保有される金融資産	27,207,999	2,842,692
060	デリバティブ	27,207,999	2,842,692
070	持分証券		
080	債務証券		
090	ローンおよび貸付金		
096	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産	0	0
097	持分証券		
098	債務証券		
099	ローンおよび貸付金		
100	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産	0	0
120	債務証券		
130	ローンおよび貸付金		
141	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,784	291
142	持分証券	2,784	291
143	債務証券		
144	ローンおよび貸付金		
181	償却後原価における金融資産	3,021,982,786	315,736,761
182	債務証券		
183	ローンおよび貸付金	3,021,982,786	315,736,761
240	デリバティブ - ヘッジ会計		
250	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
260	子会社、合弁会社および関連会社への投資		
270	有形資産	5,168,539	540,009
280	有形固定資産	5,168,539	540,009
290	投資不動産		
300	無形資産	3,009,484	314,431
310	営業権		
320	その他の無形資産	3,009,484	314,431
330	税金資産	751	78
340	現行税金資産	751	78
350	繰延税金資産		
360	その他の資産	25,770,032	2,692,453
370	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
380	資産合計	7,420,160,584	775,258,378

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表 (財政状態計算書)

2020年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

		<u>**</u> ドル	千円 —————
010	売買目的で保有される金融負債	45,589,584	4,763,200
020	デリバティブ	45,589,584	4,763,200
030	ショート・ポジション		
040	預金		
050	発行済み債務証券		
060	その他の金融負債		
070	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融負債	0	0
080	預金		
090	発行済み債務証券		
100	その他の金融負債		
110	償却後原価で測定される金融負債	6,884,536,105	719,296,332
120	預金	6,880,136,553	718,836,667
130	発行済み債務証券		
140	その他の金融負債	4,399,552	459,665
150	デリバティブ - ヘッジ会計		
160	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
170	引当金	0	0
180	年金およびその他の退職後給付金債務		
190	その他の長期従業員給付金		
200	再編		
210	係属中の法的問題および租税訟務		
220	コミットメントおよび保証		
230	その他の引当金		
240	税金負債	14,432,457	1,507,903
250	現行税金負債	14,159,986	1,479,435
260	繰延税金負債	272,471	28,468
270	要求払株式資本		
280	その他の負債	16,811,084	1,756,422
290	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
300	負債合計	6,961,369,230	727,323,857

米ドル

千円

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2020年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

			111
010	資本	187,117,966	19,550,085
020	払込資本	187,117,966	19,550,085
030	未払込請求資本	107,117,000	10,000,000
040	株式発行差金		
050	資本を除く発行済みエクイティ商品	0	0
060	複合金融商品のエクイティ部分		
070	その他の発行済みエクイティ商品		
080	その他のエクイティ		
090	その他の累積包括利益	0	0
095	損益に再分類されることがない項目	0	0
100	有形資産		
110	無形資産		
120	確定給付型年金制度に係る数理計算上の 利益または(-)損失		
122	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
124	子会社、合弁会社および関連会社への投資のその他の認識 収益および費用の持分		
320	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券 の公正価値変動		
330	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券 の公正価値ヘッジに対するヘッジ非有効性		
340	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券 の公正価値変動〔ヘッジ項目〕		
350	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券 の公正価値変動〔ヘッジ手段〕		
360	負債の信用リスク変動に帰属する損益計算書を通じて公正 価値で測定される金融負債の公正価値変動		
128	損益に再分類されることがある項目	0	0
130	外国事業純投資のヘッジ〔有効部分〕		
140	外貨換算		
150	ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備 金〔有効部分〕		
155	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務証券 の公正価値変動		
165	ヘッジ手段〔指定されていない要素〕		
170	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
180	子会社、合弁会社および関連会社への投資のその他の認識 収益および費用の持分		
190	利益剰余金	1,810	189
200	再評価準備金		
210	その他の準備金	247,675,774	25,877,165
220	持分法を用いて計上される子会社、合弁会社および関連会社 への投資の準備金または累積損失		
230	その他	247,675,774	25,877,165
240	(-)自己株式		
250	親会社株主に帰属する損益	23,995,804	2,507,082

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

米ドル 千円

260	(-)中間配当		
270	少数株主持分〔非支配持分〕	0	
280	その他の累積包括利益		
290	その他の項目		
300	資本合計	458,791,354	47
310	資本および負債合計	7,420,160,584	775

0
47,934,521
775,258,378

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2020年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

	_	米ドル	千円
010	利息収益	34,935,989	3,650,112
020	売買目的で保有される金融資産	15,216,383	1,589,808
025	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産	., .,	, ,
030	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産		
041	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
051	償却後原価における金融資産	14,121,622	1,475,427
070	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
080	その他の資産	646,408	67,537
085	負債に係る利息収益	4,951,576	517,341
090	(支払利息)	14,741,325	1,540,174
100	(売買目的で保有される金融負債)	89,472	9,348
110	(損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融負債)		
120	(償却後原価で測定される金融負債)	3,914,625	409,000
130	(デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク)		
140	(その他の負債)	1,338	140
145	(資産に係る支払利息)	10,735,889	1,121,686
150	(要求払株式資本に係る費用)		
160	受取配当	0	0
170	売買目的で保有される金融資産		
175	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
191	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
192	持分法を用いて計上されるもの以外の子会社、合弁会社およ び関連会社への投資		
200	受取手数料	70,505,130	7,366,376
210	(支払手数料)	35,524,547	3,711,605
220	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負 債の認識除外に係る利益または(-)損失、純額	0	0
231	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
241	償却後原価における金融資産		
260	償却後原価で測定される金融負債		
270	その他		
280	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益または (-)損失、純額	4,699,042	490,956
287	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される売買目的保 有以外の金融資産に係る利益または(-)損失、純額		
290	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして指定した 金融資産および負債に係る利益または(-)損失、純額		
300	ヘッジ会計からの利益または(-)損失、純額		
310	為替差額〔利益または(・)損失〕、純額		
330	非金融資産の認識除外に係る利益または(・)損失、純額		
340	その他の事業収益	1,263,523	132,013
350	(その他の事業費用)	1,095,269	114,434
355	事業収益合計、純額	60,042,543	6,273,245

米ドル 千円

360	(管理費用)	24,876,507	2,599,097
370	(従業員費用)	10,360,793	1,082,496
380	(その他の管理費用)	14,515,714	1,516,602
385	(破綻処理基金および預金保証制度に拠出する現金)	1,594,626	166,607
390	(減価償却)	1,352,769	141,337
400	(有形固定資産)	719,564	75,180
410	(投資不動産)		
420	(その他の無形資産)	633,205	66,157
425	修正利益または(-)損失、純額	0	0
426	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
427	償却後原価における金融資産		
430	(引当金または(-)引当金の戻入)	0	0
435	(破綻処理基金および預金保証制度に支払うコミットメント)		
440	(コミットメントおよび保証)		
450	(その他の引当金)		
460	(損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る 減損または(-)減損の戻入)	378,022	39,496
481	(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産)	0	0
491	(償却後原価における金融資産)	378,022	39,496
510	(子会社、合弁会社および関連会社への投資の減損または (-)減損の戻入)		
520	(非金融資産に係る減損または(-)減損の戻入)	0	0
530	(有形固定資産)		
540	(投資不動産)		
550	(営業権)		
560	(その他の無形資産)		
570	(その他)		
580	損益認識されるマイナスの営業権		
590	持分法を用いて計上される子会社、合弁会社および関連会社へ の投資の利益または(-)損失の持分		
600	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有 に分類される売却グループからの利益または(-)損失		
610	継続事業からの税引前利益または(-)損失	31,840,619	3,326,708
620	(継続事業からの損益に関する税金費用または(-)収入)	7,844,815	819,626
630	継続事業からの税引後利益または(-)損失	23,995,804	2,507,082
640	非継続事業からの税引後利益または(-)損失	0	0
650	非継続事業からの税引前利益または(-)損失		
660	(非継続事業に関する税金費用または(-)収入)		
670	当期利益または(・)損失	23,995,804	2,507,082
680	少数株主持分〔非支配持分〕に帰属する金額		
690	親会社株主に帰属する金額	23,995,804	2,507,082

4【利害関係人との取引制限】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1)リスク要因 潜在的利益相 反」を参照。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必 要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会(以下「CSSF」という。)の事 前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用 する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場 合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場 合、СSSFは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正済)に基づき管理 会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。 管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することがで きる。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited) (「受託会社」)
 - (イ)資本金の額

2020年12月末日現在、200万米ドル(約2億896万円)

(ロ)事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島法に基づき1985年に設立され、トラストの受託者(「受託会社」)として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)に基づいて信託会社として、およびバーミューダにおいて中央銀行の認可により、業務を行う免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

- (2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)
- (イ)資本金の額

2021年1月末日現在、7,375,000ユーロ(約9億3,279万円)

(ロ)事業の内容

管理会社は、投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(隨時改訂される)に基づき、MUFG ルクスマネジメントカンパニーS.A.をサブ・ファンドに投資運用業務およびリスク・マネジメント 業務を提供する副管理会社として任命した。副管理会社は、投資運用機能を投資顧問会社に外部委託するが、リスク・マネジメント機能は常に自らが保持する。副管理会社は、CSSFからオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)としての許可を得て、AIFMに関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会通達2011/61/EU(隨時改訂される)に基づくAIFMとしての業務を提供している

副管理会社は、投資ファンドの管理を目的とする会社である。

- (3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) (「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」)
- (イ)資本金の額

2020年12月末日現在、10億1,000万米ドル(約1,055億2,480万円)

(ロ)事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび 環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の 多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

- (4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International) (「投資顧問会社」)
- (イ)資本金の額

2019年12月末日現在、1,756千米ドル(約1億8,347万円)

(ロ)事業の内容

投資顧問会社は、英国に所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。

(5) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (Goldman Sachs Asset Management L.P.) (「副投資顧問会社(GSAMLP)」)

(イ)資本金の額

2019年12月末日現在、49百万米ドル(約51億1,952万円)

(ロ)事業の内容

副投資顧問会社(GSAMLP)は、1940年米国投資顧問会社法に基づき、投資顧問会社として登録された。

- (6) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 (Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd.) (「副投資顧問会社 (GSAMC) 兼「代行協会員」」)
- (イ)資本金の額

2020年12月末日現在、 4億9,000万円

(ロ)事業の内容

副投資顧問会社(GSAMC)兼「代行協会員」は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。

- (7) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)
- (イ)資本金の額

2021年 1 月末日現在、405億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、 売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務および保管業務を行う。

- (2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (「副管理会社」) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメント に関する業務を行う。
- (3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」)

保管・管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンド資産の保管、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

- (4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (「投資顧問会社」) 一任投資顧問契約に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。
- (5) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (「副投資顧問会社 (GSAMLP)」)

副投資顧問契約(GSAMLP)に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(6) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「副投資顧問会社(GSAMC)」 兼「代行協会員」)

副投資顧問契約(GSAMC)に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行い、また代行協会員としての業務を行う。

(7) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」) ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、三菱UFJ信託銀行の100%子会社である。ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第3【投資信託制度の概要】

- 1.ケイマン諸島における投資信託制度の概要
- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法(改正済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法(改正済)または地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法(b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファン
 - (b) 2020年2月に施行された、・プライベート・ファフト」に分類されるグロースト・エフト型ファンドを規制するプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、 ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合(または投資信託一般に対する 言及により黙示的に記載される場合)を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであ り、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857(2,886のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託(2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド(以下に定義する。)の両方を含むが、これらに限られない。)が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2.投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融 庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融 庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライ ベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・ バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
 - (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
 - (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または 間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

- (a)銀行および信託会社法または保険法(改正済)に基づく免許を受けた者
- (b) 住宅金融組合法(改正済) または共済会法(改正済)に基づき登録された者、または
- (c) 非ファンド・アレンジメント (アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した(改正済)ミューチュアル・ファンド法 (以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、 その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件 で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 3.規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、

投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託 (第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第 4 (3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

- (a) 一投資者当たりの最低初期投資額が (CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- (b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または 主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類を オンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4.投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図して いる場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制 投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を 含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長 を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、 CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営 者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領 した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性ま たは完全性については法的義務を負わない。

5.投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、 第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理

者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場 合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の 債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうし ようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図して いる場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、 またはそのように意図している場合
 - ()ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - ()免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法(改正済)(以下「会社法」という。)の第17編A
 - (B) 有限責任会社法(改正済)の第12編
 - (C)有限責任事業組合法(改正済)の第8編
 - (以下、併せて「受益所有権法」という。)
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIM Aの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは 30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手 数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585 米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の 支払う年間手数料は8,536米ドルである。
- 6.ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、 投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国) 非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- ()株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- ()会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を 説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。 取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益の ために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g)額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面 株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i)株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (I) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなけ ればならない。
- 6.2 免除ユニット・トラスト
 - (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
 - (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する 受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
 - (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
 - (d)ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託

者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資 者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各 受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および 責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
 - (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
 - (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
 - (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。) およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
 - (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
 - (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
 - (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - ()ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - ()商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。

- ()リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- ()リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法 (改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を 電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- ()リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を (ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップ の権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも 1 名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散 に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次 法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a)ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限 責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島 政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ビークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和を もたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるビークルの投 資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約(第三者の権利)法(改正済) により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。
- 7 . ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督
- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定 する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以

後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの 行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、 行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正か つ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関してIMAがとる行為は、以下を含む。
 - (a) ミューチュアル・ファンド法の第 4 (1) (b)条(管理投資信託)、第 4 (3)条(登録投資信託)または 第 4 (4) (a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を 取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている 事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関す る勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b)投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため 受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合で C I M A が第7.9(a) 項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社 に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
- 8.投資信託管理に対する СІМАの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル の罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置を とることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定 に違反した場合
 - (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権 法に違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまた はそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くに は適正かつ正当な者ではない場合
 - (h)上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うに は適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - ()投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - ()規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- ()会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出する こと
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてСІМАがとりうる行為は以下の通りである。
 - (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消 すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCI MAに対して提供する。
 - (b)選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c)(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
 - (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b)満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMA は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を 執ることができる。
 - (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b)投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコート に対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
 - (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会 社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファ ンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
- 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
 - (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの 債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 СІМАにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
 - (a) 第9.1(a) 項から第9.1(d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド 法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行 われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMA または警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する 令状を発行することができる。
 - (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 10. СІМАによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
 - (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄 ただし、以下の場合はこの限りでない。
 - (a) 例えば秘密情報公開法(改正済)、犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)または薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合
 - (d)ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法 執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務 を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定され ている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件と する。
 - (j)投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命 もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合
- 11.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務
- 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(改正済)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求 権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b)「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c)情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d)表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現 によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。
- 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

- 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法
- 12.1 刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

- 12.2 刑法(改正済)第247条、第248条
 - (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、 欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13.清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ 法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令 (参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会計

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の 投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止 条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社 は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(I)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および 第6.4(e)項参照)。

- 14.一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)
- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外

に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることを C I M A に書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の 発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- ()一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- ()管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者 が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- ()管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家 名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c)管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、 および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCI MAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にてIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する 書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契 約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および 運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取り および充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収 益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する 写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ()一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- ()一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に 送金されるようにすること
- ()一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

- ()一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- ()保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ()結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを 不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家 向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判 断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- ()株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会 社の議決権付株式を取得してはならない。
- ()取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得 直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の 15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資 対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当 該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の 資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益 を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ()本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- ()株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の 資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社も しくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g)上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- ()投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- ()マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体の グループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する 特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者および C I M A に通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託 は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、 ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財 務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、 目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1 か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人 を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければ ならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の 目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- ()一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- ()一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大 な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- ()投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)

- ()証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- ()該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは 規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予 定である場合)、その旨の記述
- (x)投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx)一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx)以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xx)管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる 営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx)保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx)投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは 主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 目論見書に管理会社の名称その他ロゴマーク等および図案を採用すること、また目論見書の使用開始日を記載することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書の「投資リスク」の項に次の事項を記載することがある。
 - ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
- (4) 目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の「投資リスク」の冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。 投資信託は預貯金と異なります。ファンドは、世界の金融機関が発行するバンク・キャピタル証券を 主な投資対象としますので、金利変動等による組入証券の価格の下落や、発行体の倒産や財務状況の 悪化等の影響により、純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。また、各通貨クラスは、実 質的にそれぞれの通貨建てによる運用を目指しており、円クラス以外の外貨建てクラスの場合、当該 通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を 割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証され ているものではなく、純資産価格の下落や為替相場の変動により、投資元金が割り込み損失を被るこ とがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。
- (6) ファンド証券の券面は発行されない。

次へ

別紙

定義集

「決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各年の9月30日または補遺信託証書に定められたその他の日をいい、(最終計算期間の場合は)サブ・ファンドが信託証書の条項に従って終了する日をいう。

「計算期間」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、サブ・ファンドの設立日(最初の計算期間の場合)または各年の決算日の翌日から、翌決算日までの期間をいう。

「管理事務代行会社」とは、サブ・ファンドの管理事務代行会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはいずれかのサブ・ファンドにつき管理事務代行会社として行為する者として任命され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員」とは、サブ・ファンドの代行協会員として行為するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの代行協会員として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員報酬」とは、代行協会員に対して支払われる報酬をいう。

「関連会社」とは、ある者(会社である場合)に関して、その持株会社、子会社、かかる持株会社の子会社、当該者または上記に基づくその関連会社が発行済株式の3分の1以上を実質的に所有する会社(またはその子会社)をいい、それには、その一人または複数のパートナーが、直接または間接に、もしくは法人を通じて、当該者(会社である場合)の発行済株式の4分の3以上に対して実質的に権利を有する社団を含み、かつ当該社団のパートナーも含む。当該者が、個人、社団その他の法人格なき団体である場合、「関連会社」とは、当該者により直接または間接に、もしくは法人を通じて支配されている会社をいう。

「豪ドル」とは、オーストラリア連邦の法定通貨であるドルをいう。

「監査人」とは、ケイマンのプライスウォーターハウスクーパースまたはそれ以外に受託会社の同意を得て、管理会社によりサブ・ファンドの会計監査人として指名されたケイマン諸島に本拠を置く公認会計士または公認会計士事務所をいう。

「当局」、「CIMA」とは、ケイマン諸島金融庁をいう。

「実質的所有者」とは、受益証券の実質的所有者をいう。

「ブラジルレアル」とは、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるレアルをいう。

「ファンド営業日」とは、(1)ロンドン、ニューヨークおよび東京において銀行が営業している日、かつ(2) ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社および受託会社が随時定める日をいう。

「ケイマン諸島」とは、英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

「セント」とは、1米ドル、1豪ドル、1ユーロまたはサブ・ファンドの補遺信託証書および英文目論見書で定められるその他の通貨の100分の1をいう。

「クラス通貨」とは、各クラスの受益証券がヘッジされる通貨をいい、各クラスのクラス通貨は、ブラジルレアルクラス受益証券についてはブラジルレアル、中国元クラス受益証券については中国元、米ドルクラス受益証券については米ドル、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス受益証券については日本円、ユーロクラス受益証券についてはユーロ、英ポンドクラス受益証券については英ポンド、メキシコペソクラス受益証券についてはメキシコペソとする。

「中国元」とは、中華人民共和国の法定通貨である元をいう。

「保管会社」とは、サブ・ファンドの保管会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「取引日」とは、米ドルクラス、豪ドルクラス、円クラス、ユーロクラス、英ポンドクラスおよびメキシコペソクラスについては、ファンド営業日、ブラジルレアルクラスについては、ファンド営業日で、かつサンパウロ証券取引所が取引を行っている日、中国元クラスについては、ファンド営業日で、かつ上海証券取引所が取引を行っている日をそれぞれいう。

「信託証書」とは、管理会社および受託会社の間で締結された信託証書(随時変更される)をいい、添付された別紙およびサブ・ファンドその他の関連して締結される補遺信託証書を含むことがある。

「信託財産」とは、信託証書に基づき信託により保有されているまたは保有されるとみなされるサブ・ファンドに帰属するあらゆる資産をいう。

「日本における販売会社」とは、サブ・ファンドの日本における販売会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの日本における販売会社として選任されるその他の者をいう。

「公課・費用」とは、ある取引、売買に関する、印紙税および租税公課、政府徴収金、ブローカレージ手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、訴訟その他の法律費用およびすべてのその他の費用、義務および負担(信託財産の設定、信託財産の増加、受益証券の創設、発行、消却、販売、交換または購入、投資対象の取得、処分もしくは保有、保護に関する他の取扱い、収益の回収に関するかそれ以外かを問わない。)であり、それにより当該公課、費用、負担が支払われることになった取引、売買または他の事由が生じる以前に支払われなければならないか支払われなければならなくなることがあるものをいうが、純資産価額を確定する際に考慮される手数料、費用、公課を意味するわけではない。

「適格投資家」とは、()適用される法令に違反しなければ受益証券を取得または保有することができない自然人、会社もしくは法主体、または()()に定められた者のためのカストディアン、名義人もしくは受託者を除く非米国人または非 E E A 加盟国民をいう。

「EEA加盟国」とは、欧州経済領域の加盟国であり、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンおよびオランダならびに欧州経済領域に随時加盟する諸国をいう。

「EEA加盟国民」とは、以下に当てはまる者をいう。() 自然人であって、いずれかのEEA加盟国に居住する個人、市民または「外国人居住者」であって、いずれかのEEA加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。(イ)いずれかのEEA加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者、または(ロ)

前年に183日以上EEA加盟国に滞在した者。()自然人以外の者であって、(イ)いずれかのEEA加盟国においてもしくはEEA加盟国の法律に基づいて組織・設立され、および/またはEEA加盟国に主たる事業の場所または登記上の事務所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(口)(a)EEA加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)上記()に該当する1名もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ)資金源のいかんにかかわらず、その所得がEEA加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

「ユーロ」とは、1992年2月7日付欧州条約(改正済)に基づき、経済通貨同盟の第三段階の開始時に欧州共 同体の加盟国により採択された法定通貨をいう。

「特別決議」とは、信託証書の条項に従い正当に招集し開催された受益者集会で挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の4分の3以上を構成する多数が支持した決議または投票が正当に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の4分の3以上を構成する多数により可決された決議をいう。

「英ポンド」とは、英国の法定通貨であるポンドをいう。

「重過失」とは、過失の水準を超える主観的状態であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について認識しながら配慮を怠った場合におけるものをいう。

「受益者」とは、

- (a) サブ・ファンドの存続中、法的所有者かつ受益証券の所有者として受益者名簿に随時記載される者を 1111、共同所有者として同様に記載される者を含む。および
- (b) 信託証書の規定に従うサブ・ファンドの終了から受託会社の手元にサブ・ファンドの資産が残存しなくなる日までの間に、受益者名簿にサブ・ファンドの終了日付で記載されている者をいう。

「収益」とは、管理会社により信託財産から生じる収益の性質を有すると判断されるあらゆる利息、配当およびその他の金額をいう。

「英文目論見書」とは、サブ・ファンドについて、受益証券の募集に関してサブ・ファンドまたはそのクラス受益証券のために発行される予定の、随時補足もしくは更新されうる募集目論見書、英文目論見書、英文補遺目論見書もしくはその他の募集書類またはその附属書類をいう。

「中間決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別異に決定しない限り、毎年3月の最終の評価日またはサブ・ファンドについて補遺信託証書で別途定められる日をいう。

「中間会計期間」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別異に決定しない限り、毎年、決算日の翌日に始 まり中間決算日に終了する期間をいう。

「当初発行価格」とは、以下の金額をいう。

ブラジルレアルクラス受益証券:1口当たり10米ドル

中国元クラス受益証券: 1口当たり10米ドル 米ドルクラス受益証券: 1口当たり10米ドル 豪ドルクラス受益証券: 1口当たり10豪ドル

円クラス受益証券: 1口当たり10,000円 ユーロクラス受益証券: 1口当たり10ユーロ 英ポンドクラス受益証券: 1口当たり10英ポンド

メキシコペソクラス受益証券: 1口当たり10米ドル

「投資対象」とは、英文目論見書の規定に基づき許容され、信託財産の投資の目的で管理会社により選択された、その性質、収益を生み出すかどうかを問わず、あらゆる資産またはその一部分を成すものをいう。

「国内営業日」とは、東京において銀行が営業している日をいう。

「日本円」とは、日本の法定通貨である円をいう。

「管理会社報酬」とは、信託証書に基づき管理会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. およびその承継会社をいう。

「申込金額」とは、本書において定められる各投資者が申込みをなさなければならない最低の金額をいう。

「月」とは、暦上の月をいう。

「メキシコペソ」とは、メキシコ合衆国の法定通貨であるペソをいう。

「純資産価額」とは、サブ・ファンドについて、信託証書に基づき決定される、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの債務を控除した額をいう。

「1口当たり純資産価格」とは、信託証書に規定された評価日に受益証券口座の純資産価額を、評価日現在 発行済みの受益証券数で除し、1セント単位に四捨五入した額、またはサブ・ファンドについて補遺信託証 書および英文目論見書に定められるその他の端数を切り捨てた額をいう。

「非適格者」とは、 受益証券を取得および保有することが国や政府当局の法律や規則に違反することになる者、 受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのなかった納税義務を負担し、もしくは他の金銭上もしくは商業上の不利益を被る可能性がある状況(かかる状況が、直接もしくは間接に当該一もしくは複数の人物に影響するか否か、単独もしくは関係するもしくは関係しないその他の人物に該当するか否かを問わず、または管理会社にとってかかる状況に該当すると思われる状況)に置かれることになる一または複数の人物、 21歳未満の者、または EEA加盟国民または米国人をいう。

「表示通貨」とは、各クラスの受益証券が評価される通貨をいい、各クラスの表示通貨は、ブラジルレアルクラス受益証券、中国元クラス受益証券、米ドルクラス受益証券およびメキシコペソクラス受益証券は米ドル、豪ドルクラス受益証券については豪ドル、円クラス受益証券については日本円、ユーロクラス受益証券についてはユーロ、英ポンドクラス受益証券については英ポンドとする。

「受益者登録簿」とは、信託証書の条項に従い備置される受益者の登録簿をいう。

「登録事務代行会社」とは、サブ・ファンドの登録事務代行会社および名義書換代理人として行為する受託 会社により管理事務代行契約に基づき任命された管理事務代行会社または信託証書の条項に従い受益者登録 簿を保管するその他の者をいう。

「買戻通知」とは、サブ・ファンド(またはサブ・ファンドのクラス)の受益証券について、信託証書の定めにしたがって、受益証券の買戻しを請求する通知をいう。

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「サブ・ファンド」とは、MUGC GS ケイマン・ファンドのGSバンク・キャピタル証券ファンドをいう。

「ファンド決議」とは、信託証書の定めに従い、適法に招集され開催されるサブ・ファンドの受益者の集会で、挙手の方法によるか、投票が議決権の4分の3以上の多数により適正に要求されかつ決定された場合には投票の方法により、参加した受益者が有する議決権の4分の3以上の多数により採択された決議をいう。

「申込書」とは、サブ・ファンドの受益証券(またはサブ・ファンドのクラス受益証券)について、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時定める様式により受益証券の買付けを申し込むための用紙をいう。

「補遺信託証書」とは、サブ・ファンドについて、サブ・ファンドを設立し、随時変更または補足されることがある補遺信託証書をいう。

「終了日」とは、サブ・ファンドについて、関連する補遺信託証書または英文目論見書の条項により定められた日または状況をいう。サブ・ファンドの信託期間は、ミューチュアル・ファンド法および信託法および一般法の制限のもと、受託会社と協議した上で管理会社がその裁量に基づき、または管理会社および受託会社の同意の上で行われた受益者集会の特別決議により延期されうる。

「トラスト」とは、信託証書に言及された名称(または、受託会社および管理会社が随時決定するその他の名称)で認識される信託証書により設定されたユニット・トラスト型投資信託をいう。

「受託会社」とは、受託会社としての役割を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー (ケイマン)リミテッドおよびその承継会社をいう。

「受託会社報酬」とは、信託証書の定めに基づき受託会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「受益証券」とは、サブ・ファンドの未分割の持分をいい、文脈上要求される場合には、サブ・ファンドの クラスの受益証券およびその端数をいう。

「受益証券口座」とは、サブ・ファンドについて、特定のクラスの受益証券に関連しうる、()会計上、受益証券の発行手取金をサブ・ファンドのその他の資産から分離して認識して貸記し、()会計上、その勘定に帰属する資産のインカムゲインおよびキャピタルゲインが貸記され、および()その勘定から、会計上、受益証券に係わるすべての費用および負債ならびに受益証券の買戻代金が支払われる、サブ・ファンドの内部勘定をいう。

「英国」とは、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。

「米国」とは、アメリカ合衆国ならびにそのいずれかの州およびコロンビア特別区を含むその領土および属領をいう。

「米国人」とは、(1)1933年米国証券法(改正済)のレギュレーションSに定義されている米国人をいい、随時、()米国に居住する自然人、()米国においてまたは米国法に基づき設立され、創設されまたは組織されたパートナーシップ、会社またはその他の法人、()遺産管理人または管財人が米国人である財団、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店、()米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除

く。)、()米国で組織され、設立されまたは(個人の場合)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、()(A)米国外の法域の法律に基づき組織されまたは設立されている場合、および(B)米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されている場合(ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家(米国証券法に基づくルール501(a)で定義される。)により組織されまたは設立されかつ所有されている場合にはこの限りではない。)のパートナーシップまたは法人を随時含む米国人、ならびに(2)米国商品取引所法(改正済)に基づくルール4.7に規定されている「非米国人」ではない者をいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨であるドルをいう。

「評価日」とは、サブ・ファンドについて、補遺信託証書で別異に定められる場合を除き、取引日または管理会社が受託会社の承諾を得て随時定める日もしくは英文目論見書に定められるその他の日をいう。

「年」とは、暦上の年をいう。

英文から翻訳された独立監査人の報告書

MUGCGSケイマン・ファンドのサブ・ファンドであるGSバンク・キャピタル証券ファンド(マルチ・カレンシー型)の受託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド 御中

監査意見

私たちは、添付の財務書類が、国際財務報告基準に準拠して、MUGC GSケイマン・ファンドのサブ・ファンドであるGSバンク・キャピタル証券ファンド(マルチ・カレンシー型)(以下「サブ・ファンド」という。)の2020年9月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する会計年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

サブ・ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・2020年9月30日現在の財政状態計算書
- ・2020年9月30日現在の投資明細表
- ・同日に終了した会計年度の包括利益計算書
- ・同日に終了した会計年度の買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書
- ・同日に終了した会計年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・財務書類に対する注記(重要な会計方針およびその他の説明情報を含む)

監査意見の根拠

私たちは、国際監査基準に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私たちは、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(IESBA Code)に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持している。私たちは、当該 IESBA Code で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

財務書類に対する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤 謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備およ び運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、経営者がサブ・ファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私たちの契約書の条項に従ってサブ・ファンドのみを利用者として想定しており、クラス・ファンド以外に配布および利用されるべきものではない。私たちは、この監査意見を表明するにあたり、事前に書面にて明示的に同意されている場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手した者に対して責任を有しない。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島 2020年12月29日

注:この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解また は意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

<u>次へ</u>

Independent auditor's report

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, solely in its capacity as trustee of GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund, a sub-trust of MUGC GS Cayman Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of GS Financial Institutions Capital Securities FX Fund (the "SubTrust"), a sub-trust of MUGC GS Cayman Fund, as at 30 September 2020, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

What we have audited

The Sub-Trust's financial statements comprise:

the statements of financial position as at 30 September 2020;

the schedule of investments as at 30 September 2020;

the statements of comprehensive income for the year then ended;

the statements of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the year then ended;

the statements of cash flows for the year then ended; and

the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control. Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.

Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Sub-Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers Cayman Islands

29 December 2020

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。



ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. 取締役会各位 ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

承認された監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)の2019年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2019年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績についてすべての重要な点において真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、監査業務に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'Entreprises Agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(「IESBA規程」)に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

収益の認識 - 未収手数料

当該事項が監査における最重要事項 の1つと考えられる理由

我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.14「収益の認識」および注21「未収手数 料」を参照する。

2019年12月31日現在、未収手数料は 135,532,835米ドルであった。未収手数料は主 に、ファンド管理業務、信託業務および全体保 管業務から生じる。

監査における当該事項の対応方法

我々は、未収手数料の認識プロセスを理解し、当該プロセスの重要な統制を精査した。未収手数料の手作業による処理に関する不備が指摘されたため、我々は、コントロール・リライアンス・アプローチは使用せず、詳細テストおよび分析的実証手続で構成される実証監査手続に基づいて保証を得た。

投資対象、合意された条件および提供された サービスに応じて、基礎となる様々な基準や金 利が適用される。

当行の未収手数料の認識処理には、手作業に よる重要な介入が含まれる。

したがって、未収手数料の計算は、未収手数料の算出の決定に関連する複雑性および業務リスクと併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。

我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。

異なる種類の手数料のサンプルについては、

- ・我々は、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。
- ・我々は、その後の支払いの手数料の受領に合 意した。

その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報 (財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、当該財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当行の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'Entreprises Agréé)の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識 および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明の ための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽 造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重 要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を 策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示 の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な 表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、 我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する 場合、関連する予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の報告書において記載する。

他の法令上の要件に関する報告

我々は、2019年3月24日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は45年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、適用される法律要件に従って作成されている。 我々は、EU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していたことを確認している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

[署名]

マーティン・フローネ、公認の監査人 パートナー

2020年3月10日

次へ

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the Audit of the Annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of, in all material respects, the financial position of the Bank as at December 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation N°537/2014, the Law of July 23, 2016 on the audit profession (Law of July 23, 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Annual accounts" section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual account, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Revenues recognition - Commission receivable

Why the matter was considered to be one of most significant in the audit

We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.14 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts.

Commission receivable amounted to USD 135,532,835 as of December 31, 2019.
Commission receivable mainly derives from fund administration, fiduciary and global custody operations.

Different underlying bases and rates are applicable depending on the underlying investments, agreed terms and services provided.

The process of commission receivable recognition for the Bank includes significant manual interventions.

Accordingly, the calculation of commission receivable are considered to be a key audit matter due to the significance of the amounts involved, combined with the complexity and operational risk associated with determining the calculation of the commission receivable.

How the matter was addressed in the audit

We obtained an understanding of the commission receivable recognition process, and we reviewed key controls in the process. Due to deficiencies identified related to the manual processing of commission receivable, we did not use a control reliance approach and our assurance was obtained based on substantive audit procedures, consisting of a combination of tests of details and substantive analytical procedures.

We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank.

For a sample of the different types of commissions:

- we tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions. This also included the reconciliation of the underlying basis to external evidence;
- we agreed the receipt of the commissions to subsequent payments.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of and Those Charged with Governance for the Annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Bank's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation N°537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

EDINET提出書類

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(E15174)

有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as Réviseur d'Entreprises Agréé by the Board of Directors on March 24, 2019 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 45 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation N $^{\circ}$ 537/2014 were not provided and that we remained independent of the Bank in conducting the audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'Entreprises Agréé Partner

March 10, 2020

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理 人が別途保管している。